

# わが国の預金取扱金融機関のサブプライム関連商品の保有額等について

(平成19年9月末時点)

(単位:兆円)

大手行等の Tier1 及びサブプライム関連商品等保有額・評価損益は連結ベース

	(19年3月末) Tier1	(19年3月期) 実質業純	(19年9月末) 株式評価損益	サブプライム関連商品等保有額						サブプライム関連の ABCPプログラム
				うちサブプライム関連ビジネス			うちサブプライム関連ビジネス			エクスポージャー
				(9月末) 簿価	評価損益	期) 損等(4、9月 (売却損益・減 実現損益	(9月末) 簿価	評価損益	期) 損等(4、9月 (売却損益・減 実現損益	
大手行等	23.3	3.6	8.0	1.2	▲0.1	▲0.1	0.1	0	▲0.02	0.2
地域銀行	12.6	2.0	4.2	0.11	▲0.006	▲0.009	—	—	—	—
信用金庫・ 信用組合	6.9	0.7	0.2	0.02	▲0.001	▲0.01	—	—	—	—

※この他、サブプライムローンと直接係わりのない証券化商品等についても、グローバルな金融市場の混乱の影響が欧米を中心として広範に及んでおり、わが国の一部金融機関において、一定程度の評価損や実現損が発生しているものがある。また、上記計数は、10月以降の追加損失を含んでいない。

(注1)「サブプライム関連商品等」とは、サブプライムローンを原資産とする ABS 及びそうした ABS を原資産に含む CDO などの金融商品等を指す。

「サブプライム関連ビジネス」とは、サブプライムローン関連商品の組成ビジネス等を指す。

(注2)「大手行等」は主要行及び農林中央金庫。

(注3)中間決算未発表の金融機関の評価損には、現時点の内部管理上の数値も含まれ、最終的に監査法人と協議の上、(中間)決算で確定する。

(注4)一部の証券会社のサブプライム関連商品等保有額は、連結ベースのため、大手行等に含まれている。

# わが国の預金取扱金融機関のサブプライム関連商品の保有額等について

(平成19年12月末時点)

※下段( )書きは平成19年9月末の数値 (単位:10億円)

	Tier1自己資本 (19年3月末)	実質業純 (19年3月期)	株式評価益 (19年12月末)	サブプライム関連商品等保有額						サブプライム関連の ABCPプログラム
				うちサブプライム関連ビジネス			エクスポージャー			
				簿価 (12月末)	評価損益	実現損益 (売却損益・減損等 (4-12月期))	簿価 (12月末)	評価損益	実現損益 (売却損益・減損等 (4-12月期))	
大手行等	25,300	3,754	6,344 (7,983)	1,388 (1,246)	▲143 (▲122)	▲399 (▲122)	202 (138)	0 (0)	▲85 (▲19)	— (152)
地域銀行	12,600	2,003	3,534 (4,249)	80 (115)	▲9 (▲6)	▲28 (▲9)	—	—	—	—
協同組織 金融機関	11,509	965	215 (347)	51 (47)	▲6 (▲7)	▲15 (▲10)	—	—	—	—
合計	49,408	6,722	10,093 (12,579)	1,519 (1,407)	▲158 (▲135)	▲442 (▲141)	202 (138)	0 (0)	▲85 (▲19)	— (152)

※この他、サブプライムローンと直接係わりのない証券化商品等についても、グローバルな金融市場の混乱の影響が欧米を中心として広範に及んでおり、わが国の一部金融機関において、一定程度の評価損や実現損が発生しているものがある。

(注1)「サブプライム関連商品等」とは、サブプライムローンを原資産とする ABS 及びそうした ABS を原資産に含む CDO などの金融商品等を指す。なお、投資信託の運用の中で、結果的にサブプライム関連商品への投資が行われているものは含まれていない。

「サブプライム関連ビジネス」とは、サブプライムローン関連商品の組成ビジネス等を指す。

(注2)「大手行等」には、主要行、農林中央金庫、新生銀行、あおぞら銀行、シティバンク銀行、新たな形態の銀行、外銀信託等が含まれている。

(注3)「協同組織金融機関」には、信金中央金庫を含む信用金庫、全国信用協同組合連合会を含む信用組合、労働金庫連合会を含む労働金庫、信農連、信漁連が含まれている。農業協同組合等は含まれていない。なお、農林中央金庫は大手行等に含まれている。

(注4)上記はヒアリングベースの計数であり、今後、各行等の精査の中で変動しうる。

(注5)一部の証券会社のサブプライム関連商品等保有額が、連結される大手行等に含まれている。

# わが国の預金取扱金融機関のサブプライム関連商品の保有額等について

(平成20年3月末時点)

※下段( )書きは平成19年12月末の数値 (単位:10 億円)

	Tier1自己資本 (20年3月末)	実質業純 (20年3月期)	株式評価損益 (20年3月末)	サブプライム関連商品等保有額						サブプライム関連の ABCPプログラム
				うちサブプライム関連ビジネス			うちサブプライム関連ビジネス			エクスポージャー
				簿価 (3月末)	評価損益	実現損益 (売却損益・減損等 (20年3月期))	簿価 (3月末)	評価損益	実現損益 (売却損益・減損等 (20年3月期))	
大手行等	25,987	3,499	3,570 (6,344)	933 (1,388)	▲123 (▲143)	▲652 (▲399)	107 (202)	0 (0)	▲288 (▲85)	—
地域銀行	12,862	1,799	2,217 (3,534)	54 (80)	▲1 (▲9)	▲46 (▲28)	—	—	—	—
協同組織 金融機関	11,231	795	▲6 (215)	32 (51)	▲1 (▲6)	▲28 (▲15)	—	—	—	—
合計	50,081	6,093	5,781 (10,093)	1,019 (1,519)	▲125 (▲158)	▲725 (▲442)	107 (202)	0 (0)	▲288 (▲85)	—

※この他、サブプライムローンと直接係わりのない証券化商品等についても、グローバルな金融市場の混乱の影響が欧米を中心として広範に及んでおり、わが国の一部金融機関において、一定程度の評価損や実現損が発生しているものがある。

(注1)「サブプライム関連商品等」とは、サブプライムローンを原資産とする ABS 及びそうした ABS を原資産に含む CDO などの金融商品等を指す。なお、投資信託の運用の中で、結果的にサブプライム関連商品への投資が行われているものは含まれていない。

「サブプライム関連ビジネス」とは、サブプライムローン関連商品の組成ビジネス等を指す。

(注2)「大手行等」には、主要行、農林中央金庫、新生銀行、あおぞら銀行、シティバンク銀行、新たな形態の銀行、外銀信託等が含まれている。

(注3)「協同組織金融機関」には、信金中央金庫を含む信用金庫、全国信用協同組合連合会を含む信用組合、労働金庫連合会を含む労働金庫、信農連、信漁連が含まれている。農業協同組合等は含まれていない。なお、農林中央金庫は大手行等に含まれている。

(注4)上記はヒアリングベース等の計数であり、今後、各行等の精査の中で変動しうる。

(注5)一部の証券会社のサブプライム関連商品等保有額が、連結される大手行等に含まれている。

## FSF報告書における先進的開示事例を踏まえたわが国の預金取扱金融機関の証券化商品等の保有額等について

(平成20年3月末時点) (単位:10億円)

	サブプライム関連商品等保有額												CLO,CDO※			RMBS※			CMBS			レバレッジドローン		合計		
	うちCDO			うちRMBS			その他			小計			保有額	評価損益	実現損益 (売却損益・減損等)	保有額	評価損益	実現損益 (売却損益・減損等)	保有額	評価損益	実現損益 (売却損益・減損等)	保有額	実現損益 (売却損益・減損等)	保有額	評価損益	実現損益 (売却損益・減損等)
	保有額	評価損益	実現損益 (売却損益・減損等)	保有額	評価損益	実現損益 (売却損益・減損等)	保有額	評価損益	実現損益 (売却損益・減損等)	保有額	評価損益	実現損益 (売却損益・減損等)														
大手行等	246	▲ 24	▲ 528	513	▲ 99	▲ 70	174	0	▲ 53	933	▲ 123	▲ 652	6,164	▲ 573	▲ 328	3,988	▲ 66	▲ 191	2,338	▲ 71	▲ 10	5,178	▲ 64	18,602	▲ 833	▲ 1,243
													5,632	▲ 559	▲ 309	1,057	▲ 69	▲ 192	590	▲ 63	▲ 9	4,031	▲ 62	12,243	▲ 813	▲ 1,224
地域銀行	11	▲ 1	▲ 46	0	▲ 0	0	43	▲ 1	0	54	▲ 1	▲ 46	340	▲ 34	▲ 84	1,030	▲ 0	14	457	▲ 2	4	17	0	1,897	▲ 37	▲ 111
													246	▲ 31	▲ 83	1	▲ 0	▲ 0	-	-	▲ 0	5	0	306	▲ 32	▲ 128
協同組織 金融機関	4	▲ 0	▲ 30	0	▲ 0	0	28	▲ 1	1	32	▲ 1	▲ 28	1,261	▲ 111	▲ 82	762	▲ 0	9	222	▲ 1	3	16	0	2,294	▲ 113	▲ 98
													925	▲ 101	▲ 82	-	-	-	-	-	-	-	-	958	▲ 102	▲ 110
合計	261	▲ 24	▲ 604	513	▲ 99	▲ 70	245	▲ 1	▲ 51	1,019	▲ 125	▲ 725	7,766	▲ 718	▲ 495	5,780	▲ 67	▲ 167	3,017	▲ 74	▲ 2	5,211	▲ 63	22,793	▲ 983	▲ 1,453
													6,803	▲ 691	▲ 474	1,058	▲ 69	▲ 192	590	▲ 63	▲ 9	4,036	▲ 61	13,507	▲ 947	▲ 1,462
(参考) 商品別毀損率	▲ 70.83%			▲ 28.19%			▲ 22.35%			▲ 48.33%			▲ 14.40%			▲ 3.90%			▲ 2.75%			▲ 1.22%		▲ 9.79%		
													▲ 15.68%			▲ 19.09%			▲ 11.86%			▲ 1.53%		▲ 15.56%		

点線枠内は原資産が海外の計数。

※サブプライム関連のCDO、RMBSは含まれない。

(注1)「商品別毀損率」については、評価損益(3月末)と引当及び減損(3月期)の合計を、減損前保有額にて割ったものとして算出。

(注2)上記はヒアリングベースの計数であり、今後、各行等の精査の中で変動しうる。

(注3)CDOには、CDO等へ投資を行っているSIVを含む。

(注4)RMBSには政府支援機関等のモーゲージ債は含まない。

(注5)レバレッジドローンとは、各金融機関によりその定義は若干異なるが、一般的には、企業買収に際して供与されるローン等の低格付企業向けローンを指す。

(注6)上記のほか一部の銀行において、モノライン保険会社を相手方とするCDS取引による損失(約▲300億円)が公表されている。

# 金融市場戦略チーム 第一次報告書の概要

## サブプライムローン問題の構図

### サブプライムローンとは

- ・「信用力の劣る借り手に対する住宅ローン」
- ・残高は約140～170兆円
- ・米国住宅ローン市場の約13～15%を占める
- ・近年、延滞率が上昇(07年第2四半期:14.8%)

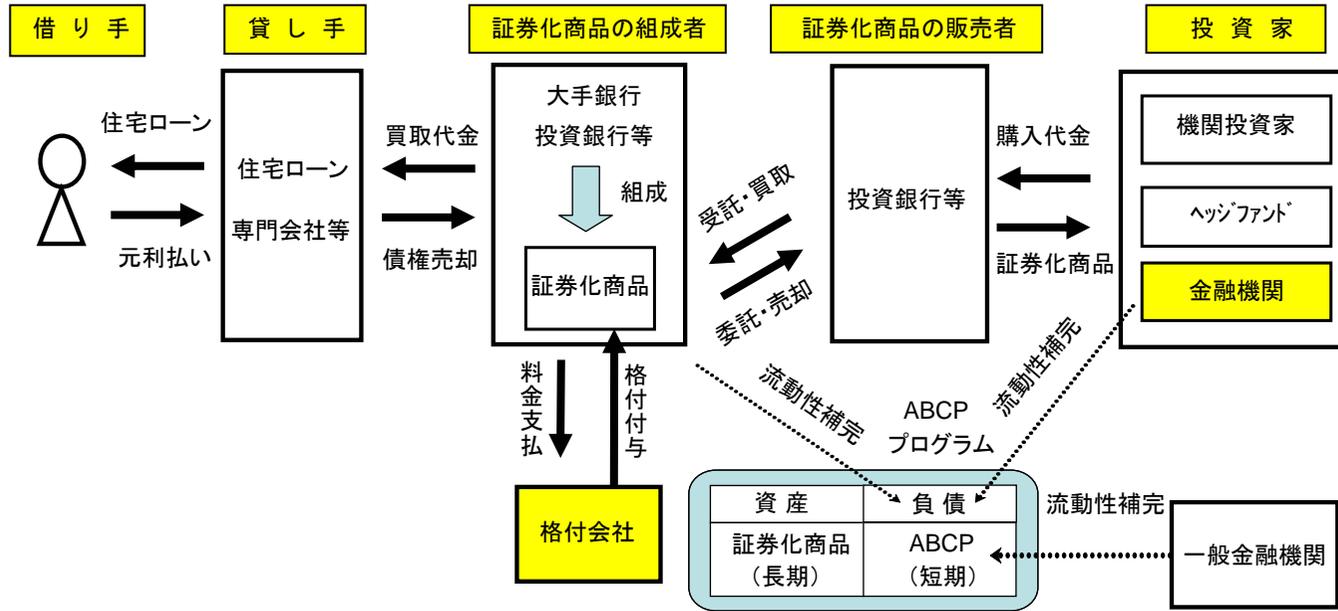
証券化等の金融技術の普及により、新しい金融仲介のあり方として、貸し手が市場を通じて原債権の信用リスクを投資家に分散させるというビジネスモデル(Originate to distribute)が普及

### 【3つの不確実性の顕在化】

- ①リスク所在の不確実性
- ②価格形成の不確実性
- ③流動性の不確実性

### 【課題】

- サブプライムローン関連商品に関する各当事者に係る下記問題点を把握して対応する必要
- 市場発の危機への対応等の監督態勢の充実の必要



- ### 各当事者にかかる主な問題点
- 原債権のリスクについて、サブプライムローンの貸し手、証券化商品の組成者、格付会社、証券化商品の販売者、投資家等の関係当事者間で適切な情報伝達が行なわれていたか。
  - 証券化商品の組成者において、自ら一定部分を保有せずに証券化商品を組成し、投資家へ安易な信用リスクの移転を行おうとしていたのではないか。
  - 格付会社において、①証券化商品の格付ビジネスに利益相反の可能性が内在していたのではないか、②モデル内容やその妥当性等について適切なディスクロージャーがなされていたか、③格付情報の意義について投資家に誤解を与えていなかったか。
  - 金融機関を含む各投資家において、適切に、リスク管理やディスクロージャーがなされていたか。

### 上記の諸課題に対する対応

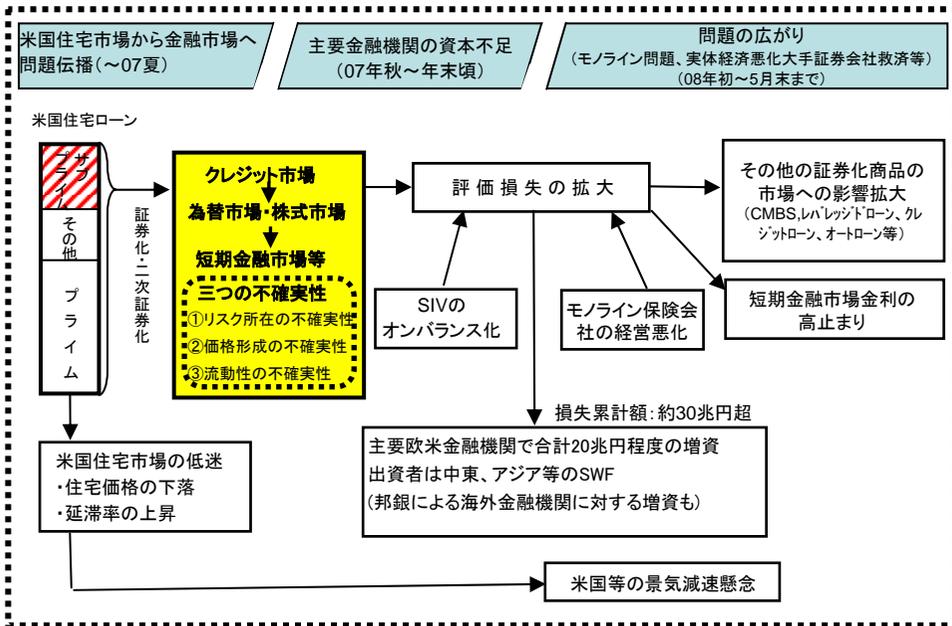
#### グローバルな視点からの市場正常化に向けた道筋

1. 現在、G7、FSF、IOSCO等の国際機関において、広範囲な論点を議論
2. 国際的な議論の中で考慮されるべき論点
  - (1) 原債権の信用リスクの情報伝達について
  - (2) 金融機関や投資家のリスク管理のあり方について
  - (3) 格付会社の格付手法、格付けの利用方法や監督体制等について
  - (4) 証券化商品の価格評価・会計処理の問題について
  - (5) コンデューット等の連結・非連結の会計処理の問題について

#### わが国としての対応

1. 監督当局における市場動向の把握、モニタリングの強化
2. 監督当局間における国際的な連携強化
3. 「証券化によるリスク移転を前提とした融資(Originate to distribute)」の問題への対応
4. 証券化商品の原債権の追跡可能性(Traceability)の確保
5. 十分なデータによる統計処理を前提とした証券化
6. プリンシプルの提示とベスト・プラクティス(最良慣行)の模索
7. 格付会社に対する適切な対応
8. 証券化商品の価格評価・会計処理に関する国際的な議論への参画

I グローバルな証券化市場における問題の広がり



II 問題解決に向けた取組み

各国政策当局による取組み

- ・借手救済策(HOPE NOW)[米国]  
⇒既に40万人超が借り換え・凍結
- ・景気刺激策[米国]  
⇒1,000億ドルの戻し減税等
- ・流動性供給手段の拡充  
⇒欧米5中央銀行による協調  
⇒TAF、TSLF、PDCF(FRB)
- ・モーゲージ市場への流動性供給[米国]

民間関係者等における取組み

- ・格付会社  
⇒部内組織の見直し等の実施又は検討

わが国における取組み

- ・市場分析体制の充実・国際的連携強化  
⇒監督企画参事官室を設置予定
- ・追跡可能性(Traceability)の確保  
⇒金商業者向け監督指針の改正
- ・早期警戒制度の充実等  
⇒金商業者に対する早期警戒制度の導入
- ・プリンシプルの提示と最良慣行の模索  
⇒14項目のプリンシプルを公表

国際機関における処方箋の検討

- ・金融安定化フォーラム(FSF)
- ・証券監督者国際機構  
⇒報告書を発表

III 今後の課題について

1. わが国不良債権問題の教訓

- (1)セーフティネットの構築  
将来の金融市場の状況を視野にいれ、セーフティネットの整備状況を点検
- (2)流動性危機の背景にあるソルベンシーの問題  
流動性リスク管理の高度化と市場ストレス時の健全性状況の把握
- (3)資産査定の対象資産に対する共通の尺度  
デスクロージャーによる市場からの規律付け
- (4)早期発見・早期認識  
健全性を大きく損なう前の適切な対応(危機予防)が重要

2. これまでの政策対応や処方箋に対する評価と課題

- FSF、IOSCOの報告書と問題意識を共有・評価
- (1)報告書を高く評価。その的確な実施とフォローアップが重要。
  - (2)先進的な開示・透明性強化が重要(わが国は世界に先駆けて証券化商品等の保有額等を公表)
  - (3)国際的な金融機関の監督に関する連携強化の枠組み等への積極的な対応。
  - (4)脆弱な銀行に対応するため、必要に応じて公的関与強化の検討の必要性。
  - (5)行動規範改訂を踏まえた格付会社の対応の必要性。

3. グローバルな金融市場に係るわが国としての留意点

- (1)マネーフローの変化への的確な対応、金融・資本市場競争力強化プランの推進、競争制限的な諸制度の不断の点検
- (2)欧米金融機関からの投資を含め、SWFから多くの資金を集めることが出来る魅力ある金融市場を構築することが課題。  
国内版SWFについては、国民資産の効率運用の観点等から運用のあり方について抜本的検討を含め、幅広く議論する必要
- (3)対内投資促進がわが国経済の持続的成長に大きく貢献。規制は必要最小限のものとし、その運用にあたって高い予見可能性の確保が重要。

欧米金融機関は困難に直面する中、わが国金融機関は「攻めの姿勢」で金融仲介機能を果たすべき  
世界の金融市場に伍して戦える「開かれた金融力のある国」を目指すべき

## 金融市場戦略チーム

### 開催実績

**第一回** 9/19(水)

サブプライムローン問題の概要（日本銀行、金融庁）

**第二回** 9/21(金)

世界経済、金融市場動向（島本委員、水野委員）

**第三回** 10/5(金)

米国住宅市場動向（住宅金融支援機構 小林正宏氏  
JP モルガン証券 菊地友視氏）

**第四回** 10/18(木)

格付会社について（畑山委員）  
ファンド規制について（大崎委員）  
バーゼルⅡについて（金融庁）

**第五回** 10/25(木)

国際的な動向について（玉木委員、金融庁）  
証券化実務について（UBS 証券 大槻奈那氏  
モルガンスタンレー証券 赤井厚雄氏）

**第六回** 11/2(金)

格付会社について（格付投資情報センター 原田康博氏、田中英隆氏  
日本格付研究所 内海孚氏  
ムーディーズ・ジャパン 北山慶氏  
スタンダード・アンド・プアーズ 張毓宋氏  
フィッチ・レーティングスジャパン 橋本圭一郎氏

**第七回** 11/7(水)

証券化商品の販売について（みずほ証券 芝田康弘氏  
メリルリンチ日本証券 米元祐三氏）  
証券化商品の会計・監査について（日本公認会計士協会 森公高氏）

**第八回** 11/14(水)

機関投資家について（農林中央金庫 斎藤真一氏  
日本生命保険相互会社 雨森泰伸氏）  
フリーディスカッション

**第九回** 11/21(水)

論点整理

**第十回** 11/30(金)

第一次報告書とりまとめ、公表

## 第一次報告書公表以降

### 第十一回 1/31(木)

サブプライムローン問題の動向等（日本銀行、金融庁）

### 第十二回 2/13(水)

ソブリン・ウェルス・ファンドについて（中国投資有限責任公司 高西慶氏）  
G7 及び FSF について（財務省、金融庁）

### 第十三回 3/17(月)

米国経済の動向及び今後の見通しについて（水野委員）  
サブプライムローン問題の影響（齋藤委員）  
モノライン問題について（ファイナンシャル・セキュリティ・アシュアランス  
塩谷和彦氏、植松基員氏）

### 第十四回 4/4(金)

米国金融機関・金融市場について（JP モルガン証券 菊地友視氏、中空麻奈氏、  
横山明彦氏）

格付けを巡る動向のフォローアップについて  
（ムーディーズ・インベスターズ ジェニファー・エリオット氏  
スタンダード・アンド・プアーズ デブン・シャーマ氏、ヴィッキー・A・ティルマン氏  
フィッチ・レーティングス リチャード・ハンター氏  
格付投資情報センター 田中英隆氏  
日本格付研究所 江森剛文氏）

### 第十五回 4/16(水)

G7 及び FSF について（財務省、金融庁）  
米国金融規制改革案について（金融庁）

**第十六回** 4/21(月)

ソブリン・ウェルス・ファンドについて（東京大学大学院 伊藤隆敏氏、  
証券取引等監視委員会、財務省）

**第十七回** 6/6(金)

対日投資促進について（ビジネスブレークスルー大学院大学 大前研一氏  
モルガンスタンレー証券 ロバート・フェルドマン氏  
株式会社経営共創基盤 富山和彦氏）

20年3月期のわが国金融機関の状況について（金融庁）

**第十八回** 6/10(火)

論点整理

**第十九回** 6/12(木)

第二次報告書とりまとめ、公表

## 金融市場戦略チーム

平成 20 年 6 月 12 日現在

大崎 貞和	野村総合研究所研究創発センター主席研究員
齋藤 潤	内閣府政策統括官(経済財政分析担当)
島本 幸治	BNP パリバ証券 投資調査部長 チーフストラテジスト
高尾 義一	朝日ライフアセットマネジメント 常務執行役員
高橋 洋一	東洋大学経済学部教授
玉木 林太郎	財務省国際局長
中曾 宏	日本銀行金融市場局長
畑山 卓美	アビームコンサルティング顧問
三國 陽夫	三國事務所代表取締役
水野 和夫	三菱 UFJ 証券チーフエコノミスト

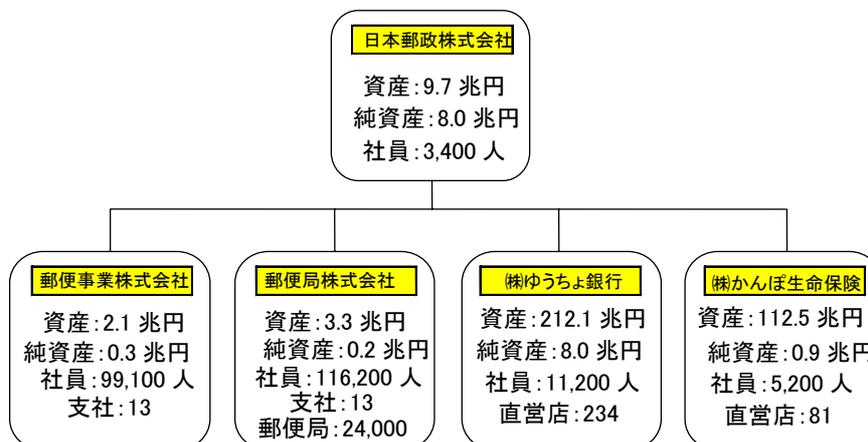
[計 10名]

(敬称略・五十音順)

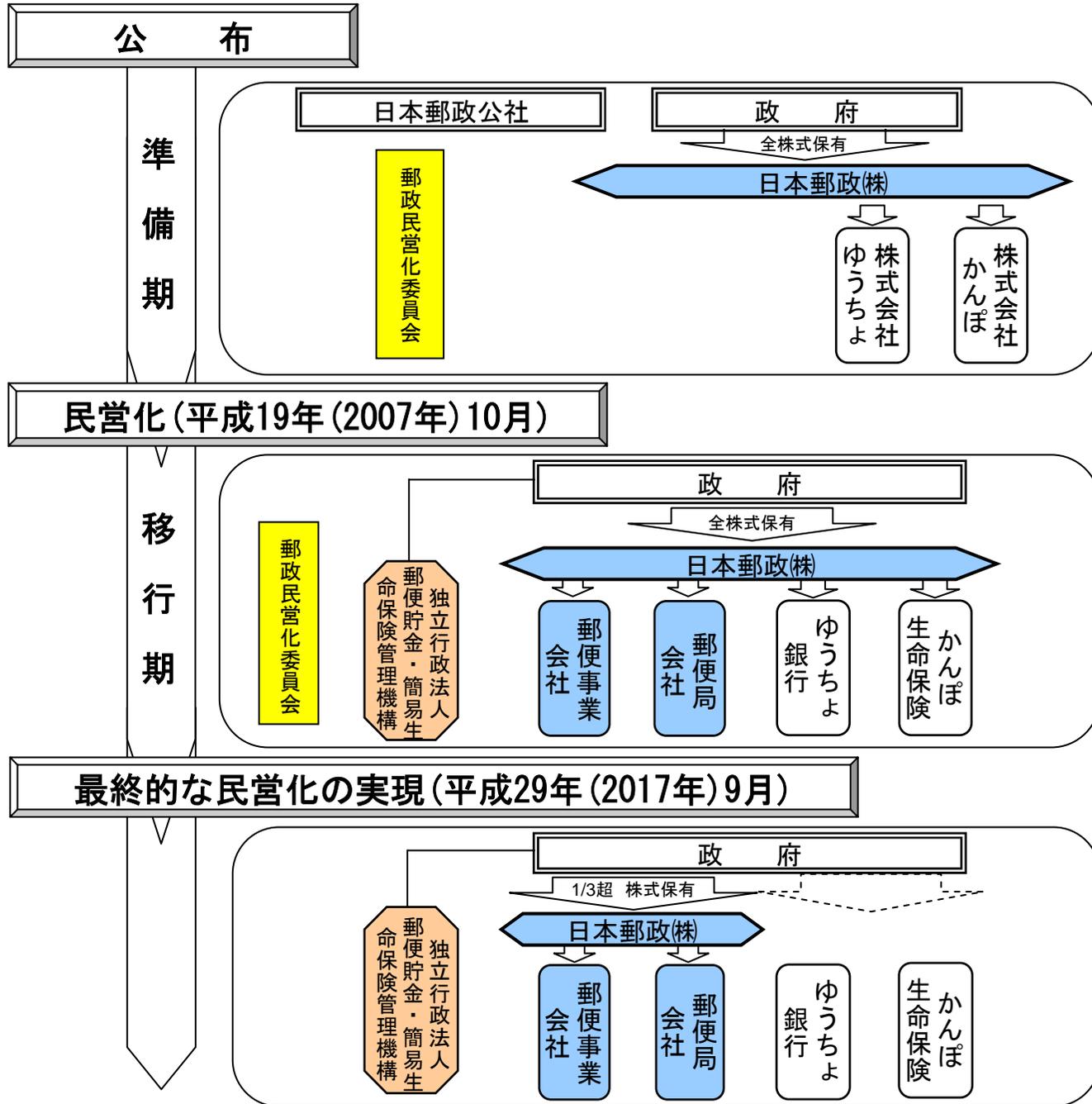
## 郵政民営化について

- 平成 16 年 09 月 10 日 「郵政民営化の基本方針」閣議決定
- 平成 17 年 10 月 14 日 郵政民営化関連6法成立  
(参考)ゆうちょ銀行・かんぽ生命保険の業務範囲  
①民営化当初(平成 19 年 10 月 1 日)は、日本郵政公社と同様の業務範囲  
②移行期間中においては、民営化委員会の意見を聴取した上、他の金融機関等とのイコールフットイングの状況やゆうちょ銀行・かんぽ生命保険の経営状況等を勘案しながら、段階的に緩和  
③移行期間終了後は業務範囲の制限を撤廃
- 平成 18 年 01 月 20 日 日本郵政(株)発足
- 平成 18 年 04 月 01 日 郵政民営化委員会を郵政民営化推進本部の下に設置
- 平成 19 年 04 月 27 日 「実施計画」を日本郵政(株)が提出
- 平成 19 年 09 月 10 日 「実施計画」を認可
- 平成 19 年 10 月 01 日 民営化
- 平成 19 年 12 月 19 日 「新規業務(資産運用の多様化)」を認可
- 平成 20 年 04 月 18 日 「新規業務(クレジットカード業務、特約の見直し等)」を認可
- 平成 29 年 09 月 30 日迄 完全民営化(ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険)

### 【日本郵政グループの概要(平成 20 年3月末)】



# 郵政民営化のスケジュール



- ・ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険の業務範囲
  - ① 民営化当初(平成19年10月1日)は、日本郵政公社と同様の業務範囲
  - ② 移行期間中においては、民営化委員会の意見を聴取した上、他の金融機関等とのイコールフットイングの状況やゆうちょ銀行・かんぽ生命保険の経営状況等を勘案しながら、段階的に緩和
  - ③ 移行期間終了後は業務範囲の制限を撤廃

平成 19 年 9 月 10 日  
金融庁

### 日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画の認可

金融庁及び総務省は、本日、郵政民営化法（平成 17 年法律第 97 号）第 163 条第 3 項の規定に基づき、日本郵政株式会社（代表取締役社長：西川善文）から認可申請のあった「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画」（以下「実施計画」という。）について、認可しました。

実施計画は、郵政民営化法、日本郵政公社の業務等の承継に関する基本計画（平成 18 年 1 月 25 日 内閣総理大臣及び総務大臣の定め）及び日本郵政公社の業務等の承継に係る実施計画に関する命令（平成 18 年内閣府・総務省令第 1 号）等に従って作成されており、また、郵政民営化法第 163 条第 5 項の規定により、実施計画について郵政民営化委員会（委員長：田中直毅）の意見の聴取を行い、同条第 6 項の規定により、財務大臣との協議を経て、これを適当と認めたものです。

平成 19 年 12 月 19 日  
金融庁

## 株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険における 新規業務の認可について

金融庁及び総務省は、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険から認可申請があった新規業務（運用対象の自由化）について、本日、郵政民営化法（平成 17 年法律第 97 号）第 110 条第 5 項及び第 138 条第 4 項の規定に基づき、別紙 1 及び別紙 2 のとおり認可しました。

（注）今回認可した業務の概要

### 【ゆうちょ銀行】

- ① シンジケートローン（参加型）、特別目的会社（SPC）への貸付け（銀行法第 10 条第 1 項第 2 号）
- ② 公共債の売買（銀行法第 11 条）
- ③ 信託受益権の売買、株式の売買等（銀行法第 10 条第 2 項第 2 号、第 3 号）
- ④ 貸出債権の取得又は譲渡等（銀行法第 10 条第 2 項第 5 号、第 5 号の 3）
- ⑤ 金利スワップ取引、金利先物取引等（銀行法第 10 条第 2 項第 12 号）
- ⑥ リバースレポ取引（銀行法第 10 条第 2 項柱書）

### 【かんぽ生命保険】

- ① シンジケートローン（参加型）（保険業法施行規則第 47 条第 5 号）
- ② 信託受益権の取得、株式の取得等（保険業法施行規則第 47 条第 1 号、第 6 号）
- ③ 貸出債権の取得等（保険業法施行規則第 47 条第 3 号）
- ④ 金利スワップ取引等（保険業法施行規則第 47 条第 9 号、第 10 号）

株式会社ゆうちょ銀行に対して認可した業務

1. 郵政民営化法（平成 17 年法律第 97 号）第 110 条第 1 項第 2 号に規定する業務のうち、他の金融機関と協調して行う企業向け貸付け（シンジケートローン（参加型））及び特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）第 2 条第 3 項に規定する特定目的会社及び事業の内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。）への貸付け（他の金融機関が当該会社に貸付けを既に行っている場合又は他の金融機関と同時に貸付けを行う場合に限る。）（銀行法第 10 条第 1 項第 2 号）
2. 郵政民営化法第 110 条第 1 項第 4 号に規定する業務のうち、公共債の売買（銀行法第 11 条）
3. 郵政民営化法第 110 条第 1 項第 6 号に基づく郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令（平成 18 年内閣府・総務省令第 3 号）（以下「民営化命令」という。）第 3 条第 1 項第 1 号から第 5 号及び第 9 号に規定する業務（金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 2 条第 21 項第 5 号イに掲げる取引、同条第 22 項第 6 号イに掲げる取引及び同条第 23 項に規定する取引のうち同条第 21 項第 5 号イに掲げる取引に類似する取引を除く。）（銀行法第 10 条第 2 項第 2 号、同項第 3 号、同項第 5 号、同項第 5 号の 3 及び同項第 12 号）
4. 郵政民営化法第 110 条第 1 項第 6 号に基づく民営化命令第 3 条第 1 項第 11 号に規定する業務のうち、国債等の債券レポ市場で行われる現金を担保とする債券貸借取引のうち、債券を借入れ、担保現金を差入れる取引（銀行法第 10 条第 2 項柱書）

株式会社かんぽ生命保険に対して認可した資産の運用方法

1. 保険業法施行規則第47条第1号に掲げる有価証券の取得
2. 保険業法施行規則第47条第3号に掲げる金銭債権の取得
3. 保険業法施行規則第47条第5号に掲げる金銭の貸付けのうち、他の金融機関と協調して行う企業向け貸付け（シンジケートローン（参加型））
4. 保険業法施行規則第47条第6号に掲げる有価証券の貸付け
5. 保険業法施行規則第47条第9号に掲げる有価証券関連デリバティブ取引
6. 保険業法施行規則第47条第10号に掲げる金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第20項（定義）に規定するデリバティブ取引（金融商品取引法第2条第21項第5号イに掲げる取引、同条第22項第6号イに掲げる取引及び同条第23項に規定する取引のうち同条第21項第5号イに掲げる取引に類似する取引を除く。）

平成 20 年 4 月 18 日  
金融庁

## 株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険における 新規業務の認可について

金融庁及び総務省は、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険から認可申請があった新規業務について、本日、郵政民営化法（平成 17 年法律第 97 号）第 110 条第 5 項及び第 138 条第 4 項の規定に基づき、申請のとおり認可しました。

### 【今回認可した業務の概要】

- ① 株式会社ゆうちょ銀行
  - ・ クレジットカード業務
  - ・ 変額個人年金保険等の生命保険募集業務
  - ・ 住宅ローン等の媒介業務
  
- ② 株式会社かんぽ生命保険
  - ・ 他の保険会社の法人向け商品の受託販売
  - ・ 新たな保険の引受け（入院特約の見直し）

## 早期警戒制度について

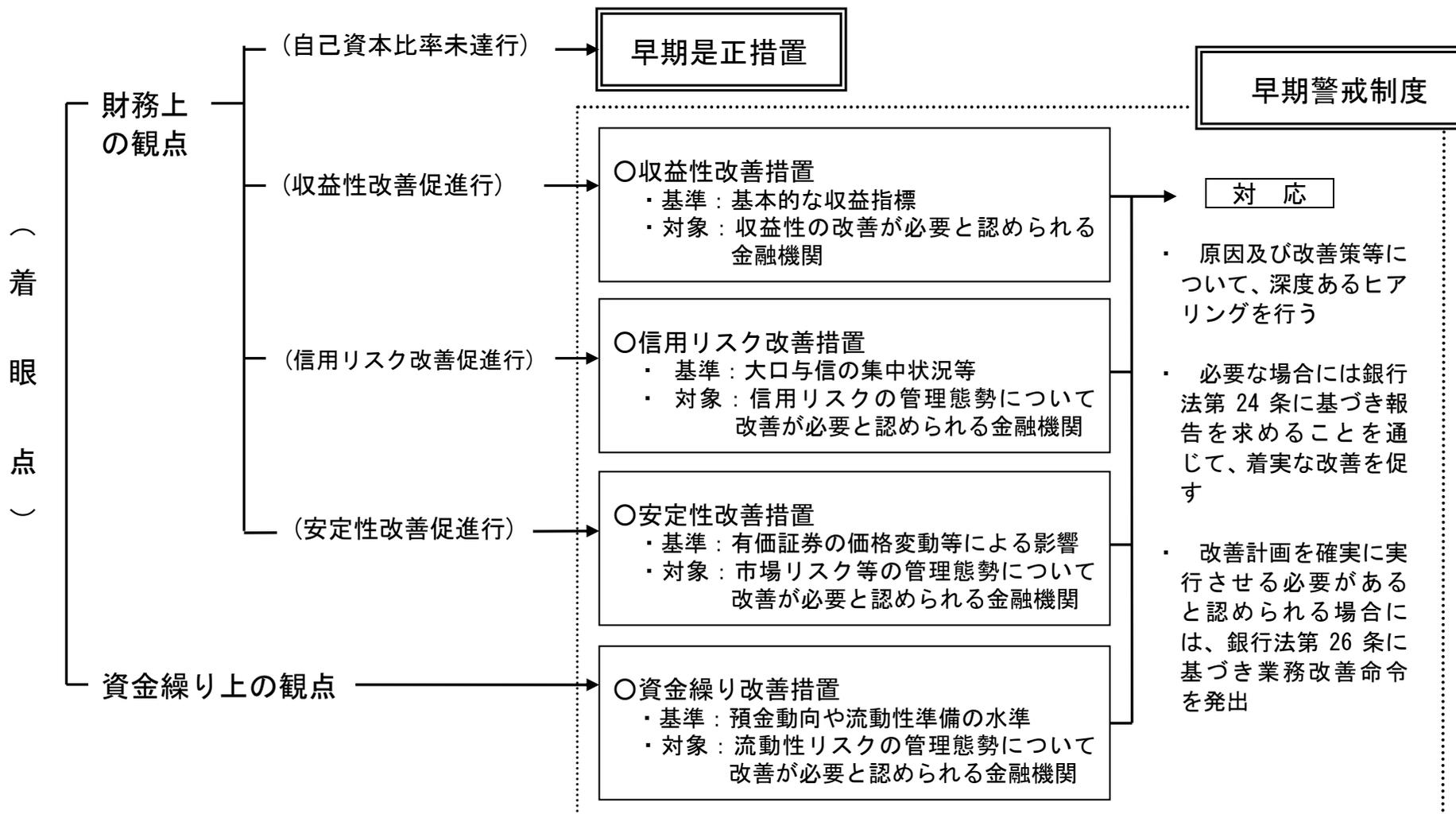
○ 金融再生プログラム（抄）

（オ）「早期警戒制度」の活用

自己資本比率に表されない収益性や流動性等、銀行経営の劣化をモニタリングするための監督体制を整備する。

○ 意義

金融機関の経営の健全性を確保していくための手法としては、法第 26 条第 2 項に基づき、自己資本比率による「早期是正措置」が定められているところであるが、本措置の対象とはならない金融機関であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善の取組みがなされる必要がある。



（  
着  
眼  
点  
）

## 早期警戒制度の導入について

### 1. 経緯

平成 19 事務年度においては、サブプライムローン問題や金融商品取引業者の破綻が相次いで発生した。これらを踏まえ、平成 20 年 4 月、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」を改正し、金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者）の財務の健全性に対するオフサイト・モニタリングの機能を強化する観点から、早期警戒制度を導入した。

なお、業者側のコストや監督行政の効率性の観点から、早期警戒のモニタリングは金融商品取引業者の規模及びリスク特性等に応じて柔軟に運用することとした。

### 2. 早期警戒制度の着眼点

#### (1) 自己資本規制比率の変動

自己資本規制比率の毎月の変動幅、変動割合について、オフサイト・モニタリングのデータ等に基づき把握し、顕在化しているリスクに関する分析等を行う。

#### (2) 有価証券の価格変動

金融商品取引業者の有価証券保有額について、オフサイト・モニタリングのデータ等に基づき把握し、一定の価格変動を仮定したストレステストを基に、市場リスクに関する分析等を行う。

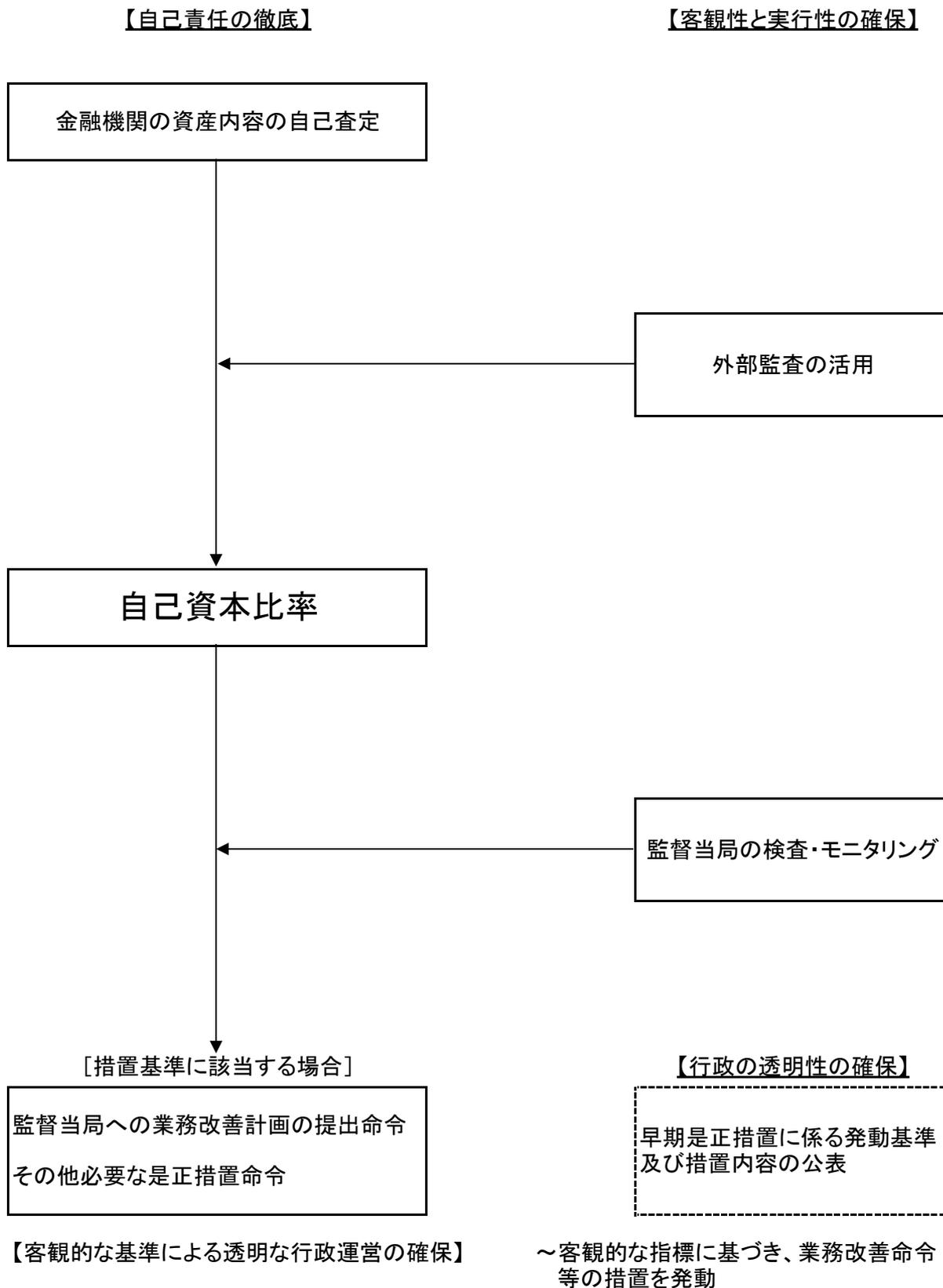
#### (3) 為替変動の影響等

店頭金融先物取引を行う金融商品取引業者に対しては、為替変動の影響についてオフサイト・モニタリングのデータ等に基づき把握し、分別管理の方法やレバレッジ率、取引形態等に関する状況と照らして、為替変動によって自己資本が毀損するリスク等に関する分析等を行う。

### 3. 監督手法・対応

上記(1)から(3)までのデータを元に、それぞれの状況についてあらかじめ設定した基準に該当することとなった場合には、当該金融商品取引業者に対し、早期警戒制度に基づくヒアリングや報告徴求等を行うことによって、早め早めにリスクを特定することとする。また、現状について改善策を確実に実行させる必要があると認められる場合には、金商法第 51 条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。

# 早期是正措置の概念図



## 早期是正措置の概要

区分	自己資本比率		措置の概要
	国際統一基準	国内基準	
1	8 % 未満	4 % 未満	原則として資本の増強に係る措置を含む経営改善計画の提出及びその実行命令
2	4 % 未満	2 % 未満	資本増強計画の提出及び実行、配当又は役員賞与の禁止又は抑制、総資産の圧縮又は増加抑制、高金利預金の受入れの禁止又は抑制、営業所に置ける業務の縮小、営業所の廃止、子会社又は海外現法の業務の縮小、子会社又は海外現法の株式の処分等の命令
2の2	2 % 未満	1 % 未満	自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれかを選択した上当該選択に係る措置を実施することの命令
3	0 % 未満	0 % 未満	業務の一部又は全部の停止命令 但し、以下の場合には第二区分の二以上の措置を講ずることができる。 ① 金融機関の含み益を加えた純資産価値が正の値である場合。 ② 含み益を加えた純資産価値が正の値と見込まれる場合。 なお、同区分に属さない金融機関であっても、含み損を加えた純資産価値が負の値である場合や、負となることが明らかに予想される場合は、業務停止命令を発出することがありうる。

(注 1) 全ての金融機関に対し、流動性不足等を原因とする業務停止命令（銀行法第 26 条第 1 項、第 27 条）を発出することがありうる。

(注 2) 第 2 区分又は第 3 区分に該当する金融機関であっても、当該金融機関が合理的と認められる経営改善計画を策定し、同計画が比較的短期で確実に達成できると見込まれる場合は、当該金融機関の属する区分より上の区分の措置を講ずることができる。

## 金融上の行政処分について

## ○ 行政運営の基本的な考え方

- ・ 明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政の徹底
- ・ 利用者保護と市場の公正性の確保に配慮した金融のルールの整備と適切な運用

## ○ 基本原則

行政運営の基本的な考え方に基づき、金融機関等の業態や規模の如何、外国企業であるか国内企業であるかを問わず、法令に照らして、利用者保護や市場の公正性確保に重大な問題が発生しているという事実が客観的に確認されれば、厳正かつ適切な処分を行っている。

## ○ 行政処分の公正性・透明性の確保

## 1. 事前にルールや解釈を明示

- ・ 検査監督上の着眼点や行政処分に関する事務の流れ等を、あらかじめ「監督指針」や「検査マニュアル」として定め、広く周知している。

(例1) 銀行において、預金等の金融商品のリスクや重要事項の提示・説明を行わずに、顧客を誤認させて取引の勧誘・販売を行った事例については、あらかじめ主要行等向け監督指針 Ⅲ-3-3「利用者保護のための情報提供・相談機能」に明確なチェックポイントが掲げてあった。

(例2) 保険会社において、保険金の不適切な不払い等があった事例でも、あらかじめ保険会社向け監督指針 Ⅱ-3-5-2「保険金等支払管理態勢」、Ⅱ-3-3「保険募集態勢」に明確なチェックポイントが掲げてあった。

- ・ いわゆるノーアクションレター制度において、民間企業等が新規に事業や取引等を具体的に始めようとする際に、当該具体的行為が不利益処分の対象となるか等について照会を受け、回答を行っている。  
また、ノーアクションレター制度を補完するものとして、「一般的な法令解釈に係

る書面照会手続」を導入し、個別事例から離れた一般的抽象的な法令解釈についての照会も可能としている。

(注1)ノーアクションレター制度の利用実績は、平成13年7月の制度導入以降、20年3月31日時点までで28件。うち、証券取引法、同施行令に関する照会・公表は5件。

(注2)「一般的な法令解釈に係る書面照会手続」におけるノーアクションレター制度との相違点

- ① 個別具体的事例から離れた一般的抽象的な法令解釈に係る照会を可能とした
- ② 個別事業者に加えて、事業者団体が自ら照会することを可能とした
- ③ 弁護士等(弁護士、公認会計士等、照会事項につき高い専門的知見を有する者)以外の者が代理人になることを可能とした

## 2. デュープロセスの遵守

- ・ 行政処分を行うにあたっては、行政手続法に則り、聴聞又は弁明の機会の付与を行っている。
- ・ 更に、行政手続法で定める手続きの前段階として、金融機関からの求めに応じ、意見交換を行う手続きを用意している(意見交換制度)。

(注)更に、処分に対しては、行政不服審査法第6条に基づく異議申立てや行政事件訴訟法第8条に基づく処分の取消しの訴えを提起することが可能である。

## 3. 透明性の確保

- ・ 行政処分については、他の金融機関等における予測可能性を高め、同様の事案の発生を抑制する観点から、財務の健全性に関する不利益処分等、公表により対象金融機関等の経営改善に支障が生ずるおそれのあるものを除きすべて公表している。  
その際には、原因となった事実関係及び根拠となった法令・条文等を必ず明示することにより、予測可能性を高めるよう努力している。
- ・ また、行政処分事例集を取りまとめ、四半期毎に公表している。
- ・ 情報公開法の適用により、毎年多数の情報公開請求に応じている。

### ○ 行政処分の基準

1. 具体的にどのような処分を行うかの判断については、まず、以下のような点を検証することとしている。

- ① 当該行為の重大性・悪質性
  - ◎ 公益侵害の程度

金融機関が、例えば、顧客の財務内容の適切な開示という観点から著しく不適切な商品を組成・提供し、金融市場に対する信頼性を損なうなど公益を著しく侵害していないか。

◎利用者被害の程度

広範囲にわたって多数の利用者が被害を受けたかどうか。個々の利用者が受けた被害がどの程度深刻か。

◎行為自体の悪質性

例えば、利用者から多数の苦情を受けているにもかかわらず、引き続き同様の商品を販売し続けるなど、金融機関の行為が悪質であったか。

◎当該行為が行われた期間や反復性

当該行為が長期間にわたって行われたのか、短期間のものだったのか。反復・継続して行われたものか、一回限りのものか。また、過去に同様の違反行為が行われたことがあるか。

◎故意性の有無

当該行為が違法・不適切であることを認識しつつ故意に行われたのか、過失によるものか。

◎組織性の有無

当該行為が現場の営業担当者個人の判断で行われたものか、あるいは管理者も関わっていたのか。更に経営陣の関与があったのか。

◎隠蔽の有無

問題を認識した後に隠蔽行為はなかったか。隠蔽がある場合には、それが組織的なものであったか。

◎反社会的勢力との関与の有無

反社会的勢力との関与はなかったか。関与がある場合には、どの程度か。

②当該行為の背景となった経営管理態勢及び業務運営態勢の適切性

◎代表取締役や取締役会の法令等遵守に関する認識や取組みは十分か。

◎内部監査部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。

◎コンプライアンス部門やリスク管理部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。

◎業務担当者の法令等遵守に関する認識は十分か、また、社内教育が十分になされているか。

### ③軽減事由

以上の他に、行政による対応に先行して、金融機関自身が自主的に利用者保護のために所要の対応に取り組んでいる、といった軽減事由があるか。

特に、金融機関が、行政当局と共有されたプリンシプルに基づき、自主的な対応を的確に行っている場合は、軽減事由として考慮するものとする。

2. 上記1の諸要因を勘案するとともに、それ以外に考慮すべき要素がないかどうかを吟味した上で、

①改善に向けた取組みを金融機関の自主性に委ねることが適切かどうか、

②改善に相当の取組みを要し、一定期間業務改善に専念・集中させる必要があるか、

③業務を継続させることが適切かどうか、

等の点について検討を行い、最終的な行政処分の内容を決定している。

### ○ チェック体制等

- ・ 行政処分の内容を検討するに当たっては、公平性を欠くことがないよう、過去の処分事例等を勘案するのみならず、複数の課室において慎重にチェックする態勢を採っている。
- ・ 庁内に、弁護士等により構成される独立した法令等遵守調査室及び金融庁(職員)の法令等遵守に関する情報の受付窓口を設置。
- ・ 「金融監督の原則と監督部局職員の心得(行動規範)」を策定。

### ○ 事後のフォローアップ

- ・ 行政処分を行うのは、金融機関の財務の健全性、業務の適切性等の確保が主眼であり、処分そのものが目的ではない。

行政処分に際して、業務改善計画の提出を求めているのは、ガバナンス、リスク管理、コンプライアンス等について、金融機関が自ら抜本的な態勢の改善に取り組む、その効果が将来にわたって持続的に発揮されることを期待しているため。

このような観点から、当庁においては、金融機関の業務改善に向けた取組みをフォローアップし、その改善努力を促すことに注力している。

(以 上)

## 行政処分の件数(平成14事務年度～平成19事務年度)

	14事務年度	15事務年度	16事務年度	17事務年度	18事務年度	19事務年度	合計
主要行等	3	11	2	8	5	0	29
その他銀行	1	1	1	0	0	0	3
外国銀行支店等	0	9	11	10	1	0	31
地域銀行等	10	20	18	13	10	3	74
信託会社	0	0	0	0	0	1	1
信用金庫	1	4	2	13	20	9	49
信用組合	0	4	2	2	3	3	14
農水系統	0	0	0	1	0	0	1
労働金庫	11	10	4	0	0	0	25
貸金業者	9	10	6	11	11	4	51
特定目的会社	0	0	0	0	0	1	1
前払式証票発行者	0	0	6	3	8	0	17
抵当証券業者	0	1	0	1	0	0	2
第一種金融商品取引業者	22	26	29	139	27	33	276
第二種金融商品取引業者	0	3	2	1	2	0	8
投資助言・代理業者	1	2	2	7	9	13	34
投資運用業者	0	0	1	6	6	5	18
投資法人	0	0	0	1	6	1	8
金融商品仲介業者		0	0	2	1	0	3
証券金融会社	0	0	0	0	0	1	1
生命保険会社	3	4	3	4	1	1	16
損害保険会社	5	2	1	31	17	0	56
少額短期保険業者等				0	3	5	8
<b>合計</b>	<b>66</b>	<b>107</b>	<b>90</b>	<b>253</b>	<b>130</b>	<b>80</b>	<b>726</b>
うち業務停止以上	20	29	30	91	40	34	244

(注1)ここでいう行政処分とは、金融庁及び財務局等から発出・公表を行った不利益処分等(勧告、業務改善命令、是正命令、戒告、計画変更命令、業務改善指示、業務停止命令、登録取消し、許可取消し、認可取消し、業務廃止命令、役員解任命令等)をいう。

(注2)複数の行政処分(例:業務停止命令と業務改善命令)を同時に行った場合はそれぞれ1件としている。

(注3)金融商品仲介業者(19年9月以前は証券仲介業者)の件数は、16年4月より証券仲介業制度が導入されたため、16年4月からの計上となっている。

(注4)少額短期保険業者等の件数は、18年4月より少額短期保険業制度が導入されたため、18年4月からの計上となっている。

(注5)合計欄のうち業務停止以上とは、業務停止命令、登録取消し、許可取消し、認可取消し、業務廃止命令のいずれかをいう。

(注6)第一種金融商品取引業者のうち19年9月以前の件数は、証券会社と金融先物取引業者の処分件数の合計。

(注7)第二種金融商品取引業者のうち19年9月以前の件数は、商品投資販売業者の処分件数。

(注8)投資助言・代理業者のうち19年9月以前の件数は、投資一任業務を営む者以外の投資顧問業者の処分件数。

(注9)投資運用業者のうち19年9月以前の件数は、投資信託委託業者及び投資一任業務を営む認可投資顧問業者の処分件数の合計。

資料7-6-3 行政処分の事例

年度	日付 (公表日)	業態1	業態2	金融機関等名	根拠法令	処分の種類	処分の内容	主たる処分原因	
									主たる契機
平成14年度	H14.6.19	預金取扱金融機関	主要行等	<a href="#">みずほホールディングス</a>	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	システムリスクにかかる内部管理態勢の不備	システム障害発生
平成14年度	H14.6.19	預金取扱金融機関	主要行等	<a href="#">みずほ銀行</a>	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	システムリスクにかかる内部管理態勢の不備	システム障害発生
平成14年度	H14.6.19	預金取扱金融機関	主要行等	<a href="#">みずほコーポレート銀行</a>	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	システムリスクにかかる内部管理態勢の不備	システム障害発生
平成14年度	H14.10.18	預金取扱金融機関	主要行等	<a href="#">UFJホールディングス</a>	銀行法・早期健全化法	業務改善命令	経営健全化計画の履行の確保	経営健全化計画を自らの確に履行しようとしていないこと	13年度の中小企業向け貸出が減少し、かつ、目標達成に向けた実効性のある施策が十分に講じられたとは認め難いこと
平成14年度	H14.10.18	預金取扱金融機関	主要行等	<a href="#">あさひ銀行</a>	銀行法・早期健全化法	業務改善命令	経営健全化計画の履行の確保	経営健全化計画を自らの確に履行しようとしていないこと	13年度の中小企業向け貸出が減少し、かつ、目標達成に向けた実効性のある施策が十分に講じられたとは認め難いこと
平成14年度	H15.1.31	預金取扱金融機関	主要行等	<a href="#">みずほホールディングス</a>	銀行法・早期健全化法	業務改善命令	経営健全化計画の履行の確保	経営健全化計画を自らの確に履行しようとしていないこと	14年度上期の中小企業向け貸出が減少し、かつ、上期において目標達成に向けた実効性のある施策が十分に講じられたとは認め難いこと
平成15年度	H15.8.1	預金取扱金融機関	主要行等	<a href="#">みずほフィナンシャルグループ</a>	銀行法・早期健全化法	業務改善命令	経営健全化計画の履行の確保	収益目標と実績とが大幅に乖離	15年3月期の収益目標と実績とが大幅に乖離
平成15年度	H15.8.1	預金取扱金融機関	主要行等	<a href="#">UFJホールディングス</a>	銀行法・早期健全化法	業務改善命令	経営健全化計画の履行の確保	収益目標と実績とが大幅に乖離	15年3月期の収益目標と実績とが大幅に乖離
平成15年度	H15.8.1	預金取扱金融機関	主要行等	<a href="#">三井住友フィナンシャルグループ</a>	銀行法・早期健全化法	業務改善命令	経営健全化計画の履行の確保	収益目標と実績とが大幅に乖離	15年3月期の収益目標と実績とが大幅に乖離
平成15年度	H15.8.1	預金取扱金融機関	主要行等	<a href="#">三井トラスホールディングス</a>	銀行法・早期健全化法	業務改善命令	経営健全化計画の履行の確保	収益目標と実績とが大幅に乖離	15年3月期の収益目標と実績とが大幅に乖離
平成15年度	H15.8.1	預金取扱金融機関	主要行等	<a href="#">住友信託銀行</a>	銀行法・早期健全化法	業務改善命令	経営健全化計画の履行の確保	収益目標と実績とが大幅に乖離	15年3月期の収益目標と実績とが大幅に乖離
平成16年度	H16.6.18	預金取扱金融機関	主要行等	<a href="#">UFJ銀行</a>	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反	検査忌避等
平成16年度	H16.6.18	預金取扱金融機関	主要行等	<a href="#">UFJホールディングス</a>	銀行法・早期健全化法	業務改善命令	経営健全化計画の履行の確保	業務改善命令の対象となった年度の翌年度において再度当期利益が経営健全化計画を3割以上下回るなど、なお経営の改善が見られないこと	15年3月期において業務改善命令を受けたにも拘らず、16年3月期の収益目標と実績とが大幅に乖離しているなど、なお経営の改善が見られないこと
平成16年度	H16.6.18	預金取扱金融機関	主要行等	<a href="#">UFJホールディングス</a>	銀行法・早期健全化法	業務改善命令	経営健全化計画の履行の確保	経営健全化計画を自らの確に履行しようとしていないこと	中小企業向け貸出に係る実態確認・計数管理等に関し、取組態勢が不十分であったこと
平成16年度	H16.6.18	預金取扱金融機関	主要行等	<a href="#">UFJ銀行</a>	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	中小企業向け貸出に係る実態確認・計数管理等に関する内部管理態勢の不備	中小企業向け貸出に係る実態確認・計数管理等に関する内部管理態勢に基本的な問題が認められたこと
平成16年度	H16.6.18	預金取扱金融機関	主要行等	<a href="#">UFJホールディングス</a>	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	信用リスク管理にかかる内部管理態勢の不備	業績予想修正と決算短信の計数の大幅な乖離
平成16年度	H16.6.18	預金取扱金融機関	主要行等	<a href="#">UFJ銀行</a>	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	信用リスク管理にかかる内部管理態勢の不備	業績予想修正と決算短信の計数の大幅な乖離
平成16年度	H16.10.7	預金取扱金融機関	主要行等	<a href="#">UFJ銀行</a>	銀行法	業務停止命令	業務停止(銀行法第27条)	法令違反	検査忌避等
平成16年度	H16.12.28	預金取扱金融機関	主要行等	<a href="#">みずほ銀行</a>	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	職員による横領
平成17年度	H17.7.22	預金取扱金融機関	主要行等	<a href="#">三井住友フィナンシャルグループ</a>	銀行法・早期健全化法	業務改善命令	経営健全化計画の履行の確保	収益目標と実績とが大幅に乖離	17年3月期の収益目標と実績とが大幅に乖離
平成17年度	H17.8.26	預金取扱金融機関	主要行等	<a href="#">東京三菱銀行</a>	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反、法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	職員による横領
平成18年度	H18.4.25	預金取扱金融機関	主要行等	<a href="#">みずほ銀行</a>	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反、法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	職員による顧客情報の不正持出
平成18年度	H18.4.25	預金取扱金融機関	主要行等	<a href="#">みずほ銀行</a>	個人情報保護法	勸告	安全管理措置態勢強化	法令違反、法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	職員による顧客情報の不正持出
平成18年度	H18.4.26	預金取扱金融機関	主要行等	<a href="#">新生信託銀行</a>	銀行法・兼営法(信託業法)	業務停止命令	業務停止(銀行法第26条)	法令違反、法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	不動産受託審査体制の不備
平成18年度	H18.4.26	預金取扱金融機関	主要行等	<a href="#">新生信託銀行</a>	銀行法・兼営法(信託業法)	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反、法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	不動産受託審査体制の不備
平成18年度	H18.4.27	預金取扱金融機関	主要行等	<a href="#">三井住友銀行</a>	銀行法	業務停止命令	業務停止(銀行法第26条)	法令違反、法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	優越的地位の濫用
平成18年度	H18.4.27	預金取扱金融機関	主要行等	<a href="#">三井住友銀行</a>	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反、法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	優越的地位の濫用
平成18年度	H19.2.15	預金取扱金融機関	主要行等	<a href="#">三菱東京UFJ銀行</a>	銀行法	業務停止命令	業務停止(銀行法第26条)	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	支社における極めて異例な取引の長期継続
平成18年度	H19.2.15	預金取扱金融機関	主要行等	<a href="#">三菱東京UFJ銀行</a>	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	支社における極めて異例な取引の長期継続
平成19年度	H19.6.11	預金取扱金融機関	主要行等	<a href="#">三菱東京UFJ銀行</a>	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢等の脆弱化	海外業務における複数の現地法令違反及び多数の不祥事件の発生
平成19年度	H19.6.11	預金取扱金融機関	主要行等	<a href="#">三菱東京UFJ銀行</a>	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	投資信託販売業務における不適切・公平性を欠く顧客対応
平成19年度	H19.6.28	預金取扱金融機関	主要行等	<a href="#">新生銀行</a>	銀行法・早期健全化法	業務改善命令	経営健全化計画の履行の確保	収益目標と実績とが大幅に乖離	19年3月期の収益目標と実績とが大幅に乖離
平成15年度	H15.6.12	預金取扱金融機関	その他銀行	<a href="#">ジャパンネット銀行</a>	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	システムリスクにかかる内部管理態勢の不備	システム障害発生
平成16年度	H16.4.1	預金取扱金融機関	その他銀行	<a href="#">新銀行東京</a>	銀行法・兼営法(信託業法)	業務停止命令	業務停止(銀行法第26条)	預金者等の保護及び開業に向けた円滑且つ適切な準備体制の確保等	開業準備
平成16年度	H16.8.31	預金取扱金融機関	その他銀行	<a href="#">整理回収機構</a>	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	法令等遵守態勢等
平成15年度	H16.2.20	預金取扱金融機関	外国銀行支店等	<a href="#">スタンダード・チャータード銀行東京支店</a>	銀行法	業務停止命令	業務停止(銀行法第27条)	法令違反、法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	本人確認等の手続き不備
平成15年度	H16.2.20	預金取扱金融機関	外国銀行支店等	<a href="#">スタンダード・チャータード銀行東京支店</a>	銀行法・本人確認法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反、法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	本人確認等の手続き不備
平成15年度	H16.3.31	預金取扱金融機関	外国銀行支店等	<a href="#">ジェンシー・モルガン・スタンレー証券東京支店</a>	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	金融等デリバティブ取引の証券会社への代理
平成16年度	H16.4.23	預金取扱金融機関	外国銀行支店等	<a href="#">日興シティ信託銀行</a>	銀行法・兼営法	業務停止命令	業務停止(銀行法第27条)	法令違反、法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	信託財産の管理不備
平成16年度	H16.4.23	預金取扱金融機関	外国銀行支店等	<a href="#">日興シティ信託銀行</a>	銀行法・兼営法(信託業法)	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反、法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	信託財産の管理不備
平成16年度	H16.5.20	預金取扱金融機関	外国銀行支店等	<a href="#">ドイチェ信託銀行</a>	銀行法・兼営法(信託業法)	業務停止命令	業務停止(銀行法第26条)	法令違反、法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	信託財産の管理不備
平成16年度	H16.5.20	預金取扱金融機関	外国銀行支店等	<a href="#">ドイチェ信託銀行</a>	銀行法・兼営法(信託業法)	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反、法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	信託財産の管理不備
平成16年度	H16.5.20	預金取扱金融機関	外国銀行支店等	<a href="#">ドイツ銀行東京支店</a>	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	金融等デリバティブ取引の証券会社への代理、顧客情報管理不備
平成16年度	H16.6.11	預金取扱金融機関	外国銀行支店等	<a href="#">シティバンク・エヌ・エイ在日支店</a>	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	顧客情報の取扱い・保護に関する内部管理態勢の不備	顧客情報の紛失

年度	日付 (公表日)	業態1	業態2	金融機関等名	根拠法令	処分の種類	処分の内容	主たる処分原因	
									主たる契機
平成16年度	H16.9.17	預金取扱金融機関	外国銀行支店等	シティバンク・エヌ・エイ在日支店	銀行法	認可取消し	認可取消し	公益侵害、法令違反	不正融資、不正取引、不適切取引、説明義務違反、本人確認等の手続き不備
平成16年度	H16.9.17	預金取扱金融機関	外国銀行支店等	シティバンク・エヌ・エイ在日支店	銀行法	業務停止命令	業務停止（銀行法第27条）	公益侵害、法令違反	不正融資、不正取引、不適切取引、説明義務違反、本人確認等の手続き不備
平成16年度	H16.9.17	預金取扱金融機関	外国銀行支店等	シティバンク・エヌ・エイ在日支店	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	公益侵害、法令違反	不正融資、不正取引、不適切取引、説明義務違反、本人確認等の手続き不備
平成16年度	H16.9.17	預金取扱金融機関	外国銀行支店等	シティバンク・エヌ・エイ在日支店	銀行法	業務停止命令	業務停止（銀行法第26条）	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	職員による横領
平成16年度	H16.9.17	預金取扱金融機関	外国銀行支店等	シティバンク・エヌ・エイ在日支店	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	職員による横領
平成16年度	H16.12.16	預金取扱金融機関	外国銀行支店等	ブラジル銀行在日支店	銀行法	業務停止命令	業務停止（銀行法第27条）	法令違反、法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	本人確認等の手続き不備
平成16年度	H16.12.16	預金取扱金融機関	外国銀行支店等	ブラジル銀行在日支店	銀行法・本人確認法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反、法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	本人確認等の手続き不備
平成17年度	H17.4.8	預金取扱金融機関	外国銀行支店等	クレディスイス信託銀行	銀行法・兼営法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反、法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	信託財産の管理不備
平成17年度	H17.4.8	預金取扱金融機関	外国銀行支店等	クレディスイス信託銀行	銀行法・兼営法	業務停止命令	業務停止（銀行法第26条）	法令違反、法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	信託財産の管理不備
平成17年度	H17.4.22	預金取扱金融機関	外国銀行支店等	シテイトラスト信託銀行	銀行法・兼営法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反、法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	信託財産の管理不備、無登録営業、検査忌避
平成17年度	H17.4.22	預金取扱金融機関	外国銀行支店等	シテイトラスト信託銀行	銀行法・兼営法	業務停止命令	業務停止（銀行法第27条）	法令違反、法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	信託財産の管理不備、無登録営業、検査忌避
平成17年度	H17.9.21	預金取扱金融機関	外国銀行支店等	ワウビシナショナルバンク東京支店	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反、法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	無認可営業、本人確認等の手続き不備
平成17年度	H17.11.18	預金取扱金融機関	外国銀行支店等	バンコック銀行在日支店	銀行法・本人確認法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反、法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	本人確認等の手続き不備
平成17年度	H18.1.27	預金取扱金融機関	外国銀行支店等	ステート・ストリート銀行東京支店	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反、法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	他業禁止義務違反等
平成17年度	H18.1.27	預金取扱金融機関	外国銀行支店等	ステート・ストリート信託銀行	銀行法・兼営法（信託業法）	業務停止命令	業務停止（銀行法第26条）	法令違反、法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	信託財産の管理不備
平成17年度	H18.1.27	預金取扱金融機関	外国銀行支店等	ステート・ストリート信託銀行	銀行法・兼営法（信託業法）	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反、法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	経営管理態勢の形骸化
平成17年度	H18.3.3	預金取扱金融機関	外国銀行支店等	韓国外換銀行在日支店	銀行法	業務停止命令	業務停止（銀行法第26条）	法令違反、法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	疑わしい取引の届出義務違反
平成17年度	H18.3.3	預金取扱金融機関	外国銀行支店等	韓国外換銀行在日支店	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反、法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	疑わしい取引の届出義務違反
平成18年度	H18.4.5	預金取扱金融機関	外国銀行支店等	JPモルガン・チェース銀行東京支店	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反、法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	与信審査体制の不備
平成18年度	H18.4.5	預金取扱金融機関	外国銀行支店等	JPモルガン信託銀行	銀行法・兼営法（信託業法）	業務停止命令	業務停止（銀行法第26条）	法令違反、法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	不動産受託審査体制の不備
平成18年度	H18.4.5	預金取扱金融機関	外国銀行支店等	JPモルガン信託銀行	銀行法・兼営法（信託業法）・本人確認法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反、法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	不動産受託審査体制の不備、本人確認等の手続き不備
平成18年度	H18.7.14	預金取扱金融機関	外国銀行支店等	シティバンク在日支店	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	システムリスクにかかる内部管理態勢の不備	システム障害発生
平成14年度	H14.12.20	預金取扱金融機関	地域銀行等	韓国中央銀行	銀行法・保険業法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	不適切な保険募集
平成14年度	H14.12.20	預金取扱金融機関	地域銀行等	八千代銀行	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	職員による横領
平成14年度	H15.2.7	預金取扱金融機関	地域銀行等	北部銀行	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	職員による横領
平成14年度	H15.2.7	預金取扱金融機関	地域銀行等	香川銀行	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	不祥事件届出書未提出
平成15年度	H15.4.18	預金取扱金融機関	地域銀行等	せとうち銀行	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	職員による横領
平成15年度	H15.4.18	預金取扱金融機関	地域銀行等	広島総合銀行	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	職員による横領
平成15年度	H15.5.16	預金取扱金融機関	地域銀行等	四国銀行	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	職員による横領
平成15年度	H15.6.6	預金取扱金融機関	地域銀行等	北國銀行	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	不祥事件届出書未提出
平成15年度	H15.6.13	預金取扱金融機関	地域銀行等	福井銀行	銀行法・保険業法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	保険の無登録募集
平成15年度	H15.6.20	預金取扱金融機関	地域銀行等	横浜銀行	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	法令等遵守態勢等
平成15年度	H15.8.1	預金取扱金融機関	地域銀行等	福岡シティ銀行	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	職員による横領
平成15年度	H15.8.1	預金取扱金融機関	地域銀行等	あしぎんファイナシャルグループ	銀行法・早期健全化法	業務改善命令	経営健全化計画の履行の確保	収益目標と実績とが大幅に乖離	15年3月期の収益目標と実績とが大幅に乖離
平成15年度	H15.8.1	預金取扱金融機関	地域銀行等	もみじホールディングス	銀行法・早期健全化法	業務改善命令	経営健全化計画の履行の確保	収益目標と実績とが大幅に乖離	15年3月期の収益目標と実績とが大幅に乖離
平成15年度	H15.8.1	預金取扱金融機関	地域銀行等	北陸銀行	銀行法・早期健全化法	業務改善命令	経営健全化計画の履行の確保	収益目標と実績とが大幅に乖離	15年3月期の収益目標と実績とが大幅に乖離
平成15年度	H15.8.1	預金取扱金融機関	地域銀行等	熊本ファミリー銀行	銀行法・早期健全化法	業務改善命令	経営健全化計画の履行の確保	収益目標と実績とが大幅に乖離	15年3月期の収益目標と実績とが大幅に乖離
平成15年度	H15.8.1	預金取扱金融機関	地域銀行等	北海道銀行	銀行法・早期健全化法	業務改善命令	経営健全化計画の履行の確保	収益目標と実績とが大幅に乖離	15年3月期の収益目標と実績とが大幅に乖離
平成15年度	H15.8.1	預金取扱金融機関	地域銀行等	千葉興業銀行	銀行法・早期健全化法	業務改善命令	経営健全化計画の履行の確保	収益目標と実績とが大幅に乖離	15年3月期の収益目標と実績とが大幅に乖離
平成15年度	H15.8.1	預金取扱金融機関	地域銀行等	八千代銀行	銀行法・早期健全化法	業務改善命令	経営健全化計画の履行の確保	収益目標と実績とが大幅に乖離	15年3月期の収益目標と実績とが大幅に乖離
平成15年度	H15.8.1	預金取扱金融機関	地域銀行等	東日本銀行	銀行法・早期健全化法	業務改善命令	経営健全化計画の履行の確保	収益目標と実績とが大幅に乖離	15年3月期の収益目標と実績とが大幅に乖離
平成15年度	H15.8.1	預金取扱金融機関	地域銀行等	福岡シティ銀行	銀行法・早期健全化法	業務改善命令	経営健全化計画の履行の確保	収益目標と実績とが大幅に乖離	15年3月期の収益目標と実績とが大幅に乖離
平成15年度	H15.8.1	預金取扱金融機関	地域銀行等	和歌山銀行	銀行法・早期健全化法	業務改善命令	経営健全化計画の履行の確保	収益目標と実績とが大幅に乖離	15年3月期の収益目標と実績とが大幅に乖離
平成15年度	H15.9.5	預金取扱金融機関	地域銀行等	山口銀行	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	職員による横領
平成15年度	H15.9.19	預金取扱金融機関	地域銀行等	みちのく銀行	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	職員による横領
平成15年度	H15.9.19	預金取扱金融機関	地域銀行等	常陽銀行	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	職員による横領
平成15年度	H15.10.10	預金取扱金融機関	地域銀行等	富山第一銀行	銀行法・保険業法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	保険の無登録募集
平成15年度	H16.2.13	預金取扱金融機関	地域銀行等	福岡銀行	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	職員による横領

年度	日付 (公表日)	業態1	業態2	金融機関等名	根拠法令	処分の種類	処分の内容	主たる処分原因	
									主たる契機
平成16年度	H16.5.28	預金取扱金融機関	地域銀行等	肥後銀行	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	職員による横領
平成16年度	H16.5.28	預金取扱金融機関	地域銀行等	宮崎太陽銀行	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	職員による横領
平成16年度	H16.5.28	預金取扱金融機関	地域銀行等	近畿大阪銀行	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	職員による横領
平成16年度	H16.6.25	預金取扱金融機関	地域銀行等	中京銀行	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	職員による横領
平成16年度	H16.7.16	預金取扱金融機関	地域銀行等	熊本ファミリー銀行	銀行法・早期健全化法	業務改善命令	経営健全化計画の履行の確保	業務改善命令の対象となった年度の翌年度において再度当期利益が経営健全化計画を3割以上下回るなど、なお経営の改善が見られず、また、公的資金により引き受けた優先株式に所定の配当がなされなかったこと	15年3月期において業務改善命令を受けたにも拘らず、16年3月期の収益目標と実績とが大幅に乖離
平成16年度	H16.7.16	預金取扱金融機関	地域銀行等	九州親和ホールディングス	銀行法・早期健全化法	業務改善命令	経営健全化計画の履行の確保	収益目標と実績とが大幅に乖離	16年3月期の収益目標と実績とが大幅に乖離
平成16年度	H16.8.6	預金取扱金融機関	地域銀行等	愛媛銀行	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	職員による横領
平成16年度	H16.8.13	預金取扱金融機関	地域銀行等	西日本銀行	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	職員による横領
平成16年度	H16.8.13	預金取扱金融機関	地域銀行等	長崎銀行	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	職員による横領
平成16年度	H16.9.24	預金取扱金融機関	地域銀行等	紀陽銀行	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	職員による横領
平成16年度	H16.10.29	預金取扱金融機関	地域銀行等	北國銀行	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	職員による横領
平成16年度	H16.10.29	預金取扱金融機関	地域銀行等	広島銀行	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	職員による横領
平成16年度	H16.11.19	預金取扱金融機関	地域銀行等	静岡中央銀行	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	職員による横領
平成16年度	H16.12.17	預金取扱金融機関	地域銀行等	仙台銀行	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	職員による横領
平成16年度	H17.3.11	預金取扱金融機関	地域銀行等	第三銀行	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	職員による横領
平成17年度	H17.4.22	預金取扱金融機関	地域銀行等	南都銀行	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	職員による横領
平成17年度	H17.5.20	預金取扱金融機関	地域銀行等	山形しあわせ銀行	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	職員による横領
平成17年度	H17.5.20	預金取扱金融機関	地域銀行等	みちのく銀行	銀行法・保険業法・証券取引法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備 個人データにかかる安全管理措置の不備	不祥事件に関し一部事実と反する報告・届出、不適切な保険募集、投信等の無登録勧誘、顧客情報の紛失
平成17年度	H17.5.20	預金取扱金融機関	地域銀行等	みちのく銀行	個人情報保護法	勧告	安全管理措置態勢強化	個人データにかかる安全管理措置の不備	顧客情報の紛失
平成17年度	H17.6.10	預金取扱金融機関	地域銀行等	東和銀行	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	職員による横領
平成17年度	H17.6.10	預金取扱金融機関	地域銀行等	香川銀行	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	職員による横領
平成17年度	H17.6.17	預金取扱金融機関	地域銀行等	群馬銀行	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	職員による横領
平成17年度	H17.7.22	預金取扱金融機関	地域銀行等	もみじホールディングス	銀行法・早期健全化法	業務改善命令	経営健全化計画の履行の確保	収益目標と実績とが大幅に乖離	17年3月期の収益目標と実績とが大幅に乖離
平成17年度	H17.7.22	預金取扱金融機関	地域銀行等	九州親和ホールディングス	銀行法・早期健全化法	業務改善命令	経営健全化計画の履行の確保	業務改善命令の対象となった年度の翌年度において再度当期利益が経営健全化計画を3割以上下回るなど、なお経営の改善が見られず、また、公的資金により引き受けた優先株式に所定の配当がなされなかったこと	16年3月期において業務改善命令を受けたにも拘らず、17年3月期の収益目標と実績とが大幅に乖離しているなど、なお経営の改善が見られず、また、公的資金により引き受けた優先株式に所定の配当がなされなかったこと
平成17年度	H17.10.21	預金取扱金融機関	地域銀行等	神奈川銀行	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	職員による横領
平成17年度	H17.11.11	預金取扱金融機関	地域銀行等	徳島銀行	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	職員による横領
平成17年度	H17.11.25	預金取扱金融機関	地域銀行等	八十二銀行	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	職員による横領
平成17年度	H17.12.16	預金取扱金融機関	地域銀行等	トマト銀行	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	職員による横領
平成17年度	H17.12.22	預金取扱金融機関	地域銀行等	西日本シティ銀行	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	職員による横領
平成17年度	H18.3.10	預金取扱金融機関	地域銀行等	近畿大阪銀行	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	職員による横領
平成17年度	H18.3.10	預金取扱金融機関	地域銀行等	福岡銀行	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	職員による横領
平成17年度	H18.3.24	預金取扱金融機関	地域銀行等	佐賀共栄銀行	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	職員による横領
平成18年度	H18.4.7	預金取扱金融機関	地域銀行等	鹿児島銀行	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	職員による横領
平成18年度	H18.5.26	預金取扱金融機関	地域銀行等	西京銀行	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	不祥事件等届出書未提出
平成18年度	H18.6.9	預金取扱金融機関	地域銀行等	愛媛銀行	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	職員による横領
平成18年度	H18.7.14	預金取扱金融機関	地域銀行等	関東つば銀行	組織再編成促進特別措置法	計画変更命令	経営基盤強化計画の履行の確保	収益目標と実績とが大幅に乖離	17年3月期及び18年3月期の収益目標と実績とが大幅に乖離
平成18年度	H18.9.8	預金取扱金融機関	地域銀行等	豊和銀行	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	法令等遵守態勢等
平成18年度	H18.11.2	預金取扱金融機関	地域銀行等	関西アーバン銀行	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	職員による横領
平成18年度	H18.11.17	預金取扱金融機関	地域銀行等	大分銀行	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	職員による横領
平成18年度	H18.12.15	預金取扱金融機関	地域銀行等	大正銀行	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	職員による横領
平成18年度	H19.1.26	預金取扱金融機関	地域銀行等	福島銀行	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	職員による横領
平成18年度	H19.3.16	預金取扱金融機関	地域銀行等	千葉銀行	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	職員による横領
平成18年度	H19.3.23	預金取扱金融機関	地域銀行等	琉球銀行	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	職員による横領
平成19年度	H19.4.6	預金取扱金融機関	地域銀行等	関東つば銀行	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	職員による横領



年度	日付 (公表日)	業態1	業態2	金融機関等名	根拠法令	処分の種類	処分の内容	主たる処分原因	
									主たる契機
平成19年度	H20.2.15	預金取扱金融機関	信用金庫	<a href="#">いちい信用金庫</a>	信金法(銀行法)	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	職員による横領
平成19年度	H20.2.15	預金取扱金融機関	信用金庫	<a href="#">豊川信用協庫</a>	信金法(銀行法)	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	職員による横領
平成15年度	H16.2.27	預金取扱金融機関	信用組合	<a href="#">中央信用組合</a>	協金法(銀行法)	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	信用供与等限度額超過回避を意図した迂回融資
平成16年度	H16.6.11	預金取扱金融機関	信用組合	九州幸銀信用組合	協金法(銀行法)	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	組合員資格を有しない者からの出資受け入れ
平成16年度	H16.6.18	預金取扱金融機関	信用組合	<a href="#">近畿産業信用組合</a>	協金法(銀行法)	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	一部役員の実情に基づく不適切な融資
平成16年度	H16.6.30	預金取扱金融機関	信用組合	<a href="#">播磨商銀信用組合</a>	協金法(銀行法)	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	当局検査の過程における一時的な一部役員の不適切な対応
平成16年度	H16.12.10	預金取扱金融機関	信用組合	<a href="#">愛知県中央信用組合</a>	協金法(銀行法)	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	不祥事件に関し一部事実と反する報告・届出
平成17年度	H17.6.17	預金取扱金融機関	信用組合	<a href="#">富士信用組合</a>	協金法(銀行法)	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	法令等遵守態勢等
平成17年度	H17.11.4	預金取扱金融機関	信用組合	<a href="#">山形中央信用組合</a>	協金法(銀行法)	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	職員による横領
平成17年度	H18.1.27	預金取扱金融機関	信用組合	<a href="#">北央信用組合</a>	協金法(銀行法)	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	職員による横領
平成18年度	H18.9.15	預金取扱金融機関	信用組合	<a href="#">朝銀西信用組合</a>	協金法(銀行法)	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	職員による横領
平成18年度	H18.10.20	預金取扱金融機関	信用組合	<a href="#">山梨県民信用組合</a>	協金法(銀行法)	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	職員による横領
平成19年度	H19.6.29	預金取扱金融機関	信用組合	<a href="#">古川信用組合</a>	協金法(銀行法)	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	職員による横領
平成17年度	H17.10.28	預金取扱金融機関	農水系統	<a href="#">静岡県信用漁業協同組合連合会</a>	水産業協同組合法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	不適切な融資
平成15年度	H15.5.30	預金取扱金融機関	労働金庫	<a href="#">近畿労働金庫</a>	労金法(銀行法)	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	不適切な経理処理等
平成15年度	H15.6.6	預金取扱金融機関	労働金庫	<a href="#">青森労働金庫</a>	労金法(銀行法)	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	不適切な経理処理等
平成15年度	H15.6.6	預金取扱金融機関	労働金庫	<a href="#">岩手労働金庫</a>	労金法(銀行法)	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	不適切な経理処理等
平成15年度	H15.6.6	預金取扱金融機関	労働金庫	<a href="#">秋田県労働金庫</a>	労金法(銀行法)	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	不適切な経理処理等
平成15年度	H15.6.6	預金取扱金融機関	労働金庫	<a href="#">宮城労働金庫</a>	労金法(銀行法)	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	不適切な経理処理等
平成15年度	H15.6.6	預金取扱金融機関	労働金庫	<a href="#">山形県労働金庫</a>	労金法(銀行法)	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	不適切な経理処理等
平成15年度	H15.6.6	預金取扱金融機関	労働金庫	<a href="#">福島県労働金庫</a>	労金法(銀行法)	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	不適切な経理処理等
平成15年度	H15.6.6	預金取扱金融機関	労働金庫	<a href="#">山陰労働金庫</a>	労金法(銀行法)	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	不適切な経理処理等
平成15年度	H15.6.6	預金取扱金融機関	労働金庫	<a href="#">岡山労働金庫</a>	労金法(銀行法)	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	不適切な経理処理等
平成15年度	H15.6.6	預金取扱金融機関	労働金庫	<a href="#">広島県労働金庫</a>	労金法(銀行法)	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	不適切な経理処理等
平成15年度	H15.6.6	預金取扱金融機関	労働金庫	<a href="#">山口県労働金庫</a>	労金法(銀行法)	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	不適切な経理処理等
平成15年度	H15.9.12	預金取扱金融機関	労働金庫	<a href="#">北陸労働金庫</a>	労金法(銀行法)	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	不適切な経理処理等
平成15年度	H15.9.12	預金取扱金融機関	労働金庫	<a href="#">四国労働金庫</a>	労金法(銀行法)	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	不適切な経理処理等
平成15年度	H16.1.9	預金取扱金融機関	労働金庫	<a href="#">北海道労働金庫</a>	労金法(銀行法)	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	不適切な経理処理等
平成15年度	H16.1.9	預金取扱金融機関	労働金庫	<a href="#">新潟県労働金庫</a>	労金法(銀行法)	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	不適切な経理処理等
平成15年度	H16.1.9	預金取扱金融機関	労働金庫	<a href="#">長野県労働金庫</a>	労金法(銀行法)	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	不適切な経理処理等
平成15年度	H16.1.9	預金取扱金融機関	労働金庫	<a href="#">静岡県労働金庫</a>	労金法(銀行法)	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	不適切な経理処理等
平成15年度	H16.1.9	預金取扱金融機関	労働金庫	<a href="#">東海労働金庫</a>	労金法(銀行法)	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	不適切な経理処理等
平成15年度	H16.1.9	預金取扱金融機関	労働金庫	<a href="#">九州労働金庫</a>	労金法(銀行法)	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	不適切な経理処理等
平成15年度	H16.1.9	預金取扱金融機関	労働金庫	<a href="#">沖縄県労働金庫</a>	労金法(銀行法)	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	不適切な経理処理等
平成15年度	H16.3.12	預金取扱金融機関	労働金庫	<a href="#">中央労働金庫</a>	労金法(銀行法)	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	不適切な経理処理等
平成16年度	H16.11.12	預金取扱金融機関	労働金庫	<a href="#">四国労働金庫</a>	労金法(銀行法)	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	職員による横領
平成17年度	H17.4.15	預金取扱金融機関	労働金庫	<a href="#">近畿労働金庫</a>	労金法(銀行法)	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	不適切な経理処理等
平成17年度	H17.4.15	預金取扱金融機関	労働金庫	<a href="#">静岡県労働金庫</a>	労金法(銀行法)	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	不適切な経理処理等
平成17年度	H17.4.15	預金取扱金融機関	労働金庫	<a href="#">中国労働金庫</a>	労金法(銀行法)	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	不祥事件届出書未提出
平成14年度	H14.6.21	その他	貸金業者	<a href="#">大和信用</a>	貸金業規制法	業務停止命令	業務停止	法令違反	取立
平成14年度	H14.9.6	その他	貸金業者	マルワ	貸金業規制法	業務停止命令	業務停止	法令違反	高金利、書面交付義務等
平成14年度	H14.12.9	その他	貸金業者	日経勤業	貸金業規制法	業務停止命令	業務停止	法令違反	日賦違反、広告等
平成14年度	H14.12.13	その他	貸金業者	<a href="#">小島総業</a>	貸金業規制法	業務停止命令	業務停止	法令違反	高金利、広告等
平成14年度	H15.3.7	その他	貸金業者	<a href="#">日本総合金融</a>	貸金業規制法	登録取消し	登録取消し	登録取消要件に該当	不正登録
平成15年度	H15.4.30	その他	貸金業者	辰栄	貸金業規制法	業務停止命令	業務停止	法令違反	高金利、書面交付義務等
平成15年度	H15.5.9	その他	貸金業者	雅	貸金業規制法	登録取消し	登録取消し	法令違反	高金利
平成15年度	H15.6.23	その他	貸金業者	スイスプライベートファンド	貸金業規制法	登録取消し	登録取消し	登録取消要件に該当	所在不明
平成15年度	H15.6.26	その他	貸金業者	サンルーミナス	貸金業規制法	業務停止命令	業務停止	法令違反	日賦違反、記載不備の広告
平成15年度	H15.6.27	その他	貸金業者	日興	貸金業規制法	業務停止命令	業務停止	法令違反	高金利、書面交付義務等

年度	日付 (公表日)	業態1	業態2	金融機関等名	根拠法令	処分の種類	処分の内容	主たる処分原因	
									主たる契機
平成15年度	H15.8.1	その他	貸金業者	武富士	貸金業規制法	業務停止命令	業務停止	法令違反	取立
平成15年度	H15.9.30	その他	貸金業者	明興	貸金業規制法	業務停止命令	業務停止	法令違反	高金利、書面交付義務等
平成15年度	H15.11.20	その他	貸金業者	ナノヨー	貸金業規制法	業務停止命令	業務停止	法令違反	高金利、記載不備の広告
平成15年度	H15.11.20	その他	貸金業者	デイリーハウス	貸金業規制法	業務停止命令	業務停止	法令違反	高金利、記載不備の広告
平成15年度	H15.11.21	その他	貸金業者	アイダコンサルタント	貸金業規制法	業務停止命令	業務停止	法令違反	高金利、書面交付義務等
平成15年度	H15.11.21	その他	貸金業者	プライムファイナンス	貸金業規制法	業務停止命令	業務停止	法令違反	高金利、書面交付義務等
平成15年度	H15.11.21	その他	貸金業者	エムティアールアセット	貸金業規制法	業務停止命令	業務停止	法令違反	高金利、記載不備の広告
平成15年度	H15.12.4	その他	貸金業者	ボンド	貸金業規制法	業務停止命令	業務停止	法令違反	高金利、記載不備の広告
平成16年度	H16.4.14	その他	貸金業者	千代川産業	貸金業規制法	業務停止命令	業務停止	法令違反	高金利、書面交付義務
平成16年度	H16.6.29	その他	貸金業者	プレステイトファイナンス	貸金業規制法	登録取消し	登録取消し	登録取消要件に該当	欠格事由
平成16年度	H16.7.12	その他	貸金業者	掛野総業	貸金業規制法	登録取消し	登録取消し	登録取消要件に該当	欠格事由
平成16年度	H16.12.17	その他	貸金業者	武富士	貸金業規制法	業務停止命令	業務停止	法令違反	帳簿備付
平成16年度	H17.1.7	その他	貸金業者	サインリース	貸金業規制法	登録取消し	登録取消し	登録取消要件に該当	登録換え
平成16年度	H17.3.18	その他	貸金業者	第一まるやま商事	貸金業規制法	業務停止命令	業務停止	法令違反	高金利
平成16年度	H17.3.18	その他	貸金業者	東洋ファクタリング	貸金業規制法	業務停止命令	業務停止	法令違反	高金利
平成16年度	H17.3.18	その他	貸金業者	シンキ	貸金業規制法	業務停止命令	業務停止	法令違反	取立
平成17年度	H17.11.21	その他	貸金業者	タクミ	貸金業規制法	業務停止命令	業務停止	法令違反	高金利、書面交付義務等
平成17年度	H17.11.25	その他	貸金業者	ピアイジ	貸金業規制法	業務停止命令	業務停止	法令違反	虚偽回答、帳簿備付
平成17年度	H17.11.25	その他	貸金業者	SFCG	貸金業規制法	業務停止命令	業務停止	法令違反	書面交付義務、白紙委任状取得
平成17年度	H18.1.13	その他	貸金業者	丸和商事	貸金業規制法	業務停止命令	業務停止	法令違反	取立
平成17年度	H18.1.26	その他	貸金業者	コスモ(鄭之後)	貸金業規制法	業務停止命令	業務停止	法令違反	取立、帳簿備付
平成18年度	H18.4.14	その他	貸金業者	アイフル	貸金業規制法	業務停止命令	業務停止	法令違反	取立、委任状偽造、帳簿備付等
平成18年度	H18.4.21	その他	貸金業者	サンルミナス	貸金業規制法	業務停止命令	業務停止	法令違反	高金利、帳簿備付等
平成18年度	H18.4.21	その他	貸金業者	アルファオーエムシー	貸金業規制法	業務停止命令	業務停止	法令違反	取立
平成18年度	H18.5.29	その他	貸金業者	毒産業	貸金業規制法	業務停止命令	業務停止	法令違反	虚偽回答
平成18年度	H18.6.8	その他	貸金業者	ボンド	貸金業規制法	業務停止命令	業務停止	法令違反	高金利、書面交付義務、帳簿備付、取立
平成18年度	H18.6.9	その他	貸金業者	住友林業ホームサービス	貸金業規制法	業務停止命令	業務停止	法令違反	高金利
平成18年度	H18.7.27	その他	貸金業者	イレブン	貸金業規制法	業務停止命令	業務停止	法令違反	高金利
平成18年度	H18.7.27	その他	貸金業者	アエル	貸金業規制法	業務停止命令	業務停止	法令違反	取立、帳簿備付
平成18年度	H18.9.15	その他	貸金業者	オリカキャピタル	貸金業規制法	業務停止命令	業務停止	法令違反	高金利
平成18年度	H18.10.20	その他	貸金業者	GEコンシューマー・ファイナンス	貸金業規制法	業務停止命令	業務停止	法令違反	取立
平成18年度	H18.11.10	その他	貸金業者	南日本信販	貸金業規制法	業務停止命令	業務停止	法令違反	虚偽回答
平成18年度	H18.11.14	その他	貸金業者	東日本信販	貸金業規制法	業務停止命令	業務停止	法令違反	取立
平成18年度	H18.11.29	その他	貸金業者	ユニコ・コーポレーション	貸金業規制法	登録取消し	登録取消し	登録取消要件に該当	財産的基礎
平成18年度	H18.12.20	その他	貸金業者	三洋信販	貸金業規制法	業務停止命令	業務停止	法令違反	虚偽回答
平成18年度	H19.1.23	その他	貸金業者	東洋ファクタリング	貸金業規制法	業務停止命令	業務停止	法令違反	高金利
平成18年度	H19.2.21	その他	貸金業者	国際信用保証	貸金業規制法	登録取消し	登録取消し	登録取消要件に該当	財産的基礎
平成19年度	H19.4.4	その他	貸金業者	三和ファイナンス	貸金業規制法	業務停止命令	業務停止	法令違反	取立、虚偽回答、帳簿備付等
平成19年度	H19.12.26	その他	貸金業者	アイ総合	貸金業法	登録取消し	登録取消し	登録取消要件に該当	欠格事由
平成14年度	H14.4.12	その他	前払式証券発行者	まるよし	前払式証券規制法	登録取消し	登録取消し	法令違反	発行報告書虚偽記載、発行保証金過少供託
平成14年度	H14.4.12	その他	前払式証券発行者	まるよし	前払式証券規制法	業務改善命令	法定額発行保証金の供託等	購入者等の利益を害する事実	発行報告書虚偽記載、発行保証金過少供託
平成16年度	H16.9.8	その他	前払式証券発行者	あさか	前払式証券規制法	業務停止命令	業務停止	法令違反	発行報告書及び供託届出書未提出
平成16年度	H16.9.8	その他	前払式証券発行者	あさか	前払式証券規制法	業務改善命令	発行報告書の提出等	購入者等の利益を害する事実	発行報告書及び供託届出書未提出
平成16年度	H16.10.1	その他	前払式証券発行者	エヌシーぐんま	前払式証券規制法	登録取消し	登録取消し	法令違反	発行報告書虚偽記載、発行保証金過少供託
平成16年度	H16.10.1	その他	前払式証券発行者	エヌシーぐんま	前払式証券規制法	業務改善命令	法定額発行保証金の供託等	購入者等の利益を害する事実	発行報告書虚偽記載、発行保証金過少供託
平成16年度	H16.12.27	その他	前払式証券発行者	エヌシーぐんま	前払式証券規制法	業務改善命令	法定額発行保証金の供託等	購入者等の利益を害する事実	発行保証金過少供託
平成17年度	H17.5.26	その他	前払式証券発行者	富士急百貨店	前払式証券規制法	業務改善命令	未使用残高の適正な把握等	購入者等の利益を害する事実	発行報告書未提出等
平成17年度	H17.11.30	その他	前払式証券発行者	全国青果物商業協同組合連合会	前払式証券規制法	業務停止命令	業務停止	法令違反	発行報告書虚偽記載、発行保証金過少供託
平成17年度	H17.11.30	その他	前払式証券発行者	全国青果物商業協同組合連合会	前払式証券規制法	業務改善命令	法令等遵守態勢の確立等	購入者等の利益を害する事実	発行報告書虚偽記載、発行保証金過少供託

年度	日付 (公表日)	業態1	業態2	金融機関等名	根拠法令	処分の種類	処分の内容	主たる処分原因	
								購入者等の利益を害する事実	主たる契機
平成18年度	H18.6.7	その他	前払式証券発行者	中部都市企画株式会社	前払式証券規制法	業務改善命令	法令等遵守態勢の確立等	購入者等の利益を害する事実	発行報告書虚偽記載、発行保証金過少供託
平成18年度	H18.10.5	その他	前払式証券発行者	有限会社バル・サービス	前払式証券規制法	業務停止命令	業務停止	法令違反	発行報告書虚偽記載、発行保証金過少供託
平成18年度	H18.10.5	その他	前払式証券発行者	有限会社バル・サービス	前払式証券規制法	業務改善命令	法令等遵守態勢の確立等	購入者等の利益を害する事実	発行報告書虚偽記載、発行保証金過少供託
平成18年度	H19.1.11	その他	前払式証券発行者	株式会社うつのみや	前払式証券規制法	登録取消し	登録取消し	法令違反	帳簿書類の不備、発行報告書の虚偽記載等
平成18年度	H19.1.11	その他	前払式証券発行者	株式会社うつのみや	前払式証券規制法	業務改善命令	法令等遵守態勢の確立等	購入者等の利益を害する事実	帳簿書類の不備、発行報告書の虚偽記載等
平成18年度	H19.1.11	その他	前払式証券発行者	ウイング北陸総合衣料商業協同組合	前払式証券規制法	登録取消し	登録取消し	法令違反	帳簿書類の不備、発行報告書の虚偽記載等
平成18年度	H19.1.11	その他	前払式証券発行者	ウイング北陸総合衣料商業協同組合	前払式証券規制法	業務改善命令	法令等遵守態勢の確立等	購入者等の利益を害する事実	帳簿書類の不備、発行報告書の虚偽記載等
平成18年度	H19.3.2	その他	前払式証券発行者	株式会社日本旅行	前払式証券規制法	業務停止命令	業務停止	法令違反	発行報告書虚偽記載、発行保証金過少供託
平成18年度	H19.3.2	その他	前払式証券発行者	株式会社日本旅行	前払式証券規制法	業務改善命令	法令等遵守態勢の確立等	購入者等の利益を害する事実	発行報告書虚偽記載、発行保証金過少供託
平成15年度	H16.3.16	その他	抵当証券業者	アブリード	抵当証券業規制法	業務改善命令	購入者保護のため約款に則った取引の実施等	購入者の利益を害する事実	約款違反
平成17年度	H17.11.9	その他	抵当証券業者	ユニバーサル・アセット・マネジメント	抵当証券業規制法	業務改善命令	購入者に対する資金返還等にかかる適切な対応等	購入者の利益を害する事実	約款違反、内部事務管理態勢の不備
平成14年度	H14.4.12	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	センチュリー証券	証券取引法	業務停止命令	業務停止	法令違反	取引一任勘定取引
平成14年度	H14.4.12	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	センチュリー証券	証券取引法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反	取引一任勘定取引
平成14年度	H14.4.26	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	さくらフレンド証券	証券取引法	業務改善命令	内部管理体制強化等	法令違反	法人関係情報に係る不公正取引の防止上不十分な管理の状況
平成14年度	H14.6.14	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	サトウハチロー証券	証券取引法	業務停止命令	業務停止	法令違反	空売り明示義務違反
平成14年度	H14.6.14	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	サトウハチロー証券	証券取引法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反	空売り明示義務違反
平成14年度	H14.6.17	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	コスモ証券	証券取引法	業務改善命令	内部管理体制強化等	法令違反	空売り明示義務違反
平成14年度	H14.6.18	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	イー・トレード証券	証券取引法	業務停止命令	業務停止	法令違反	作為的相場形成となる取引の受託
平成14年度	H14.6.18	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	イー・トレード証券	証券取引法	業務改善命令	内部管理体制の再構築等	法令違反	作為的相場形成となる取引の受託
平成14年度	H14.6.27	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	パナクリエ・キャピタル証券東京支店	証券取引法	業務停止命令	業務停止	法令違反	その他業務の承認等に係る法令違反
平成14年度	H14.6.27	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	パナクリエ・キャピタル証券東京支店	証券取引法	業務改善命令	内部管理体制強化等	法令違反	その他業務の承認等に係る法令違反
平成14年度	H14.7.18	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	水戸証券	証券取引法	業務停止命令	業務停止	法令違反	取引一任勘定取引
平成14年度	H14.7.18	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	水戸証券	証券取引法	業務改善命令	内部管理態勢の抜本的な見直し等	法令違反	取引一任勘定取引
平成14年度	H14.9.18	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	バンクオブアメリカ証券東京支店	証券取引法	業務改善命令	内部管理体制強化等	法令違反	作為的相場形成
平成14年度	H14.11.26	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	藍澤證券	証券取引法	業務停止命令	業務停止	法令違反	取引一任勘定取引
平成14年度	H14.11.26	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	藍澤證券	証券取引法	業務改善命令	内部管理態勢の抜本的な見直し等	法令違反	取引一任勘定取引
平成14年度	H14.12.6	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	イー・エヌ・ピー・ワイ証券会社東京支店	証券取引法	業務停止命令	業務停止	法令違反	作為的相場形成
平成14年度	H14.12.6	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	イー・エヌ・ピー・ワイ証券会社東京支店	証券取引法	業務改善命令	内部管理体制強化等	法令違反	作為的相場形成
平成14年度	H14.12.17	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	三木証券	証券取引法	業務改善命令	内部管理体制強化等	法令違反	虚偽又は誤解を生ぜしめるべき行為
平成14年度	H15.1.10	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	アイエヌジー証券東京支店	証券取引法	業務停止命令	業務停止	法令違反	特別の利益提供
平成14年度	H15.1.10	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	アイエヌジー証券東京支店	証券取引法	業務改善命令	内部管理体制強化等	法令違反	特別の利益提供
平成14年度	H15.1.10	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	クレディ・リヨネ証券東京支店	証券取引法	業務停止命令	業務停止	法令違反	認可業務及びその他業務の承認等に係る法令違反
平成14年度	H15.1.10	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	クレディ・リヨネ証券東京支店	証券取引法	業務改善命令	内部管理体制強化等	法令違反	認可業務及びその他業務の承認等に係る法令違反
平成14年度	H15.2.28	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	J.P.モルガン証券東京支店	証券取引法	業務停止命令	業務停止	法令違反	作為的相場形成
平成14年度	H15.2.28	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	J.P.モルガン証券東京支店	証券取引法	業務改善命令	内部管理体制強化等	法令違反	作為的相場形成
平成14年度	H15.3.18	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	日興リベンス・エヌ・シー証券東京支店	証券取引法	業務停止命令	業務停止	法令違反	作為的相場形成
平成14年度	H15.3.18	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	日興リベンス・エヌ・シー証券東京支店	証券取引法	業務改善命令	内部管理体制強化等	法令違反	作為的相場形成
平成14年度	H15.3.20	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	農中証券	証券取引法	業務改善命令	内部管理体制強化等	法令違反	利益相反開示規制違反
平成14年度	H15.3.24	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	丸三証券	証券取引法	業務停止命令	業務停止	法令違反	取引一任勘定取引
平成14年度	H15.3.24	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	丸三証券	証券取引法	業務改善命令	内部管理体制強化等	法令違反	取引一任勘定取引
平成15年度	H15.4.4	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	カブドットコム証券	本人確認法	是正命令	顧客管理体制の構築等	法令違反	なりすましの疑いのある取引について本人確認不履行
平成15年度	H15.6.6	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	大和証券SMBC	証券取引法	業務停止命令	業務停止	法令違反	法人関係情報に係る不公正取引の防止上不十分な管理の状況
平成15年度	H15.6.6	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	大和証券SMBC	証券取引法	業務改善命令	法人関係情報の厳重な管理の徹底等	法令違反	法人関係情報に係る不公正取引の防止上不十分な管理の状況
平成15年度	H15.7.2	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	東海東京証券	証券取引法	業務停止命令	業務停止	法令違反	作為的相場形成
平成15年度	H15.7.2	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	東海東京証券	証券取引法	業務改善命令	内部管理体制強化等	法令違反	作為的相場形成
平成15年度	H15.7.2	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	リテラ・クレア証券	証券取引法	業務停止命令	業務停止	法令違反	作為的相場形成
平成15年度	H15.7.2	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	リテラ・クレア証券	証券取引法	業務改善命令	内部管理体制強化等	法令違反	作為的相場形成
平成15年度	H15.7.2	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	クレディ・アグリコール・インベストメント証券東京支店	証券取引法	業務停止命令	業務停止	法令違反	特別の利益提供
平成15年度	H15.7.2	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	クレディ・アグリコール・インベストメント証券東京支店	証券取引法	業務改善命令	内部管理体制強化等	法令違反	特別の利益提供

年度	日付 (公表日)	業態1	業態2	金融機関等名	根拠法令	処分の種類	処分の内容	主たる処分原因	
									主たる契機
平成15年度	H15.7.8	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	しんきん証券	証券取引法	業務改善命令	内部管理体制強化等	法令違反	親法人等との間における顧客に関する非公開情報の授受
平成15年度	H15.7.25	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	エイチ・エス・ピー・シー証券東京支店	証券取引法	業務停止命令	業務停止	法令違反	特別の利益提供
平成15年度	H15.7.25	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	エイチ・エス・ピー・シー証券東京支店	証券取引法	業務改善命令	内部管理体制強化等	法令違反	特別の利益提供
平成15年度	H15.8.12	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	日本電子証券	証券取引法	業務停止命令	業務停止	法令違反	仮装取引及び馴合い取引
平成15年度	H15.8.12	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	日本電子証券	証券取引法	業務改善命令	内部管理体制の抜本的な見直し等	法令違反	仮装取引及び馴合い取引
平成15年度	H15.8.26	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	みずほインベスターズ証券	証券取引法	業務改善命令	内部管理体制強化等	法令違反	重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
平成15年度	H15.12.5	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	ソシエテ ジェネラル証券東京支店	証券取引法	業務停止命令	業務停止	法令違反	作為的相場形成
平成15年度	H15.12.5	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	ソシエテ ジェネラル証券東京支店	証券取引法	業務改善命令	内部管理体制強化等	法令違反	作為的相場形成
平成15年度	H16.1.16	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	みずほインベスターズ証券	証券取引法	業務停止命令	業務停止	法令違反	作為的相場形成
平成15年度	H16.1.16	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	みずほインベスターズ証券	証券取引法	業務改善命令	内部管理体制強化等	法令違反	作為的相場形成
平成15年度	H16.3.12	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	泉証券	証券取引法	業務停止命令	業務停止	法令違反	適合性原則違反
平成15年度	H16.3.12	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	泉証券	証券取引法	業務改善命令	内部管理体制の抜本的な見直し等	法令違反	適合性原則違反
平成16年度	H16.5.14	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	日本証券代行	本人確認法	是正命令	顧客管理体制の構築等	法令違反	多額の無記名割引債の受払いをする取引について本人確認不履行
平成16年度	H16.5.28	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	UBS証券会社東京支店	証券取引法	業務改善命令	内部管理体制強化等	法令違反	法人関係情報に係る不正取引の防止上不十分な管理の状況
平成16年度	H16.6.10	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	東洋証券	証券取引法	業務停止命令	業務停止	法令違反	目論見書の未交付
平成16年度	H16.6.10	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	東洋証券	証券取引法	業務改善命令	内部管理体制強化等	法令違反	目論見書の未交付
平成16年度	H16.6.18	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	岡地証券	証券取引法	業務停止命令	業務停止	法令違反	取引一任勘定取引
平成16年度	H16.6.18	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	岡地証券	証券取引法	業務改善命令	内部管理体制の抜本的な見直し等	法令違反	取引一任勘定取引
平成16年度	H16.6.25	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	マネックス証券	本人確認法	是正命令	顧客管理体制の構築等	法令違反	なりすましの疑いのある取引について本人確認不履行
平成16年度	H16.6.29	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	エンゼル証券	証券取引法	業務改善命令	顧客管理体制の構築等	法令違反	有価証券の売買又は委託の取次ぎにおいて本人確認不履行
平成16年度	H16.7.7	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	東海東京証券	証券取引法	業務改善命令	内部管理体制強化等	法令違反	法人関係情報に係る不正取引の防止上不十分な管理の状況
平成16年度	H16.7.13	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	飯田証券	証券取引法	業務停止命令	業務停止	法令違反	法人関係情報に係る不正取引の防止上不十分な管理の状況
平成16年度	H16.7.13	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	飯田証券	証券取引法	業務改善命令	内部管理体制の抜本的な見直し等	法令違反	法人関係情報に係る不正取引の防止上不十分な管理の状況
平成16年度	H16.7.23	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	ゲット証券	証券取引法	業務停止命令	業務停止	法令違反	作為的相場形成、なりすましの疑いのある取引について本人確認不履行
平成16年度	H16.7.23	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	ゲット証券	証券取引法	業務改善命令	内部管理体制の抜本的な見直し等	法令違反	作為的相場形成、なりすましの疑いのある取引について本人確認不履行
平成16年度	H16.7.23	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	丸三証券	証券取引法	業務停止命令	業務停止	法令違反	作為的相場形成
平成16年度	H16.7.23	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	丸三証券	証券取引法	業務改善命令	内部管理体制強化等	法令違反	作為的相場形成
平成16年度	H16.9.17	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	シティバンク・エヌ・エイ在日支店	証券取引法	業務改善命令	内部管理体制強化等	法令違反	信用の供与の条件として、私募の取扱いをする行為
平成16年度	H16.9.17	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	センターフロンティア証券東京支店	証券取引法	業務改善命令	内部管理体制強化等	法令違反	向い呑み行為
平成16年度	H16.9.22	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	ユーシーイーインターナショナル	金融先物取引法	許可取消し	許可取消し	法令違反	損失補てん、利益供与等
平成16年度	H16.10.22	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	十字屋証券	証券取引法	業務停止命令	業務停止	法令違反	作為的相場形成
平成16年度	H16.10.22	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	十字屋証券	証券取引法	業務改善命令	内部管理体制強化等	法令違反	作為的相場形成
平成16年度	H16.11.30	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	中央証券	証券取引法	業務停止命令	業務停止	法令違反	取引一任勘定取引
平成16年度	H16.11.30	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	中央証券	証券取引法	業務改善命令	内部管理体制強化等	法令違反	取引一任勘定取引
平成16年度	H16.12.28	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	新潟証券	証券取引法	業務停止命令	業務停止	法令違反	虚偽又は誤解を生ぜしめるべき行為
平成16年度	H16.12.28	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	新潟証券	証券取引法	業務改善命令	内部管理体制強化等	法令違反	虚偽又は誤解を生ぜしめるべき行為
平成16年度	H17.1.14	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	ユーエフエフ証券	証券取引法	業務停止命令	業務停止	法令違反	馴れ合い売買
平成16年度	H17.1.14	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	ユーエフエフ証券	証券取引法	業務改善命令	内部管理体制強化等	法令違反	馴れ合い売買
平成16年度	H17.3.4	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	飯塚中川証券	証券取引法	業務停止命令	業務停止	法令違反	取引一任勘定取引
平成16年度	H17.3.4	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	飯塚中川証券	証券取引法	業務改善命令	内部管理体制強化等	法令違反	取引一任勘定取引
平成16年度	H17.3.7	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	藍澤証券	証券取引法	業務停止命令	業務停止	法令違反	作為的相場形成
平成16年度	H17.3.7	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	藍澤証券	証券取引法	業務改善命令	内部管理体制強化等	法令違反	作為的相場形成
平成17年度	H17.6.17	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	いちよし証券	証券取引法	業務改善命令	内部管理体制強化等	法令違反	説明義務違反等
平成17年度	H17.6.17	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	明和證券	証券取引法	業務停止命令	業務停止	法令違反	取引一任勘定取引
平成17年度	H17.6.17	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	明和證券	証券取引法	業務改善命令	内部管理体制強化等	法令違反	取引一任勘定取引
平成17年度	H17.6.24	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	丸八証券	証券取引法	業務停止命令	業務停止	法令違反	取引一任勘定取引
平成17年度	H17.6.24	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	丸八証券	証券取引法	業務改善命令	内部管理体制強化等	法令違反	取引一任勘定取引
平成17年度	H17.6.24	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	シティアリアル・インドスエズ証券東京支店	本人確認法	是正命令	顧客管理体制の構築等	法令違反	取引口座開設時の本人確認不履行





年度	日付 (公表日)	業態1	業態2	金融機関等名	根拠法令	処分の種類	処分の内容	主たる処分原因	
									主たる契機
平成17年度	H17.12.14	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者等	インターカレンシー	金融先物取引法	業務停止命令	業務停止	法令違反	支払不能に陥るおそれ、区分管理違反
平成17年度	H17.12.14	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者等	インターカレンシー	金融先物取引法	業務改善命令	委託者等の保護に万全を期すること等	法令違反	支払不能に陥るおそれ、区分管理違反
平成17年度	H17.12.14	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者等	日本エディア・フューチャー	金融先物取引法	業務停止命令	業務停止	法令違反	支払不能に陥るおそれ、区分管理違反
平成17年度	H17.12.14	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者等	日本エディア・フューチャー	金融先物取引法	業務改善命令	委託者等の保護に万全を期すること等	法令違反	支払不能に陥るおそれ、区分管理違反
平成17年度	H17.12.16	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者等	トラストジャパン	金融先物取引法	業務停止命令	業務停止	法令違反	支払不能に陥るおそれ、区分管理違反
平成17年度	H17.12.16	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者等	トラストジャパン	金融先物取引法	業務改善命令	委託者等の保護に万全を期すること等	法令違反	支払不能に陥るおそれ、区分管理違反
平成17年度	H17.12.19	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者等	フォレックスインターナショナル	金融先物取引法	業務停止命令	業務停止	法令違反	不招請勧誘
平成17年度	H17.12.19	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者等	フォレックスインターナショナル	金融先物取引法	業務改善命令	内部管理態勢の充実・強化等	法令違反	不招請勧誘
平成17年度	H17.12.21	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者等	アークフィナンシャル	金融先物取引法	業務停止命令	業務停止	法令違反	区分管理違反、出金拒否
平成17年度	H17.12.21	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者等	アークフィナンシャル	金融先物取引法	業務改善命令	委託者等の保護に万全を期すること等	法令違反	区分管理違反、出金拒否
平成17年度	H17.12.21	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者等	ユーラック	金融先物取引法	業務停止命令	業務停止	法令違反	支払不能に陥るおそれ、区分管理違反
平成17年度	H17.12.21	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者等	ユーラック	金融先物取引法	業務改善命令	委託者等の保護に万全を期すること等	法令違反	支払不能に陥るおそれ、区分管理違反
平成17年度	H17.12.21	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者等	日本エフエックス	金融先物取引法	業務停止命令	業務停止	法令違反	支払不能に陥るおそれ、区分管理違反
平成17年度	H17.12.21	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者等	日本エフエックス	金融先物取引法	業務改善命令	委託者等の保護に万全を期すること等	法令違反	支払不能に陥るおそれ、区分管理違反
平成17年度	H17.12.21	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者等	日本フォレックス	金融先物取引法	業務停止命令	業務停止	法令違反	支払不能に陥るおそれ、区分管理違反
平成17年度	H17.12.21	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者等	日本フォレックス	金融先物取引法	業務改善命令	委託者等の保護に万全を期すること等	法令違反	支払不能に陥るおそれ、区分管理違反
平成17年度	H17.12.22	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者等	イーネット・フューチャーズ	金融先物取引法	業務停止命令	業務停止	法令違反	支払不能に陥るおそれ、区分管理違反
平成17年度	H17.12.22	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者等	イーネット・フューチャーズ	金融先物取引法	業務改善命令	委託者等の保護に万全を期すること等	法令違反	支払不能に陥るおそれ、区分管理違反
平成17年度	H17.12.22	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者等	みずほ証券	証券取引法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反	誤発注
平成17年度	H17.12.27	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者等	東京フォレックス・フィナンシャル	金融先物取引法	業務停止命令	業務停止	法令違反	支払不能に陥るおそれ
平成17年度	H17.12.27	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者等	東京フォレックス・フィナンシャル	金融先物取引法	業務改善命令	委託者等の保護に万全を期すること等	法令違反	支払不能に陥るおそれ
平成17年度	H17.12.27	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者等	アスレード	金融先物取引法	業務停止命令	業務停止	法令違反	支払不能に陥るおそれ、区分管理違反
平成17年度	H17.12.27	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者等	アスレード	金融先物取引法	業務改善命令	委託者等の保護に万全を期すること等	法令違反	支払不能に陥るおそれ、区分管理違反
平成17年度	H18.1.27	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者等	新生証券	証券取引法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反	弊害防止措置規定違反 (親法人等との間における顧客に関する非公開情報の授受)
平成17年度	H18.1.31	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者等	日本協栄証券	証券取引法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反	作為的相場形成に係る売買取引受託を防止する取引のための売買管理不十分
平成17年度	H18.2.24	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者等	塚本證券	証券取引法	業務停止命令	業務停止	法令違反	損失補てん
平成17年度	H18.2.24	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者等	塚本證券	証券取引法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反	損失補てん
平成17年度	H18.3.9	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者等	J.P.モルガン証券東京支店	証券取引法	業務停止命令	業務停止	法令違反	作為的相場形成、虚偽又は誤解を生ぜしめるべき行為
平成17年度	H18.3.9	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者等	J.P.モルガン証券東京支店	証券取引法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反	作為的相場形成、虚偽又は誤解を生ぜしめるべき行為
平成18年度	H18.4.13	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者等	SMBCフレンド証券	証券取引法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反	顧客の有価証券の売買等に関する管理が不公正取引の防止上不十分な状況
平成18年度	H18.4.27	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者等	AIM証券	証券取引法	業務停止命令	業務停止	法令違反	有価証券の売買その他の取引に関し虚偽の表示をする行為
平成18年度	H18.4.27	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者等	AIM証券	証券取引法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反	有価証券の売買その他の取引に関し虚偽の表示をする行為
平成18年度	H18.5.26	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者等	エクセルトレード	金融先物取引法	業務改善命令	法令違反に対する対応策の策定等	法令違反	記載不備の広告
平成18年度	H18.5.31	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者等	AIM証券	証券取引法	業務停止命令	業務停止	法令違反	自己資本規制比率の低下
平成18年度	H18.5.31	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者等	AIM証券	証券取引法	業務改善命令	自己資本規制比率の回復等	法令違反	自己資本規制比率の低下
平成18年度	H18.5.31	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者等	エイチ・エス証券	証券取引法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反	作為的相場形成に係る売買取引受託を防止する取引のための売買管理不十分
平成18年度	H18.6.7	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者等	マネックス証券	証券取引法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反	顧客の有価証券の売買等に関する管理が不公正取引の防止上不十分な状況、電子情報処理組織の管理不十分
平成18年度	H18.6.16	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者等	伊勢証券	証券取引法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反	取引一任勘定取引
平成18年度	H18.6.27	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者等	カリヨン証券	証券取引法	業務停止命令	業務停止	法令違反	空売り明示義務違反
平成18年度	H18.6.27	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者等	カリヨン証券	証券取引法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反	空売り明示義務違反
平成18年度	H18.6.30	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者等	日本インベスターズ証券	証券取引法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反	法定帳簿不備、分別金信託違反
平成18年度	H18.7.14	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者等	津山証券	証券取引法	業務改善命令	内部管理体制強化等	法令違反	取引一任勘定取引
平成18年度	H18.11.2	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者等	日本アジア証券	証券取引法	業務改善命令	内部管理体制強化等	法令違反	取引一任勘定取引
平成18年度	H18.12.1	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者等	大和証券	証券取引法	業務停止命令	業務停止	法令違反	内部者取引のおそれのある取引を受託する行為
平成18年度	H18.12.1	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者等	大和証券	証券取引法	業務改善命令	内部管理体制の抜本的見直し等	法令違反	内部者取引のおそれのある取引を受託する行為
平成18年度	H18.12.1	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者等	大和証券	本人確認法	是正命令	内部管理体制の抜本的見直し等	法令違反	なりすましの疑いのある取引について本人確認不履行

年度	日付 (公表日)	業態1	業態2	金融機関等名	根拠法令	処分の種類	処分の内容	主たる処分原因	
									主たる契機
平成18年度	H18.12.27	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	日本ファースト証券	金融先物取引法	業務停止命令	業務停止	法令違反	取引一任勘定取引、不招請勧誘
平成18年度	H18.12.27	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	日本ファースト証券	金融先物取引法	業務改善命令	内部管理態勢の充実・強化等	法令違反	取引一任勘定取引、不招請勧誘
平成18年度	H18.12.27	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	日本ファースト証券	証券取引法	業務停止命令	業務停止	法令違反	届出されていないみなし有価証券を募集により取得させる行為
平成18年度	H18.12.27	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	日本ファースト証券	証券取引法	業務改善命令	内部管理体制強化等	法令違反	届出されていないみなし有価証券を募集により取得させる行為
平成18年度	H19.1.12	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	東京プリンシパル証券	金融先物取引法	登録取消し	登録取消し	登録拒否要件に該当	証券取引法違反行為
平成18年度	H19.1.12	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	東京プリンシパル証券	証券取引法	業務改善命令	会社財産を不当に費消する行為を行わないこと等	法令違反	公告を行わずに証券業を廃止する行為
平成18年度	H19.1.31	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	三菱UFJ証券	証券取引法	業務改善命令	内部管理体制強化等	法令違反	法人関係情報に基づいて、自己の計算において有価証券の売買をする行為
平成18年度	H19.2.8	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	Phillip Financials	金融先物取引法	業務改善命令	内部管理態勢強化	法令遵守にかかる内部管理態勢の不備等	外務員等による無断売買等
平成18年度	H19.2.19	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	リテラ・クレア証券	金融先物取引法	業務改善命令	内部管理態勢強化	法令違反等	記載不備の広告
平成18年度	H19.2.20	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	インタープラスト	金融先物取引法	業務停止命令	業務停止	法令違反等	不招請勧誘・損失補てん等
平成18年度	H19.2.20	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	インタープラスト	金融先物取引法	業務改善命令	内部管理態勢強化	法令違反等	不招請勧誘・損失補てん等
平成18年度	H19.3.29	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	エイチ・エス証券	証券取引法	業務改善命令	引受業務審査体制の充実・強化等	法令違反	著しく不適当な引受価額での引受け
平成19年度	H19.6.4	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	永和証券	証券取引法	業務停止命令	業務停止	法令違反	作為的相場形成
平成19年度	H19.6.4	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	永和証券	証券取引法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反	作為的相場形成
平成19年度	H19.6.8	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	楽天証券	証券取引法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反	電子情報処理組織の管理不十分
平成19年度	H19.6.26	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	朝日ユニバーサルFX	金融先物取引法	業務改善命令	内部管理態勢の充実・強化等	法令違反	不招請勧誘
平成19年度	H19.6.27	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	エース取引	金融先物取引法	業務停止命令	業務停止(新規顧客の勧誘、新規口座開設の停止)	法令違反	不招請勧誘、再勧誘
平成19年度	H19.6.27	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	エース取引	金融先物取引法	業務改善命令	内部管理態勢の充実・強化等	法令違反	不招請勧誘、再勧誘
平成19年度	H19.6.28	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	DIP	金融先物取引法	業務改善命令	内部管理態勢の充実・強化等	法令違反	内部管理態勢の不備及び当該状況の下発生した法令違反
平成19年度	H19.6.28	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	AIM証券	証券取引法	業務停止命令	業務停止	法令違反	業務改善命令違反
平成19年度	H19.6.28	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	AIM証券	証券取引法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反	業務改善命令違反
平成19年度	H19.7.31	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	バンクAIG証券会社東京支店	証券取引法	業務改善命令	内部管理体制強化等	法令違反	法人関係情報に基づいて、自己の計算において有価証券の売買をする行為
平成19年度	H19.10.5	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	丸八証券	金融商品取引法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反	取引一任勘定取引、相場固定
平成19年度	H19.10.5	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	丸八証券	金融商品取引法	業務停止命令	業務停止	法令違反	取引一任勘定取引、相場固定
平成19年度	H19.10.22	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	エフエックス札幌	金融商品取引法	業務改善命令	投資者の保護に万全の措置を講じること等	法令違反	支払不能に陥る恐れ、区分管理違反
平成19年度	H19.10.22	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	エフエックス札幌	金融商品取引法	業務停止命令	業務停止	法令違反	支払不能に陥る恐れ、区分管理違反
平成19年度	H19.10.23	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	フェニックス証券	金融商品取引法	業務改善命令	内部管理態勢の充実・強化等	法令違反	不招請勧誘
平成19年度	H19.10.26	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	みずほ証券	金融商品取引法	業務改善命令	内部管理体制強化等	法令違反	親銀行から非公開情報を受領する行為及び親銀行から取得した非公開情報を利用して勧誘する行為
平成19年度	H19.11.9	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	アルファエフエックス	金融商品取引法	業務改善命令	投資者の保護に万全の措置を講じること等	法令違反	支払不能に陥る恐れ、区分管理違反
平成19年度	H19.11.9	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	アルファエフエックス	金融商品取引法	業務停止命令	業務停止	法令違反	支払不能に陥る恐れ、区分管理違反
平成19年度	H19.12.3	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	日本ファースト証券	金融商品取引法	業務改善命令	内部管理態勢の充実・強化等	法令違反	区分管理違反、自己資本規制比率が100%を下回る状況
平成19年度	H19.12.3	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	日本ファースト証券	金融商品取引法	業務停止命令	業務停止	法令違反	区分管理違反、自己資本規制比率が100%を下回る状況
平成19年度	H19.12.7	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	ユニバーサル・インベストメント	金融商品取引法	業務改善命令	内部管理態勢の充実・強化等	法令違反	区分管理違反、純財産額が最低純財産額を下回る状況
平成19年度	H19.12.7	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	ユニバーサル・インベストメント	金融商品取引法	業務停止命令	業務停止	法令違反	区分管理違反、純財産額が最低純財産額を下回る状況
平成19年度	H19.12.27	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	AIM証券	金融商品取引法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反	業務改善命令違反、自己資本規制比率の低下
平成19年度	H19.12.27	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	AIM証券	金融商品取引法	業務停止命令	業務停止	法令違反	業務改善命令違反、自己資本規制比率の低下
平成19年度	H19.12.27	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	国泰キャピタル	金融商品取引法	業務改善命令	内部管理態勢の充実・強化等	法令違反	区分管理違反、自己資本規制比率の虚偽届出等
平成19年度	H19.12.27	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	国泰キャピタル	金融商品取引法	業務停止命令	業務停止	法令違反	区分管理違反、自己資本規制比率の虚偽届出等
平成19年度	H19.12.27	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	新日本通商	金融商品取引法	業務改善命令	実効性のあるシステム管理態勢の整備等	法令違反	電子情報処理組織の管理不十分等
平成19年度	H.20.2.18	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	USS証券	金融商品取引法	業務停止命令	業務停止	法令違反	自己資本規制比率の低下
平成19年度	H.20.2.18	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	USS証券	金融商品取引法	業務改善命令	内部管理態勢の充実・強化等	法令違反	自己資本規制比率の低下
平成19年度	H20.2.20	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	新東京シティ証券	金融商品取引法	業務停止命令	業務停止	法令違反	区分管理違反
平成19年度	H20.2.20	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	新東京シティ証券	金融商品取引法	業務改善命令	内部管理態勢の充実・強化等	法令違反	区分管理違反
平成19年度	H20.3.19	金融商品取引業者等	第一種金融商品取引業者	日本ファースト証券	金融商品取引法	登録取消し	登録取消し	法令違反	支払不能に陥るおそれ、自己資本規制比率の回復見込みがない
平成15年度	H15.11.27	金融商品取引業者等	第二種金融商品取引業者	東京ゼネラル	商品ファンド法	業務停止命令	業務停止	法令違反	虚偽の申請・報告等
平成15年度	H15.11.27	金融商品取引業者等	第二種金融商品取引業者	東京ゼネラル	商品ファンド法	業務改善命令	投資者保護のための適切な措置の実施	投資者の利益を害する事実	説明義務違反等

年度	日付 (公表日)	業態1	業態2	金融機関等名	根拠法令	処分の種類	処分の内容	主たる処分原因	
								主たる処分原因	主たる契機
平成15年度	H16.1.9	金融商品取引業者等	第二種金融商品取引業者	東京ゼネラル	商品ファンド法	業務改善命令	投資者保護のための適切な措置の実施	投資者の利益を害する事実	商品取引員許可取消処分
平成17年度	H17.4.27	金融商品取引業者等	第二種金融商品取引業者	グローバリー	商品ファンド法	業務停止命令	業務停止	法令違反	虚偽の申請・報告等
平成17年度	H17.4.27	金融商品取引業者等	第二種金融商品取引業者	グローバリー	商品ファンド法	業務改善命令	財務諸表の適切な作成・提出に必要な措置の実施	法令違反	虚偽の申請・報告等
平成17年度	H17.8.5	金融商品取引業者等	第二種金融商品取引業者	ハーベスト・フューチャーズ	商品ファンド法	業務停止命令	業務停止	法令違反	欠格事由
平成19年度	H19.6.29	金融商品取引業者等	第二種金融商品取引業者	株式会社大樹レーシングクラブ	商品ファンド法	業務改善命令	内部管理態勢整備	投資者の利益を害する事実	資金の流用、区分経理体制の不備
平成19年度	H19.6.29	金融商品取引業者等	第二種金融商品取引業者	有限会社大樹ファーム	商品ファンド法	業務改善命令	内部管理態勢整備	投資者の利益を害する事実	資金の流用、区分経理体制の不備
平成14年度	H14.6.20	金融商品取引業者等	投資助言・代理業者	国際投資顧問センター	投資顧問業法	登録取消し	登録取消し	登録取消要件に該当	営業所不確知
平成14年度	H14.6.20	金融商品取引業者等	投資助言・代理業者	エイ・アイ・マネジメント	投資顧問業法	登録取消し	登録取消し	登録取消要件に該当	営業所不確知
平成14年度	H14.11.27	金融商品取引業者等	投資助言・代理業者	エムケイ投資顧問	投資顧問業法	業務停止命令	業務停止	法令違反	営業報告書虚偽記載
平成16年度	H16.4.8	金融商品取引業者等	投資助言・代理業者	フルタイムネット	投資顧問業法	登録取消し	登録取消し	登録取消要件に該当	営業所不確知
平成16年度	H16.6.23	金融商品取引業者等	投資助言・代理業者	コスモインフォメーションジャパン	投資顧問業法	登録取消し	登録取消し	法令違反	業務停止期間中の投資顧問業務の履行
平成16年度	H16.7.16	金融商品取引業者等	投資助言・代理業者	ラボス	投資顧問業法	業務停止命令	業務停止	法令違反	投資顧問契約における証券取引行為の実施
平成16年度	H16.7.16	金融商品取引業者等	投資助言・代理業者	ラボス	投資顧問業法	業務改善命令	内部管理体制強化等	法令違反	投資顧問契約における証券取引行為の実施
平成17年度	H17.12.15	金融商品取引業者等	投資助言・代理業者	コール	投資顧問業法	登録取消し	登録取消し	登録取消要件に該当	営業所不確知
平成17年度	H18.3.31	金融商品取引業者等	投資助言・代理業者	東洋総研	投資顧問業法	業務停止命令	業務停止	法令違反	投資顧問契約の締結に関し偽計を用いた行為、特別の利益提供
平成17年度	H18.3.31	金融商品取引業者等	投資助言・代理業者	東洋総研	投資顧問業法	業務改善命令	内部管理体制強化等	法令違反	投資顧問契約の締結に関し偽計を用いた行為、特別の利益提供
平成18年度	H18.4.26	金融商品取引業者等	投資助言・代理業者	コモドインベストメント	投資顧問業法	業務停止命令	業務停止	法令違反	記載不備の広告
平成18年度	H18.4.26	金融商品取引業者等	投資助言・代理業者	コモドインベストメント	投資顧問業法	業務改善命令	内部管理体制強化等	法令違反	記載不備の広告
平成18年度	H18.4.26	金融商品取引業者等	投資助言・代理業者	イーキャピタル	投資顧問業法	業務停止命令	業務停止	法令違反	記載不備の広告
平成18年度	H18.4.26	金融商品取引業者等	投資助言・代理業者	イーキャピタル	投資顧問業法	業務改善命令	内部管理体制強化等	法令違反	記載不備の広告
平成18年度	H18.7.20	金融商品取引業者等	投資助言・代理業者	ジェイトレード	投資顧問業法	業務改善命令	内部管理体制強化等	法令違反	顧客に交付すべき書面の未交付等
平成18年度	H18.10.12	金融商品取引業者等	投資助言・代理業者	ジャスティス	投資顧問業法	登録取消し	登録取消し	登録取消要件に該当	営業所不確知
平成18年度	H18.10.16	金融商品取引業者等	投資助言・代理業者	OESI投資顧問	投資顧問業法	登録取消し	登録取消し	法令違反	顧客を相手方とした証券取引行為、顧客からの金銭の預託の受入れ等
平成19年度	H19.5.14	金融商品取引業者等	投資助言・代理業者	ティーツー・キャピタル	投資顧問業法	業務停止命令	業務停止	法令違反	投資顧問契約における証券取引行為の実施
平成19年度	H19.5.14	金融商品取引業者等	投資助言・代理業者	ティーツー・キャピタル	投資顧問業法	業務改善命令	内部管理体制強化等	法令違反	投資顧問契約における証券取引行為の実施
平成19年度	H19.6.1	金融商品取引業者等	投資助言・代理業者	ファイナシヤル・リーダー	投資顧問業法	業務停止命令	業務停止	法令違反	著しく事実に相違する表示のある広告
平成19年度	H19.6.1	金融商品取引業者等	投資助言・代理業者	ファイナシヤル・リーダー	投資顧問業法	業務改善命令	内部管理体制強化等	法令違反	著しく事実に相違する表示のある広告
平成19年度	H19.6.27	金融商品取引業者等	投資助言・代理業者	アジア・ブルー	投資顧問業法	業務停止命令	業務停止	法令違反	顧客に交付すべき書面の未交付等
平成19年度	H19.6.27	金融商品取引業者等	投資助言・代理業者	アジア・ブルー	投資顧問業法	業務改善命令	内部管理体制強化等	法令違反	顧客に交付すべき書面の未交付等
平成19年度	H20.1.18	金融商品取引業者等	投資助言・代理業者	エス・アイ・アドバイザー	金融商品取引法	登録取消し	登録取消し	登録取消要件に該当	営業所不確知
平成19年度	H20.1.18	金融商品取引業者等	投資助言・代理業者	スガースキープラス・アドバイザー・コンサルティング	金融商品取引法	登録取消し	登録取消し	登録取消要件に該当	営業所不確知
平成19年度	H20.1.18	金融商品取引業者等	投資助言・代理業者	ダブリュビピー・オルタナティブ投資顧問	金融商品取引法	登録取消し	登録取消し	登録取消要件に該当	営業所不確知
平成19年度	H20.1.18	金融商品取引業者等	投資助言・代理業者	パシフィック投資顧問	金融商品取引法	登録取消し	登録取消し	登録取消要件に該当	営業所不確知
平成19年度	H20.1.18	金融商品取引業者等	投資助言・代理業者	フィア	金融商品取引法	登録取消し	登録取消し	登録取消要件に該当	営業所不確知
平成19年度	H20.3.21	金融商品取引業者等	投資助言・代理業者	クリントン・グループ・インク	金融商品取引法	登録取消し	登録取消し	登録取消要件に該当	営業所不確知
平成19年度	H20.3.21	金融商品取引業者等	投資助言・代理業者	JCIアセット・マネジメント	金融商品取引法	登録取消し	登録取消し	登録取消要件に該当	営業所不確知
平成19年度	H20.3.21	金融商品取引業者等	投資助言・代理業者	JCIアドバイザーズ	金融商品取引法	登録取消し	登録取消し	登録取消要件に該当	営業所不確知
平成16年度	H16.11.5	金融商品取引業者等	投資運用業者	国際投信投資顧問	投資顧問業法	業務改善命令	内部管理体制強化等	法令違反	顧客相互間の一任取引
平成17年度	H18.3.30	金融商品取引業者等	投資運用業者	J.P.モルガンアセットマネジメント	投資顧問業法	業務改善命令	内部管理体制強化等	法令違反	顧客への忠実義務違反、顧客に対する金銭の貸付け
平成17年度	H18.3.30	金融商品取引業者等	投資運用業者	さわかみ投信	投資顧問業法	業務停止命令	業務停止	法令違反	有価証券の売買、書面保存及び書面交付義務違反
平成17年度	H18.3.30	金融商品取引業者等	投資運用業者	さわかみ投信	投資顧問業法	業務改善命令	内部管理体制強化等	法令違反	有価証券の売買、書面保存及び書面交付義務違反
平成17年度	H17.12.27	金融商品取引業者等	投資運用業者	ゴールドマン・サククス・アセットマネジメント	投資顧問業法 投資信託 投資法人法 証券取引法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反	誤発注に伴う顧客相互間の約定代替処理、運用の指図を行う信託財産相互間の取引、有価証券届出書の届出前募集
平成18年度	H18.6.9	金融商品取引業者等	投資運用業者	カリンレン・インベスト・マネージャーズ	投資信託 投資法人法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反	運用の指図を行う信託財産相互間の取引、善管注意義務違反
平成18年度	H18.6.16	金融商品取引業者等	投資運用業者	日興アセットマネジメント	投資信託 投資法人法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反	投資者間の公平性を欠くこととなる処理
平成18年度	H18.7.21	金融商品取引業者等	投資運用業者	オリックス・アセットマネジメント	投資信託 投資法人法	業務停止命令	業務停止	法令違反	組入れ不動産の取得時審査業務が不適切
平成18年度	H18.7.21	金融商品取引業者等	投資運用業者	オリックス・アセットマネジメント	投資信託 投資法人法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反	組入れ不動産の取得時審査業務が不適切、投資法人の役員会の不適切な運営

年度	日付 (公表日)	業態1	業態2	金融機関等名	根拠法令	処分の種類	処分の内容	主たる処分原因	
									主たる契機
平成18年度	H18.9.22	金融商品取引業者等	投資運用業者	クレディ・スイス投信	投資信託 投資法人法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反	発注伝票の未作成・記載不備、これらの報告を2年間怠っていた等
平成18年度	H18.10.23	金融商品取引業者等	投資運用業者	安田投信投資顧問	投資信託 投資法人法	業務改善命令	実効性のある再発防止策の策定等	法令違反	運用上のミスで損失を出し、自社で損失補てんすべきところ受益者に損失を被らせた。
平成18年度	H19.3.13	金融商品取引業者等	投資運用業者	株式会社ダヴィンチ・セレクト	投資信託 投資法人法	業務停止命令	業務停止	法令違反	組入れ不動産の取得時審査業務が不適切
平成18年度	H19.3.13	金融商品取引業者等	投資運用業者	株式会社ダヴィンチ・セレクト	投資信託 投資法人法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反	組入れ不動産の取得時審査業務が不適切
平成19年度	H19.7.11	金融商品取引業者等	投資運用業者	ピクテ投信投資顧問	投資信託 投資法人法 投資顧問業法	業務停止命令	業務停止	法令違反	投資者間の公平性を欠くこととなる処理
平成19年度	H19.7.11	金融商品取引業者等	投資運用業者	ピクテ投信投資顧問	投資信託 投資法人法 投資顧問業法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反	投資者間の公平性を欠くこととなる処理
平成19年度	H19.11.22	金融商品取引業者等	投資運用業者	ムーンライトキャピタル	金融商品取引法	業務改善命令	内部管理態勢の充実・強化等	法令違反	投資一任契約に係る業務の認可取得前にファンドの一任運用をする行為
平成19年度	H19.11.22	金融商品取引業者等	投資運用業者	ムーンライトキャピタル	金融商品取引法	業務停止命令	新規契約締結の停止	法令違反	投資一任契約に係る業務の認可取得前にファンドの一任運用をする行為
平成19年度	H20.3.28	金融商品取引業者等	投資運用業者	ジャパン・ホテル・アンド・リゾート	金融商品取引法	業務改善命令	内部管理態勢の充実・強化等	法令違反	利益相反状況において、運用対象不動産の売主（運用会社の利害関係人）の利益を図る行為
平成18年度	H18.4.28	金融商品取引業者等	投資法人	日本リテールファンド投資法人	投資信託 投資法人法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反	役員会議事録の不実記載、不実記載のある有価証券届出書の提出、適時開示規則違反
平成18年度	H18.7.14	金融商品取引業者等	投資法人	日本レジデンシャル投資法人	投資信託 投資法人法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反	不適切な役員会の運営
平成18年度	H18.7.21	金融商品取引業者等	投資法人	オリックス不動産投資法人	投資信託 投資法人法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反	不適切な役員会の運営
平成18年度	H18.10.20	金融商品取引業者等	投資法人	エルシーピー投資法人	投資信託 投資法人法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反	議事録の不実記載、不適切な役員会の運営
平成18年度	H18.10.20	金融商品取引業者等	投資法人	グローバル・ワン不動産投資法人	投資信託 投資法人法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反	議事録の不実記載、不適切な役員会の運営
平成18年度	H18.10.20	金融商品取引業者等	投資法人	ジャパン・ホテル・アンド・リゾート投資法人	投資信託 投資法人法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反	議事録の不実記載、不適切な役員会の運営
平成18年度	H18.10.20	金融商品取引業者等	投資法人	トップリット投資法人	投資信託 投資法人法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反	議事録の不実記載、不適切な役員会の運営
平成19年度	H20.3.28	金融商品取引業者等	投資法人	ジャパン・ホテル・アンド・リゾート投資法人	投資信託 投資法人法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反	資産運用会社の利害関係人が、本来負担すべきであった費用を負担している状況
平成18年度	H18.4.27	金融商品取引業者等	金融商品仲介業者	MMGアローズ	証券取引法	業務停止命令	業務停止	法令違反	有価証券の売買の媒介その他の取引に関し、虚偽の表示をする行為
平成18年度	H18.4.27	金融商品取引業者等	金融商品仲介業者	MMGアローズ	証券取引法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反	有価証券の売買の媒介その他の取引に関し、虚偽の表示をする行為
平成19年度	H19.6.15	金融商品取引業者等	金融商品仲介業者	サンエージェンシー	証券取引法	登録取消し	登録取消し	法令違反	顧客からの金銭の預託の禁止に違反
平成19年度	H19.12.14	金融商品取引業者等	証券金融会社	日本証券金融株式会社	金融商品取引法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	公益等を侵害	品貸入札における不公正な調整
平成14年度	H14.9.25	保険会社	生命保険会社	アクサ生命	保険業法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反	特別利益の提供
平成14年度	H14.9.25	保険会社	生命保険会社	アクサグループライフ生命	保険業法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反	特別利益の提供
平成15年度	H15.5.13	保険会社	生命保険会社	日本生命保険	保険業法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令抵触	不適切な表示の保険募集資料を使用した保険募集
平成15年度	H15.11.6	保険会社	生命保険会社	日本興亜生命保険	保険業法	業務停止命令	業務停止（保険業法第133条）	法令違反、募集にかかる内部管理態勢の不備	代理店による不適正募集の看過
平成15年度	H15.11.6	保険会社	生命保険会社	日本興亜生命保険	保険業法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反、募集にかかる内部管理態勢の不備	代理店による不適正募集の看過
平成15年度	H15.11.6	保険会社	生命保険会社	ピーシーエー生命	保険業法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	不祥事件届出書未提出
平成15年度	H15.12.2	保険会社	生命保険会社	明治生命	保険業法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	配当金支払に係る事務処理態勢及び内部管理態勢の不備	配当金の過少払い
平成16年度	H17.2.25	保険会社	生命保険会社	明治安田生命	保険業法	業務停止命令	業務停止（保険業法第133条）	法令違反、内部管理態勢の不備	不適切な保険金等不払い及び保険募集
平成16年度	H17.2.25	保険会社	生命保険会社	明治安田生命	保険業法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反、内部管理態勢の不備	不適切な保険金等不払い及び保険募集
平成17年度	H17.6.10	保険会社	生命保険会社	三井生命	保険業法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反、内部管理態勢の不備	員外契約
平成17年度	H17.10.28	保険会社	生命保険会社	明治安田生命	保険業法	業務停止命令	業務停止（保険業法第133条）	法令違反、内部管理態勢の不備	不適切な保険金等不払い及び保険募集、業務改善命令への対応遅延等
平成17年度	H17.10.28	保険会社	生命保険会社	明治安田生命	保険業法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反、内部管理態勢の不備	不適切な保険金等不払い及び保険募集、業務改善命令への対応遅延等
平成17年度	H17.10.28	保険会社	生命保険会社	明治安田生命保険代理社	保険業法	業務停止命令	業務停止	法令違反、内部管理態勢の不備	特別利益の提供
平成17年度	H17.10.28	保険会社	生命保険会社	明治安田生命保険代理社	保険業法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反、内部管理態勢の不備	特別利益の提供
平成18年度	H18.7.26	保険会社	生命保険会社	日本生命	保険業法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	保険金等支払管理態勢及び経営管理態勢の欠陥	不祥事件（給付金支払査定に係る不正な事務処理）に関し、同様の不正な事務処理を点検したところ、利用者保護上問題のある事実が認められたこと
平成19年度	H19.11.16	保険会社	生命保険会社	三井生命	保険業法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反、法令等遵守態勢、経営管理態勢の不備	不適切な表示の保険募集資料を使用した保険募集
平成14年度	H14.4.25	保険会社	損害保険会社	日動火災海上	保険業法	業務停止命令	業務停止（保険業法第133条）	基礎書類違反、認可申請・届出に関する管理態勢の不備	虚偽説明による基礎書類の認可申請等
平成14年度	H14.4.25	保険会社	損害保険会社	日動火災海上	保険業法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	基礎書類違反、認可申請・届出に関する管理態勢の不備	虚偽説明による基礎書類の認可申請等
平成14年度	H14.8.1	保険会社	損害保険会社	日動火災海上	保険業法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	代理店に対する本店の統制力不備	業務停止命令違反

年度	日付 (公表日)	業態1	業態2	金融機関等名	根拠法令	処分の種類	処分の内容	主たる処分原因	
									主たる契機
平成14年度	H14.8.2	保険会社	損害保険会社	<a href="#">損害保険ジャパン</a>	保険業法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	募集にかかる内部管理態勢の不備	不適正契約の是正処理の放置
平成14年度	H15.1.9	保険会社	損害保険会社	<a href="#">ユナム・ジャパン傷害</a>	保険業法	業務停止命令	業務停止(保険業法第133条)	法令違反	特別利益の提供及び無登録募集等
平成14年度	H15.1.9	保険会社	損害保険会社	<a href="#">ユナム・ジャパン傷害</a>	保険業法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反	特別利益の提供及び無登録募集等
平成15年度	H15.5.29	保険会社	損害保険会社	<a href="#">あいおい損害</a>	保険業法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反	特別利益の提供等
平成15年度	H15.11.6	保険会社	損害保険会社	<a href="#">日本興亜損害</a>	保険業法	業務停止命令	業務停止(保険業法第133条)	法令違反、募集にかかる内部管理態勢の不備	代理店による不適正募集の看過
平成15年度	H15.11.6	保険会社	損害保険会社	<a href="#">日本興亜損害</a>	保険業法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反、募集にかかる内部管理態勢の不備	代理店による不適正募集の看過
平成16年度	H16.8.20	保険会社	損害保険会社	<a href="#">日動火災海上</a>	保険業法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反	威迫募集、特別利益の提供等
平成17年度	H17.11.25	保険会社	損害保険会社	<a href="#">東京海上日動火災</a>	保険業法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	支払管理態勢の不備等	付随的な保険金の支払漏れ
平成17年度	H17.11.25	保険会社	損害保険会社	<a href="#">三井住友海上火災</a>	保険業法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	支払管理態勢の不備等	付随的な保険金の支払漏れ
平成17年度	H17.11.25	保険会社	損害保険会社	<a href="#">損害保険ジャパン</a>	保険業法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	支払管理態勢の不備等	付随的な保険金の支払漏れ
平成17年度	H17.11.25	保険会社	損害保険会社	<a href="#">日本興亜損害</a>	保険業法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	支払管理態勢の不備等	付随的な保険金の支払漏れ
平成17年度	H17.11.25	保険会社	損害保険会社	<a href="#">あいおい損害</a>	保険業法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	支払管理態勢の不備等	付随的な保険金の支払漏れ
平成17年度	H17.11.25	保険会社	損害保険会社	<a href="#">ニッセイ同和損害</a>	保険業法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	支払管理態勢の不備等	付随的な保険金の支払漏れ
平成17年度	H17.11.25	保険会社	損害保険会社	<a href="#">富士火災海上</a>	保険業法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	支払管理態勢の不備等	付随的な保険金の支払漏れ
平成17年度	H17.11.25	保険会社	損害保険会社	<a href="#">共栄火災海上</a>	保険業法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	支払管理態勢の不備等	付随的な保険金の支払漏れ
平成17年度	H17.11.25	保険会社	損害保険会社	<a href="#">日新火災海上</a>	保険業法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	支払管理態勢の不備等	付随的な保険金の支払漏れ
平成17年度	H17.11.25	保険会社	損害保険会社	<a href="#">朝日火災海上</a>	保険業法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	支払管理態勢の不備等	付随的な保険金の支払漏れ
平成17年度	H17.11.25	保険会社	損害保険会社	<a href="#">セコム損害</a>	保険業法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	支払管理態勢の不備等	付随的な保険金の支払漏れ
平成17年度	H17.11.25	保険会社	損害保険会社	<a href="#">明治安田損害</a>	保険業法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	支払管理態勢の不備等	付随的な保険金の支払漏れ
平成17年度	H17.11.25	保険会社	損害保険会社	<a href="#">スミセイ損害</a>	保険業法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	支払管理態勢の不備等	付随的な保険金の支払漏れ
平成17年度	H17.11.25	保険会社	損害保険会社	<a href="#">大同火災海上</a>	保険業法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	支払管理態勢の不備等	付随的な保険金の支払漏れ
平成17年度	H17.11.25	保険会社	損害保険会社	<a href="#">ソニー損害</a>	保険業法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	支払管理態勢の不備等	付随的な保険金の支払漏れ
平成17年度	H17.11.25	保険会社	損害保険会社	<a href="#">セゾン自動車火災</a>	保険業法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	支払管理態勢の不備等	付随的な保険金の支払漏れ
平成17年度	H17.11.25	保険会社	損害保険会社	<a href="#">三井ダイレクト損害</a>	保険業法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	支払管理態勢の不備等	付随的な保険金の支払漏れ
平成17年度	H17.11.25	保険会社	損害保険会社	<a href="#">そんぽ24損害</a>	保険業法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	支払管理態勢の不備等	付随的な保険金の支払漏れ
平成17年度	H17.11.25	保険会社	損害保険会社	<a href="#">エース損害</a>	保険業法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	支払管理態勢の不備等	付随的な保険金の支払漏れ
平成17年度	H17.11.25	保険会社	損害保険会社	<a href="#">アクサ損害</a>	保険業法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	支払管理態勢の不備等	付随的な保険金の支払漏れ
平成17年度	H17.11.25	保険会社	損害保険会社	<a href="#">ジェイアイ傷害火災</a>	保険業法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	支払管理態勢の不備等	付随的な保険金の支払漏れ
平成17年度	H17.11.25	保険会社	損害保険会社	<a href="#">アメリカンホーム・インシュアランス・カンパニー</a>	保険業法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	支払管理態勢の不備等	付随的な保険金の支払漏れ
平成17年度	H17.11.25	保険会社	損害保険会社	<a href="#">エイ・ユー・インシュアランス・カンパニー</a>	保険業法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	支払管理態勢の不備等	付随的な保険金の支払漏れ
平成17年度	H17.11.25	保険会社	損害保険会社	<a href="#">チャリット・インシュアランス・カンパニー</a>	保険業法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	支払管理態勢の不備等	付随的な保険金の支払漏れ
平成17年度	H17.11.25	保険会社	損害保険会社	<a href="#">アシキュラチオニ・ゼネラル・エス・ピー・エイ</a>	保険業法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	支払管理態勢の不備等	付随的な保険金の支払漏れ
平成17年度	H17.11.25	保険会社	損害保険会社	<a href="#">サムライ・インシュアランス・カンパニー</a>	保険業法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	支払管理態勢の不備等	付随的な保険金の支払漏れ
平成17年度	H17.11.30	保険会社	損害保険会社	<a href="#">チャリット・インシュアランス・カンパニー</a>	保険業法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	支払管理態勢の不備等	重要事項説明が不十分、保険金支払処理の長期滞留等
平成18年度	H18.5.25	保険会社	損害保険会社	<a href="#">損害保険ジャパン</a>	保険業法	業務停止命令	業務停止(保険業法第133条)	法令違反、法令等遵守態勢、経営管理態勢等の不備	付随的な保険金の更なる支払漏れ、受託する生命保険の募集行為における法令違反等
平成18年度	H18.5.25	保険会社	損害保険会社	<a href="#">損害保険ジャパン</a>	保険業法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反、法令等遵守態勢、経営管理態勢等の不備	付随的な保険金の更なる支払漏れ、受託する生命保険の募集行為における法令違反等
平成18年度	H18.6.21	保険会社	損害保険会社	<a href="#">三井住友海上火災</a>	保険業法	業務停止命令	業務停止(保険業法第133条)	法令違反、保険金支払管理態勢、経営管理態勢等の不備	第三分野商品に係る保険金の多数の不適切な不払い、付随的な保険金の更なる支払漏れ等
平成18年度	H18.6.21	保険会社	損害保険会社	<a href="#">三井住友海上火災</a>	保険業法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反、保険金支払管理態勢、経営管理態勢等の不備	第三分野商品に係る保険金の多数の不適切な不払い、付随的な保険金の更なる支払漏れ等
平成18年度	H18.11.24	保険会社	損害保険会社	<a href="#">大同火災海上保険</a>	保険業法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守態勢、経営管理態勢等の不備	17年9月期中間決算について、経営陣は内容に誤りがあることを認識しているが、当庁に対して誤りの事実を報告せず、不適切な内容のまま法令等に基づく報告書を提出していたこと
平成18年度	H19.3.14	保険会社	損害保険会社	<a href="#">東京海上日動火災</a>	保険業法	業務停止命令	業務停止(保険業法第132条)	保険金支払管理態勢、経営管理態勢等の不備	第三分野商品に係る保険金の多数の不適切な不払い
平成18年度	H19.3.14	保険会社	損害保険会社	<a href="#">東京海上日動火災</a>	保険業法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	保険金支払管理態勢、経営管理態勢等の不備	第三分野商品に係る保険金の多数の不適切な不払い
平成18年度	H19.3.14	保険会社	損害保険会社	<a href="#">日本興亜損害</a>	保険業法	業務停止命令	業務停止(保険業法第132条)	保険金支払管理態勢、経営管理態勢等の不備	第三分野商品に係る保険金の多数の不適切な不払い
平成18年度	H19.3.14	保険会社	損害保険会社	<a href="#">日本興亜損害</a>	保険業法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	保険金支払管理態勢、経営管理態勢等の不備	第三分野商品に係る保険金の多数の不適切な不払い

年度	日付 (公表日)	業態1	業態2	金融機関等名	根拠法令	処分の種類	処分の内容	主たる処分原因	
									主たる契機
平成18年度	H19.3.14	保険会社	損害保険会社	<a href="#">あいおい損害</a>	保険業法	業務停止命令	業務停止(保険業法第132条)	保険金支払管理態勢、経営管理態勢等の不備	第三分野商品に係る保険金の多数の不適切な不払い
平成18年度	H19.3.14	保険会社	損害保険会社	<a href="#">あいおい損害</a>	保険業法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	保険金支払管理態勢、経営管理態勢等の不備	第三分野商品に係る保険金の多数の不適切な不払い
平成18年度	H19.3.14	保険会社	損害保険会社	<a href="#">富士火災海上</a>	保険業法	業務停止命令	業務停止(保険業法第132条)	保険金支払管理態勢、経営管理態勢等の不備	第三分野商品に係る保険金の多数の不適切な不払い
平成18年度	H19.3.14	保険会社	損害保険会社	<a href="#">富士火災海上</a>	保険業法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	保険金支払管理態勢、経営管理態勢等の不備	第三分野商品に係る保険金の多数の不適切な不払い
平成18年度	H19.3.14	保険会社	損害保険会社	<a href="#">共栄火災海上</a>	保険業法	業務停止命令	業務停止(保険業法第132条)	保険金支払管理態勢、経営管理態勢等の不備	第三分野商品に係る保険金の多数の不適切な不払い
平成18年度	H19.3.14	保険会社	損害保険会社	<a href="#">共栄火災海上</a>	保険業法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	保険金支払管理態勢、経営管理態勢等の不備	第三分野商品に係る保険金の多数の不適切な不払い
平成18年度	H19.3.14	保険会社	損害保険会社	<a href="#">日新火災海上</a>	保険業法	業務停止命令	業務停止(保険業法第132条)	保険金支払管理態勢、経営管理態勢等の不備	第三分野商品に係る保険金の多数の不適切な不払い
平成18年度	H19.3.14	保険会社	損害保険会社	<a href="#">日新火災海上</a>	保険業法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	保険金支払管理態勢、経営管理態勢等の不備	第三分野商品に係る保険金の多数の不適切な不払い
平成18年度	H19.3.14	保険会社	損害保険会社	<a href="#">ニッセイ同和損害</a>	保険業法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	保険金支払管理態勢、経営管理態勢等の不備	第三分野商品に係る保険金の多数の不適切な不払い
平成18年度	H19.3.14	保険会社	損害保険会社	<a href="#">日立キャピタル損害</a>	保険業法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	保険金支払管理態勢、経営管理態勢等の不備	第三分野商品に係る保険金の多数の不適切な不払い
平成18年度	H19.3.14	保険会社	損害保険会社	<a href="#">アメリカンホーム・アシユアランス・カンパニー</a>	保険業法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	保険金支払管理態勢、経営管理態勢等の不備	第三分野商品に係る保険金の多数の不適切な不払い
平成18年度	H19.3.14	保険会社	損害保険会社	<a href="#">エイアイユー・インシュアランス・カンパニー</a>	保険業法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	保険金支払管理態勢、経営管理態勢等の不備	第三分野商品に係る保険金の多数の不適切な不払い
平成18年度	H18.10.23	保険会社	特定保険業者	<a href="#">バルル生命医療保障共済会</a>	保険業法	業務停止命令	業務停止	特定保険業を適格に遂行するに足りる人的構成を有しないため	保険契約者等に何ら通知、説明もなく営業を停止。また、代表者が所在不明であること
平成18年度	H18.10.23	保険会社	特定保険業者	<a href="#">バルル生命医療保障共済会</a>	保険業法	業務改善命令	業務遂行上の人的構成の整備等	特定保険業を適格に遂行するに足りる人的構成を有しないため	保険契約者等に何ら通知、説明もなく営業を停止。また、代表者が所在不明であること
平成19年度	H19.4.13	保険会社	特定保険業者	<a href="#">バルル生命医療保障共済会</a>	保険業法	業務廃止命令	業務廃止	特定保険業を的確に遂行するに足りる人的構成を有しないため法令に基づく処分に違反したため	業務改善命令において、特定保険業を的確に遂行するに足りる人的構成の整備等を求めたことに対し、何らの対応も行われていないこと
平成19年度	H19.12.21	保険会社	特定保険業者	<a href="#">全国養護福祉会</a>	保険業法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守態勢、経営管理態勢の不備	保険募集行為における法令違反
平成19年度	H20.2.22	保険会社	特定保険業者	<a href="#">全国養護福祉会</a>	保険業法	業務改善命令	業務改善計画の策定・提出	業務改善命令違反	業務改善計画の未提出
平成19年度	H20.2.22	保険会社	特定保険業者	<a href="#">全国養護福祉会</a>	保険業法	業務停止命令	業務停止	業務改善命令違反、法令等遵守態勢、経営管理態勢の不備	業務改善計画の未提出、業務改善命令で求めた措置の未実施

(注1) 行政処分事例集では、金融庁及び財務局等から発出・公表を行った不利益処分等(業務改善命令、是正命令、戒告、計画変更命令、業務改善指示、業務停止命令、登録取消し、許可取消し、認可取消し、勧告、業務廃止命令)が取りまとめられている。

(注2) 点線で仕切られている項目については、同一の命令書であることを示す。

## 平成 19 事務年度主要行等向け監督方針について

### 金融規制の質的向上

#### 金融行政を巡る局面のシフト

- これまでの不良債権問題や利用者保護などに対する取組みの一層の定着・深化を図っていく必要。
- 我が国金融・資本市場の国際競争力強化が優先的政策課題。金融規制・監督の質が改めて問われる状況。

#### 監督の質的向上

- ① ルール準拠の監督とプリンシプル準拠の監督の最適な組合せ
- ② 行政資源の有効活用による優先課題への対応
- ③ 金融機関のインセンティブ重視・自助努力の尊重
- ④ 行政対応の透明性・予測可能性の一層の向上

### 重点分野

#### 1. 利用者保護の徹底と利便性の向上

主要行等においては、顧客ニーズに対応した金融サービスの提供が期待される一方、金融商品取引法の施行を踏まえ、利用者保護に向けた一層の取組みが求められている。また、組織犯罪による金融サービスの利用を防止するための対応の必要性も高まっている。こうした状況を踏まえ、以下の点について重点的な監督を行う。

- (1) 顧客説明及び相談・苦情処理機能の充実・強化
- (2) 金融犯罪防止等に向けた対策の強化・徹底及び適切な顧客対応
- (3) システムリスク管理態勢の適切性の確保
- (4) 業務運営の適切性を確保するための態勢整備
- (5) 借手ニーズに対応した審査・融資管理態勢
- (6) 外部委託先における適切な業務運営の確保
- (7) マネー・ローンダリング防止等に係る取組み

#### 2. リスク特性を踏まえた管理態勢等

金融機関の財務の健全性を持続的に確保するためには、経営者の自主的・持続的取組みにより、適切なリスク管理が行われることが重要。そのため、各金融機関におけるリスク管理態勢が、業務の変化や環境の変化の構築状況を踏まえたものとなっているか検証するとともに、主要なリスク・シナリオに対する認識及び経営上の対応状況について議論を行う。

- (1) リスク・リターンの視点を踏まえた業務運営
- (2) 運用資産の多様化への対応等
- (3) 自己資本の質の向上
- (4) バーゼルⅡへの対応

#### 3. コングロマリット・国際化への対応

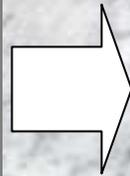
主要行等において、コングロマリット化や海外業務の拡大が進展していることを踏まえ、グループ内の各拠点や海外業務に対して、本部による適切な業務管理が行われているかについて、重点的に監督することとし、必要に応じて海外当局との緊密な連携を図る。

- (1) コングロマリットへの対応
- (2) 国際化への対応
- (3) 我が国金融・資本市場の国際化に向けての監督の改善

## 金融規制の質的向上

### 金融行政を巡る局面のシフト

- 2次にわたるアクションプログラムの下、地域密着型金融の機能強化に向けた取組みは着実に進捗。今後は、監督指針に基づく恒久的な枠組みの下で、引き続き地域密着型金融を推進。
- 我が国金融・資本市場の活性化等が優先的政策課題となっており、金融規制・監督の質が改めて問われる状況。



### 監督の質的向上

- ① ルール準拠の監督とプリンシプル準拠の監督の最適な組合せ
- ② 行政資源の有効活用による優先課題への対応
- ③ 金融機関のインセンティブ重視・自助努力の尊重
- ④ 行政対応の透明性・予測可能性の一層の向上

なお、各金融機関において、自己責任の下、経営陣のリーダーシップにより、適切な経営管理がなされているか留意するとともに、引き続き検査部局や各財務局等との連携強化を図る。

## 重点分野

### 1. 地域密着型金融の推進

金融機関は、地域密着型金融の強化のための各種施策に積極的に取り組み、それらの取組みは総じて着実に進捗。他方、利用者からは「事業再生への取組み」「担保・保証に過度に依存しない融資」「地域貢献」などにおいては、なお不十分との評価が見られることから、一層の推進が求められるところ。地域密着型金融の本質に係わるこれらの取組みについて引き続きフォローアップを行う。

- (1) ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化
- (2) 中小企業に適した資金供給手法の徹底
- (3) 持続可能な地域経済への貢献

### 2. 地域の利用者保護の徹底と利便性の向上

金融機関においては、顧客ニーズに対応した金融サービスの提供が期待される一方、金融商品取引法の施行を踏まえ、利用者保護に向けた一層の取組みが求められている。また、組織犯罪による金融サービスの利用を防止するための対応の必要性も高まっている。こうした状況を踏まえ、以下の点について重点的な監督を行う。

- (1) 顧客説明態勢及び相談・苦情処理機能の充実・強化
- (2) 法令等遵守（コンプライアンス）
- (3) 金融犯罪防止等に向けた対策の強化・徹底及び適切な顧客対応の確保
- (4) 顧客情報の管理態勢の確立
- (5) システムリスク管理態勢の適切性の確保
- (6) 外部委託先における適切な業務運営の確保

### 3. リスク特性を踏まえたリスク管理態勢等

リスク管理態勢の充実・強化等に取り組み、預金者等の信頼を得ることが地域密着型金融の推進には不可欠。また、複雑なリスク特性を有する資産運用の拡大傾向や金利・市場動向等の主要なリスク・シナリオを踏まえ、適切なリスク管理がなされているか、以下の点について重点的な監督を行う。

- (1) 資産査定、信用リスク管理の信頼性確保
- (2) 市場リスク管理態勢の整備
- (3) バーゼルⅡへの対応

## 主要行等の平成20年3月期決算状況(単体) &lt;速報ベース&gt;

(単位:億円、%)

	実質 業務純益	不良債権 処分損	株式等関係損益		経常利益	当期純利益	【参考】 連結 当期純利益	その他有価証券 評価損益		自己資本 比率	不良債権残高 (再生法開示債権)		不良債権 比率 (対総与信)	
			売却損益	償却				うち株式	うち要管理 債権		うち破綻 懸念先以下			
みずほ銀行	4,056	▲ 1,795	500	1,026	▲ 526	2,219	1,955	1	633	11.70%	6,508	2,395	4,114	1.77%
みずほコーポレート銀行	3,702	710	1,698	2,087	▲ 388	3,717	▲ 888	5,229	7,302	13.99%*	4,723	4,105	618	1.38%
みずほ信託銀行	859	159	7	19	▲ 12	787	868	790	1,021	15.85%*	802	405	397	2.20%
みずほ計	8,617	▲ 926	2,206	3,132	▲ 926	6,724	1,935	6,019	8,956	13.11%	12,033	6,905	5,128	1.61%
三菱東京UFJ銀行	8,296	▲ 1,057	▲ 571	957	▲ 1,528	5,696	5,545	5,214	8,134	11.44%*	9,701	3,467	6,234	1.18%
三菱UFJ信託銀行	1,873	210	▲ 162	119	▲ 281	1,727	1,141	1,943	2,501	12.87%*	931	384	548	0.91%
MUFG計	10,169	▲ 847	▲ 734	1,076	▲ 1,810	7,423	6,686	7,157	10,635	11.63%	10,633	3,851	6,782	1.15%
三井住友銀行	8,197	▲ 1,478	▲ 1,410	244	▲ 1,654	5,107	2,057	4,615	9,363	12.67%*	8,039	2,842	5,198	1.24%
りそな銀行	2,109	▲ 522	▲ 446	▲ 198	▲ 248	1,207	1,987	3,028	1,576	9.71%	4,327	1,461	2,866	2.36%
中央三井信託銀行	1,293	▲ 96	▲ 4	166	▲ 170	946	593	718	1,530	11.59%	1,556	795	761	1.77%
住友信託銀行	1,739	▲ 111	42	294	▲ 252	1,039	699	823	1,908	12.69%*	1,071	730	341	0.88%
新生銀行	673	▲ 206	▲ 5	17	▲ 22	325	532	601	▲ 31	15.25%	531	296	235	0.95%
あおぞら銀行	▲ 22	74	▲ 63	42	▲ 105	▲ 251	35	59	2	14.61%	399	93	306	0.99%
11行計	32,774	▲ 4,110	▲ 413	4,773	▲ 5,186	22,521	14,527	19,324	33,940	12.30%	38,589	16,971	21,618	1.38%

(出典)決算短信等

(参考)過去の主要行等合計の推移

18年3月期(11行計)	38,611	2,804	4,536	5,757	▲ 1,221	32,906	32,194	33,178	70,331	77,591	12.52%	46,938	22,745	24,193	1.76%
19年3月期(11行計)	34,666	▲ 2,729	997	5,289	▲ 4,292	29,242	25,750	28,454	84,286	87,344	13.27%	41,442	17,849	23,592	1.50%

(注1)記載金額は、単位未満を四捨五入して表示。

(注2)\*印は国際基準行。

(注3)【参考】連結当期純利益は、持株会社(みずほフィナンシャルグループ、三菱UFJフィナンシャル・グループ、三井住友フィナンシャルグループ、りそなホールディングス、中央三井トラスト・ホールディングス)又は銀行(住友信託銀行、新生銀行、あおぞら銀行)の連結当期純利益を記載。

(注4)実質業務純益、不良債権処分損、株式等関係損益、経常利益、当期純利益、その他有価証券評価損益は、三菱東京UFJ銀行においては再生専門子会社、中央三井信託銀行においては株式保有専門子会社の計数を含む。

(注5)三菱東京UFJ銀行の不良債権残高及び不良債権比率には、再生専門子会社の計数を含む。

(注6)不良債権処分損及び株式等関係損益の償却について、正の値は益を、負の値は損を表す。

(注7)自己資本比率は、19年3月期よりパーゼルⅡに基づき算出。

主要行の破綻懸念先以下債権の状況（兆円、%）【速報値】

12年9月期	13年3月期	13年9月期	14年3月期	14年9月期	15年3月期	15年9月期	16年3月期	16年9月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	※	
12.7	(▲4.4) 8.3 (▲34.9%)	(▲1.7) 6.6 (▲48.1%)	(▲1.9) 4.7 (▲63.3%)	(▲1.3) 3.4 (▲73.4%)	(▲2.2) 1.2 (▲90.8%)	(▲0.3) 0.9 (▲93.2%)	(▲0.5) 0.4 (▲96.9%)	(▲0.1) 0.3 (▲97.9%)	(▲0.2) 0.1 (▲99.1%)	(▲0.0) 0.1 (▲99.3%)	(▲0.0) 0.1 (▲99.5%)	(▲0.0) 0.0 (▲99.6%)	(▲0.0) 0.0 (▲99.7%)	(▲0.0) 0.0 (▲99.8%)	(▲0.0) 0.0 (▲99.8%)	(▲0.0) 0.0 (▲99.9%)	
(新規発生)	3.4	(▲0.8) 2.6 (▲24.0%)	(▲0.7) 1.9 (▲45.3%)	(▲0.6) 1.2 (▲63.6%)	(▲0.7) 0.5 (▲83.9%)	(▲0.2) 0.4 (▲89.0%)	(▲0.2) 0.2 (▲95.2%)	(▲0.0) 0.1 (▲96.4%)	(▲0.0) 0.1 (▲97.9%)	(▲0.0) 0.1 (▲98.3%)	(▲0.0) 0.0 (▲98.7%)	(▲0.0) 0.0 (▲98.8%)	(▲0.0) 0.0 (▲99.0%)	(▲0.0) 0.0 (▲99.0%)	(▲0.0) 0.0 (▲99.1%)	(▲0.0) 0.0 (▲99.3%)	
(新規発生)	3.0	(▲1.0) 2.0 (▲33.5%)	(▲0.5) 1.5 (▲51.6%)	(▲0.7) 0.8 (▲74.0%)	(▲0.2) 0.6 (▲81.0%)	(▲0.3) 0.3 (▲89.9%)	(▲0.1) 0.2 (▲93.7%)	(▲0.1) 0.1 (▲96.4%)	(▲0.0) 0.1 (▲98.2%)	(▲0.0) 0.1 (▲98.6%)	(▲0.0) 0.0 (▲98.9%)	(▲0.0) 0.0 (▲99.1%)	(▲0.0) 0.0 (▲99.4%)	(▲0.0) 0.0 (▲99.6%)	(▲0.0) 0.0 (▲99.7%)	(▲0.0) 0.0 (▲99.8%)	
(新規発生)	6.9	(▲2.7) 4.3 (▲38.5%)	(▲2.1) 2.2 (▲68.8%)	(▲0.9) 1.2 (▲82.1%)	(▲0.5) 0.7 (▲89.9%)	(▲0.3) 0.3 (▲93.3%)	(▲0.2) 0.5 (▲93.3%)	(▲0.1) 0.1 (▲98.2%)	(▲0.0) 0.1 (▲98.2%)	(▲0.0) 0.1 (▲98.8%)	(▲0.0) 0.1 (▲99.1%)	(▲0.0) 0.1 (▲99.2%)	(▲0.0) 0.0 (▲99.2%)	(▲0.0) 0.0 (▲99.4%)	(▲0.0) 0.0 (▲99.7%)	(▲0.0) 0.0 (▲99.7%)	
(新規発生)	2.0	(▲1.0) 1.1 (▲47.4%)	(▲0.4) 0.7 (▲67.2%)	(▲0.3) 0.3 (▲83.0%)	(▲0.1) 0.2 (▲90.0%)	(▲0.1) 0.1 (▲94.5%)	(▲0.0) 0.1 (▲96.6%)	(▲0.0) 0.1 (▲96.6%)	(▲0.0) 0.1 (▲98.2%)	(▲0.0) 0.0 (▲97.7%)	(▲0.0) 0.0 (▲98.3%)	(▲0.0) 0.0 (▲98.6%)	(▲0.0) 0.0 (▲98.6%)	(▲0.0) 0.0 (▲98.7%)	(▲0.0) 0.0 (▲99.1%)	(▲0.0) 0.0 (▲99.2%)	
(新規発生)	3.0	(▲1.4) 1.6 (▲45.8%)	(▲0.8) 0.8 (▲73.0%)	(▲0.4) 0.4 (▲85.8%)	(▲0.2) 0.2 (▲93.8%)	(▲0.1) 0.1 (▲95.8%)	(▲0.1) 0.1 (▲97.6%)	(▲0.1) 0.1 (▲98.8%)	(▲0.1) 0.1 (▲98.8%)	(▲0.1) 0.1 (▲99.1%)	(▲0.0) 0.1 (▲97.6%)	(▲0.0) 0.1 (▲98.3%)	(▲0.0) 0.0 (▲98.5%)	(▲0.0) 0.0 (▲98.8%)	(▲0.0) 0.0 (▲99.1%)	(▲0.0) 0.0 (▲99.3%)	
(新規発生)	3.0	(▲1.9) 1.1 (▲62.0%)	(▲0.5) 0.6 (▲80.2%)	(▲0.3) 0.3 (▲89.6%)	(▲0.1) 0.2 (▲93.6%)	(▲0.1) 0.2 (▲93.6%)	(▲0.1) 0.2 (▲93.6%)	(▲0.1) 0.2 (▲93.6%)	(▲0.1) 0.2 (▲93.6%)	(▲0.1) 0.2 (▲93.6%)	(▲0.1) 0.1 (▲97.1%)	(▲0.0) 0.1 (▲97.8%)	(▲0.0) 0.0 (▲98.6%)	(▲0.0) 0.0 (▲98.6%)	(▲0.0) 0.0 (▲98.8%)	(▲0.0) 0.0 (▲99.0%)	
(新規発生)	2.8	(▲1.8) 1.0 (▲64.1%)	(▲0.7) 0.4 (▲87.5%)	(▲0.1) 0.4 (▲93.3%)	(▲0.1) 0.2 (▲90.0%)	(▲0.1) 0.1 (▲94.5%)	(▲0.0) 0.1 (▲96.6%)	(▲0.0) 0.1 (▲96.6%)	(▲0.0) 0.1 (▲98.2%)	(▲0.0) 0.1 (▲98.2%)	(▲0.0) 0.1 (▲99.1%)	(▲0.0) 0.1 (▲99.2%)	(▲0.0) 0.0 (▲99.2%)	(▲0.0) 0.0 (▲99.4%)	(▲0.0) 0.0 (▲99.7%)	(▲0.0) 0.0 (▲99.7%)	
(新規発生)	5.4	(▲4.0) 1.4 (▲74.9%)	(▲0.6) 0.7 (▲86.1%)	(▲0.3) 0.4 (▲93.3%)	(▲0.1) 0.2 (▲90.0%)	(▲0.1) 0.1 (▲94.5%)	(▲0.0) 0.1 (▲96.6%)	(▲0.0) 0.1 (▲96.6%)	(▲0.0) 0.1 (▲98.2%)	(▲0.0) 0.1 (▲98.2%)	(▲0.0) 0.4 (▲92.1%)	(▲0.2) 0.2 (▲96.0%)	(▲0.1) 0.1 (▲98.5%)	(▲0.0) 0.1 (▲99.0%)	(▲0.0) 0.1 (▲99.0%)	(▲0.0) 0.0 (▲99.2%)	(▲0.0) 0.0 (▲99.4%)
(新規発生)	1.9	(▲0.8) 1.1 (▲40.5%)	(▲0.1) 0.2 (▲93.6%)	(▲0.1) 0.1 (▲94.5%)	(▲0.0) 0.1 (▲96.6%)	(▲0.0) 0.1 (▲96.6%)	(▲0.0) 0.1 (▲98.2%)	(▲0.0) 0.1 (▲98.2%)	(▲0.0) 0.1 (▲98.2%)	(▲0.0) 0.1 (▲98.8%)	(▲0.0) 0.3 (▲84.1%)	(▲0.1) 0.2 (▲96.1%)	(▲0.1) 0.1 (▲94.6%)	(▲0.0) 0.1 (▲98.6%)	(▲0.0) 0.0 (▲97.6%)	(▲0.0) 0.0 (▲98.2%)	
(新規発生)	1.1	(▲0.6) 0.4 (▲60.7%)	(▲0.1) 0.3 (▲74.9%)	(▲0.1) 0.2 (▲93.3%)	(▲0.1) 0.1 (▲94.5%)	(▲0.0) 0.1 (▲96.6%)	(▲0.0) 0.1 (▲96.6%)	(▲0.0) 0.1 (▲98.2%)	(▲0.0) 0.1 (▲98.2%)	(▲0.0) 0.1 (▲98.8%)	(▲0.0) 0.4 (▲60.7%)	(▲0.1) 0.3 (▲74.9%)	(▲0.1) 0.2 (▲93.3%)	(▲0.1) 0.1 (▲94.6%)	(▲0.0) 0.1 (▲98.6%)	(▲0.0) 0.0 (▲97.6%)	(▲0.1) 0.1 (▲81.3%)
(新規発生)	0.7	(▲0.3) 0.4 (▲42.8%)	(▲0.2) 0.2 (▲69.9%)	(▲0.1) 0.2 (▲77.9%)	(▲0.1) 0.0 (▲85.0%)	(▲0.1) 0.1 (▲96.6%)	(▲0.1) 0.1 (▲98.2%)	(▲0.1) 0.1 (▲98.2%)	(▲0.1) 0.1 (▲98.2%)	(▲0.1) 0.1 (▲98.8%)	(▲0.3) 0.4 (▲42.8%)	(▲0.2) 0.2 (▲96.0%)	(▲0.1) 0.2 (▲83.3%)	(▲0.1) 0.2 (▲66.7%)	(▲0.1) 0.0 (▲85.0%)	(▲0.1) 0.1 (▲88.2%)	(▲0.1) 0.1 (▲88.2%)
(新規発生)	0.5	(▲0.3) 0.3 (▲47.8%)	(▲0.2) 0.3 (▲66.7%)	(▲0.1) 0.2 (▲66.7%)	(▲0.1) 0.2 (▲82.0%)	(▲0.1) 0.1 (▲94.5%)	(▲0.1) 0.1 (▲96.6%)	(▲0.1) 0.1 (▲96.6%)	(▲0.1) 0.1 (▲98.2%)	(▲0.1) 0.1 (▲98.2%)	(▲0.3) 0.4 (▲42.8%)	(▲0.2) 0.2 (▲96.0%)	(▲0.1) 0.3 (▲47.8%)	(▲0.1) 0.2 (▲66.7%)	(▲0.1) 0.1 (▲81.3%)	(▲0.1) 0.1 (▲81.3%)	(▲0.1) 0.1 (▲81.3%)
(新規発生)	1.2	(▲0.6) 0.6 (▲48.9%)	(▲0.4) 0.2 (▲82.0%)	(▲0.1) 0.2 (▲82.0%)	(▲0.1) 0.2 (▲82.0%)	(▲0.1) 0.1 (▲94.5%)	(▲0.1) 0.1 (▲96.6%)	(▲0.1) 0.1 (▲96.6%)	(▲0.1) 0.1 (▲98.2%)	(▲0.1) 0.1 (▲98.2%)	(▲0.3) 0.4 (▲42.8%)	(▲0.2) 0.2 (▲96.0%)	(▲0.1) 0.3 (▲47.8%)	(▲0.1) 0.2 (▲66.7%)	(▲0.1) 0.1 (▲81.3%)	(▲0.1) 0.1 (▲81.3%)	(▲0.1) 0.1 (▲81.3%)
(新規発生)	1.1	(▲0.6) 0.5 (▲45.5%)	(▲0.4) 0.5 (▲64.6%)	(▲0.1) 0.5 (▲82.0%)	(▲0.1) 0.5 (▲82.0%)	(▲0.1) 0.1 (▲94.5%)	(▲0.1) 0.1 (▲96.6%)	(▲0.1) 0.1 (▲96.6%)	(▲0.1) 0.1 (▲98.2%)	(▲0.1) 0.1 (▲98.2%)	(▲0.3) 0.4 (▲42.8%)	(▲0.2) 0.2 (▲96.0%)	(▲0.1) 0.3 (▲47.8%)	(▲0.1) 0.2 (▲66.7%)	(▲0.1) 0.1 (▲81.3%)	(▲0.1) 0.1 (▲81.3%)	(▲0.1) 0.1 (▲81.3%)
(新規発生)	0.8	(▲0.6) 0.5 (▲43.8%)	(▲0.4) 0.5 (▲64.6%)	(▲0.1) 0.5 (▲82.0%)	(▲0.1) 0.5 (▲82.0%)	(▲0.1) 0.1 (▲94.5%)	(▲0.1) 0.1 (▲96.6%)	(▲0.1) 0.1 (▲96.6%)	(▲0.1) 0.1 (▲98.2%)	(▲0.1) 0.1 (▲98.2%)	(▲0.3) 0.4 (▲42.8%)	(▲0.2) 0.2 (▲96.0%)	(▲0.1) 0.3 (▲47.8%)	(▲0.1) 0.2 (▲66.7%)	(▲0.1) 0.1 (▲81.3%)	(▲0.1) 0.1 (▲81.3%)	(▲0.1) 0.1 (▲81.3%)

破綻懸念先以下債権残高	12.7	11.7	12.2	15.4	12.3	8.7	8.4	6.7	8.7	4.7	3.9	2.4	2.0	2.3	2.5	2.1	(1.9)
(ご参考)不良債権比率	5.1%	5.3%	6.2%	8.4%	8.1%	7.2%	6.5%	5.2%	4.7%	2.9%	2.4%	1.8%	1.5%	1.5%	1.5%	1.4%	

(出典) 各行決算説明資料より集計  
 (注) ※欄は、オフバランス化につながる措置を講じた債権残高を除いた額

## 地域銀行の平成19年度（20年3月期）決算の概要（速報集計値）

### 1. 損益の状況

20年3月期の決算は、実質業務純益は、国債等債券関係損益の悪化などを要因として減少。

当期純利益は、不良債権処分損は減少したものの、実質業務純益の減少などにより、19年3月期に比べ減益。

（単位：億円）

	18年3月期	19年3月期	20年3月期
実質業務純益	19,864	20,028	17,994
資金利益	44,607	44,768	45,125
役務取引等利益	6,025	6,550	6,029
国債等債券関係損益	▲ 585	▲ 441	▲ 1,616
不良債権処分損（▲）	▲ 6,427	▲ 7,730	▲ 7,111
当期純利益	10,186	8,056	6,401

（参考）

（単位：兆円）

	18年3月期	19年3月期	20年3月期
貸出金	187.4	192.5	197.6

### 2. 不良債権比率

20年3月期の不良債権比率は3.7%で、ピーク時の半分以下の水準となっている。

	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期
不良債権比率（%）	7.8	6.9	5.5	4.5	4.0	3.7
不良債権額（兆円）	14.7	12.8	10.4	8.7	7.8	7.5

※最高値は14年9月期：8.3%、15兆円

### 3. 自己資本比率

20年3月期の自己資本比率は、19年3月期対比ほぼ横ばいの10.3%となった。

	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期
自己資本比率（%）	9.1	9.0	9.4	9.8	10.4	10.3

（注1）20年3月期の集計対象は110行（地方銀行64行、第二地方銀行45行及び埼玉りそな銀行）

19年3月期の集計対象は111行（地方銀行64行、第二地方銀行46行及び埼玉りそな銀行）

18年3月期の集計対象は112行（地方銀行64行、第二地方銀行47行及び埼玉りそな銀行）

（注2）計数は単体ベース。ただし、不良債権の計数には、再生専門子会社分を含む。

（注3）5月30日現在の計数。ただし、今後業績修正等により変更の可能性がある。

（注4）19年3月期及び18年3月期の計数については、業績修正を行った銀行があるため、過去の当庁公表数値と異なる。

平成 19 年 9 月 18 日  
金 融 庁

銀行業の免許について

本日、住信 SBI ネット銀行株式会社に対し、銀行法第 4 条第 1 項の規定に基づく銀行業の免許を行った。

1. 商 号 : 住信 SBI ネット銀行株式会社
2. 本店所在地 : 東京都港区六本木 1 丁目 6 番 1 号
3. 資 本 金 : 200 億円
4. 株 主 : 住友信託銀行 (株) (50%)  
SBI ホールディングス (株) (50%)
5. 代 表 者 : 代表取締役社長 田 中 嘉 一
6. 営業開始日 : 平成 19 年 9 月 24 日 (月) 予定

お問い合わせ先

金融庁 TEL 03-3506-6000 (代表)

監督局銀行第一課 (内線 3323、2782)

平成19年10月11日  
金 融 庁

銀行業の免許について

本日、株式会社イオン銀行に対し、銀行法第4条第1項の規定に基づく銀行業の免許を行いました。

1. 商 号 : 株式会社イオン銀行
2. 本店所在地 : 東京都江東区枝川一丁目9番6号
3. 資 本 金 : 現在 42 億 5,000 万円
4. 株 主 : イオン株式会社
5. 代 表 者 : 代表取締役社長 片岡 正二
6. 営業開始日 : 平成 19 年 10 月中を予定

お問い合わせ先

金融庁 TEL 03-3506-6000 (代表)

監督局銀行第一課 (内線 3322、3388)

平成 20 年 6 月 17 日  
金融庁

### 銀行業の免許について

本日、株式会社じぶん銀行に対し、銀行法第 4 条第 1 項の規定に基づく銀行業の免許を付与しました。

1. 商 号 : 株式会社じぶん銀行
2. 本店所在地 : 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号
3. 資 本 金 : 現在 200 億円
4. 株 主 : 株式会社三菱東京UFJ銀行 (50%)  
KDDI株式会社 (50%)
5. 代 表 者 : 代表取締役社長 中井 雅人

#### お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)

監督局銀行第一課

(内線 2790、3756)

## リスク管理債権、金融再生法に基づく資産査定、自己査定の違い

	リスク管理債権	金融再生法に基づく資産査定	自己査定
目的	ディスクロージャー	ディスクロージャー	適正な償却・引当を行うための準備作業
対象資産	貸出金	総与信（貸出金、外国為替、未収利息、仮払金、支払承諾見返、有価証券の貸付を行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る））	総資産（ただし、当局による集計結果は、総与信ベース）
区分方法	債権の客観的な状況による区分 （＝債権ベース、但し、一部金融機関においては、金融再生法と同様の債務者ベースによる区分を実施）  （破綻先債権、延滞債権、3か月以上延滞債権、貸出条件緩和債権）	債務者の状況に基づく区分 （＝債務者ベース）  （破産更生等債権、危険債権、要管理債権、正常債権）	債務者の状況に基づき区分（破綻先、実質破綻先、破綻懸念先、要注先、正常先）した上で担保による保全状況等を勘案して、実質的な回収可能性に基づき分類 （Ⅰ～Ⅳ分類）
担保・引当カバー部分の扱い	担保・引当カバー部分も含まれている。	担保・引当カバー部分も含まれている。	担保のカバー状況は分類において勘案される。

## リスク管理債権、再生法開示債権及び自己査定の関係

リスク管理債権	再生法開示債権	自己査定
銀行法等に基づく開示	再生法等に基づく開示	適切な償却・引当を行うための準備作業
対象：貸出金	対象：貸出金、外国為替、未収利息、仮払金、支払承諾見返等	対象：総資産
担保・引当カバー分を含む	担保・引当カバー分を含む	担保のカバー状況は分類において勘案
<b>破綻先債権</b> 未収利息不計上貸出金のうち、更生手続き開始等の事由が生じているもの	<b>破産更生債権及びこれらに準ずる債権</b> 破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権	<b>破綻先 実質破綻先</b> 第Ⅰ分類   第Ⅱ分類   第Ⅲ分類   第Ⅳ分類
<b>延滞債権</b> 未収利息不計上貸出金であって、上記破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予したもの以外のもの		
<b>3カ月以上延滞債権</b> 元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸出債権（破綻先債権、延滞債権に該当するものを除く）	<b>要管理債権</b> 3ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権	<b>要注意先</b> 第Ⅰ分類   第Ⅱ分類
<b>貸出条件緩和債権</b> 経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権（上記に該当するものを除く）		
～	～	～
～	～	～

## 自己査定における債権分類基準

		← 高い 回収の可能性 低い →				
債務者区分	担保などの分類	優 良 保 証  (保証協会などの保証)	優 良 担 保  (預金・国債などの担保)	一般担保(不動産担保等)		担 保 な し
				相 当 分 額 の 見 込 額 % (処分可能の見込額)	相 当 分 額 の 差 分 額 % (見込額との差)	
不良 ↑ 財務内容 ↓ 健全	破綻先	I		II	III	IV
	実質破綻先	I		II	III	IV
	破綻懸念先	I		II	III	III
	要管理先	I		II	II	II
	要注意先	I		II	II	II
	正常先	I		I	I	I

IV (第4分類):回収不能債権

III (第3分類):回収に重大な懸念のある債権

II (第2分類):回収に注意を要する債権

I (第1分類):正常債権

**破綻先** 法的・形式的な経営破綻の事実が発生している先をいい、例えば、破産、清算、会社整理、会社更生、手形交換所の取引停止処分などの事由により経営破綻に陥っている債務者

**実質破綻先** 法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状態にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者

**破綻懸念先** 現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

**要注意先** 金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者

**うち要管理先** 要注意先債務者のうち、「3か月以上延滞債権」にかかる債務者又は「貸出条件緩和債権」にかかる債務者

**正常先** 業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

## 平成 20 年 3 月期における不良債権の状況等（ポイント）

### 1. 不良債権（金融再生法開示債権）の状況

平成 20 年 3 月期の全国銀行の金融再生法開示債権残高は 11.4 兆円であり、平成 19 年 3 月期の 12.0 兆円に比べ▲0.6 兆円の減少となっています。

（参考）平成 20 年 3 月期における金融再生法開示債権の増減要因（単位：兆円）

金融再生法開示債権	▲0.6
うち 要管理債権	▲0.2
[増加要因] 債務者の業況悪化等に伴う新規発生 危険債権以下からの上方遷移 (債務者の業況改善+0.2 再建計画の策定等+0.2)	+1.2 +0.3
[減少要因] 正常債権化 (債務者の業況改善▲1.1 再建計画の策定等▲0.2) 危険債権以下への下方遷移	▲1.3 ▲0.5
うち 危険債権以下	▲0.4
[増加要因] 債務者の業況悪化等に伴う新規発生 要管理債権からの下方遷移	+2.7 +0.5
[減少要因] オフバランス化等(*) (債権流動化等▲2.8 正常債権化および要管理債権への上方遷移▲0.8)	▲3.6

\* 「オフバランス化等」には、返済のほか統計上生じる誤差脱漏が含まれます。

（注）銀行に対するアンケート調査により把握したものです。

### 2. 個別貸倒引当金の状況

平成 20 年 3 月期における全国銀行の個別貸倒引当金残高は 2.3 兆円と、平成 19 年 3 月期の 2.7 兆円と比べ▲0.4 兆円の減少となっています。

### 3. 不良債権処分損の状況

平成 20 年 3 月期における全国銀行の不良債権処分損（不良債権の処理に伴う損失）は 1.1 兆円であり、前年同期（平成 19 年 3 月期）の 1.0 兆円と比べ 0.1 兆円の増加となっています。

（注）計数は全て、百億円単位を四捨五入して記載。

#### お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)  
 監督局総務課  
 (内線 3706、3313)

		11年3月期	11年9月期	12年3月期	12年9月期	13年3月期	13年9月期	14年3月期	14年9月期	15年3月期	15年9月期	16年3月期	16年9月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	
都銀・ 旧長信銀 ・信託	総与信(億円)	3,579,640	3,467,930	3,502,670	3,474,270	3,505,590	3,409,220	3,269,620	3,039,450	2,873,530	2,774,530	2,693,570	2,659,040	2,593,000	2,631,590	2,662,870	2,704,100	2,757,540	2,771,990	2,798,260	
	金融再生法開示債権(億円)	219,450	197,740	203,580	198,850	200,080	225,120	283,850	250,830	206,800	177,420	138,020	122,180	75,600	62,290	46,940	39,500	41,440	40,780	38,590	
	破産更生等債権(億円)	53,660	40,350	40,800	45,850	36,970	34,440	35,290	31,620	22,100	22,210	14,940	16,170	10,580	7,740	5,180	4,380	4,050	4,450	4,490	
	危険債権(億円)	123,180	114,180	108,400	97,950	91,700	97,410	129,790	99,620	67,740	63,290	53,270	71,720	37,470	31,760	19,020	16,110	19,550	21,420	17,130	
	要管理債権(億円)	42,610	43,210	54,380	55,050	71,410	93,270	118,770	119,590	116,960	91,910	69,810	34,290	27,550	22,800	22,750	19,020	17,850	14,900	16,970	
	正常債権(億円)	3,360,190	3,270,190	3,299,090	3,275,420	3,305,510	3,184,100	2,985,770	2,788,620	2,666,730	2,597,120	2,555,550	2,536,850	2,517,400	2,569,300	2,615,930	2,664,590	2,716,090	2,731,210	2,759,670	
	不良債権比率(%)	6.1	5.7	5.8	5.7	5.7	6.6	8.7	8.3	7.2	6.4	5.1	4.6	2.9	2.4	1.8	1.5	1.5	1.5	1.4	
	不良債権処分損(兆円)	10.4	1.6	5.4	1.5	4.3	2.1	7.7	1.1	5.1	1.7	3.5	1.1	2.0	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 0.2	0.3	0.4	0.4	
	実質業務純益(兆円)	3.9	1.6	3.2	1.5	3.5	2.2	4.2	2.0	4.1	2.1	4.0	1.9	3.9	2.0	3.9	1.6	3.5	1.6	3.3	
	(11)																				
	都市 銀行	総与信(億円)	2,797,950	2,720,390	2,686,300	2,640,370	2,673,030	2,575,560	2,503,960	2,558,200	2,406,670	2,323,980	2,254,850	2,231,650	2,176,790	2,211,090	2,241,680	2,272,530	2,319,430	2,333,780	2,355,220
金融再生法開示債権(億円)		142,840	127,770	124,420	123,090	134,560	155,000	218,120	206,140	176,690	151,840	118,490	105,850	64,630	53,680	40,650	33,800	35,090	35,190	33,300	
破産更生等債権(億円)		32,550	23,090	22,830	24,850	23,020	23,510	25,260	24,610	18,500	19,510	12,710	13,690	9,270	6,600	4,580	3,940	3,460	3,740	3,800	
危険債権(億円)		81,890	74,280	71,790	69,000	68,490	70,840	101,890	82,790	58,530	54,960	44,600	63,560	31,830	27,350	17,020	14,340	16,840	18,770	15,230	
要管理債権(億円)		28,400	30,400	29,800	29,240	43,050	60,660	90,980	98,750	99,660	77,370	61,170	28,600	23,530	19,730	19,050	15,520	14,800	12,680	14,270	
正常債権(億円)		2,655,110	2,592,620	2,561,880	2,517,280	2,538,470	2,420,560	2,285,840	2,352,060	2,229,980	2,172,140	2,136,360	2,125,800	2,112,170	2,157,420	2,201,040	2,238,730	2,284,340	2,298,580	2,321,920	
不良債権比率(%)		5.1	4.7	4.6	4.7	5.0	6.0	8.7	8.1	7.3	6.5	5.3	4.7	3.0	2.4	1.8	1.5	1.5	1.5	1.4	
不良債権処分損(兆円)		7.3	1.1	3.3	1.1	3.5	1.5	6.2	1.0	4.6	1.6	3.3	1.0	1.9	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 0.1	0.2	0.4	0.4	
実質業務純益(兆円)		2.7	1.2	2.5	1.1	2.6	1.7	3.3	1.7	3.4	1.7	3.2	1.5	3.1	1.7	3.1	1.2	2.7	1.3	2.6	
(5)																					
旧長期 信用 銀行		総与信(億円)	275,820	261,190	340,510	373,010	380,290	393,710	346,260	77,830	74,770	69,580	64,970	64,230	62,440	65,560	71,780	80,780	87,010	92,000	95,750
	金融再生法開示債権(億円)	21,450	20,470	38,850	40,510	32,850	33,850	27,420	11,350	4,360	2,840	1,860	1,450	1,500	1,210	640	490	610	840	930	
	破産更生等債権(億円)	3,840	5,270	8,190	11,940	7,830	5,420	5,620	3,250	490	240	290	160	90	80	10	40	10	100	80	
	危険債権(億円)	11,980	10,740	14,040	11,290	9,400	10,930	11,300	4,690	1,920	1,700	1,280	1,040	1,260	890	390	230	400	550	460	
	要管理債権(億円)	5,630	4,460	16,620	17,280	15,620	17,510	10,500	3,410	1,940	890	290	240	150	230	230	210	200	190	390	
	正常債権(億円)	254,370	240,720	301,660	332,500	347,440	359,860	318,840	66,480	70,410	66,740	63,110	62,780	60,940	64,360	71,140	80,290	86,400	91,160	94,820	
	不良債権比率(%)	7.8	7.8	11.4	10.9	8.6	8.6	7.9	14.6	5.8	4.1	2.9	2.3	2.4	1.8	0.9	0.6	0.7	0.9	1.0	
	不良債権処分損(兆円)	0.9	0.2	1.2	0.1	0.1	0.3	0.7	0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	0.0	0.0	
	実質業務純益(兆円)	0.3	0.2	0.1	0.1	0.2	0.2	0.3	0.0	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	
	(2)																				
	信託 銀行	総与信(億円)	505,870	486,350	475,860	460,890	452,270	439,950	419,400	403,420	392,090	380,970	373,750	363,160	353,770	354,940	349,410	350,790	351,100	346,210	347,290
金融再生法開示債権(億円)		55,160	49,500	40,310	35,250	32,670	36,260	38,310	33,330	25,750	22,740	17,670	14,890	9,470	7,410	5,660	5,210	5,740	4,750	4,360	
破産更生等債権(億円)		17,270	11,990	9,780	9,060	6,120	5,510	4,410	3,760	3,110	2,470	1,940	2,310	1,230	1,060	590	390	580	620	610	
危険債権(億円)		29,310	29,160	22,570	17,660	13,810	15,640	16,610	12,140	7,290	6,630	7,390	7,120	4,380	3,510	1,610	1,530	2,310	2,100	1,440	
要管理債権(億円)		8,580	8,350	7,960	8,530	12,740	15,110	17,300	17,430	15,350	13,650	8,350	5,450	3,860	2,840	3,460	3,290	2,850	2,030	2,310	
正常債権(億円)		450,710	436,850	435,550	425,640	419,600	403,680	381,080	370,080	366,340	358,230	356,070	348,280	344,300	347,530	343,750	345,580	345,360	341,460	342,930	
不良債権比率(%)		10.9	10.2	8.5	7.6	7.2	8.2	9.1	8.3	6.6	6.0	4.7	4.1	2.7	2.1	1.6	1.5	1.6	1.4	1.3	
不良債権処分損(兆円)		2.2	0.4	0.9	0.3	0.7	0.3	0.8	0.1	0.5	0.1	0.2	0.1	0.2	0.0	▲ 0.0	0.1	0.0	▲ 0.0		
実質業務純益(兆円)		0.9	0.3	0.7	0.3	0.6	0.3	0.7	0.3	0.7	0.3	0.7	0.3	0.7	0.3	0.7	0.3	0.7	0.3	0.6	
(4)																					
主要行		総与信(億円)	3,579,640	3,467,930	3,417,770	3,365,120	3,406,140	3,312,430	3,179,460	2,961,620	2,798,760	2,704,960	2,628,590	2,594,810	2,530,560	2,566,030	2,591,090	2,623,320	2,670,530	2,679,990	2,702,520
	金融再生法開示債権(億円)	219,450	197,740	184,930	172,510	180,320	206,940	267,820	239,480	202,440	174,580	136,160	120,730	74,100	61,090	46,300	39,020	40,830	39,940	37,660	
	破産更生等債権(億円)	53,660	40,350	37,910	37,290	31,800	32,060	32,010	28,370	21,610	21,980	14,650	16,010	10,500	7,650	5,170	4,340	4,030	4,350	4,410	
	危険債権(億円)	123,180	114,180	100,660	89,350	84,850	89,640	122,330	94,930	65,820	61,590	51,990	70,680	36,210	30,870	18,630	15,870	19,150	20,870	16,670	
	要管理債権(億円)	42,610	43,210	46,370	45,880	63,670	85,240	113,480	116,180	115,010	91,020	69,520	34,050	27,390	22,570	22,510	18,810	17,650	14,720	16,580	
	正常債権(億円)	3,360,190	3,270,190	3,232,840	3,192,610	3,225,820	3,105,500	2,911,640	2,722,140	2,596,310	2,530,370	2,492,430	2,474,080	2,456,470	2,504,940	2,544,780	2,584,300	2,629,690	2,640,050	2,664,860	
	不良債権比率(%)	6.1	5.7	5.4	5.1	5.3	6.2	8.4	8.1	7.2	6.5	5.2	4.7	2.9	2.4	1.8	1.5	1.5	1.5	1.4	
	不良債権処分損(兆円)	10.4	1.6	4.5	1.5	4.3	2.0	7.7	1.1	5.1	1.7	3.5	1.1	2.0	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.2	0.3	0.4	0.4	
	実質業務純益(兆円)	3.9	1.6	3.3	1.5	3.4	2.2	4.2	2.0	4.1	2.0	3.9	1.8	3.8	2.0	3.7	1.5	3.4	1.6	3.2	
	(9)																				

		11年3月期	11年9月期	12年3月期	12年9月期	13年3月期	13年9月期	14年3月期	14年9月期	15年3月期	15年9月期	16年3月期	16年9月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期
地域銀行	総与信(億円)	1,934,190	1,859,760	1,858,570	1,844,160	1,865,670	1,851,670	1,851,150	1,816,160	1,872,290	1,849,080	1,861,480	1,836,340	1,868,270	1,868,210	1,911,860	1,928,110	1,969,030	1,980,340	2,018,010
	金融再生法開示債権(億円)	119,980	115,360	114,470	130,130	136,220	142,440	148,220	150,020	146,600	138,930	127,920	115,730	103,670	97,050	86,780	83,930	78,300	77,930	75,460
	破産更生等債権(億円)	49,550	45,050	37,060	40,620	39,640	39,560	38,750	37,990	35,370	33,710	28,580	25,250	21,720	20,420	18,400	17,640	16,620	16,160	15,690
	危険債権(億円)	50,970	49,160	54,080	54,640	58,640	61,300	63,360	64,130	62,390	59,980	58,610	54,970	50,900	48,190	44,220	43,650	40,980	41,410	40,180
	要管理債権(億円)	19,460	21,150	23,330	34,870	37,940	41,570	46,110	47,910	48,840	45,240	40,730	35,510	31,050	28,440	24,150	22,640	20,690	20,360	19,600
	正常債権(億円)	1,814,210	1,744,400	1,744,100	1,714,030	1,729,450	1,709,230	1,702,920	1,666,140	1,725,680	1,710,150	1,733,570	1,720,620	1,764,600	1,771,160	1,825,090	1,844,180	1,890,730	1,902,410	1,942,530
	不良債権比率(%)	6.2	6.2	6.2	7.1	7.3	7.7	8.0	8.3	7.8	7.5	6.9	6.3	5.5	5.2	4.5	4.4	4.0	3.9	3.7
	不良債権処分損(兆円)	3.2	0.7	1.5	0.8	1.8	0.9	2.0	0.8	1.6	0.8	1.9	0.4	0.9	0.4	0.6	0.3	0.8	0.4	0.7
	実質業務純益(兆円)	1.8	0.8	1.7	0.8	1.7	0.9	1.8	0.9	1.9	0.9	1.9	1.0	2.0	1.0	2.0	1.0	2.0	1.0	1.8
	(110)																			
地方銀行	総与信(億円)	1,437,530	1,389,380	1,389,900	1,393,800	1,406,240	1,395,340	1,402,920	1,376,440	1,386,450	1,377,260	1,383,190	1,361,380	1,404,210	1,400,760	1,435,290	1,445,510	1,482,690	1,490,450	1,519,390
	金融再生法開示債権(億円)	83,750	82,790	81,690	95,270	98,380	103,520	107,810	110,550	105,890	102,270	94,440	85,350	76,740	71,920	63,830	61,590	58,150	57,700	55,510
	破産更生等債権(億円)	35,000	32,220	25,240	28,720	28,270	28,110	27,500	27,430	24,660	23,710	19,990	17,660	15,220	14,380	12,910	12,550	12,010	11,450	10,920
	危険債権(億円)	34,770	35,030	39,140	39,740	41,870	44,800	46,410	46,620	45,200	44,600	43,820	40,710	37,840	35,510	32,330	31,910	30,440	30,770	29,500
	要管理債権(億円)	13,980	15,540	17,310	26,810	28,240	30,620	33,900	36,500	36,040	33,960	30,630	26,980	23,670	22,030	18,590	17,140	15,710	15,470	15,080
	正常債権(億円)	1,353,780	1,306,590	1,308,210	1,298,530	1,307,860	1,291,820	1,295,110	1,265,890	1,280,550	1,274,990	1,288,760	1,276,020	1,327,470	1,328,840	1,371,470	1,383,920	1,424,540	1,432,750	1,463,870
	不良債権比率(%)	5.8	6.0	5.9	6.8	7.0	7.4	7.7	8.0	7.6	7.4	6.8	6.3	5.5	5.1	4.4	4.3	3.9	3.9	3.7
	不良債権処分損(兆円)	2.3	0.5	1.1	0.6	1.3	0.7	1.5	0.6	1.1	0.6	1.6	0.3	0.6	0.2	0.4	0.2	0.5	0.3	0.5
	実質業務純益(兆円)	-	0.6	1.3	0.6	1.3	0.7	1.4	0.7	1.4	0.7	1.4	0.7	1.5	0.8	1.5	0.7	1.5	0.8	1.4
	(64)																			
第二地方銀行	総与信(億円)	496,660	470,380	468,670	450,360	459,430	456,320	448,230	439,720	438,120	424,430	427,710	422,990	410,000	411,940	418,900	423,810	426,200	429,160	436,010
	金融再生法開示債権(億円)	36,230	32,570	32,780	34,860	37,840	38,910	40,410	39,480	38,990	35,000	31,950	29,140	25,870	24,090	22,080	21,380	19,270	19,340	19,070
	破産更生等債権(億円)	14,550	12,830	11,820	11,900	11,370	11,460	11,250	10,560	10,420	9,750	8,400	7,450	6,380	5,950	5,380	5,000	4,490	4,570	4,630
	危険債権(億円)	16,200	14,130	14,940	14,900	16,770	16,500	16,950	17,510	16,580	14,770	14,180	13,680	12,610	12,200	11,470	11,290	10,070	10,100	10,110
	要管理債権(億円)	5,480	5,610	6,020	8,060	9,700	10,960	12,210	11,410	11,990	10,480	9,370	8,020	6,890	5,940	5,220	5,090	4,720	4,670	4,330
	正常債権(億円)	460,430	437,810	435,890	415,500	421,590	417,410	407,820	400,240	399,130	389,420	395,750	393,850	384,130	387,850	396,820	402,430	406,920	409,820	416,930
	不良債権比率(%)	7.3	6.9	7.0	7.7	8.2	8.5	9.0	9.0	8.9	8.2	7.5	6.9	6.3	5.8	5.3	5.0	4.5	4.5	4.4
	不良債権処分損(兆円)	0.9	0.2	0.4	0.2	0.5	0.2	0.5	0.2	0.5	0.2	0.3	0.1	0.3	0.1	0.2	0.1	0.3	0.1	0.2
	実質業務純益(兆円)	-	0.2	0.4	0.2	0.4	0.2	0.4	0.2	0.4	0.2	0.4	0.2	0.4	0.2	0.4	0.2	0.4	0.2	0.4
	(45)																			
全国銀行	総与信(億円)	5,513,830	5,327,690	5,361,240	5,318,430	5,371,260	5,260,880	5,120,760	4,855,610	4,745,810	4,623,620	4,555,050	4,495,380	4,461,270	4,499,800	4,574,720	4,632,210	4,726,570	4,752,330	4,816,270
	金融再生法開示債権(億円)	339,430	313,100	318,050	328,980	336,300	367,560	432,070	400,850	353,390	316,350	265,940	237,910	179,270	159,340	133,720	123,430	119,740	118,710	114,050
	破産更生等債権(億円)	103,210	85,400	77,860	86,470	76,610	74,000	74,040	69,610	57,470	55,920	43,520	41,420	32,310	28,160	23,580	22,020	20,670	20,620	20,180
	危険債権(億円)	174,150	163,340	162,480	152,590	150,340	158,710	193,150	163,750	130,130	123,280	111,880	126,690	88,360	79,950	63,240	59,750	60,530	62,830	57,310
	要管理債権(億円)	62,070	64,360	77,710	89,920	109,350	134,850	164,880	167,500	165,790	137,150	110,550	69,800	58,600	51,240	46,900	41,660	38,540	35,260	36,570
	正常債権(億円)	5,174,400	5,014,590	5,043,190	4,989,450	5,034,960	4,893,320	4,688,690	4,454,760	4,392,410	4,307,270	4,289,110	4,257,470	4,282,000	4,340,460	4,441,010	4,508,780	4,606,820	4,633,620	4,702,200
	不良債権比率(%)	6.2	5.9	5.9	6.2	6.3	7.0	8.4	8.3	7.4	6.8	5.8	5.3	4.0	3.5	2.9	2.7	2.5	2.5	2.4
	不良債権処分損(兆円)	13.6	2.3	6.9	2.3	6.1	3.0	9.7	1.8	6.7	2.5	5.4	1.5	2.8	0.2	0.4	0.2	1.0	0.8	1.1
	実質業務純益(兆円)	5.8	2.4	5.0	2.4	5.2	3.1	6.0	3.0	6.0	3.0	5.9	2.9	5.9	3.0	5.8	2.5	5.5	2.6	5.1
	(121)																			

		11年3月期	11年9月期	12年3月期	12年9月期	13年3月期	13年9月期	14年3月期	14年9月期	15年3月期	15年9月期	16年3月期	16年9月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	
協同組織 金融機関	総与信(億円)	979,070		906,120		964,370		955,590		945,270		927,430		908,080		902,330		906,780		907,650	
	金融再生法開示債権(億円)	86,080		91,300		93,550		92,350		91,680		80,080		69,780		61,900		57,550		56,630	
	破産更生等債権(億円)	38,840		34,610		34,000		29,920		29,550		26,580		22,350		19,450		18,320		17,800	
	危険債権(億円)	29,760		34,560		35,930		35,970		36,070		33,610		31,040		29,100		28,170		28,780	
	要管理債権(億円)	17,480		22,130		23,620		26,460		26,050		19,900		16,390		13,350		11,060		10,040	
	正常債権(億円)	892,990		814,820		870,820		863,240		853,530		847,320		838,290		840,390		849,210		850,990	
	不良債権比率(%)	8.8		10.1		9.7		9.7		9.7		8.6		7.7		6.9		6.3		6.2	
	不良債権処分損(兆円)	1.8		1.2		0.9		0.9		0.8		0.6		0.5		0.4		0.5		0.4	
	(461) 実質業務純益(兆円)	0.2		0.2		0.9		0.8		1.3		1.1		1.2		1.3		1.3		1.2	
	(461) 信用 金庫	総与信(億円)	764,960		693,080		751,620		750,180		746,830		728,090		708,680		699,650		702,740		704,580
金融再生法開示債権(億円)		68,100		68,440		71,840		75,930		74,170		65,210		56,610		49,930		45,980		45,160	
破産更生等債権(億円)		31,260		26,080		25,380		23,580		23,500		21,000		17,260		14,990		14,040		13,320	
危険債権(億円)		23,070		26,210		29,000		30,850		30,210		28,370		26,470		24,500		23,550		24,310	
要管理債権(億円)		13,770		16,150		17,460		21,510		20,460		15,830		12,880		10,430		8,390		7,540	
正常債権(億円)		696,860		624,640		679,780		674,250		672,600		662,850		652,070		649,710		656,760		659,400	
不良債権比率(%)		8.9		9.9		9.6		10.1		9.9		9.0		8.0		7.1		6.5		6.4	
(282) 不良債権処分損(兆円)																					
(282) 信用 組合		総与信(億円)	140,750		137,000		133,080		118,580		104,270		100,190		99,670		100,250		99,920		99,010
		金融再生法開示債権(億円)	17,240		21,980		20,590		15,100		15,980		13,350		11,830		10,710		10,340		10,180
	破産更生等債権(億円)	7,400		8,270		8,310		5,980		5,700		5,170		4,490		3,950		3,840		4,020	
	危険債権(億円)	6,340		7,950		6,300		4,360		4,960		4,330		4,050		3,990		3,960		3,770	
	要管理債権(億円)	3,500		5,760		5,980		4,760		5,330		3,850		3,290		2,760		2,540		2,400	
	正常債権(億円)	123,510		115,020		112,490		103,480		88,270		86,840		87,840		89,520		89,570		88,800	
	不良債権比率(%)	12.2		16.0		15.5		12.7		15.3		13.3		11.9		10.7		10.3		10.3	
	(165) 不良債権処分損(兆円)																				
	(165) 預金取扱 金融機関	総与信(億円)	6,492,900		6,267,360		6,335,630		6,076,350		5,691,090		5,482,480		5,369,350		5,477,050		5,633,340		5,723,920
		金融再生法開示債権(億円)	425,510		409,350		429,850		524,420		445,070		346,020		249,040		195,620		177,290		170,680
破産更生等債権(億円)		142,050		112,470		110,610		103,960		87,020		70,090		54,660		43,030		38,990		37,980	
危険債権(億円)		203,910		197,040		186,270		229,120		166,200		145,480		119,400		92,340		88,700		86,100	
要管理債権(億円)		79,550		99,840		132,970		191,340		191,840		130,440		74,990		60,250		49,600		46,610	
正常債権(億円)		6,067,390		5,858,010		5,905,780		5,551,930		5,245,940		5,136,430		5,120,290		5,281,410		5,456,030		5,553,190	
不良債権比率(%)		6.6		6.5		6.8		8.6		7.8		6.3		4.6		3.6		3.1		3.0	
不良債権処分損(兆円)		15.4		8.1		7.0		10.6		7.4		6.0		3.4		0.8		1.5		1.4	
(582) 実質業務純益(兆円)		6.0		5.2		6.1		6.8		7.3		7.0		7.1		7.1		6.7		6.3	

(注) 1. 計数は、不良債権処分損及び実質業務純益については兆円単位、不良債権比率については%で表示。その他については億円を四捨五入し、10億円単位にまとめた。

2. ( )内は20年3月期時点の対象金融機関数。

3. 旧長信銀の計数は、11年3月期及び11年9月期は日本長期信用銀行(現・新生銀行)及び日本債券信用銀行(現・あおぞら銀行)を除き、12年3月期は日本債券信用銀行を除く。14年3月期までは日本興業銀行を含み、16年9月期以降は、16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行を含み、18年9月期以降は、18年4月に普通銀行に転換したあおぞら銀行を含む。

4. 主要行の計数は、都銀と信託の合計(ただし、旧日本興業銀行の計数も含む。)

5. 地域銀行の計数は、15年3月期以降埼玉りそな銀行を含む。

6. 全国銀行の計数は、都銀・旧長信銀・信託及び地域銀行を集計したもの。

7. 預金取扱金融機関は、全国銀行及び協同組織金融機関(13年3月期以降は信金中央金庫、全国信用協同組合連合会及び労働金庫連合会を含む)を集計したもの(信農連等は含まない)。ただし、不良債権処分損及び実質業務純益については、信農連等及び商工中金を含む。

8. 不良債権処分損及び実質業務純益の計数は、14年3月期は東海銀行(14年1月合併)を含み、15年3月期はあさひ銀行(15年3月再編)を含む。

また、16年3月期～18年3月期は、みずほグループ各社の再生専門子会社分を含み、16年3月期以降は、UFJ銀行(18年3月期以降においては、合併後の三菱東京UFJ銀行)、西日本銀行、福岡シティ銀行(17年3月期以降においては、西日本銀行と福岡シティ銀行の合併後の西日本シティ銀行)の再生専門子会社分を含み、17年3月期以降は北陸銀行の再生専門子会社分を含み、17年9月期以降は親和銀行の再生専門子会社分を含み、20年3月期は東和銀行の再生専門子会社分を含む。

さらに、実質業務純益の計数は、16年3月期～18年9月期は、UFJ信託銀行(18年3月期以降においては、合併後の三菱UFJ信託銀行)の株式保有専門子会社分を含み、16年3月期～17年9月期は、UFJ銀行の株式保有専門子会社分を含み、16年3月期以降は、中央三井信託銀行の株式保有専門子会社分を含む。

9. 不良債権処分損及び実質業務純益以外の計数については、15年9月期～17年9月期はみずほグループ各社の再生専門子会社分を含み、15年3月期以降はUFJ銀行(18年3月期以降においては、合併後の三菱東京UFJ銀行)の再生専門子会社分を含み、

16年3月期以降は西日本銀行、福岡シティ銀行(17年3月期以降においては、西日本銀行と福岡シティ銀行の合併後の西日本シティ銀行)の再生専門子会社分を含み、17年3月期以降は北陸銀行の再生専門子会社分を含み、17年9月期以降は親和銀行の再生専門子会社分を含み、20年3月期は東和銀行の再生専門子会社分を含む。

10. 不良債権処分損及び実質業務純益については9月期(網掛け)は半期の、3月期は通期の計数。

## 資料8-2-10

## 全国銀行の金融再生法開示債権の増減要因

(単位:兆円)

		15年3月期	15年9月期	16年3月期	16年9月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期
金融再生法開示債権		▲ 7.9	▲ 3.7	▲ 8.7	▲ 2.8	▲ 8.7	▲ 2.0	▲ 4.6	▲ 1.0	▲ 1.4	▲ 0.1	▲ 0.6
うち要管理債権		+ 0.1	▲ 2.9	▲ 5.5	▲ 4.1	▲ 5.2	▲ 0.7	▲ 1.2	▲ 0.5	▲ 0.8	▲ 0.3	▲ 0.2
〔増減要因〕	債務者の業況悪化等	+ 4.7	+ 1.7	+ 3.0	+ 1.8	+ 2.1	+ 1.1	+ 1.5	+ 0.6	+ 1.0	+ 0.7	+ 1.2
	危険債権以下からの上方遷移	+ 1.5	+ 0.4	+ 0.3	+ 0.2	+ 0.2	+ 0.2	+ 0.4	+ 0.2	+ 0.2	+ 0.2	+ 0.3
	債務者の業況改善	+ 0.6	+ 0.2	+ 0.2	+ 0.1	+ 0.2	+ 0.1	+ 0.3	+ 0.1	+ 0.1	0.0	+ 0.2
	再建計画の策定等	+ 0.9	+ 0.2	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	0.0	0.0	+ 0.2	+ 0.2
	正常債権化(*)	▲ 2.3	▲ 2.2	▲ 3.8	▲ 1.9	▲ 3.4	▲ 1.0	▲ 1.5	▲ 0.9	▲ 1.1	▲ 1.0	▲ 1.3
	債務者の業況改善	▲ 2.2	▲ 2.0	▲ 3.3	▲ 1.3	▲ 1.9	▲ 0.8	▲ 1.3	▲ 0.8	▲ 1.0	▲ 0.9	▲ 1.1
	再建計画の策定等	▲ 0.1	▲ 0.2	▲ 0.6	▲ 0.6	▲ 1.6	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.1	▲ 0.2	▲ 0.1	▲ 0.2
	危険債権以下への下方遷移(*)	▲ 3.1	▲ 2.7	▲ 3.3	▲ 4.2	▲ 2.3	▲ 0.8	▲ 0.9	▲ 0.4	▲ 0.7	▲ 0.4	▲ 0.5
	返済等(**)	▲ 0.7	0.0	▲ 1.7	0.0	▲ 1.9	▲ 0.2	▲ 0.7	+ 0.1	▲ 0.2	+ 0.2	0.0
	うち危険債権以下	▲ 8.0	▲ 0.8	▲ 3.2	+ 1.3	▲ 3.5	▲ 1.3	▲ 3.4	▲ 0.5	▲ 0.6	+ 0.2	▲ 0.4
〔増減要因〕	債務者の業況悪化等	+ 4.0	+ 1.9	+ 3.3	+ 2.3	+ 3.1	+ 1.4	+ 1.9	+ 1.2	+ 2.7	+ 1.9	+ 2.7
	要管理債権からの下方遷移(*)	+ 3.1	+ 2.7	+ 3.3	+ 4.2	+ 2.3	+ 0.8	+ 0.9	+ 0.4	+ 0.7	+ 0.4	+ 0.5
	オフバランス化(**)	▲ 15.1	▲ 5.4	▲ 9.8	▲ 5.3	▲ 8.9	▲ 3.5	▲ 6.3	▲ 2.2	▲ 4.0	▲ 2.1	▲ 3.6

(注) 1. 計数は、銀行に対するアンケート調査により把握したもの。

2. 20年3月期時点の対象金融機関数は121行。

3. 都銀・旧長信銀・信託(16年9月期以降は同年4月に普通銀行へ転換した新生銀行を含み、18年9月期以降は同年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。)及び地域銀行(埼玉りそな銀行を含む。)を集計。

4. 15年3月期以降の計数は、UFJ銀行(18年3月期以降においては、合併後の三菱東京UFJ銀行)の再生専門子会社分を含み、15年9月期～17年9月期の計数はみずほフィナンシャルグループ各社の再生専門子会社分を含み、16年3月期以降の計数は、西日本銀行、福岡シティ銀行(17年3月期以降においては、西日本銀行と福岡シティ銀行の合併後の西日本シティ銀行)の再生専門子会社分を含み、17年3月期以降の計数は北陸銀行の再生専門子会社分を含み、17年9月期以降の計数は親和銀行の再生専門子会社分を含み、20年3月期の計数は東和銀行の再生専門子会社分を含む。

5. 9月期(網掛け)は半期の、3月期は通期の計数。

\* 要管理債権の遷移の他に、要管理先である債務者に対する債権のうち正常債権であるものの遷移を含んでいる。

\*\* 「返済等」「オフバランス化等」には、統計上生じる誤差脱漏が含まれる。

資料8-2-11

金融再生法開示債権の保全状況の推移

主要行

(単位:兆円、%)

		14年3月期	14年9月期	15年3月期	15年9月期	16年3月期	16年9月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期
これらに準ずる債権	債権額	3.2	2.8	2.2	2.2	1.5	1.6	1.1	0.8	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4
	保全額	3.2	2.8	2.2	2.2	1.5	1.6	1.1	0.8	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4
		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
	担保・保証等	2.8	2.6	2.0	2.0	1.4	1.5	1.0	0.7	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4
	(88.7)	(90.9)	(91.5)	(92.5)	(92.9)	(93.6)	(92.5)	(92.3)	(92.5)	( 92.8)	( 91.0)	( 91.7)	( 91.1)	
	引当	0.4	0.3	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		(11.3)	(9.1)	(8.5)	(7.4)	(7.1)	(6.4)	(7.5)	(7.7)	(7.5)	( 7.1)	( 9.0)	( 8.3)	( 8.9)
危険債権	債権額	12.2	9.5	6.6	6.2	5.2	7.1	3.6	3.1	1.9	1.6	1.9	2.1	1.7
	保全額	9.9	7.8	5.7	5.2	4.7	5.4	3.2	2.8	1.7	1.5	1.6	1.8	1.4
		(81.3)	(81.9)	(86.0)	(84.6)	(89.6)	(76.9)	(87.5)	(89.4)	(91.9)	( 91.9)	( 85.0)	( 86.9)	( 86.9)
	担保・保証等	5.5	4.3	3.1	2.7	2.4	2.3	1.5	1.4	1.0	0.9	0.8	0.9	0.9
	(44.9)	(45.7)	(47.0)	(44.6)	(46.5)	(32.0)	(40.2)	(45.1)	(54.7)	( 54.8)	( 42.2)	( 44.2)	( 52.9)	
	引当	4.5	3.4	2.6	2.5	2.2	3.2	1.7	1.4	0.7	0.6	0.8	0.9	0.6
		(36.5)	(36.2)	(39.1)	(40.0)	(43.1)	(44.9)	(47.3)	(44.3)	(37.1)	( 37.1)	( 42.8)	( 42.7)	( 34.1)
要管理債権	債権額	11.3	11.6	11.5	9.1	7.0	3.4	2.7	2.3	2.3	1.9	1.8	1.5	1.7
	保全額	6.1	6.4	7.0	5.7	4.5	2.3	1.7	1.3	1.3	1.2	1.1	0.9	0.9
		(53.5)	(54.7)	(60.5)	(62.6)	(64.5)	(67.7)	(61.1)	(59.5)	(59.9)	( 64.8)	( 63.4)	( 59.5)	( 56.4)
	担保・保証等	4.5	4.6	4.6	3.7	2.6	1.5	0.9	0.8	0.8	0.7	0.7	0.5	0.5
	(39.5)	(39.9)	(39.9)	(40.2)	(36.9)	(44.5)	(33.2)	(33.9)	(34.3)	( 39.6)	( 38.4)	( 30.9)	( 28.4)	
	引当	1.6	1.7	2.4	2.0	1.9	0.8	0.8	0.6	0.6	0.5	0.4	0.4	0.5
		(14.0)	(14.8)	(20.6)	(22.5)	(27.6)	(23.1)	(27.8)	(25.6)	(25.6)	( 25.2)	( 25.0)	( 28.6)	( 27.9)
合計	債権額	26.8	23.9	20.2	17.5	13.6	12.1	7.4	6.1	4.6	3.9	4.1	4.0	3.8
	保全額	19.2	17.0	14.8	13.1	10.6	9.3	5.9	4.9	3.6	3.1	3.1	3.1	2.8
		(71.8)	(70.8)	(73.0)	(75.1)	(77.9)	(77.3)	(79.5)	(79.7)	(77.2)	( 79.7)	( 77.1)	( 78.2)	( 75.0)
	担保・保証等	12.8	11.5	9.7	8.4	6.3	5.3	3.3	2.9	2.3	2.0	1.9	1.8	1.8
	(47.8)	(48.2)	(47.7)	(48.3)	(46.6)	(43.7)	(45.0)	(46.9)	(49.0)	( 51.7)	( 45.4)	( 44.5)	( 46.6)	
	引当	6.4	5.4	5.1	4.7	4.3	4.1	2.6	2.0	1.3	1.1	1.3	1.3	1.1
		(23.9)	(22.6)	(25.3)	(26.8)	(31.3)	(33.6)	(34.5)	(32.8)	(28.2)	( 28.0)	( 31.7)	( 33.8)	( 28.4)

## 地域銀行

(単位:兆円、%)

		14年3月期	14年9月期	15年3月期	15年9月期	16年3月期	16年9月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	債権額	3.9	3.8	3.5	3.4	2.9	2.5	2.2	2.0	1.8	1.8	1.7	1.6	1.6
	保全額	3.9	3.8	3.5	3.4	2.9	2.5	2.2	2.0	1.8	1.8	1.7	1.6	1.6
		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(99.9)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
	担保・保証等	2.4	2.3	2.3	2.1	1.8	1.6	1.4	1.3	1.2	1.1	1.1	1.0	1.0
		(63.0)	(62.0)	(64.1)	(63.0)	(62.4)	(63.4)	(64.4)	(62.8)	(63.2)	( 62.5)	( 63.5)	( 63.0)	( 65.3)
	引当	1.4	1.4	1.3	1.2	1.1	0.9	0.8	0.8	0.7	0.7	0.6	0.6	0.5
		(37.0)	(38.0)	(35.9)	(37.0)	(37.6)	(36.5)	(35.6)	(37.2)	(36.8)	( 37.5)	( 36.5)	( 36.9)	( 34.6)
危険債権	債権額	6.3	6.4	6.2	6.0	5.9	5.5	5.1	4.8	4.4	4.4	4.1	4.1	4.0
	保全額	5.4	5.4	5.3	5.1	5.0	4.7	4.3	4.1	3.8	3.7	3.5	3.5	3.4
		(85.4)	(84.5)	(84.4)	(84.6)	(85.2)	(85.6)	(85.3)	(84.8)	(84.9)	( 85.2)	( 85.7)	( 85.5)	( 85.7)
	担保・保証等	3.7	3.7	3.5	3.4	3.2	3.0	2.8	2.6	2.5	2.5	2.4	2.4	2.4
		(58.7)	(57.2)	(56.7)	(56.0)	(54.7)	(54.1)	(54.2)	(54.9)	(56.1)	( 56.6)	( 58.2)	( 58.8)	( 60.3)
	引当	1.7	1.7	1.7	1.7	1.8	1.7	1.6	1.4	1.3	1.2	1.1	1.1	1.0
		(26.7)	(27.3)	(27.7)	(28.6)	(30.5)	(31.5)	(31.1)	(29.9)	(28.9)	( 28.5)	( 27.5)	( 26.7)	( 25.4)
要管理債権	債権額	4.6	4.8	4.9	4.5	4.1	3.6	3.1	2.8	2.4	2.3	2.1	2.0	2.0
	保全額	2.9	3.0	3.0	2.8	2.5	2.1	1.8	1.7	1.4	1.3	1.1	1.1	1.0
		(64.0)	(61.8)	(62.4)	(62.4)	(60.6)	(59.1)	(58.6)	(58.7)	(57.1)	( 57.1)	( 55.4)	( 54.6)	( 52.4)
	担保・保証等	2.4	2.3	2.3	2.1	1.7	1.4	1.2	1.1	0.9	0.9	0.8	0.7	0.7
		(51.0)	(48.6)	(47.4)	(46.7)	(42.8)	(40.4)	(38.8)	(38.6)	(37.9)	( 38.0)	( 36.4)	( 35.1)	( 34.5)
	引当	0.6	0.6	0.7	0.7	0.7	0.7	0.6	0.6	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4
		(12.9)	(13.2)	(14.9)	(15.7)	(17.8)	(18.8)	(19.8)	(20.0)	(19.2)	( 19.1)	( 19.0)	( 19.5)	( 17.9)
合計	債権額	14.8	15.0	14.7	13.9	12.8	11.6	10.4	9.7	8.7	8.4	7.8	7.8	7.5
	保全額	12.2	12.2	11.8	11.3	10.3	9.3	8.3	7.8	7.0	6.7	6.3	6.3	6.0
		(82.4)	(81.1)	(80.8)	(81.1)	(80.7)	(80.6)	(80.4)	(80.3)	(80.4)	( 80.7)	( 80.7)	( 80.5)	( 80.0)
	担保・保証等	8.5	8.3	8.1	7.6	6.7	6.0	5.4	5.0	4.6	4.4	4.2	4.2	4.1
		(57.3)	(55.6)	(55.4)	(54.7)	(52.6)	(51.9)	(51.7)	(51.8)	(52.5)	( 52.8)	( 53.5)	( 53.5)	( 54.6)
	引当	3.7	3.8	3.7	3.7	3.6	3.3	3.0	2.8	2.4	2.3	2.1	2.1	1.9
		(25.1)	(25.5)	(25.4)	(26.4)	(28.1)	(28.7)	(28.7)	(28.6)	(27.9)	( 27.8)	( 27.2)	( 27.0)	( 25.4)

全国銀行

(単位:兆円、%)

		14年3月期	14年9月期	15年3月期	15年9月期	16年3月期	16年9月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期
これらに準ずる債権	債権額	7.4	7.0	5.7	5.6	4.4	4.1	3.2	2.8	2.4	2.2	2.1	2.1	2.0
	保全額	7.4 (100.0)	7.0 (100.0)	5.7 (100.0)	5.6 (100.0)	4.4 (100.0)	4.1 (100.0)	3.2 (100.0)	2.8 (100.0)	2.4 (100.0)	2.2 (100.0)	2.1 (100.0)	2.1 (100.0)	2.0 (100.0)
	担保・保証等	5.5 (75.0)	5.1 (74.1)	4.3 (74.4)	4.2 (74.7)	3.2 (72.8)	3.1 (75.1)	2.4 (73.6)	2.0 (70.9)	1.6 (69.6)	1.5 (68.5)	1.4 (68.9)	1.4 (69.3)	1.4 (71.1)
	引当	1.8 (25.0)	1.8 (25.9)	1.5 (25.5)	1.4 (25.3)	1.2 (27.2)	1.0 (24.9)	0.9 (26.4)	0.8 (29.1)	0.7 (30.4)	0.7 (31.5)	0.6 (31.1)	0.6 (30.7)	0.6 (28.9)
危険債権	債権額	19.3	16.4	13.0	12.3	11.2	12.7	8.8	8.0	6.3	6.0	6.1	6.3	5.7
	保全額	16.1 (83.1)	13.6 (83.2)	11.1 (85.4)	10.5 (84.8)	9.8 (87.4)	10.2 (80.8)	7.6 (86.4)	6.9 (86.7)	5.5 (87.0)	5.2 (86.9)	5.2 (85.5)	5.4 (86.0)	4.9 (86.2)
	担保・保証等	9.7 (50.1)	8.3 (50.7)	6.7 (51.8)	6.2 (50.2)	5.7 (50.7)	5.3 (41.6)	4.3 (48.4)	4.1 (50.9)	3.5 (55.5)	3.3 (56.1)	3.2 (53.1)	3.4 (53.8)	3.3 (58.2)
	引当	6.4 (33.1)	5.3 (32.6)	4.4 (33.6)	4.3 (34.6)	4.1 (36.7)	5.0 (39.2)	3.4 (38.0)	2.9 (35.8)	2.0 (31.5)	1.8 (30.8)	2.0 (32.4)	2.0 (32.2)	1.6 (27.9)
要管理債権	債権額	16.5	16.8	16.6	13.7	11.1	7.0	5.9	5.1	4.7	4.2	3.9	3.5	3.7
	保全額	9.4 (56.8)	9.6 (57.1)	10.2 (61.3)	8.6 (62.7)	7.0 (63.2)	4.4 (63.4)	3.5 (59.8)	3.0 (59.1)	2.7 (58.5)	2.5 (60.6)	2.3 (59.1)	2.0 (56.8)	2.0 (54.1)
	担保・保証等	7.0 (42.4)	7.1 (42.5)	7.0 (42.2)	5.8 (42.4)	4.3 (39.1)	3.0 (42.5)	2.1 (36.2)	1.9 (36.6)	1.7 (36.1)	1.6 (38.7)	1.4 (37.3)	1.2 (33.4)	1.1 (31.4)
	引当	2.4 (14.4)	2.4 (14.6)	3.2 (19.1)	2.8 (20.3)	2.7 (24.0)	1.5 (21.0)	1.4 (23.6)	1.2 (22.6)	1.1 (22.4)	0.9 (21.9)	0.8 (21.9)	0.8 (23.3)	0.8 (22.6)
合計	債権額	43.2	40.1	35.3	31.6	26.6	23.8	17.9	15.9	13.4	12.3	12.0	11.9	11.4
	保全額	32.8 (75.9)	30.1 (75.2)	27.0 (76.5)	24.6 (77.9)	21.1 (79.4)	18.8 (79.1)	14.4 (80.2)	12.8 (80.2)	10.6 (79.3)	9.9 (80.3)	9.5 (79.5)	9.5 (79.8)	8.9 (78.3)
	担保・保証等	22.2 (51.4)	20.6 (51.3)	18.0 (51.0)	16.2 (51.1)	13.2 (49.5)	11.3 (47.7)	8.8 (49.0)	7.9 (49.8)	6.8 (51.2)	6.4 (52.4)	6.1 (50.8)	6.0 (50.5)	5.9 (51.9)
	引当	10.6 (24.5)	9.6 (23.9)	9.0 (25.5)	8.5 (26.8)	7.9 (29.9)	7.5 (31.4)	5.6 (31.2)	4.8 (30.3)	3.8 (28.1)	3.4 (27.9)	3.4 (28.8)	3.5 (29.3)	3.0 (26.4)

(注) 1.( )内の計数は保全率。

2.主要行の計数は都銀と信託の合計(ただし、旧日本興業銀行の計数も含む。)

3.地域銀行の計数は、15年3月期以降埼玉りそな銀行を含む。

4.全国銀行の計数は、都銀・旧長信銀・信託(16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。)及び地域銀行を集計。

5.15年9月期～17年9月期はみずほグループ各々の再生専門子会社分を含み、15年3月期以降はUFJ銀行(18年3月期以降においては、合併後の三菱東京UFJ銀行)の再生専門子会社分を含み、

16年3月期以降は西日本銀行、福岡シティ銀行(17年3月期以降においては、西日本銀行と福岡シティ銀行の合併後の西日本シティ銀行)の再生専門子会社分を含み、

17年3月期以降は北陸銀行の再生専門子会社分を含み、17年9月期以降は親和銀行の再生専門子会社分を含み、20年3月期は東和銀行の再生専門子会社分を含む。

6.引当には、個別貸倒引当金、一般貸倒引当金のほか、特定債務者支援引当金等を含む。

**担保不動産の評価額(処分可能見込額)と売却実績額の推移  
(アンケートによる全数調査)**

主要行(9行)

(単位: 億円)

	14年3月期	14年9月期	15年3月期	15年9月期	16年3月期	16年9月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期
実際の売却額 [A]	11,019	3,947	10,262	4,496	12,791	6,517	15,904	3,230	5,285	2,770	4,239	985	2,085
直前期における評価額 (処分可能見込額) [B]	9,712	3,457	8,850	3,904	10,471	5,152	12,014	2,010	3,443	1,548	2,497	544	1,204
A-B	1,307	490	1,412	592	2,320	1,365	3,891	1,220	1,841	1,222	1,742	441	882
A/B (%)	113.5	114.2	116.0	115.2	122.2	126.5	132.4	160.7	153.5	178.9	169.8	181.0	173.3

地域銀行(110行)

(単位: 億円)

	14年3月期	14年9月期	15年3月期	15年9月期	16年3月期	16年9月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期
実際の売却額 [A]	6,202	3,618	6,270	4,243	8,179	3,412	6,916	3,055	6,571	2,748	5,778	2,296	4,785
直前期における評価額 (処分可能見込額) [B]	6,154	3,224	5,674	4,017	7,440	2,789	5,549	2,124	4,419	1,804	3,648	1,411	2,911
A-B	48	394	596	226	739	623	1,367	931	2,152	943	2,130	885	1,874
A/B (%)	100.8	112.2	110.5	105.6	109.9	122.3	124.6	143.8	148.7	152.3	158.4	162.7	164.4

全国銀行(121行)

(単位: 億円)

	14年3月期	14年9月期	15年3月期	15年9月期	16年3月期	16年9月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期
実際の売却額 [A]	17,815	7,649	16,751	8,845	21,322	9,931	23,066	6,317	11,991	5,536	10,039	3,285	6,910
直前期における評価額 (処分可能見込額) [B]	16,269	6,729	14,621	7,984	18,060	7,942	17,655	4,147	7,891	3,359	6,151	1,956	4,132
A-B	1,546	920	2,130	861	3,262	1,989	5,411	2,170	4,099	2,177	3,888	1,328	2,778
A/B (%)	109.5	113.7	114.6	110.8	118.1	125.0	130.6	152.3	152.0	164.8	163.2	167.9	167.2

(注) 1. 主要行の計数は、都銀と信託の合計(ただし、旧日本興業銀行の計数も含む。)

2. 地域銀行の計数は、埼玉りそな銀行を含む。

3. 全国銀行の計数は、都銀・旧長信銀・信託(16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。)及び地域銀行を集計。

4. ( )は20年3月期時点の対象金融機関数。

5. 9月期(網掛け)は半期の、3月期は通期の計数。

## 不良債権処分損等の推移(全国銀行)

(単位:億円)

	5年3月期	6年3月期	7年3月期	8年3月期	9年3月期	10年3月期						
							10年9月期	11年3月期	11年9月期	12年3月期	12年9月期	13年3月期
不良債権処分損	16,398	38,722	52,322	133,692 (110,669)	77,634 (62,099)	132,583 (108,188)	29,140 (22,827)	136,309 (104,403)	22,745 (15,869)	69,441 (53,975)	22,795 (15,173)	61,076 (42,898)
貸倒引当金繰入額	9,449	11,461	14,021	70,873 (55,758)	34,473 (25,342)	84,025 (65,522)	21,130 (15,652)	81,181 (54,901)	10,076 (4,757)	25,313 (13,388)	11,886 (6,041)	27,319 (13,706)
直接償却等	4,235	20,900	28,085	59,802 (54,901)	43,158 (36,756)	39,927 (35,005)	6,854 (6,306)	47,093 (42,677)	9,002 (8,123)	38,646 (36,094)	9,674 (8,062)	30,717 (26,500)
貸出金償却	2,044	2,354	7,060	17,213 (15,676)	9,730 (8,495)	8,506 (7,912)	3,300 (3,125)	23,772 (22,549)	6,071 (5,845)	18,807 (17,335)	8,475 (7,064)	25,202 (22,014)
バルクセール による売却損等	2,191	18,546	21,025	42,589 (39,225)	33,428 (28,261)	31,421 (27,093)	846 (822)	23,321 (20,128)	801 (771)	19,839 (18,759)	566 (533)	5,516 (4,486)
その他	2,714	6,361	10,216	3,017 (10)	3 (1)	8,631 (7,661)	1,156 (869)	8,035 (6,825)	3,667 (2,989)	5,482 (4,493)	1,235 (1,070)	3,040 (2,691)
4年度以降の累計	16,398	55,120	107,442	241,134 (218,111)	318,768 (280,210)	451,351 (388,398)	486,254 (415,417)	587,660 (492,801)	610,405 (508,670)	657,101 (546,776)	679,896 (561,949)	718,177 (589,674)
直接償却等の累計	4,235	25,135	53,220	113,022 (108,121)	156,180 (144,877)	196,107 (179,882)	205,961 (186,188)	243,200 (222,559)	255,201 (230,682)	281,846 (258,653)	291,520 (266,715)	312,563 (285,153)
リスク管理債権残高	127,746	135,759	125,462	285,043 (218,682)	217,890 (164,406)	297,580 (219,780)	262,780 (182,090)	296,270 (202,500)	297,150 (192,170)	303,660 (197,720)	318,190 (192,920)	325,150 (192,810)
貸倒引当金残高	36,983	45,468	55,364	132,930 (103,450)	123,340 (93,880)	178,150 (136,010)	169,320 (125,470)	147,970 (92,580)	131,400 (80,130)	122,300 (76,780)	122,280 (77,130)	115,550 (69,390)
(うち、個別貸倒 引当金残高)	18,670	30,234	42,984	114,270 (90,700)	104,360 (80,770)	159,290 (122,600)	147,230 (110,020)	112,320 (68,130)	96,020 (56,160)	83,640 (49,820)	79,460 (46,170)	72,420 (39,170)

(単位:億円)

	13年9月期	14年3月期	14年9月期	15年3月期	15年9月期	16年3月期	16年9月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期
不良債権処分損	29,553 (20,456)	97,221 (77,212)	18,473 (10,706)	66,584 (51,048)	25,077 (16,847)	53,742 (34,607)	14,849 (10,879)	28,475 (19,621)	1,639 (▲1,928)	3,629 (▲2,803)	1,607 (▲1,872)	10,460 (2,729)
貸倒引当金繰入額	14,912 (8,754)	51,959 (38,062)	8,172 (2,228)	31,011 (20,418)	9,170 (4,156)	16,157 (4,202)	4,572 (2,032)	940 (▲4,262)	▲1,397 (▲3,655)	▲3,722 (▲6,963)	▲263 (▲2,528)	5,239 (537)
直接償却等	13,218 (10,593)	39,745 (34,136)	9,764 (8,050)	35,201 (30,376)	14,962 (11,869)	37,335 (30,472)	9,348 (7,914)	27,536 (23,862)	2,762 (1,427)	7,020 (3,804)	1,974 (795)	5,373 (2,369)
貸出金償却	11,988 (9,582)	32,042 (27,183)	8,011 (6,606)	21,627 (17,737)	13,224 (10,481)	25,166 (19,852)	7,272 (6,258)	17,114 (14,743)	2,357 (1,273)	4,786 (2,344)	1,658 (803)	3,893 (2,077)
バルクセール による売却損等	1,230 (1,011)	7,703 (6,953)	1,753 (1,443)	13,574 (12,640)	1,738 (1,388)	12,169 (10,621)	2,076 (1,656)	10,422 (9,119)	405 (154)	2,235 (1,461)	316 (▲8)	1,479 (292)
その他	1,423 (1,108)	5,517 (5,013)	538 (428)	372 (253)	945 (822)	250 (▲68)	959 (964)	▲1 (21)	274 (300)	332 (356)	▲103 (▲138)	▲152 (▲171)
4年度以降の累計	747,730 (610,130)	815,398 (666,886)	833,871 (677,592)	881,982 (717,934)	907,059 (734,781)	935,724 (752,541)	950,573 (763,420)	964,199 (772,162)	965,838 (770,234)	967,828 (769,359)	969,435 (767,487)	978,288 (772,088)
直接償却等の累計	325,781 (295,746)	352,308 (319,289)	362,072 (327,339)	387,509 (349,665)	402,471 (361,534)	424,844 (380,137)	434,192 (388,051)	452,380 (403,999)	455,142 (405,426)	459,400 (407,803)	461,374 (408,598)	464,773 (410,172)
リスク管理債権残高	356,730 (217,540)	420,280 (276,260)	392,250 (245,770)	348,490 (204,330)	312,440 (175,340)	262,040 (135,670)	232,090 (117,680)	175,390 (72,900)	156,080 (60,160)	131,090 (45,240)	121,260 (38,230)	117,540 (40,040)
貸倒引当金残高	115,640 (69,070)	133,530 (86,570)	126,450 (78,010)	125,850 (78,970)	109,160 (63,300)	114,300 (69,030)	102,090 (59,920)	85,350 (47,390)	73,260 (37,640)	64,380 (32,470)	59,480 (28,790)	58,960 (30,200)
(うち、個別貸倒 引当金残高)	70,860 (37,840)	78,860 (46,690)	71,680 (38,880)	60,810 (30,020)	55,350 (24,980)	54,410 (25,750)	60,790 (33,860)	43,860 (20,000)	38,470 (16,110)	28,760 (8,910)	26,550 (7,170)	27,200 (9,590)

(単位:億円)

	19年9月期	20年3月期
不良債権処分損	7,815 (4,043)	11,238 (4,110)
貸倒引当金繰入額	4,657 (1,769)	2,893 (▲1,573)
直接償却等	3,084 (2,214)	8,206 (5,770)
貸出金償却	2,836 (2,084)	6,275 (4,499)
バルクセール による売却損等	249 (130)	1,931 (1,271)
その他	74 (60)	139 (▲86)
4年度以降の累計	986,103 (776,131)	989,526 (776,198)
直接償却等の累計	467,857 (412,386)	472,979 (415,942)
リスク管理債権残高	116,310 (39,150)	111,690 (36,990)
貸倒引当金残高	58,820 (30,140)	52,730 (25,800)
(うち、個別貸倒 引当金残高)	27,610 (10,300)	22,720 (6,840)

- (注) 1. ( )内は、都銀・旧長信銀・信託(16年9月期以降は16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行の計数を含み、18年9月期以降は18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。)のみの計数。
2. 7年3月期以前の計数は、都銀・長信銀・信託のみの計数。
3. 8年3月期以降の計数は、都銀・旧長信銀・信託及び地域銀行(15年3月期以降埼玉りそな銀行を含む。)を集計。
4. 10年3月期以降の計数は、北海道拓殖、徳陽シティ、京都共栄、なにわ、福德、みどりの各行を含まず、11年3月期以降の計数は、国民、幸福、東京相和の各行を含まない。また、11年9月期以降の計数は、なみはや銀行及び新潟中央銀行を含まず、13年9月期以降の計数は、石川銀行を含まず、14年3月期以降の計数は、中部銀行を含まない。
5. 不良債権処分損については、10年9月期～11年9月期の計数には日本長期信用銀行(現・新生銀行)及び日本債券信用銀行(現・あおぞら銀行)を含まず、12年3月期の計数には日本債券信用銀行を含まない。また、14年3月期は東海銀行(14年1月合併)を含み、15年3月期はあさひ銀行(15年3月再編)を含む。
6. リスク管理債権残高及び貸倒引当金残高については、11年3月期及び11年9月期の計数には日本長期信用銀行及び日本債券信用銀行を含まない。
7. リスク管理債権残高、貸倒引当金残高の計数については、15年9月期～17年9月期はみずほグループ各行の再生専門子会社分を含み、15年3月期以降はUFJ銀行(18年3月期以降においては、合併後の三菱東京UFJ銀行)の再生専門子会社分を含み、16年3月期以降は西日本銀行、福岡シティ銀行(17年3月期以降においては、西日本銀行と福岡シティ銀行の合併後の西日本シティ銀行)の再生専門子会社分を含み、17年3月期以降は北陸銀行の再生専門子会社分を含み、17年9月期以降は親和銀行の再生専門子会社分を含み、20年3月期は東和銀行の再生専門子会社分を含む。
8. リスク管理債権残高、貸倒引当金残高の以外の計数については、14年3月期は東海銀行(14年1月合併)を含み、15年3月期はあさひ銀行(15年3月再編)を含む。また、16年3月期～18年3月期は、みずほグループ各行の再生専門子会社分を含み、16年3月期以降は、UFJ銀行(18年3月期以降においては、合併後の三菱東京UFJ銀行)、西日本銀行、福岡シティ銀行(17年3月期以降においては、西日本銀行と福岡シティ銀行の合併後の西日本シティ銀行)の再生専門子会社分を含み、17年3月期以降は北陸銀行の再生専門子会社分を含み、17年9月期以降は親和銀行の再生専門子会社分を含み、20年3月期は東和銀行の再生専門子会社分を含む。
9. 貸倒引当金は、個別貸倒引当金の他、一般貸倒引当金等を含む。
10. バルクセールによる売却損等は、バルクセールによる売却損のほか、子会社等に対する支援損や整理回収機構(RCC)への売却損等を含む。
11. 不良債権処分損の「その他」は、特定債務者支援引当金(子会社等へ支援を予定している場合における当該支援損への引当金への繰入額)等を表す。
12. リスク管理債権の金額については、7年3月期以前は破綻先債権、延滞債権の合計額、8年3月期～9年3月期は破綻先債権、延滞債権、金利減免等債権の合計額としている。
13. 9月期(網掛け)は半期の、3月期は通期の計数。

## リスク管理債権額の推移

(単位:億円)

		10年3月期	10年9月期	11年3月期	11年9月期	12年3月期	12年9月期	13年3月期	13年9月期	14年3月期	14年9月期	15年3月期	15年9月期	16年3月期	16年9月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期
都銀・ 旧長借銀 ・信託	貸出金	3,658,660	3,603,630	3,201,850	3,113,050	3,165,460	3,153,740	3,135,880	3,052,490	2,932,230	2,766,790	2,638,740	2,545,070	2,475,810	2,425,200	2,360,950	2,386,020	2,426,790	2,453,150	2,446,820	2,457,800	2,494,870
	リスク管理債権	219,780	220,080	202,500	192,170	197,720	192,920	192,810	217,540	276,260	245,770	204,330	175,340	135,670	117,680	72,900	60,160	45,240	38,230	40,040	39,150	36,990
	破綻先債権	47,230	47,760	22,820	17,440	16,750	22,910	17,830	14,680	15,290	14,360	8,670	7,420	4,590	3,490	2,120	2,150	1,410	1,580	1,310	1,220	1,360
	延滞債権	82,590	89,550	129,220	127,570	126,360	114,730	103,160	109,600	142,240	112,060	78,810	76,090	61,230	79,870	43,210	35,210	21,090	17,630	20,590	23,030	18,670
	3ヶ月以上延滞債権	24,520	21,410	9,820	7,530	6,540	6,730	5,130	5,570	4,560	5,340	3,690	2,960	2,130	1,700	1,370	1,160	690	720	540	620	510
	貸出条件緩和債権	65,440	61,360	40,630	39,620	48,070	48,550	66,680	87,690	114,170	114,010	113,160	88,880	67,720	32,630	26,200	21,640	22,050	18,300	17,310	14,290	16,450
	貸倒引当金残高	136,010	125,470	92,580	80,130	76,780	77,130	69,390	69,070	86,570	78,010	78,970	63,300	69,030	59,920	47,390	37,640	32,470	28,790	30,200	30,140	25,800
(1)	個別貸倒引当金残高	122,600	110,020	68,130	56,160	49,820	46,170	39,170	37,840	46,690	38,880	30,020	24,980	25,750	33,860	20,000	16,110	8,910	7,170	9,590	10,300	6,840
都市 銀行	貸出金	2,656,560	2,633,840	2,494,670	2,425,230	2,414,690	2,386,820	2,389,450	2,320,960	2,256,850	2,306,980	2,192,100	2,111,790	2,053,040	2,014,360	1,959,940	1,983,430	2,020,730	2,038,570	2,027,260	2,038,220	2,068,470
	リスク管理債権	128,190	123,400	128,840	123,740	120,480	118,830	128,950	148,740	211,800	201,670	174,480	149,940	116,260	101,540	62,100	51,650	39,070	32,790	34,000	33,930	32,020
	破綻先債権	28,050	22,860	13,620	9,900	9,220	10,270	9,520	9,760	9,800	10,550	7,050	6,010	3,370	2,650	1,720	1,840	1,150	1,370	1,140	1,090	1,230
	延滞債権	45,770	53,720	80,080	79,860	81,470	79,330	76,380	78,320	111,020	92,370	67,760	66,560	51,710	70,290	36,850	30,090	18,870	15,900	18,060	20,160	16,520
	3ヶ月以上延滞債権	20,800	17,260	8,600	6,520	5,370	5,490	4,660	4,980	3,360	3,860	2,800	2,470	2,000	1,600	1,310	1,120	670	690	520	520	490
	貸出条件緩和債権	33,570	29,560	26,530	27,450	24,420	23,740	38,380	55,680	87,620	94,890	96,860	74,900	59,170	26,990	22,230	18,600	18,380	14,830	14,280	12,160	13,780
	貸倒引当金残高	86,380	72,320	61,750	51,460	51,050	49,110	48,520	49,180	66,440	63,450	67,130	52,760	59,950	50,680	40,770	31,910	27,750	24,650	25,140	24,970	21,480
(5)	個別貸倒引当金残高	76,410	60,860	42,630	32,970	31,740	29,210	27,740	27,310	37,150	31,780	25,560	20,820	21,940	29,250	17,150	13,430	7,520	6,140	8,070	8,740	5,860
旧長期 信用 銀行	貸出金	467,880	454,950	228,720	224,220	299,370	326,240	317,560	313,580	275,140	72,910	69,440	66,540	61,880	61,050	60,490	63,590	69,870	79,220	84,380	88,520	93,070
	リスク管理債権	46,800	52,900	20,910	20,060	37,890	39,500	31,670	32,890	26,470	10,880	4,270	2,800	1,820	1,430	1,480	1,190	630	480	600	770	930
	破綻先債権	9,480	11,800	1,460	1,530	3,070	7,870	5,360	2,660	3,670	2,070	220	160	190	80	30	20	10	40	10	0	10
	延滞債権	18,670	19,290	13,820	14,070	18,200	14,350	10,680	12,750	12,370	5,420	2,150	1,760	1,350	1,110	1,300	930	390	230	400	580	550
	3ヶ月以上延滞債権	2,040	2,070	80	70	330	530	230	410	1,020	1,310	760	220	80	30	30	0	0	0	0	60	0
	貸出条件緩和債権	16,600	19,740	5,540	4,390	16,290	16,750	15,390	17,070	9,410	2,090	1,140	650	200	210	120	230	230	210	200	130	370
	貸倒引当金残高	23,310	27,890	11,160	12,080	14,050	17,640	11,850	10,490	9,620	5,460	4,160	3,740	3,400	3,190	2,580	2,320	1,930	1,610	1,690	1,570	1,460
(2)	個別貸倒引当金残高	21,730	25,940	9,360	10,270	9,550	10,460	6,490	5,050	3,690	2,640	1,500	1,530	1,500	1,360	1,050	970	700	520	570	680	490
信託 銀行	貸出金	534,220	514,840	478,460	463,600	451,400	440,680	428,870	417,950	400,240	386,910	377,190	366,730	360,900	349,800	340,510	339,010	336,190	335,350	335,180	331,050	333,330
	リスク管理債権	44,790	43,790	52,750	48,370	39,350	34,590	32,190	35,910	37,990	33,220	25,580	22,610	17,590	14,720	9,320	7,330	5,540	4,960	5,440	4,440	4,040
	破綻先債権	9,690	13,100	7,740	6,010	4,460	4,770	2,950	2,260	1,820	1,730	1,400	1,250	1,030	760	370	300	250	170	160	130	120
	延滞債権	18,150	16,540	35,320	33,640	26,690	21,050	16,100	18,530	18,860	14,270	8,890	7,760	8,170	8,470	5,070	4,190	1,830	1,500	2,430	2,280	1,610
	3ヶ月以上延滞債権	1,680	2,080	1,140	940	840	710	230	190	180	170	130	270	50	60	30	40	20	30	20	30	20
	貸出条件緩和債権	15,270	12,060	8,560	7,780	7,360	8,060	12,910	14,940	17,130	17,040	15,150	13,320	8,340	5,420	3,850	2,810	3,440	3,260	2,830	2,000	2,290
	貸倒引当金残高	26,320	25,260	19,670	16,590	11,680	10,380	9,020	9,400	10,510	9,100	7,680	6,810	5,680	6,040	4,040	3,410	2,790	2,530	3,370	3,600	2,860
(4)	個別貸倒引当金残高	24,460	23,220	16,140	12,920	8,530	6,500	4,930	5,470	5,850	4,470	2,960	2,620	2,310	3,250	1,800	1,700	700	510	950	880	490
主要行	貸出金	3,423,190	3,381,250	3,201,850	3,113,050	3,088,410	3,050,470	3,043,120	2,961,680	2,849,060	2,693,880	2,569,300	2,478,520	2,413,940	2,364,150	2,300,450	2,322,440	2,356,920	2,373,930	2,362,440	2,369,270	2,401,800
	リスク管理債権	188,680	182,080	202,500	192,170	179,820	167,460	173,950	200,060	260,940	234,890	200,060	172,550	133,850	116,260	71,420	58,970	44,610	37,750	39,440	38,370	36,060
	破綻先債権	40,740	38,150	22,820	17,440	14,870	16,830	13,970	13,620	13,100	12,280	8,450	7,250	4,400	3,410	2,090	2,130	1,400	1,540	1,300	1,210	1,350
	延滞債権	68,270	73,540	129,220	127,570	118,350	104,520	95,910	101,190	134,340	106,640	76,650	74,330	59,890	78,760	41,920	34,270	20,700	17,400	20,480	22,440	18,120
	3ヶ月以上延滞債権	22,620	19,550	9,820	7,530	6,310	6,370	4,990	5,280	3,610	4,040	2,930	2,740	2,050	1,660	1,340	1,160	690	720	540	560	510
	貸出条件緩和債権	57,040	50,830	40,630	39,620	40,290	39,740	59,080	79,980	109,880	111,930	112,020	88,220	67,510	32,420	26,070	21,410	21,820	18,090	17,110	14,160	16,070
	貸倒引当金残高	-	107,020	92,580	80,130	68,100	64,310	60,170	61,540	80,540	72,550	74,810	59,560	65,630	56,730	44,810	35,320	30,540	27,180	28,510	28,570	24,340
(9)	個別貸倒引当金残高	-	92,310	68,130	56,160	44,330	37,480	34,070	34,350	44,340	36,240	28,520	23,440	24,250	32,500	18,950	15,140	8,220	6,650	9,020	9,620	6,350

		10年3月期	10年9月期	11年3月期	11年9月期	12年3月期	12年9月期	13年3月期	13年9月期	14年3月期	14年9月期	15年3月期	15年9月期	16年3月期	16年9月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期
地域銀行	貸出金	1,872,590	1,851,710	1,864,170	1,782,950	1,796,270	1,785,940	1,806,010	1,797,300	1,800,190	1,769,090	1,831,190	1,810,030	1,823,760	1,798,670	1,831,540	1,831,900	1,875,530	1,891,750	1,926,740	1,938,200	1,977,170
	リスク管理債権	77,800	80,700	93,770	104,980	105,940	125,270	132,340	139,190	144,020	146,470	144,160	137,100	126,370	114,410	102,480	95,920	85,850	83,030	77,500	77,160	74,700
	破綻先債権	21,200	22,750	21,420	19,300	14,230	17,310	15,470	14,750	15,070	13,720	12,220	9,180	7,780	6,120	5,440	4,880	4,840	4,340	4,480	4,480	4,820
	延滞債権	25,120	26,710	25,820	48,680	57,230	66,900	74,740	80,010	80,720	82,280	80,380	78,490	75,370	70,020	64,320	61,050	56,400	55,290	52,460	52,330	50,280
	3ヶ月以上延滞債権	7,940	8,220	6,510	3,140	2,650	2,390	1,600	1,790	1,510	1,570	1,310	1,580	1,020	1,010	840	820	620	780	690	650	590
	貸出条件緩和債権	23,550	23,030	40,000	33,860	31,830	38,670	40,540	42,640	46,720	47,600	48,740	44,800	40,800	35,610	31,210	28,620	23,950	22,120	20,000	19,700	19,010
	貸倒引当金残高	42,140	43,850	55,390	51,270	45,520	45,150	46,160	46,570	46,960	48,440	46,880	45,860	45,270	42,170	37,960	35,620	31,910	30,700	28,760	28,680	26,930
(110)	個別貸倒引当金残高	36,690	37,210	44,190	39,860	33,820	33,290	33,250	33,020	32,170	32,800	30,790	30,370	28,660	26,930	23,860	22,360	19,850	19,370	17,610	17,310	15,880
地方銀行	貸出金	1,387,060	1,371,090	1,385,840	1,340,590	1,343,210	1,349,540	1,359,980	1,353,420	1,363,180	1,339,980	1,354,950	1,346,910	1,353,970	1,332,050	1,374,920	1,371,780	1,406,130	1,416,390	1,448,150	1,456,110	1,485,930
	リスク管理債権	51,980	54,240	67,690	76,370	75,810	92,040	95,630	101,210	104,880	108,000	104,230	100,910	93,350	84,380	75,840	71,060	63,170	60,950	57,580	57,150	54,970
	破綻先債権	14,680	15,340	14,980	13,740	9,400	12,020	10,850	10,180	10,290	10,600	9,170	8,110	6,030	5,210	4,060	3,650	3,340	3,350	2,980	3,080	3,190
	延滞債権	17,130	18,020	18,240	37,250	41,780	48,940	53,660	58,390	59,110	59,760	57,900	57,740	55,640	51,100	47,130	44,410	40,820	40,200	38,890	38,610	36,690
	3ヶ月以上延滞債権	5,030	4,990	4,390	1,990	1,750	1,800	1,200	1,410	1,210	1,270	1,030	1,240	790	770	660	630	470	570	540	480	470
	貸出条件緩和債権	15,150	15,900	30,070	23,390	22,880	29,280	29,910	31,230	34,270	36,360	36,130	33,830	30,890	27,290	23,980	22,370	18,540	16,830	15,170	14,980	14,620
	貸倒引当金残高	29,660	30,480	41,170	38,760	33,570	33,670	33,840	34,120	34,870	36,670	34,550	34,590	35,160	32,680	29,380	27,330	24,080	22,980	21,330	21,330	19,730
(64)	個別貸倒引当金残高	25,620	25,700	32,540	29,710	24,480	24,580	24,040	23,900	23,670	24,500	22,350	22,730	22,100	20,640	18,240	16,970	14,820	14,480	13,200	12,940	11,540
第二地方銀行	貸出金	485,530	480,620	478,330	442,360	453,060	436,400	446,030	443,880	437,010	429,110	429,130	416,370	419,990	415,410	403,400	405,460	412,560	417,430	419,380	422,250	429,430
	リスク管理債権	25,820	26,460	26,080	28,610	30,130	33,230	36,710	37,980	39,140	38,480	38,230	34,530	31,490	28,810	25,590	23,820	21,820	21,120	19,050	19,110	18,840
	破綻先債権	6,520	7,410	6,440	5,560	4,830	5,290	4,610	4,570	4,770	4,430	4,470	4,070	3,120	2,540	2,030	1,780	1,520	1,470	1,330	1,380	1,590
	延滞債権	7,990	8,690	7,580	11,430	15,450	17,960	21,080	21,620	21,620	22,520	21,670	19,940	18,970	18,240	16,640	16,090	15,070	14,570	12,990	13,060	12,920
	3ヶ月以上延滞債権	2,910	3,230	2,120	1,150	900	590	390	380	300	290	210	250	130	180	130	130	100	130	110	130	100
	貸出条件緩和債権	8,400	7,130	9,930	10,470	8,950	9,390	10,620	11,420	12,450	11,230	11,880	10,270	9,270	7,850	6,790	5,830	5,130	4,950	4,610	4,550	4,240
	貸倒引当金残高	12,480	13,370	14,220	12,510	11,950	11,480	12,320	12,450	12,090	11,770	11,980	10,820	9,660	9,070	8,220	7,880	7,470	7,380	7,070	6,990	6,810
(45)	個別貸倒引当金残高	11,070	11,510	11,650	10,150	9,340	8,710	9,210	9,120	8,510	8,300	8,290	7,430	6,360	6,090	5,480	5,200	4,850	4,760	4,240	4,180	4,130
全国銀行	貸出金	5,531,250	5,455,340	5,066,020	4,896,000	4,961,730	4,939,680	4,941,890	4,849,790	4,732,420	4,535,880	4,469,930	4,355,090	4,299,570	4,223,870	4,192,490	4,217,920	4,302,320	4,344,900	4,373,560	4,396,000	4,472,040
	リスク管理債権	297,580	300,780	296,270	297,150	303,660	318,190	325,150	356,730	420,280	392,250	348,490	312,440	262,040	232,090	175,390	156,080	131,090	121,260	117,540	116,310	111,690
	破綻先債権	68,430	70,510	44,240	36,740	30,980	40,220	33,300	29,420	30,360	29,380	22,390	19,640	13,770	11,270	8,240	7,590	6,300	6,420	5,650	5,700	6,180
	延滞債権	107,710	116,260	155,040	176,250	183,590	181,630	177,910	189,610	222,960	194,340	159,190	154,580	136,600	149,880	107,530	96,250	77,480	72,920	73,340	75,350	68,950
	3ヶ月以上延滞債権	32,460	29,630	16,330	10,670	9,190	9,120	6,730	7,360	6,070	6,910	5,000	4,540	3,150	2,700	2,210	1,980	1,310	1,500	1,230	1,260	1,100
	貸出条件緩和債権	88,990	84,390	80,630	73,480	79,900	87,220	107,210	130,330	160,890	161,610	161,900	133,680	108,520	68,230	57,400	50,260	46,000	40,430	37,310	33,990	35,460
	貸倒引当金残高	178,150	169,320	147,970	131,400	122,300	122,280	115,550	115,640	133,530	126,450	125,850	109,160	114,300	102,090	85,350	73,260	64,380	59,480	58,960	58,820	52,730
(121)	個別貸倒引当金残高	159,290	147,230	112,320	96,020	83,640	79,460	72,420	70,860	78,860	71,680	60,810	55,350	54,410	60,790	43,860	38,470	28,760	26,550	27,200	27,610	22,720

(単位:億円)

		10年3月期	10年9月期	11年3月期	11年9月期	12年3月期	12年9月期	13年3月期	13年9月期	14年3月期	14年9月期	15年3月期	15年9月期	16年3月期	16年9月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	
協同組織 金融機関	貸出金			1,355,620		1,330,400		1,322,680		1,331,300		1,265,560		1,240,920		1,201,960		1,163,080		1,179,220		1,149,840	
	リスク管理債権			90,290		110,010		109,340		110,210		108,270		96,470		83,020		71,750		66,000		63,250	
	破綻先債権			21,220		18,630		15,680		14,810		13,740		10,920		7,980		6,300		5,650		5,390	
	延滞債権			32,390		54,530		61,650		61,660		63,090		59,740		53,220		48,700		46,290		45,740	
	3ヶ月以上延滞債権			7,740		2,750		1,540		1,090		920		690		450		350		360		400	
	貸出条件緩和債権			28,930		34,100		30,470		32,650		30,530		25,130		21,360		16,390		13,690		11,710	
	貸倒引当金残高			45,130		41,180		37,190		34,030		33,310		31,470		27,190		23,320		21,460		19,900	
	個別貸倒引当金残高			35,700		31,320		27,970		24,890		24,880		23,340		19,980		17,070		15,770		14,630	
	(501)																						
	信用 金庫	貸出金			768,450		723,270		726,360		729,130		727,400		711,090		693,800		686,570		690,820		693,960
リスク管理債権				51,320		64,000		68,400		72,990		72,290		63,830		55,470		49,010		45,140		44,360	
破綻先債権				12,910		10,240		9,070		8,190		7,740		6,040		4,350		3,390		3,230		3,130	
延滞債権				16,890		34,990		39,800		42,410		43,510		41,530		37,830		34,890		33,220		33,480	
3ヶ月以上延滞債権				4,380		1,130		870		640		550		340		240		190		180		210	
貸出条件緩和債権				17,130		17,640		18,660		21,750		20,490		15,920		13,050		10,530		8,510		7,530	
貸倒引当金残高				26,800		21,490		20,200		18,250		18,670		17,170		15,100		13,450		12,560		11,970	
個別貸倒引当金残高				21,600		16,740		15,320		13,240		13,790		12,930		11,360		10,220		9,580		8,980	
(282)																							
信用 組合		貸出金			155,990		146,850		125,910		115,830		98,230		97,430		97,360		98,430		98,440		97,810
	リスク管理債権			17,660		20,350		20,070		14,840		15,140		13,160		11,660		10,600		10,240		10,090	
	破綻先債権			3,380		3,660		2,920		2,050		1,850		1,610		1,290		1,090		1,050		1,180	
	延滞債権			7,100		7,870		11,050		7,880		7,990		7,660		7,120		6,730		6,620		6,470	
	3ヶ月以上延滞債権			2,480		1,160		490		210		230		210		120		100		110		100	
	貸出条件緩和債権			4,700		7,660		5,620		4,700		5,070		3,680		3,130		2,680		2,460		2,330	
	貸倒引当金残高			5,770		6,410		6,310		4,330		3,910		3,980		3,500		3,170		3,100		3,080	
	個別貸倒引当金残高			4,730		5,200		4,950		3,380		3,050		3,130		2,780		2,500		2,440		2,400	
	(165)																						
	預金取扱 金融機関	貸出金			6,421,640		6,292,130		6,264,570		6,063,730		5,735,480		5,540,500		5,394,460		5,465,390		5,552,780		5,621,880
リスク管理債権				386,560		413,670		434,480		530,490		456,760		358,510		258,400		202,840		183,540		174,940	
破綻先債権				65,460		49,610		48,970		45,170		36,130		24,690		16,220		12,600		11,300		11,580	
延滞債権				187,430		238,120		239,550		284,630		222,280		196,340		160,750		126,190		119,630		114,690	
3ヶ月以上延滞債権				24,070		11,940		8,270		7,160		5,920		3,840		2,660		1,660		1,590		1,500	
貸出条件緩和債権				109,560		114,000		137,690		193,540		192,430		133,640		78,760		62,390		51,000		47,160	
貸倒引当金残高				193,100		163,480		152,740		167,560		159,160		145,770		112,540		87,690		80,420		72,630	
個別貸倒引当金残高				148,020		114,960		100,390		103,750		85,690		77,750		63,840		45,830		42,970		37,350	
(622)																							

(注) 1. 計数は、億円を四捨五入し、10億円単位にまとめた。

2. ( )内は20年3月期時点の対象金融機関数。

3. 計数は、北海道拓殖、徳陽シティ、京都共栄、なにわ、福徳、みどりの各行を含まず、11年3月期以降の計数は、国民、幸福、東京相和の各行を含まず、11年9月期以降の計数は、なみはや銀行及び新潟中央銀行を含まず、14年3月期以降の計数は、中部銀行を含まない。

また、11年3月期及び11年9月期の計数は日本長期信用銀行(現・新生銀行)及び日本債券信用銀行(現・あおぞら銀行)を含まず、12年3月期の計数は日本債券信用銀行を含まない。

4. 旧長信銀の計数は、14年3月期までは日本興業銀行を含み、16年9月期以降は16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行を含み、18年9月期以降は18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。

5. 主要行の計数は、都銀と信託の合計(ただし、旧日本興業銀行の計数も含む。)

6. 地域銀行の計数は、埼玉りそな銀行を含む。

7. 15年9月期～17年9月期は、みずほグループ各々の再生専門子会社分を含み、15年3月期以降はUFJ銀行(18年3月期以降においては、合併後の三菱東京UFJ銀行)の再生専門子会社分を含み、16年3月期以降は西日本銀行、福岡シティ銀行

(17年3月期以降においては、西日本銀行と福岡シティ銀行の合併後の西日本シティ銀行)の再生専門子会社分を含み、17年3月期以降は北陸銀行の再生専門子会社分を含み、17年9月期以降は親和銀行の再生専門子会社分を含み、20年3月期は東和銀行の再生専門子会社分を含む。

## 自己査定による債務者区分の推移

主要行(9行)

(単位:兆円)

	13年9月期	14年3月期	14年9月期	15年3月期	15年9月期	16年3月期	16年9月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期
正常先	264.9	250.8	235.5	224.5	222.1	221.1	221.6	222.7	226.5	221.6	225.8	228.5	229.9	231.1
要注意先	48.5	45.8	43.8	40.5	34.4	28.2	18.9	17.3	14.7	14.1	13.6	15.8	15.7	16.3
┆(要管理債権)	8.5	11.3	11.6	11.5	9.1	7.0	3.4	2.7	2.3	2.3	1.9	1.8	1.5	1.7
破綻懸念先	8.9	12.2	9.5	6.6	6.2	5.2	7.1	3.6	3.1	1.9	1.6	1.9	2.1	1.7
破綻先・実質破綻先	3.2	3.2	2.8	2.2	2.2	1.5	1.6	1.0	0.8	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4
要管理～破綻先の合計	20.6	26.8	23.9	20.2	17.5	13.6	12.1	7.4	6.1	4.6	3.9	4.1	4.0	3.8

地域銀行(110行)

(単位:兆円)

	13年9月期	14年3月期	14年9月期	15年3月期	15年9月期	16年3月期	16年9月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期
正常先	135.5	136.2	134.4	141.0	140.0	142.7	142.2	146.8	147.4	152.2	153.8	156.4	156.9	159.3
要注意先	34.2	32.9	31.0	30.1	28.0	26.5	24.8	23.7	23.1	22.9	23.1	24.2	24.6	25.2
┆(要管理債権)	4.2	4.6	4.8	4.9	4.5	4.1	3.6	3.1	2.8	2.4	2.3	2.1	2.0	2.0
破綻懸念先	6.1	6.4	6.5	6.3	6.0	5.8	5.5	5.1	4.8	4.4	4.4	4.1	4.1	4.0
破綻先・実質破綻先	4.0	3.9	3.8	3.5	3.4	2.8	2.5	2.2	2.0	1.8	1.8	1.7	1.6	1.6
要管理～破綻先の合計	14.2	14.8	15.0	14.7	13.9	12.8	11.6	10.4	9.7	8.7	8.4	7.8	7.8	7.6

全国銀行(121行)

(単位:兆円)

	13年9月期	14年3月期	14年9月期	15年3月期	15年9月期	16年3月期	16年9月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期
正常先	407.0	393.4	375.9	371.7	368.2	369.5	369.3	375.0	379.8	380.5	387.2	392.7	395.0	398.8
要注意先	84.5	80.2	75.8	71.4	63.0	55.3	44.1	41.4	38.1	37.2	36.9	40.5	40.7	42.0
┆(要管理債権)	13.5	16.5	16.8	16.6	13.7	11.1	7.0	5.9	5.1	4.7	4.2	3.9	3.5	3.7
破綻懸念先	15.8	19.3	16.4	13.0	12.3	11.2	12.7	8.9	8.0	6.3	6.0	6.1	6.3	5.7
破綻先・実質破綻先	7.4	7.4	6.9	5.7	5.6	4.3	4.1	3.2	2.8	2.4	2.2	2.1	2.1	2.0
要管理～破綻先の合計	36.6	43.2	40.1	35.3	31.6	26.6	23.8	17.9	15.9	13.4	12.4	12.0	11.9	11.4

預金取扱金融機関(622機関)

(単位:兆円)

	13年9月期	14年3月期	14年9月期	15年3月期	15年9月期	16年3月期	16年9月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期
正常先		487.3		465.3		459.6		463.7		472.8		481.1		485.1
要注意先		100.0		90.5		72.6		57.2		52.3		55.8		57.8
┆(要管理債権)		19.1		19.2		13.0		7.5		6.0		5.0		4.7
破綻懸念先		23.8		17.4		15.3		12.5		9.7		9.3		9.0
破綻先・実質破綻先		11.2		9.0		7.2		5.6		4.4		4.0		3.9
要管理～破綻先の合計		54.2		45.6		35.5		25.6		20.2		18.3		17.5

注) 1. 要管理債権とは、3か月以上延滞が生じ、又は債務者の再建・支援を目的として貸出条件緩和が行われているもの。

2. 主要行の計数は、都銀と信託の合計(ただし、旧日本興業銀行の計数も含む。)

3. 地域銀行の計数は、埼玉りそな銀行を含む。

4. 全国銀行の計数は、都銀・旧長信銀・信託(16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。)及び地域銀行を集計。

5. 15年3月期以降の計数は、UFJ銀行(18年3月期以降においては、合併後の三菱東京UFJ銀行)の再生専門子会社分を含み、15年9月期～17年9月期の計数はみずほフィナンシャルグループ各社の再生専門子会社分を含み、

16年3月期以降の計数は、西日本銀行・福岡シティ銀行(17年3月期以降においては、西日本銀行と福岡シティ銀行の合併後の西日本シティ銀行)の再生専門子会社分を含み、

17年3月期以降の計数は北陸銀行の再生専門子会社分を含み、17年9月期以降の計数は親和銀行の再生専門子会社分を含み、20年3月期の計数は東和銀行の再生専門子会社分を含む。

6. 不良債権とは、概して言えば、米国のSEC基準と同様、元利払いや貸出条件に問題が生じている債権(リスク管理債権又は再生法開示債権)であり、上記表中、要管理債権、破綻懸念先債権、破綻先・実質破綻先債権の合計がこれに該当し、要管理債権以外の要注意先に対する債権はこれに該当しない。

7. ( )は20年3月期時点の対象金融機関数。

## 緊急経済対策（抄）

### 第2章 具体的施策

#### 1. 金融再生と産業再生

##### （1）金融機関の不良債権問題と企業の過剰債務問題の一体的解決

###### ①不良債権の抜本的なオフバランス化

###### 1)原則

(ア) 主要行は、以下の原則に基づき、オフバランス化（債権放棄などにより貸借対照表上の不良債権を落とすことをいう。）を進める。

a. 破綻懸念先以下の債権に区分されるに至った債権について、原則として3営業年度以内にオフバランス化につながる措置を講ずる。

b. 既に、破綻懸念先以下の債権に区分されているものについては、原則として2営業年度以内にオフバランス化につながる措置を講ずる。

c. なお、オフバランス化に当っては、以下の点に十分留意する。

・オフバランス化の判断は、各行の経営に与える各種リスク、地域経済に与える影響等も含め経済合理性に基づき行うものとする。

・私的整理における関係者間の調整等に当っては、下記② 1)のガイドラインに沿って、早期かつ円滑な調整に努める。

(イ) 債務者が中小企業の場合であっても、各企業の実態等も十分に踏まえつつ、企業の再建及びそれに伴う不良債権のオフバランス化に取り組むことを要請する。

(ウ) 以上の措置に伴い、地域金融機関を含む金融機関の不良債権のオフバランス化が進み、経営の健全性が確保され、次代を担う新規産業に対する円滑な資金供給等その社会的使命が一層果たされるとともに、経済の構造改革に資することが期待される。

(エ) なお、以上の措置は本年4月1日に開始した営業年度より実施する。

###### 2)オフバランス化の実績公表と行政によるモニタリング

(ア) 主要行に対して、不良債権のオフバランス化の実績を、每期、公表するよう要請する。

(イ) 金融庁は、上記原則に基づき、主要行のオフバランス化の進展状況をフォローアップする。

### 3) 資本増強行のフォローアップにおける考え方の明確化

不良債権の積極的な処理により、自己資本に対する業務純益の水準（ROE）又は当期利益の実績が計画ベースの数値より3割以上低下した場合の考え方（いわゆる3割ルール適用）について、不良債権のオフバランス化を促進させることの重要性を踏まえ、その明確化を図る。

### 4) 要注意先債権等の健全債権化及び不良債権の新規発生の防止

各金融機関に対し、要注意先債権等の健全債権化及び不良債権の新規発生の防止のための体制整備を求める。

## ②企業再建の円滑化

### 1) 経営困難企業の再建及びそれに伴う債権放棄に関する原則の確立

経営が困難な企業の再建及びそれに伴う債権放棄に関して、関係者間の調整プロセスの公正、円滑化を図るため、私的整理における再建計画の策定等に係る調整手続等について、関係者の共通認識が醸成されることが望ましい。このため、関係者に働きかけて、政府も参加する検討の場を設け、いわゆるガイドラインとして早急に取りまとめた上、公表する。

### 2) 産業再生法の活用

産業再生法において、新たに、債権放棄を含む事業再構築計画の認定基準を明確化（計画終了時に、有利子負債をキャッシュフローベースでの収益の10倍以内とする等）し、事業再構築に取り組む企業への政策融資（日本政策投資銀行の融資制度の拡充等により、非設備資金を含めた事業資金を円滑に供給）とともに、併せて、債権放棄の税務上の取扱いに関して迅速かつ円滑な対応を行なうための相談体制の整備等により、私的整理の取り組みを側面から支援する。

### 3) 建設産業の再編の促進

技術と経営に優れた企業が伸びられる環境を整備するため、公共工事入札・契約適正化法等により不良・不適格業者の排除を徹底するとともに、合併等の企業連携に対する支援、市場原理に沿った公共工事の発注方策の検討等、建設業界の再編の促進に向けた市場環境の整備を進める。

### 4) 会社分割法制の活用

本年4月、会社分割法制及びこれに関連する税制が施行されたことから、事業を再構築して経営の効率性の向上を図るために、会社分割法制を有効に活用することを民間関係者に要請する。

### 5) 会社更生法、民事再生法の改善

会社更生法について、より使いやすい法制に改めることとし、所要の改正案

を平成14年中に国会に提出する。民事再生法についても、今後の運用実績を踏まえ、増資に関する特則手続きの創設、再建計画策定中の融資（DIPファイナンス）における優先性の向上なども含めて検討し、平成15年度を目途に必要な見直しを行う。

### ③金融機関の債権放棄等の円滑化

#### 1) 企業の債権計画策定中の融資（DIPファイナンス等）の円滑化

(ア) 企業の再建計画策定中の融資（DIPファイナンス等）の円滑化について十分配慮し、資金供給に前向きに取り組むよう、民間金融機関に要請するとともに、併せて、公的金融機関も積極的に対応する。

(イ) 民事再生法、会社更生法におけるDIPファイナンスに関し、日本政策投資銀行において設けられた融資制度（事業再生融資制度）の積極的な活用を図るとともに、中小企業に対するDIPファイナンスの円滑化に向けた方策について検討を進める。

#### 2) デット・エクィティ・スワップ（債権の株式化）の活用

デット・エクィティ・スワップによって取得した株式について、銀行法上の5%ルールの実運用の明確化を図るとともに、流動化促進策等を検討する。

#### 3) 公的金融機関等による対応

民間金融機関が債権放棄を行おうとする場合に、公的金融機関等についても、上記②1)のガイドラインによる調整プロセスの公正性、国民負担への影響等に十分配慮しつつ、適切な対応を検討する。

#### 4) 税務上の円滑な対応

金融機関が行う債権放棄の税務上の取扱いについては既に平成10年に明確化が図られているところであり、今後、金融機関がオフバランス化を促進させることに伴い、税務相談体制の整備など迅速かつ円滑な対応を図るとともに、上記②1)のガイドラインに基づく債権放棄の税務上の取扱いについて検討する。

#### 5) 金融検査マニュアルの明確化

金融検査マニュアルの明確化の観点から、実態に応じ共益債権（DIPファイナンス等）を非分類、二分類等に分類できることを明らかにするなど、必要な措置を検討する。

### ④債権の流動化

#### 1) 整理回収機構（RCC）の機能の一層効果的な発揮

民間金融機関より不良債権を受託する信託業務等、RCCの機能の一層効果的な発揮を検討する。（また、RCCによる健全銀行の不良債権買取り業務を延長す

る。)

2) 債権の売買に関する契約書、取引方法等の標準化

債権の流動化に関し、日本ローン債権市場協会（JSLA）における契約書、取引方法等の標準化について、早期に結論を得るように要請する。債権流動化に係るデータの標準化を図る。

3) 債権回収会社（サービサー）の取扱債権の範囲の見直し

債権回収会社の取扱債権の範囲を大幅に拡大することにより、債権回収の円滑化に努める。

⑤その他

1) 中小企業への対応

不良債権のオフバランス化及び企業再建の促進に伴って、対象となる企業と取引等の関係にある中小企業が、連鎖倒産の危険など経営の安定に不測の支障を生じないよう、金融面で適切に対応するとともに、中小企業自身の健全化に向けての前向きな努力を経営革新対策により積極的に支援する。

2) プロジェクトファイナンスの普及

今後、金融機関が、プロジェクトファイナンス等各事業毎の収益性に着目した融資を積極的に活用することを期待する。

## より強固な金融システムの構築に向けた施策

### 1. 不良債権処理の促進

- 不良債権処理の促進のため、現在、主要行の破綻懸念先以下の債権（新規発生分）について、3年以内にオフバランス化につながる措置を講ずるとの期限を設定している。

この枠組みの中で、オフバランス化を一層加速するため、具体的な処理目標として、原則1年以内に5割、2年以内にその大宗（8割目途）について所要の措置を講ずるよう要請する。

- 上記処理目標を確実に実現するため、信託を含むRCCの機能を積極的に活用するよう要請する。

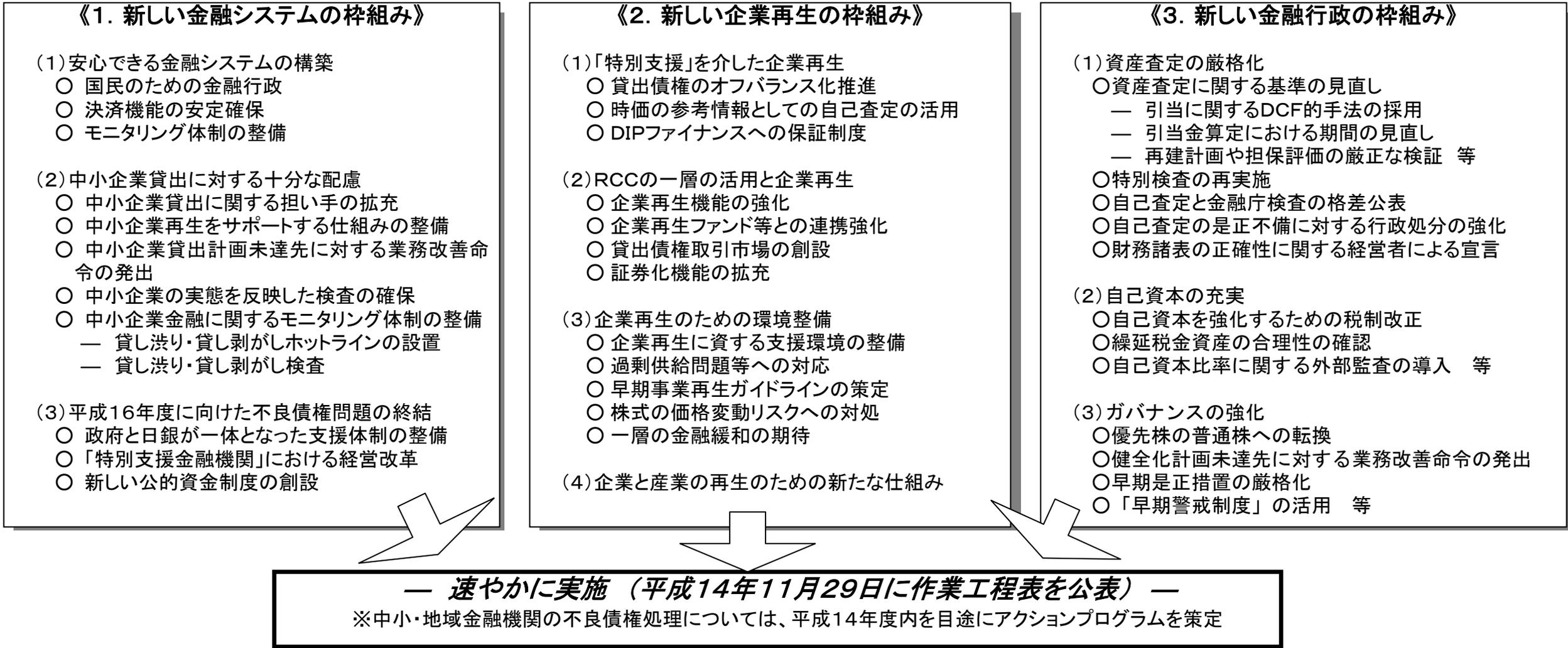
### 2. 主要銀行グループ通年・専担検査の導入

- 主要銀行グループ別に検査部門を再編成し、各部門が1年を通じて同一グループ内の金融機関を継続的かつ専担的に検査し、実質常駐検査体制とすることにより、検査の実効性・効率性を高める。
- 内部監査体制等について重点的に検証するため、民間の専門家を登用した専門班が各グループを横断的に検査する。

### 3. 金融機関の合併促進

- 今後の我が国金融システムをより強固なものとするため、その担い手である金融機関について、収益性の改善等により経営基盤を一層強化するとともに中小企業金融の円滑化を図るため、主として地域金融機関を念頭において、合併促進を中心とした施策を早急に検討する。

○主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生 ← 不良債権問題の解決と構造改革の推進は「車の両輪」  
○「痛み」を最小にしながら経済の活性化をより強力に推進 ← 雇用、中小企業対策等とあわせて総合的な対策を実施



**〔基本的考え方〕**

日本の金融システムと金融行政に対する信頼を回復し、世界から評価される金融市場を実現

⇒ ◎平成 16 年度には主要行の不良債権比率を半分程度に低下させ、問題を正常化  
◎構造改革を支えるより強固な金融システムの構築を目指す

平成14年10月30日  
金融庁

## 金融再生プログラム

### — 主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生—

日本の金融システムと金融行政に対する信頼を回復し、世界から評価される金融市場を作るためには、まず主要行の不良債権問題を解決する必要がある。平成16年度には、主要行の不良債権比率を現状の半分程度に低下させ、問題の正常化を図るとともに、構造改革を支えるより強固な金融システムの構築を目指す。そこで、主要行の資産査定厳格化、自己資本の充実、ガバナンスの強化などの点について、以下に示す方針で行政を強化する。

#### 1. 新しい金融システムの枠組み

構造改革を加速するための新しい金融システムを構築することを目的に、以下の措置を講ずる。

##### (1) 安心できる金融システムの構築

国民が金融機関に対する不安を抱くことなく暮らせるようにすることを目的に、以下の措置を講じて安心できる金融システムを構築する。

##### (ア) 国民のための金融行政

金融行政が護るべき対象は、預金者、投資家及び借り手の企業や個人など国民であることを確認する。

##### (イ) 決済機能の安定確保

決済機能の安定確保を図るために、その全額を保護の対象とする「決済用預金」を平成17年4月に導入する。それまでの間については、不良債権処理の加速等の政策強化を進める中で、預金者にいたずらに不安を与えることのないよう、ペイオフの完全実施を延期する。

##### (ウ) モニタリング体制の整備

金融庁内に「金融問題タスクフォース」を新設し、平成16年度には不良債権問題を終結させるという目標の達成に向け、その状況をモニタリングする。

## (2) 中小企業貸出に対する十分な配慮

主要行の不良債権処理によって、日本企業の大宗を占める中小企業の金融環境が著しく悪化することのないよう、以下のセーフティネットを講じる。

### (ア) 中小企業貸出に関する担い手の拡充

中小企業の資金ニーズに応えられるだけの経営能力と行動力を具備した新しい貸し手の参入については、銀行免許認可の迅速化や中小企業貸出信託会社（Jローン）の設置推進などを積極的に検討する。

### (イ) 中小企業再生をサポートする仕組みの整備

実態に合わせて中小企業の再生をサポートできるよう、信託機能やデット・エクィティ・スワップ等の活用など、金融上の仕組みの整備を検討する。

### (ウ) 中小企業貸出計画未達先に対する業務改善命令の発出

健全化計画における中小企業貸出計画に関する重度の未達先に対しては、原則として業務改善命令を発出し、軽度の未達先に対しては、即時に改善策の報告を徴求する。

### (エ) 中小企業の実態を反映した検査の確保

中小企業の実態を反映した的確な検査等を確保する。また、借り手企業に対し、金融検査マニュアル別冊（中小企業融資編）の趣旨・内容を周知徹底する。

### (オ) 中小企業金融に関するモニタリング体制の整備

金融機関による不当な「貸し剥がし」等が発生しないように、モニタリング体制を強化するほか、必要な場合には効果的な検査を実施する。

#### ① 「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」の創設

中小企業が、今回の一連の措置や金融検査マニュアルなどを理由に、金融機関から貸し渋り貸し剥がし等の不当な扱いを受けた場合に、金融庁に直接通報できるよう、ファックスやEメールの受付窓口を金融庁内に設ける。

#### ② 「貸し渋り・貸し剥がし検査」の実施

「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」によって通報された内容を吟味した結果、重大な問題があると判断される場合には、その金融機関に対して報告を徴求するほか、必要があれば検査を実施し、適切な行政処分を行う。

### (3) 平成16年度に向けた不良債権問題の終結

金融機関の不良債権問題の解決に対して政府が積極的に関与するとの立場から、以下の措置を講ずる。

#### (ア) 政府と日銀が一体となった支援体制の整備

個別金融機関が経営難や資本不足もしくはそれに類似した状況に陥った場合等には、以下に示す「特別支援」の枠組みを即時適用し、万が一にもシステミックリスクが発生し、または経済が底割れすることのないよう、政府・日本銀行が一体となって万全の対応を期す。

##### ① 日銀特融による流動性対策

万が一金融危機のおそれが生じた場合には、金融庁は責任をもって適切な対応を取るとともに、日本銀行に特別融資等必要な措置を要請し、一体となって万全の危機管理体制を整備する。

##### ② 預金保険法に基づく公的資金の投入

必要な場合には、現行の預金保険法に基づき、速やかに所要の公的資金を投入する。

##### ③ 検査官の常駐的派遣

「特別支援」の対象となった金融機関（「特別支援金融機関」）の取締役会や経営会議などに、検査官を陪席させることを検討する。

#### (イ) 「特別支援金融機関」における経営改革

「特別支援金融機関」においては、経営を改革し、早期健全化を行う。

##### ① 経営者責任の明確化

「特別支援」を受けることとなった金融機関を代表する経営者については、責任の明確化を厳しく求める。

##### ② 適切な管理方法

「特別支援」を受けることとなった金融機関においては、「新勘定」と「再生勘定」に管理

会計上分離し、適切に管理する。

### ③ 事業計画のモニタリング

「金融問題タスクフォース」は、「特別支援金融機関」の新しい経営陣による事業計画をチェックしてその妥当性について金融担当大臣に助言するほか、その履行状況をモニタリングし、金融担当大臣に報告する。なお、上記適切な管理方法を適用した後も黒字体質に転換しないなどにより必要と思われる場合は、適切な措置を金融担当大臣に進言する。

#### (ウ) 新しい公的資金制度の創設

金融システムの安定に万全を期しつつ、不良債権問題を終結させるため、迅速に公的資金を投入することを可能にする新たな制度の創設の必要性などについて検討し、必要な場合は法的措置を講ずる。

## 2. 新しい企業再生の枠組み

構造改革を更に加速するため、以下のように、新しい企業再生の枠組みを可及的速やかに実現する。

### (1) 「特別支援」を介した企業再生

「特別支援金融機関」は、新しい経営陣の下で知恵と工夫を活かし、企業再生を図るため、以下の点に関して経営努力を傾注する。

#### (ア) 貸出債権のオフバランス化推進

破綻懸念先以下債権等について、RCCや企業再生ファンド等に売却することによって、企業再生のプロセスを加速する。その際、RCCによる買取に関しては、必要に応じ財政的措置についても検討する。

#### (イ) 時価の参考情報としての自己査定を活用

破綻懸念先以下債権をRCCに売却する場合には、「特別支援」の枠組みの下で十分な引当を積んだ自己査定であることを前提に、RCCの買取価格である時価を判断する際の一つの参考情報として採用することを検討する。

#### (ウ) DIPファイナンスへの保証制度

法的整理手続に入った企業について、当該「特別支援金融機関」がDIPファイナンスを担う場合において、再生可能な部分を甦生させるための信用保証制度について検討する。

## (2) RCCの一層の活用と企業再生

以下の点に配慮しつつ、RCCへの不良債権売却の促進や企業再生ファンドの活用、再生対象企業に対する政府系金融機関による支援など、企業再生を促進する枠組みを早急に整備・活用する。

### (ア) 企業再生機能の強化

企業再生機能を強化するため、RCC内における企業再生部門の強化等を検討する。そのための人員確保や政策投資銀行、国際協力銀行などを活用した企業再生ファンドの拡充、企業再生のノウハウを有する商工中金等との連携強化などについては、積極的に対応する。

### (イ) 企業再生ファンド等との連携強化

RCCは、購入した債権に関しては回収・売却を加速するとともに、企業再生ファンドなどへの橋渡しを果たすことにより回収の極大化を図る。このような観点から、購入して短期間で回収できない案件については、原則として、売却する方向で早急に検討する。

### (ウ) 貸出債権取引市場の創設

RCC及び政府系金融機関等は、保有している貸出債権の売却を加速することによって、日本における貸出債権の取引市場の創設に努力を傾注する。その際、RCCの貸出債権毎の採算についてより機動的な対応ができるよう、総合的に検討する。

### (エ) 証券化機能の拡充

RCCは、自らが保有する大量の貸出債権を対象ポートフォリオとした証券化の機能を強化し、実際に資産担保証券の売却を進める努力を継続する。

## (3) 企業再生のための環境整備

企業を再生する環境を整備するため、政府が目指すのは企業淘汰ではなく企業再生であるとの認識の下、経済産業省、国土交通省などの関係府省との連携をこれまで以上に強化し、以下の施策を講じる。

### (ア) 企業再生に資する支援環境の整備

不良債権の最終処理と企業の早期再生を支援するとともに、中小企業への円滑な金融の確保に努めるため、税制、投融资制度、商法の特例などについて、実現可能なものから出来る限り早く整備を行うよう、関係府省に要請する。

(イ) 過剰供給問題等への対応

過剰供給問題や過剰債務問題に正面から取り組むべく、産業・事業分野が供給過剰になっているかどうか等について政府としての指針・考え方をまとめるとともに、安易な企業再生に政府の「お墨付き」を与えることのないよう適正な基準を定めることを、関係府省に要請する。

(ウ) 早期事業再生ガイドラインの策定

企業が自ら事業再生に着手するよう、「早期事業再生ガイドライン」の策定作業を早急に進め、関係者間のコンセンサス形成を図るよう、関係府省に要請するとともに、金融庁も検討に参画する。

(エ) 株式の価格変動リスクへの対応

金融機関保有株式の価格変動リスクは、金融機関経営の大きな不安定要因となっており、その存在は企業再生プロセスに不測の影響を与えかねないことに鑑み、日本銀行による金融機関保有株式の買い取りの円滑な推進を期待する。

(オ) 一層の金融緩和の期待

企業再生のプロセスを支えるため、一層の金融緩和が行われるよう日本銀行に期待する。

(4) 企業と産業の再生のための新たな仕組み

企業・産業の再生に取り組むため、新たな機構を創設し、同機構が再生可能と判断される企業の債権を金融機関から買い取り、産業の再編も視野に入れた企業の再生を進める必要がある。このため、政府が一体となって、速やかに所要の作業準備が進められるよう要請する。

### 3. 新しい金融行政の枠組み

構造改革を加速するための金融行政の新しい枠組みを構築することを目的に、以下の措置を講ずる。

## (1) 資産査定の厳格化

金融機関の資産査定については、これまでも増して厳格化を図るため、以下の施策を講ずる。

### (ア) 資産査定に関する基準の見直し

資産査定の基準については、市場評価との整合性を図るため、以下の措置を講ずる。

#### ① 引当に関するDCF的手法の採用

主要行において要管理先の大口債務者については、DCF（ディスカウント・キャッシュ・フロー）方式を基礎とした個別的引当を原則とし、早急に具体的手法を検討する。

#### ② 引当金算定における期間の見直し

主要行において、暫定的に定められている1年基準及び3年基準について、米国等の扱い等を踏まえ検討を行う。

#### ③ 大口債務者に対する銀行間の債務者区分の統一

主要行について正常先でない大口債務者の債務者区分に関しては、適正な資産査定を実施している先にレベルを揃えるための具体的な仕組みを導入する。

#### ④ デット・エクイティ・スワップの時価評価

株式を上場しているなど合理的に株価を算定することが可能な大口貸出先向けのデット・エクイティ・スワップに関しては、取引の時期を問わず、時価評価を適用することを検討する。

#### ⑤ 再建計画の厳格な検証

再建計画の進捗状況や妥当性を継続的に検証することを目的とした専門家を含む検証チームを設置する。

#### ⑥ 担保評価の厳正な検証

鑑定評価を担保評価に用いている場合には、原則として独立した不動産鑑定士による法定鑑定を用いる方向で検討する。

#### (イ) 特別検査の再実施

平成15年3月期について、リアルタイムの債務者区分の厳格な検証を継続する形で、特別検査の実質的な再実施を行う。

#### (ウ) 自己査定と金融庁検査の格差公表

これまで実施された金融庁検査を基に、主要行の自己査定と検査結果の格差について集計ベースで公表する。自己査定と検査結果の格差については、今後定期的に公表する扱いとし、各行に格差是正を求める。

#### (エ) 自己査定の是正不備に対する行政処分の強化

正当な理由がないにもかかわらず自己査定と検査結果の格差が是正されない場合には、当該行に対し、業務改善命令を発出する方針を明確化する。

#### (オ) 財務諸表の正確性に関する経営者による宣言

資産査定を含む財務諸表が正確であることに関し、代表取締役に署名を求めることを検討する。

### (2) 自己資本の充実

金融機関の自己資本については、資本の質の実態を見極めつつ、真の充実を図るため、以下の施策を講ずる。

#### (ア) 自己資本を強化するための税制改正

金融機関の自己資本を強化するため、以下の措置を関係府省に強く要望する。

##### ① 引当金に関する新たな無税償却制度の導入

破綻懸念先以下の債務者に関しては、金融庁の監督と検査の下での自己査定の結果を以って無税対象と認定する制度の導入を要望する。また、部分直接償却により企業会計上損失が確定した場合についても、例えば、無税償却に係わる担保処分要件の緩和等特段の配慮を求める。

##### ② 繰戻還付金制度の凍結措置解除

欠損金の繰戻還付について、凍結措置の解除及び期間の延長を要請する。

### ③ 欠損金の繰越控除期間の延長検討

現行5年となっている繰越控除期間の延長を要請する。

#### (イ) 繰延税金資産に関する算入の適正化

繰延税金資産については、その資本性が脆弱であるため、自己資本比率規制における取扱いについては、会計指針の趣旨に則ってその資産性を厳正に評価するとともに、算入上限についても速やかに検討する。

#### (ウ) 繰延税金資産の合理性の確認

主要行の経営を取り巻く不確実性が大きいことを認識し、翌年度を超える将来時点の課税所得を見積もることが非常に難しいことを理解した上で、外部監査人に厳正な監査を求めるとともに、主要行の繰延税金資産が厳正に計上されているかを厳しく検査する。

#### (エ) 債務者に対する第三者割当増資部分の検討

債務者が引き受けている第三者割当増資部分に関しては、実質的な迂回融資になっていないかなど、資本としての適格性を念入りにチェックする。

#### (オ) 銀行の自己資本のあり方に関する考え方の整理

今回の一連の措置で整理し切れなかった論点については、金融庁としての見解を引き続き検討し、今後の自己資本比率規制の見直しにつなげる。

#### (カ) 自己資本比率に関する外部監査の導入

自己資本比率規制上の自己資本比率の算定を外部監査の対象とすることについて、法令上の手当を含めて検討する。

### (3) ガバナンスの強化

金融機関経営におけるガバナンスを強化するため、以下の施策を講ずる。

#### (ア) 外部監査人の機能

資産査定や引当・償却の正確性、さらに継続企業の前提に関する評価については、外部監査人が重大な責任をもって、厳正に監査を行う。

#### (イ) 優先株の普通株への転換

政府が保有している銀行の優先株の普通株への転換については、期限の到来、経営の大幅な悪化など諸条件に該当する場合には転換する方向で、運用ガイドラインを可及的速やかに整備する。

(ウ) 健全化計画未達先に対する業務改善命令の発出

健全化計画等の未達に関しては、その原因と程度に応じて必要性を判断し、行政処分を行うとともに、改善が為されない場合は、責任の明確化を含め厳正に対応する。

(エ) 早期是正措置の厳格化

早期是正措置における現行区分のあり方を含め、各区分における措置の内容を厳格に見直す。

(オ) 「早期警戒制度」の活用

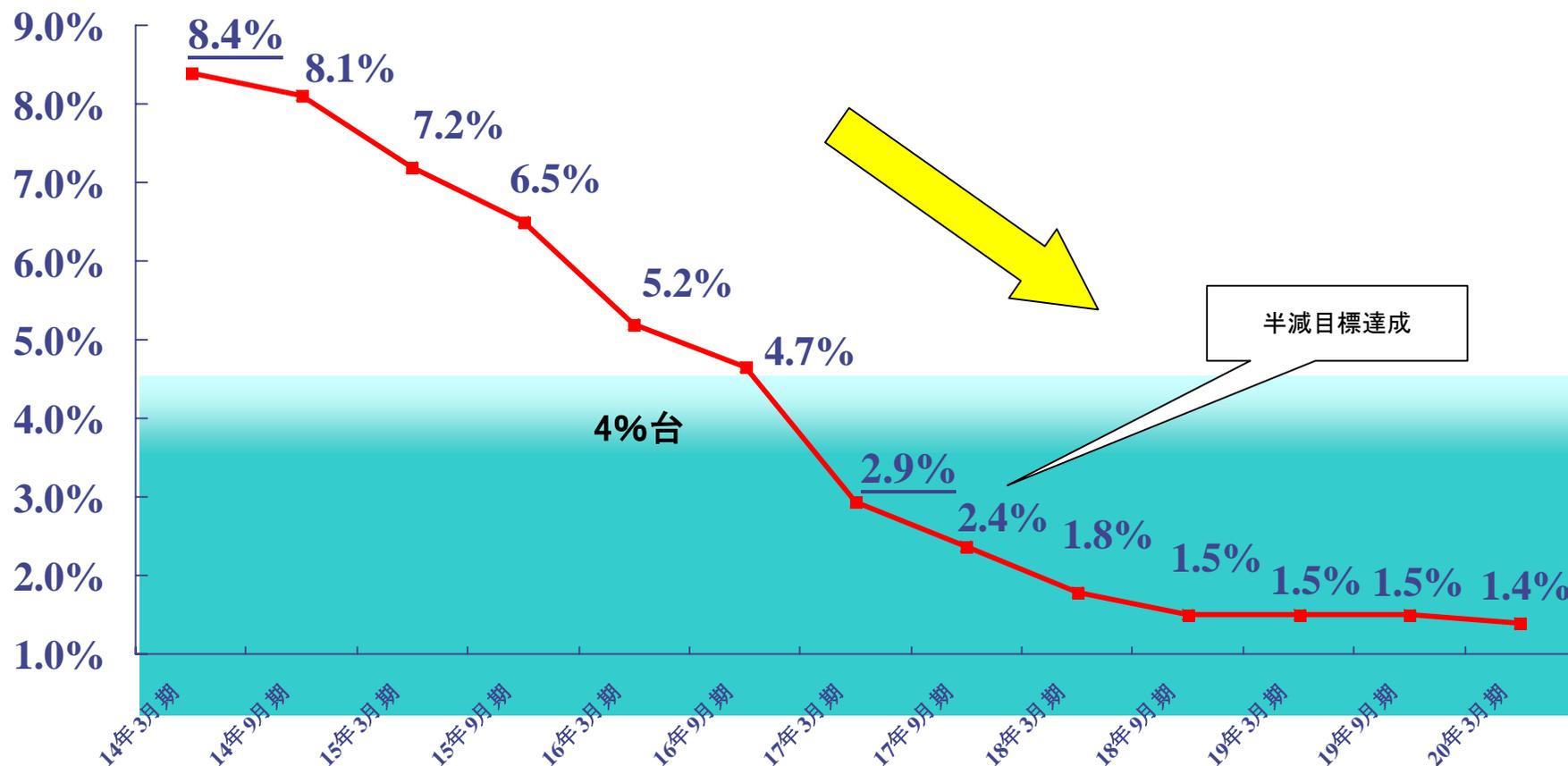
自己資本比率に表されない収益性や流動性等、銀行経営の劣化をモニタリングするための監督体制を整備する。

#### 4. 今後の対応

主要行を対象とした以上の措置を速やかに実施に移せるよう、本年11月を目途に作業工程表を作成、公表する。また、関連する諸制度の整備に努める。

また、中小・地域金融機関の不良債権処理については、主要行とは異なる特性を有する「レーションシップバンキング」のあり方を多面的な尺度から検討した上で、平成14年度内を目途にアクションプログラムを策定する。

## 不良債権比率の推移(主要行)



### ○金融再生プログラム

「平成16年度(17年3月期)には、主要行の不良債権比率を現状(平成14年3月期 8.4%)の半分程度に低下させ、問題の正常化を図る」

### ○骨太2004

「金融分野においては、平成16年度(平成17年3月)末までに、「金融再生プログラム」の着実な推進により、不良債権問題を終結させる」

\*計数は金融再生法開示債権ベース。

## バーゼルⅡ（新しい自己資本比率規制）への対応

### 1. スケジュール

04年6月	バーゼル銀行監督委員会からバーゼルⅡ最終文書公表
04年10月 ～05年12月	3度にわたり「新しい自己資本比率規制」（第1の柱）告示の改正案を公表、パブリック・コメント実施
05年11月	第2の柱に係る「実施方針」公表
06年3月	「新しい自己資本比率規制」告示の官報掲載
07年3月末	バーゼルⅡの実施（先進的手法については2008年3月末）

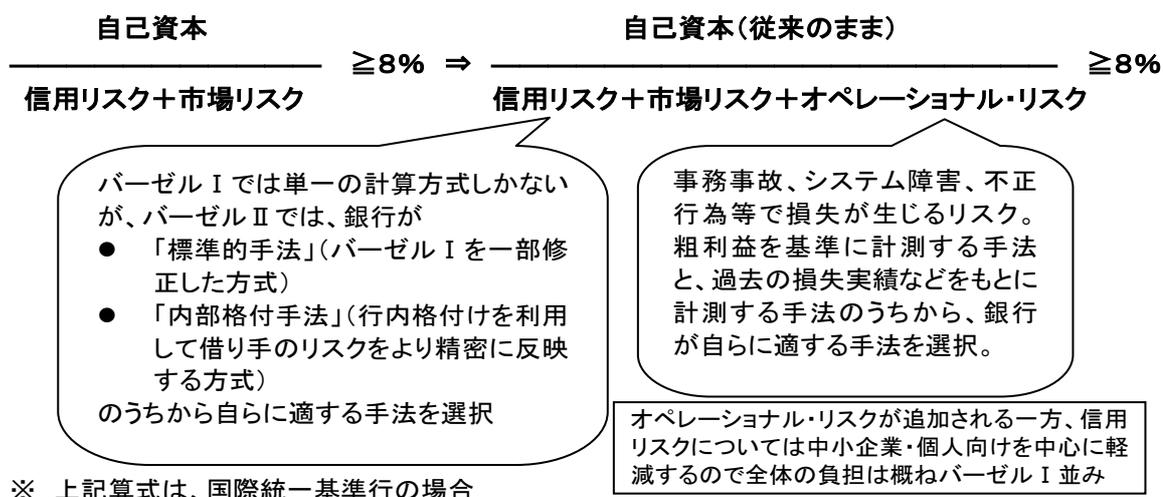
### 2. 適用対象

対 象	最低所要自己資本比率	適 用
国際統一基準行	8%	バーゼルⅡ最終文書通り
国内基準行	4%	バーゼルⅡ最終文書に準拠

※ 国際統一基準行：海外営業拠点を有する金融機関

### 3. バーゼルⅡの内容

#### (1) 第1の柱（最低所要自己資本比率）



(I) 信用リスク

$$\text{信用リスク・アセット額} = \sum (\text{与信額(保証等オフ・バランス取引含む)} \times \text{各リスク・ウェイト})$$

(i) 標準的手法

リスク・ウェイトがより精緻に(バーゼル I の延長)。

(ア) 中小企業・個人向け貸出は、小口分散によるリスク軽減効果を考慮してリスク・ウェイトを軽減。

(イ) 延滞債権は、引当率に応じてリスク・ウェイトを加減。

(ウ) 貸出先企業の信用力に応じたリスク・ウェイトを使用可。

与信先区分	バーゼル I	バーゼル II
国・地方公共団体	0 %	0 %
政府関係機関等 (うち地方三公社)	10 %	10 % (20 %)
銀行・証券会社	20 %	20 %
事業法人 (中小企業以外)	100 %	(格付に応じ) 20%~150%※ 又は (格付を使用せず)一律 100%
中小企業・個人	100 %	75 %
住宅ローン	50 %	35 %
延滞債権	100 %	50%~150% ※※ (引当率に応じて加減)
株式	100 %	100 %

※ 事業法人の格付については、依頼格付のみ使用可能。

※※ 延滞債権は、3ヶ月以上延滞が発生している債務者に対する与信。

(ii) 内部格付手法

各銀行が有する行内格付を利用して借り手のリスクをより精密に反映する方式。

債務者ごとのデフォルト(※)率、デフォルト時損失率等を各国共通の関数式に入れてリスク・ウェイトを計算。

	基礎的内部格付手法	先進的内部格付手法
デフォルト率	銀行推計	銀行推計
デフォルト時損失率	各行共通の設定 ※※	銀行推計

※ デフォルトの定義はわが国の要管理先以下の債権に相当。

※※ 例えば、事業法人向け無担保債権については 45%。

(備考) 内部格付手法における株式の取扱い

### 新規保有株式

複数の計算方法から選択。

(ただし、下限として政策保有株 100%以上、それ以外の上場株 200%以上、非上場株 300%以上)

既保有株式(わが国においては 04 年 9 月 30 日までに保有した株式)

10 年間(2014 年 6 月末まで)はリスク・ウェイト 100%(標準的手法と同じ)を適用。

## (II) オペレーショナル・リスク (新規)

(事務事故、システム障害、不正行為等で損失が生じるリスク)

3つの手法から銀行が選択。

①基礎的手法、②粗利益配分手法、③先進的計測手法

(①、②は粗利益を基準に算出、③は過去の損失実績等をもとに計量化)

## (2) 第2の柱(金融機関の自己管理と監督上の検証)

銀行自身が、第1の柱(最低所要自己資本比率)の対象となっていないリスク(銀行勘定の金利リスク、信用集中リスク等)も含めて主要なリスクを把握した上で、経営上必要な自己資本額を検討。

⇒ 金融機関による統合的なリスク管理と当局による早期警戒制度に基づくモニタリング

- ・ 銀行勘定の金利リスク (例、銀行勘定で保有する国債の金利リスク)

金利リスク量が基本的項目(Tier1)と補完的項目(Tier2)の合計額の20%を超える銀行(アウトライヤー銀行という)の自己資本の適切性について、監督当局は特に注意を払う。

※ ただし、当該リスクは、第1の柱の計算式には含まれないことから、アウトライヤー銀行に該当したからといって自動的に自己資本の賦課が求められるものではない。

## (3) 第3の柱(市場規律)

開示の充実を通じて市場規律の実効性を高める。

自己資本比率とその内訳、各リスクのリスク量とその計算手法等についての情報開示が求められている。

原則として、銀行については四半期開示、協同組織金融機関については半期開示。

バーゼルⅡのリスク計測手法に係る承認先（平成20年3月期）

● 信用リスク（基礎的内部格付手法）

- ・ リそなホールディングス  
（及び リそな銀行、埼玉りそな銀行）
- ・ 常陽銀行
- ・ 伊予銀行

計： 3グループ 5先

● オペレーショナル・リスク

（1）先進的計測手法

- ・ 三井住友フィナンシャルグループ  
（及び 三井住友銀行、みなと銀行、ジャパンネット銀行）

計： 1グループ 4先

（2）粗利益配分手法

- ・ あおぞら銀行  
（及び あおぞら信託銀行）
- ・ 群馬銀行
- ・ ふくおかフィナンシャルグループ  
（及び 熊本ファミリー銀行、親和銀行）
- ・ 尼崎信用金庫

計： 4グループ 7先

## 受皿選定過程の概要

### 1. これまでの経緯

足利銀行については、栃木県を中心とする地域において同行が果たしている金融機能の維持が地域の信用秩序の維持のために必要不可欠であること等を総合的に勘案し、平成 15 年 1 月 29 日、預金保険法第 102 条の規定に基づき、金融危機対応会議の議を経て、第 3 号措置（一時国有化）を講じた。

足利銀行は、その後、新経営陣の下で策定した「経営に関する計画」（平成 16 年度～平成 18 年度）に沿って、経営改善に向けた様々な取組みを実施してきた。

### 2. 受皿検討の開始

金融庁は、足利銀行の取組みについてフォローアップを行ってきたところ、同行の取組みが着実に成果をあげていると認められたことから、平成 18 年 9 月 1 日、足利銀行の受皿について具体的な検討を開始することとし、受皿の検討に当たっての基本的な審査基準、受皿選定作業の進め方及び「足利銀行の受皿選定に関するワーキンググループ」（以下「ワーキンググループ」という。）を発足させることを公表した。

#### 【基本的な審査基準】

- ① 金融機関としての持続可能性（サステナビリティー）
- ② 地域における金融仲介機能の発揮
- ③ 公的負担の極小化

ワーキンググループにおいては、地域の意見についてヒアリングを行うとともに、選定作業の各段階において委員より専門的な立場からアドバイスを受けた。

### 3. 受皿選定作業

以下の 3 段階により、基本的な審査基準に則り、受皿選定作業を進めた。

#### 【第 1 段階】

##### (1) 受皿候補の募集

平成 18 年 1 月 2 日に公募要領を公表し、足利銀行の受皿になることを希望する者（以下「受皿候補」という。）の募集を開始したところ、同年 12 月 15 日の公募終了までの間に、8 者の受皿候補から応募書類が提出された。

なお、公募に先立ち、9 月 19 日に栃木県より地域の意見についてヒアリン

グを行った。

## (2) 応募書類の審査（第一次審査）

応募書類については、関係法令及び「受皿に求める基本的な条件」（参考1）に照らし審査を行い、基本的な応募資格を有していると認められた7者の受皿候補について、第2段階における事業計画書の審査に進むことを了承した。

## 【第2段階】

### (1) 事業計画書の提出要請

平成19年1月30日に、上記7者の受皿候補に対し、「事業計画書に盛り込むべき項目」（参考2）を提示して事業計画書の提出を要請したところ、同年3月30日の提出期限までに、全ての受皿候補から事業計画書が提出された。

この間、2月8日に栃木県より地域の意見について第2回目のヒアリングを行った。

### (2) 事業計画書に基づく審査（第二次審査）

事業計画書については、前記の基本的な審査基準のうち、特に「金融機関としての持続可能性」及び「地域における金融仲介機能の発揮」に重点を置いて審査を行った。

具体的には、以下の各評価項目について審査を実施した。

## 【評価項目】

### 1. 受皿候補の適格性及び事業計画の実行可能性

- (1) 受皿候補（共同出資者を含む）及びその経営陣の適格性
- (2) 関係法令に関する知識・理解度、関係法令に対する適合性の検証
- (3) 企業価値の評価態勢、譲受けのための資金調達の確実性
- (4) 事業計画の全体としての実行可能性

### 2. 金融機関としての持続可能性

- (1) 経営管理態勢（ガバナンス）
- (2) 法令等遵守態勢、顧客保護等管理態勢
- (3) リスク管理態勢
- (4) 自己資本の十分性及び資本政策

### 3. 地域における金融仲介機能の発揮

- (1) 経営戦略、地域金融機関としてのビジネスモデルの実効性（地域金融に対する継続的なコミットメントを含む）
- (2) 地域密着型金融の推進態勢
- (3) 地域における利用者利便の向上策
- (4) 地域活性化への貢献策

その結果、受皿候補としての適格性が相対的に優れていると認められた2者の受皿候補について第3段階における譲受条件等の審査に進むことを了承した。

### 【第3段階】

#### (1) 譲受条件等の提出要請

平成19年9月21日、上記2者の受皿候補に対して、足利銀行の企業価値の評価を実施した上で、譲受条件等を提示するとともに、事業計画書に必要な改訂を行ったうえで提出するよう要請した。これに対し、同年11月22日の提出期限内、両受皿候補から譲受条件等及び改訂事業計画書が提出された。

#### (2) 譲受条件等を含めた最終審査（第三次審査）

第三次審査においては、「金融機関としての持続可能性」及び「地域における金融仲介機能の発揮」に加え、「公的負担の極小化」という観点も含めた審査を行った。

その際、「公的負担の極小化」の観点からは、受皿候補から提出された株式譲受金額や受皿決定後に締結される株式売買契約に定められる契約条件等について審査を行った。

この結果、受皿としての適格性や譲受けの条件において最も優れている「野村FP・NCPグループ」を最終的に選定した。

## 4. 特別危機管理の終了に向けて

株式売買契約の締結後、銀行法に基づく銀行持株会社等の認可、預金保険法に基づく資金援助等に係る手続が進められることとなり、その後、本年7月1日を目途に、足利銀行の株式譲渡が行われ、同行は通常地域銀行としてスタートすることとなる。

野村FP・NCPグループに対しては、銀行持株会社及び足利銀行が、今般の事業計画に沿って、栃木県を中心とする地域において、利用者の信認を得て金融仲介機能を持続的に発揮できるよう、株主としての適切なガバナンスの発揮を期待したい。

なお、金融庁としては、特別危機管理終了後においても、足利銀行が今後とも地域における金融仲介機能を十全に発揮するとともに、健全な業務運営が行われるよう、事業計画の実施状況のフォローアップや、銀行持株会社及び銀行に対する適切な監督を行ってまいりたい。

以上

## 受皿に求める基本的な条件

足利銀行の受皿は、銀行法、預金保険法等の関係法令に定められた要件を満たすとともに、以下に掲げる基本的な条件のすべてに適合している必要がある。

### 1. 金融機関としての持続可能性と質の高い経営管理の確保

- (1) 金融機関としての使命・役割を十分理解した経営理念・方針及び経営管理体制（ガバナンス）を確立できること
- (2) 金融機関として自律性のあるリスク管理態勢を構築できること
- (3) 十分な自己資本を確保するとともに、安定的な収益力を定着させることにより、財務の健全性を維持・向上できること

### 2. 地域における金融仲介機能の発揮

- (1) 栃木県を中心とする地域において金融仲介機能を継続的に発揮することについて、明確なコミットメントが存在していること
- (2) 一時国有化の下で進められてきた収益力の強化、資産内容の健全化及び業務運営の効率化の成果をベースとして、これらを更に発展させることのできる営業体制及び人事管理政策を確立できること
- (3) 地域の利用者の信頼を得つつ地域密着型金融を推進するとともに、利用者利便の向上や地域の活性化に継続的に貢献できること

### 3. 企業価値の適正な評価

- (1) 足利銀行の企業価値を適正に評価できること
- (2) 足利銀行の譲受けに必要な資金を確実に調達できること

## 事業計画書に盛り込むべき項目

### 1. 事業計画

#### (1) 受皿候補及び足利銀行の譲受けスキーム

- ① 受皿候補
- ② 採用する譲受け方式
- ③ 譲受けスキームの全体像
- ④ 銀行法及び預金保険法上の認可等の基準への適合性
- ⑤ 銀行法、預金保険法以外の法令上の認可等の必要性及び基準への適合性

#### (2) 責任ある経営体制を確立するための方策

- ① 経営理念・経営方針
- ② 役員の構成及び選任に関する方針
- ③ 経営管理体制の整備
- ④ 資本政策

#### (3) 業務の健全かつ適切な運営を確保するための方策

- ① リスク管理態勢の整備
- ② 法令等遵守態勢の整備
- ③ 利用者保護を図るための取組み
- ④ 株主、その関係者及び役員との取引の適正を確保するための方策

#### (4) 財務の健全性及び収益性の維持・向上を図るための方策

- ① 十分な自己資本の確保及び自己資本政策
- ② 収益管理態勢の整備及び収益力の向上

#### (5) 地域において金融仲介機能を発揮するための方策

- ① 中長期の経営戦略及びビジネスモデル
- ② 地域における金融仲介機能の継続的な発揮に対するコミットメントの実効性を確保するための方策
- ③ 地域密着型金融の推進に関する方策
- ④ 利用者利便の向上を図るための方策
- ⑤ 地域の活性化に資する方策

#### (6) 地域において金融仲介機能を発揮するための体制整備

- ① 営業体制の整備
- ② 人事管理政策
- ③ システム投資に関する方針
- ④ 子会社・関連会社の保有に関する方針

#### (7) 資産・負債・自己資本計画及び損益計画

### 2. その他

- (1) 足利銀行の企業価値を適正に評価するための態勢及び手法
- (2) 足利銀行の譲受けに必要な資金の調達方法
- (3) 外部専門家及び代理人の活用

## (株)足利ホールディングスの概要

1. 商号：株式会社足利ホールディングス  
(英文名 Ashikaga Holdings Co., Ltd.)
2. 所在地：栃木県宇都宮市桜四丁目 1 番 2 5 号  
(株式会社足利銀行本店所在地)
3. 資本金：20 百万円
4. 役員：代表取締役 藤沢 智 前・商中コンピューター・サービス代表取締役社長  
元・商工中金理事（地域分掌：東北・北関東）

(注) 藤沢代表取締役は平成 20 年 7 月 1 日に「取締役兼執行役社長」に就任予定であり、以下の者は同日就任予定の役員（括弧内は平成 20 年 5 月 16 日現在の役職等）。

取締役	野村 光生	(足利銀行取締役兼上席執行役)
取締役兼執行役	秋山 幹雄	(足利銀行取締役)
取締役	築 郁夫	(足利銀行取締役)
取締役	高木 新二郎	(弁護士、野村証券顧問)
取締役	甲良 好夫	(公認会計士)
取締役	須藤 正彦	(弁護士、足利銀行業務監査委員)
執行役	高橋 亨一	(足利銀行執行役)

5. 役職員数(予定)：43 名（うち、取締役 7 名、執行役 1 名、職員 35 名）
6. 銀行持株会社となる日：平成 20 年 7 月 1 日

資料8-6-1

# 経営健全化計画履行状況報告 (集計ベース)

平成19年8月

業務純益、経常利益、当期利益の比較

(億円)

	業務純益(注1)			経常利益			当期利益		
	18/3 実績	19/3 健全化計画	19/3 実績	18/3 実績	19/3 健全化計画	19/3 実績	18/3 実績	19/3 健全化計画	19/3 実績
りそな4行	3,452	3,330	3,820	3,366	3,490	3,865	3,907	5,430	6,146
三井トラスト 2行(注2)	1,838	1,788	1,752	1,279	1,352	1,598	1,200	1,074	1,210

(注1)業務純益は、一般貸倒引当金繰入前、信託勘定償却前の計数。

(注2)分離子会社合算ベース。

(億円)

	業務純益(注1)			経常利益			当期利益		
	18/3 実績	19/3 健全化計画	19/3 実績	18/3 実績	19/3 健全化計画	19/3 実績	18/3 実績	19/3 健全化計画	19/3 実績
ほくほく2行(注2)	920	865	921	505	603	704	290	344	397
琉球	177	136	111	16	78	79	13	52	58
新生	※692	※766	※550	605	730	471	749	730	▲ 420
千葉興業	140	142	147	71	90	84	84	84	91
あおぞら	642	590	613	607	415	620	1,199	430	822
東日本	144	141	151	114	87	128	68	49	76
岐阜	46	50	48	32	26	32	28	28	34
親和(注2)	350	233	252	120	55	▲ 576	50	20	▲ 676
西日本シティ(注2)	561	517	527	299	370	426	126	213	244

(注1)業務純益は、一般貸倒引当金繰入前、信託勘定償却前の計数。

(注2)分離子会社合算ベース。

※クレジットトレーディング関連利益等を含む。

## 自己資本比率の状況

(%)

(参考)

(億円)

	自己資本比率			Tier I 比率			自己資本計			リスクアセット		
	18/3 実績	19/3 健全化 計画	19/3 実績									
りそなH	9.97	11.77	10.56	5.95	7.99	6.51	23,860	29,813	25,158	239,307	253,100	238,033
三井トラストH	12.35	11.54	12.13	8.50	8.44	8.90	10,868	11,477	10,418	87,956	99,400	85,841

(注1)連結ベース。

(注2)18/3実績、19/3健全化計画はバーゼル I ベース、19/3実績はバーゼル II ベース。

(%) (参考)

(億円)

	自己資本比率			Tier I 比率			自己資本計			リスクアセット		
	18/3 実績	19/3 健全化 計画	19/3 実績									
ほくほくF	9.00	10.14	10.44	6.47	7.72	7.74	4,681	5,342	5,538	52,007	52,649	53,028
琉球	10.92	11.01	9.27	10.16	10.19	7.46	961	1,028	883	8,799	9,336	9,525
新生	15.53	12.41	13.13	10.27	8.29	8.11	11,154	9,761	10,051	71,805	78,630	76,521
千葉興業	9.67	10.05	9.38	8.54	9.18	8.64	1,197	1,224	1,211	12,375	12,171	12,908
あおぞら	19.47	15.78	15.64	19.12	15.33	17.29	7,313	7,118	7,146	37,550	45,100	45,666
東日本	9.04	9.40	10.71	8.10	8.45	8.90	1,035	1,051	1,194	11,452	11,178	11,146
岐阜	8.86	9.27	8.59	6.47	7.57	5.95	375	364	427	4,238	3,931	4,972
親和	8.17	7.14	4.89	4.96	3.86	2.44	1,226	1,045	632	15,009	14,638	12,914
西日本シティ	8.50	9.03	9.25	5.53	6.10	5.84	3,478	3,677	3,930	40,892	40,691	42,444

(注1)ほくほくF、新生、あおぞらは連結ベース、その他は単体ベース。

(注2)18/3実績、19/3健全化計画はバーゼル I ベース、19/3実績はバーゼル II ベース。

リストラの状況①(役員数、従業員数等)

	役員数			従業員数			人件費			物件費(機械化費用を除く)			人件費+物件費(参考)		
	18/3 実績	19/3 健全化 計画	19/3 実績	18/3 実績	19/3 健全化 計画	19/3 実績	18/3 実績	19/3 健全化 計画	19/3 実績	18/3 実績	19/3 健全化 計画	19/3 実績	18/3 実績	19/3 健全化 計画	19/3 実績
りそなH (注1)	50	55	55	14,521	14,680	14,579	119,484	124,500	123,345	143,413	150,500	144,499	327,484	346,000	333,550
三井トラストH (注1、2)	17	17	17	4,585	4,680	4,613	35,416	42,400	31,484	42,496	45,100	45,485	94,552	105,100	93,371

(注1)持株会社・傘下子銀行合算ベース。

(注2)分離子会社を含む。

(人、百万円)

(百万円)

	役員数			従業員数			人件費			物件費(機械化費用を除く)			人件費+物件費(参考)		
	18/3 実績	19/3 健全化 計画	19/3 実績	18/3 実績	19/3 健全化 計画	19/3 実績	18/3 実績	19/3 健全化 計画	19/3 実績	18/3 実績	19/3 健全化 計画	19/3 実績	18/3 実績	19/3 健全化 計画	19/3 実績
ほくほくF(注1、2)	24	24	24	4,294	4,290	4,289	40,332	39,863	39,883	29,994	30,956	30,160	83,229	83,915	82,665
琉球	11	11	11	1,203	1,193	1,189	9,565	9,557	9,510	6,042	5,851	6,113	19,050	19,247	19,248
新生	29	30	27	2,094	2,150	2,248	29,689	32,300	30,406	28,302	33,500	30,214	69,442	77,200	74,032
千葉興業	8	8	8	1,250	1,280	1,272	9,809	9,888	9,897	8,564	8,307	8,516	22,462	22,682	22,646
あおぞら	17	17	15	1,451	1,600	1,491	17,969	20,000	18,094	17,712	17,600	17,521	41,581	45,600	43,408
東日本	14	14	14	1,398	1,402	1,395	10,934	11,075	10,877	6,234	6,233	6,229	19,741	20,068	19,756
岐阜	7	7	7	589	594	602	3,779	4,000	4,018	3,079	3,082	3,075	8,386	8,970	8,584
九州親和H(注1、2)	14	14	16	2,039	2,000	1,930	14,442	15,650	15,059	7,907	8,261	7,990	27,700	29,525	28,302
西日本シティ(注2)	22	22	22	4,365	4,219	4,216	35,713	34,557	34,131	30,198	29,059	28,749	74,456	71,612	70,541

(注1)持株会社・傘下子銀行合算ベース。

(注2)分離子会社を含む。

リストラの状況②(役員報酬・賞与等)

	役員報酬・賞与(百万円) (注1)						平均役員退職慰労金 (百万円)			平均給与月額 (千円)		
	うち役員報酬						18/3 実績	19/3 健全化 計画	19/3 実績	18/3 実績	19/3 健全化 計画	19/3 実績
	18/3 実績	19/3 健全化 計画	19/3 実績	18/3 実績	19/3 健全化 計画	19/3 実績						
りそなH (注2)	837	865	864	837	865	864	-	-	-	429	433	436
三井トラストH (注2、3)	312	325	318	312	325	318	6	50	36	404	405	405

(注1) 使用人兼務の場合、使用人部分を含む。

(注2) 持株会社・傘下子銀行合算ベース。

(注3) 分離子会社を含む。

	役員報酬・賞与(百万円) (注1)						平均給与月額		
	うち役員報酬						(千円)		
	18/3 実績	19/3 健全化 計画	19/3 実績	18/3 実績	19/3 健全化 計画	19/3 実績	18/3 実績	19/3 健全化 計画	19/3 実績
ほくほくF(注2、3)	234	269	249	230	266	248	404	406	407
琉球	93	94	101	93	93	100	367	366	365
新生	1,636	2,340	1,599	1,636	2,340	1,599	492	504	501
千葉興業	72	73	72	72	73	72	386	386	386
あおぞら	273	300	285	273	300	285	474	510	490
東日本	190	197	192	190	197	192	386	390	385
岐阜	57	57	57	57	57	57	379	373	377
九州親和H(注2、3)	130	182	144	129	179	142	351	343	354
西日本シティ(注3)	296	311	302	296	311	302	403	408	398

(注1) 使用人兼務の場合、使用人部分を含む。

(注2) 持株会社・傘下子銀行合算ベース。

(注3) 分離子会社を含む。

国内貸出の状況(実勢ベース、除くインパクトローン)

(億円)

	19年3月期 計画(対前期比)	19年3月期 実績(対前期比)
りそな4行	9,188	4,558
三井トラスト2行	506	▲ 5,126

(億円)

	19年3月期 計画(対前期比)	19年3月期 実績(対前期比)
ほくほく2行(注2)	522	2,753
琉球	10	1,196
新生	5,849	8,872
千葉興業	334	565
あおぞら	2,926	3,907
東日本	90	559
岐阜	215	331
親和(注2)	▲ 100	▲ 700
西日本シティ(注2)	2,006	1,141

(注1)新生、あおぞらはインパクトローンを除くベース。その他はインパクトローンを含むベース。

(注2)分離子会社合算ベース。

中小企業向け貸出の状況(実勢ベース、除くインパクトローン)

(億円)

	19年3月期 計画(対前期比)	19年3月期 実績(対前期比)
りそな4行	500	2,311
三井トラスト2行	10	49

(億円)

	19年3月期 計画(対前期比)	19年3月期 実績(対前期比)
ほくほく2行(注2)	35	700
琉球	5	549
新生	10	2,751
千葉興業	50	411
あおぞら	1	1,479
東日本	120	230
岐阜	55	134
親和(注2)	10	▲ 586
西日本シティ(注2)	10	693

(注1)新生、あおぞらはインパクトローンを除くベース。その他はインパクトローンを含むベース。

(注2)分離子会社合算ベース。

不良債権額(単体)

(億円)

(億円)

	①破産更生債権及び これらに準ずる債権		②危険債権		③要管理債権		①+②+③ 銀行勘定のみ		不良債権処理損失額 銀行、信託勘定合算	
	18/3 実績	19/3 実績	18/3 実績	19/3 実績	18/3 実績	19/3 実績	18/3 実績	19/3 実績	18/3 実績	19/3 実績
りそな4行	629	628	2,901	3,527	3,336	2,463	6,867	6,618	604	736
三井トラスト2行	181	96	552	406	661	698	1,396	1,202	519	134

	(億円)								(億円)	
	①破産更生債権及び これらに準ずる債権		②危険債権		③要管理債権		①+②+③ 銀行勘定のみ		不良債権処理損失額 銀行、信託勘定合算	
	18/3 実績	19/3 実績	18/3 実績	19/3 実績	18/3 実績	19/3 実績	18/3 実績	19/3 実績	18/3 実績	19/3 実績
ほくほく2行(注)	616	585	2,534	1,944	849	620	3,999	3,150	606	316
琉球	122	75	466	192	236	210	825	478	247	39
新生	7	9	207	108	211	162	425	279	▲ 91	▲ 54
千葉興業	148	138	272	300	255	173	676	613	78	81
あおぞら	6	4	183	292	22	34	210	330	▲ 87	31
東日本	165	157	261	196	283	238	710	592	62	50
岐阜	29	44	298	241	36	21	364	307	31	20
親和(注)	269	446	1,010	1,390	621	319	1,899	2,154	315	902
西日本シティ(注)	539	415	1,239	920	1,031	764	2,810	2,100	311	103

(注) 分離子会社合算ベース。

資料8-6-2

経営健全化計画履行状況報告  
(集計ベース)

平成19年12月

業務純益、経常利益、当期利益の比較

(億円)

	業務純益(注1)			経常利益			当期利益		
	19/3 実績	19/9 実績	20/3 健全化計画	19/3 実績	19/9 実績	20/3 健全化計画	19/3 実績	19/9 実績	20/3 健全化計画
りそな4行	3,820	1,650	3,470	3,865	1,262	2,880	6,146	1,217	2,050
中央三井トラスト 2行 (注2)	1,752	782	1,806	1,598	602	1,542	1,210	369	925

(注1)業務純益は、一般貸引繰入前、信託勘定償却前の計数。

(注2)分離子会社合算ベース。

(億円)

	業務純益(注1)			経常利益			当期利益		
	19/3 実績	19/9 実績	20/3 健全化計画	19/3 実績	19/9 実績	20/3 健全化計画	19/3 実績	19/9 実績	20/3 健全化計画
ほくほく2行 (注2)	921	459	913	704	320	648	397	162	376
琉球	111	45	102	79	38	83	58	22	52
新生	※550	※345	※660	471	235	550	▲ 420	▲ 22	600
千葉興業	147	77	153	84	53	103	91	50	96
あおぞら	613	183	600	620	190	570	822	402	760
東日本	151	74	150	128	59	96	76	34	56
岐阜	48	21	40	32	9	26	34	10	28
西日本シティ (注2)	527	249	503	426	210	347	244	102	199

(注1)業務純益は、一般貸引繰入前、信託勘定償却前の計数。

(注2)分離子会社合算ベース。

※クレジットトレーディング関連利益等を含む。

## 自己資本比率の状況

	(%)						(参考)						(億円)		
	自己資本比率			Tier I 比率			自己資本計			リスクアセット					
	19/3 実績	19/9 実績	20/3 健全化 計画												
りそなH	10.56	13.55	12.43	6.51	9.20	8.57	25,158	31,308	31,331	238,033	230,939	252,033			
中央三井トラストH	12.13	12.93	12.83	8.90	9.65	9.73	10,418	10,887	11,205	85,841	84,171	87,300			

(注)連結ベース。

(%) (参考)

(億円)

	自己資本比率			Tier I 比率			自己資本計			リスクアセット		
	19/3 実績	19/9 実績	20/3 健全化 計画									
ほくほくF	10.44	9.97	10.46	7.74	7.28	8.09	5,538	5,304	5,608	53,028	53,171	53,619
琉球	9.27	9.50	9.80	7.46	7.69	8.00	883	901	935	9,525	9,481	9,545
新生	13.13	12.40	13.02	8.11	7.62	8.54	10,051	10,536	10,424	76,521	84,942	80,000
千葉興業	9.38	9.75	9.60	8.64	9.09	9.04	1,211	1,252	1,273	12,908	12,841	13,263
あおぞら	15.64	15.67	14.95	17.29	16.83	16.51	7,146	7,637	7,837	45,666	48,729	52,407
東日本	10.71	11.05	11.09	8.90	9.21	9.28	1,194	1,232	1,239	11,146	11,147	11,172
岐阜	8.59	8.70	9.09	5.95	6.10	6.55	427	438	450	4,972	5,044	4,954
西日本シティ	9.25	9.27	8.83	5.84	6.05	6.05	3,930	3,908	3,823	42,444	42,123	43,297

(注)ほくほくF、新生、あおぞらは連結ベース、その他は単体ベース。

リストラの状況①(役員数、従業員数等)

	役員数			従業員数			人件費			物件費(機械化費用を除く)			人件費+物件費(参考)		
	19/3 実績	19/9 実績	20/3 健全化 計画	19/3 実績	19/9 実績	20/3 健全化 計画	19/3 実績	19/9 実績	20/3 健全化 計画	19/3 実績	19/9 実績	20/3 健全化 計画	19/3 実績	19/9 実績	20/3 健全化 計画
りそなH (注1)	55	55	57	14,579	14,939	14,750	123,345	61,446	128,600	144,499	72,779	152,700	333,550	167,175	358,000
中央三井トラ ストH (注1、2)	17	17	17	4,613	4,848	4,750	31,484	23,075	45,500	45,485	21,484	45,700	93,371	52,419	108,000

(注1)持株会社・傘下子銀行合算ベース。

(注2)分離子会社を含む。

(人、百万円)

(百万円)

	役員数			従業員数			人件費			物件費(機械化費用を除く)			人件費+物件費(参考)		
	19/3 実績	19/9 実績	20/3 健全化 計画	19/3 実績	19/9 実績	20/3 健全化 計画	19/3 実績	19/9 実績	20/3 健全化 計画	19/3 実績	19/9 実績	20/3 健全化 計画	19/3 実績	19/9 実績	20/3 健全化 計画
ほくほくF(注1、2)	24	24	24	4,289	4,340	4,330	39,883	20,349	40,328	30,160	15,074	31,013	82,665	42,250	85,608
琉球	11	10	10	1,189	1,211	1,196	9,510	4,591	9,460	6,113	3,011	6,203	19,248	9,778	20,450
新生	27	27	28	2,248	2,358	2,400	30,406	17,429	35,500	30,214	16,044	32,300	74,032	40,356	82,300
千葉興業	8	8	8	1,272	1,346	1,295	9,897	5,087	9,924	8,516	4,230	8,645	22,646	11,391	22,671
あおぞら	15	16	17	1,491	1,524	1,540	19,019	9,140	20,500	16,597	7,796	16,500	43,408	21,604	47,000
東日本	14	14	14	1,395	1,423	1,417	10,877	5,578	11,158	6,229	3,138	6,357	19,756	10,098	20,406
岐阜	7	7	7	602	621	594	4,018	2,061	4,073	3,075	1,561	3,134	8,584	4,387	8,919
西日本シティ(注2)	22	21	22	4,216	4,278	4,007	34,131	16,437	32,918	28,749	14,219	28,423	70,541	34,730	69,711

(注1)持株会社・傘下子銀行合算ベース。

(注2)分離子会社を含む。

リストラの状況②(役員報酬・賞与等)

	役員報酬・賞与(百万円) (注1)						平均役員退職慰労金			平均給与月額		
				うち役員報酬			(百万円)			(千円)		
	19/3 実績	19/9 実績	20/3 健全化 計画	19/3 実績	19/9 実績	20/3 健全化 計画	19/3 実績	19/9 実績	20/3 健全化 計画	19/3 実績	19/9 実績	20/3 健全化 計画
りそなH (注2)	864	469	970	864	469	970	-	-	-	436	431	438
中央三井トラストH (注2、3)	318	160	325	318	160	325	36	22	50	405	400	405

(注1) 使用人兼務の場合、使用人部分を含む。

(注2) 持株会社・傘下子銀行合算ベース。

(注3) 分離子会社を含む。

	役員報酬・賞与(百万円) (注1)						平均給与月額		
	うち役員報酬						(千円)		
	19/3 実績	19/9 実績	20/3 健全化 計画	19/3 実績	19/9 実績	20/3 健全化 計画	19/3 実績	19/9 実績	20/3 健全化 計画
ほくほくF (注2、3)	249	129	273	248	129	270	407	404	406
琉球	101	47	94	100	46	93	365	374	365
新生	1,599	1,252	2,335	1,599	1,252	2,335	501	505	509
千葉興業	72	36	73	72	36	73	386	389	386
あおぞら	285	99	300	285	99	300	490	499	520
東日本	192	96	197	192	96	197	385	379	390
岐阜	57	28	57	57	28	57	377	375	377
西日本シティ (注3)	302	147	311	302	147	311	398	398	407

(注1) 使用人兼務の場合、使用人部分を含む。

(注2) 持株会社・傘下子銀行合算ベース。

(注3) 分離子会社を含む。

国内貸出の状況(実勢ベース、除くインパクトローン)

(億円)

	19年9月期 増加実績	20年3月期 増加計画
りそな4行	▲ 3,520	10,386
中央三井トラスト2行	▲ 312	2,073

(億円)

	19年9月期 増加実績	20年3月期 増加計画
ほくほく2行(注2)	1,175	1,248
琉球	▲ 173	5
新生	2,333	2,862
千葉興業	292	406
あおぞら	898	5,082
東日本	131	100
岐阜	▲ 6	19
西日本シティ(注2)	352	1,533

(注1) 新生、あおぞらはインパクトローンを除くベース。その他はインパクトローンを含むベース。

(注2) 分離子会社合算ベース。

中小企業向け貸出の状況(実勢ベース、除くインパクトローン)

(億円)

	19年9月期 増加実績	20年3月期 増加計画
りそな4行	▲ 1,672	300
中央三井トラスト2行	621	10

(億円)

	19年9月期 増加実績	20年3月期 増加計画
ほくほく2行(注2)	▲ 21	52
琉球	▲ 87	5
新生	962	1
千葉興業	132	120
あおぞら	197	1
東日本	80	60
岐阜	3	3
西日本シティ(注2)	258	10

(注1) 新生、あおぞらはインパクトローンを除くベース。その他はインパクトローンを含むベース。

(注2) 分離子会社合算ベース。

不良債権額(単体)

(億円)

(億円)

	①破産更生債権及び これらに準ずる債権		②危険債権		③要管理債権		①+②+③ 銀行勘定のみ		不良債権処理損失額 銀行、信託勘定合算	
	19/3 実績	19/9 実績	19/3 実績	19/9 実績	19/3 実績	19/9 実績	19/3 実績	19/9 実績	19/3 実績	19/9 実績
りそな4行	628	635	3,527	3,863	2,463	2,040	6,618	6,538	736	589
中央三井トラスト2行	96	116	406	477	698	752	1,202	1,347	134	99

	(億円)								(億円)	
	①破産更生債権及び これらに準ずる債権		②危険債権		③要管理債権		①+②+③ 銀行勘定のみ		不良債権処理損失額 銀行、信託勘定合算	
	19/3 実績	19/9 実績	19/3 実績	19/9 実績	19/3 実績	19/9 実績	19/3 実績	19/9 実績	19/3 実績	19/9 実績
ほくほく2行(注)	585	544	1,944	1,816	620	556	3,150	2,916	316	98
琉球	75	60	192	214	210	161	478	436	39	▲ 3
新生	9	99	108	235	162	126	279	459	▲ 54	110
千葉興業	138	119	300	327	173	164	613	611	81	22
あおぞら	4	2	292	314	34	62	330	378	31	10
東日本	157	158	196	184	238	231	592	574	50	31
岐阜	44	38	241	240	21	27	307	305	20	12
西日本シティ(注)	415	371	920	960	764	677	2,100	2,009	103	53

(注)分離子会社合算ベース。

地域密着型金融の現状の評価と今後の対応について  
—地域の情報集積を活用した持続可能なビジネスモデルの確立を—  
《金融審議会 金融分科会 第二部会報告 概要》

資料 8-7-1

現状認識

《これまでの成果》

- 取組み件数・金額の実績は着実に向上。
- 基本的概念・個々の手法は浸透・定着。
- 不良債権比率は低下。「緊急時」から「平時」対応へ。

《不十分な点、課題》

- 金融機関の取組みは、二極化傾向。
- 事業再生、不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資等は不十分との評価。
- 収益向上に結びついているか途半ば。
- 例示項目がチェックリストと化し、その消し込みに留まっているとの指摘。
- 2年期限の計画、半期報告というプログラム形式が経営の自由度を制約、短期的に成果が上がる取組みを助長との批判。

《新たな環境》

- 主要行等との競争激化、ゆうちょ銀行、政策金融改革等の新しい動き。
- 少子高齢化、財政事情の悪化の下、地域産業の空洞化、中心市街地の空洞化、これらを通じた大都市と地域の二極化など、地域に多くの問題。
- 再チャレンジ支援の観点も踏まえ、地域経済の活性化を総合的に図っていく必要。「点」の事業再生を地域全体の「面的再生」につなげていくことが課題。

基本的考え方

- 地域密着型金融の必要性の確認  
・地域金融機関の生き残りのためには、地域密着型金融のビジネスモデルの確立・深化が必要。  
・コストを認識し、これに見合う収益獲得につながるよう顧客・地域ニーズの把握、「選択と集中」の徹底・深耕が不可欠。
- 地域金融機関は、地域の面的再生でも貢献可能  
・地域の情報ネットワークの要として、資金供給者としての役割に留まらず、情報・人材面でも果たせる役割あり。  
・このニーズへの適切な対応は、収益獲得に向けたビジネスチャンス。

○ 適切なコミットメント

- ・地域貢献に際しては、コストを意識し、自らの収益にもつながる持続可能な貢献をすることが重要。

具体的取組み内容・推進体制

【具体的取組み内容】

- 金融機関に共通して取組みを求める内容としては、地域密着型金融の本質に係わる、
  1. ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化
  2. 事業価値を見極める融資手法をはじめ、中小企業に適した資金供給手法の徹底
  3. 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献の3点に限定。  
具体的取組み方法は各金融機関に委ねる。
- 協同組織金融機関については経営力強化を引き続き求める一方、中央機関・業界団体の機能充実を通じた総合的取組みを推進。  
・個別機関には、協同組織性を活かした取組み、地域への貢献・還元を期待。  
・中央機関・業界団体には、ネットワークを活かした他機関との連携、個別金融機関の余裕資金運用機能の一層の活用等を期待。

【推進体制】

- プログラム形式をとらず、監督指針に盛り込み恒久化。
- 画一的・総花的な計画策定・報告は求めず、日常の監督の中でフォローアップ。
- 自主的開示の促進とパブリック・プレッシャーを通じたガバナンス。
- 年1回程度の実績公表。取組み事例公表。
- 中央・地方両レベルでの関係機関・関係省庁との連携強化。

## 【推進のための具体的取組み】

### 1. ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化

中小企業の様々な成長段階にあわせた審査・支援機能の強化。

- 事業再生
  - ・ 事業価値を見極める地域密着型金融の本質に係わる一番の課題。
  - ・ 企業価値が保たれているうちの早期再生と再生後の持続可能性ある事業再構築が最も重要。
  - ・ 外部からの経営者の意識改革を促せるのは地域金融機関。
  - ・ 中小企業再生支援協議会、ファンドの一層の活用。
  - ・ アップサイドの取れる新たな手法、DIP ファイナンスの適切な活用等。
- 創業・新事業支援
  - ・ ファンドの活用、産学官の連携、再挑戦支援の保証制度の活用等。
- 経営改善支援
- 事業承継（地域企業の第4のライフステージとして明示的に位置づけ、支援）

### 2. 事業価値を見極める融資をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底

- 事業価値を見極める融資＝不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の徹底
  - ・ 「目利き機能」の向上（特に、中小零細企業）。
  - ・ 定性情報の適正な評価、定量情報の質の向上。
  - ・ 動産・債権譲渡担保融資、ABL（Asset Based Lending）、コベナンツの活用等。
- その他中小企業に適した資金供給手法の徹底
  - ・ ファンドやアップサイドの取れる投融資手法の活用など、エクイティの活用によるリスクマネーの導入等。
  - ・ CLO やシンジケートローンなど、市場型間接金融の手法の活用。

### 3. 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

- 地域の面的再生
  - ・ 調査力、企画力を活かした、ビジョン策定への積極的支援。
  - ・ 「公民連携」への積極的参画
    - － 官と民が役割分担、地域の全プレイヤーがビジョンを共有、連携した取組み。
    - － 「リスクとリターンの設計」、「契約によるガバナンス」が重要。金融機関には、コーディネーターとしての積極的参画を期待。
- 地域活性化につながる多様なサービスの提供
  - ・ リバースモーゲージなど高齢者の資産の有効活用、金融知識の普及等。
  - ・ 多重債務者問題への貢献、コミュニティ・ビジネス等への支援・融資（特に協同組織金融機関）。
- 地域への適切なコミットメント、公共部門の規律付け
  - ・ コスト・リスクの適切な把握による緊張感ある関係。地方財政の規律付けの役割。

## 地域密着型金融の取組みに係る今後の監督上の枠組みについて

「地域密着型金融についての評価と今後の対応について」(概要)  
(金融審議会第二部会報告 平成19年4月5日)

## ○ 地域密着型金融の必要性・基本的考え方

- ・ 地域金融機関の生き残りのためには、地域密着型金融のビジネスモデルの確立・深化が必要
- ・ コストを認識し、これに見合う収益獲得につながるよう、顧客・地域ニーズの把握、「選択と集中」の徹底・深耕が不可欠
- ・ 地域の面的再生でも貢献可能(資金供給者としての役割に留まらず、情報・人材面でも果たせる役割あり)
- ・ 適切なコミットメント(地域貢献に際しては、コストを意識し、収益につながる持続可能な貢献が重要)

## ○ 地域密着型金融の具体的内容

- 金融機関に共通して取組みを求める内容として、地域密着型金融の本質に関わる以下の三点に限定。具体的取組みは金融機関に委ねる。

- ① ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化
- ② 事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底
- ③ 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

## ○ 地域密着型金融の推進体制

## (1) 金融機関の態勢整備

- ・ 収益向上に結び付けていくための内部態勢の整備、経営資源の「選択と集中」
- ・ 地域の利用者ニーズに対応できる人材育成や活用、関係者との連携強化

## (2) 金融機関への要請事項

- ・ 取組みの重点事項・目標の経営中期計画等への明示、達成状況の公表
- ・ 利用者ニーズの把握と経営戦略へのフィードバック

## (3) 行政の関与のあり方

- ・ 画一的な計画策定・報告は求めず、自主的に策定する経営計画の内容・進捗状況を、通常の監督の中でフォローアップ
- ・ 年1回程度の実績公表、取組み事例公表
- ・ 利用者の声の把握と結果公表
- ・ 自主的開示の促進とパブリック・プレッシャーを通じたガバナンス(主要計数の開示要請、金融機関の取組み成果の発表機会提供等)

## (4) 行政当局の態勢整備(中央・地方両レベルでの関係省庁との連携強化)

「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」改正(概要)  
II-5 地域密着型金融の推進

## 1. 意義

## (1) 経緯

- ・ 報告書において、これまでの成果等も踏まえ、地域密着型金融は、地域金融機関が引き続き取組みを進めていくべきものとの結論
- ・ 通常の監督行政の恒久的な枠組みで推進すべきとされたことから、地域密着型金融の推進について、監督指針に明確に記載

## (2) 基本的考え方

⇒ 左記の報告書に記載されたものを改めて明示

## 2. 主な着眼点

## (1) 態勢整備(金融機関の態勢面を検証)

- ・ 地域密着型金融を収益向上に結び付けていくための内部態勢整備
- ・ 経営資源の「選択と集中」の徹底状況
- ・ 推進の基本方針の開示(経営の中期計画等において明示されているか)及び職員への徹底の状況
- ・ 人材育成・活用、関係者との連携の状況
- ・ 利用者ニーズの把握と経営戦略へのフィードバック、利用者評価の業務への反映状況

## (2) 具体的取組み(以下の三分野について、積極的に取組みを行っているか検証。具体的な手法については、報告書で示された項目は例示するに留め、金融機関の自主的判断に委ねる。)

- ① ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化
- ② 事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底
- ③ 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

## 3. 監督手法・対応

- 自由競争、自己責任に基づく経営判断の尊重、地域の利用者の目を通じたガバナンスを基本とし、地域密着型金融が深化・定着するよう動機づけ、環境整備
- 個別手法の定量的な評価に終始せず、経営戦略全体における位置づけや取組みの深度等に十分留意

## (1) 取組み状況の把握

- ・ 総合的ヒアリング・トップヒアリングによる定期的フォローアップ(自主的に策定する経営計画の内容及び進捗状況)
- ・ 年1回の実績とりまとめ公表
- ・ 利用者の声を把握する調査の年1回実施、結果公表

## (2) 情報開示と市場規律を通じたガバナンス

- ・ 金融庁・財務局のホームページにおける主要計数及び取組み実績等の開示
- ・ シンポジウムを年1回以上、都道府県又は財務事務所単位で開催
- ・ 先進的な取組みや広く実践されることが望ましい取組みについて、年1回事例紹介や顕彰等を実施

## 地域密着型金融の取組み状況(平成19年度)の概要

### 1. 地域金融機関(地域銀行、信金、信組、計555機関)の取組み実績のまとめ

- ▶ 地域密着型金融の取組みについては、平成15年度以降、2次4年間のアクションプログラムを経て、これまで総じて着実に実績が上がってきている。
- ▶ 平成19年度からは、金融審議会報告書(19年4月5日)を踏まえ、各金融機関においては、地域の利用者のニーズを捉え、「選択と集中」を徹底し、創意工夫を凝らした取組みを行うこととされた。その結果、(1)ライフサイクルに応じた取引先企業の支援の一層の強化、(2)事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底、(3)地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献、のそれぞれの分野において、様々な取組みが行われた。

#### (1) ライフサイクルに応じた取引先企業の支援の一層の強化

##### ① 創業・新事業支援

- 建設業から畜産業に参入した事業者への支援として、当行主導で「産学官・金融連携プロジェクトチーム」を組成し、事業化の目的を付けるとともに、ビジネスマッチング等により事業の成功に結びつけた。(銀行:北海道財務局管内)
- 中小企業、教育研究機関、国・地公体、信用金庫の産学官金の資金・情報力を結集させたコラボ産学官を設立し、地域におけるベンチャー企業の育成並びに中小企業の技術開発及び新事業の展開を支援している。(信用金庫:東北財務局管内、関東財務局管内、北陸財務局管内、九州財務局管内)
- ファンドへの出資を通じて、ベンチャー企業や中小企業に対し、従来の融資だけではなく、資本性の資金の提供も可能とした。(銀行:北海道財務局管内、東北財務局管内)

	19年度	(参考:15年度)
●創業・新事業支援融資 (※1)	14.3千件 1,880億円	(1.9千件 179億円)
●企業育成ファンドへの出資	212億円	(94億円)

(※1) 15年度は、「創業等支援融資商品による融資」

## ② 経営改善支援

→ 当行独自の蓄積データに基づく内部格付を取引先企業の経営に役立てるため、「格付コミュニケーションサービス」の取扱いを開始。格付を「企業診断資料」と位置づけ、当行内部格付を取引先企業に開示し、経営課題解決のためのコミュニケーションを強化することによって、企業価値向上に貢献している。(銀行:近畿財務局管内)

→ 北海道には良質の天然水を商品化している企業があることに着目し、海外ビジネスマッチングとして中国国内で開催された食品博覧会への出展を仲介することで、中国への販路構築、輸入の実現等、事業拡大を支援。(銀行:北海道財務局管内)

	19年度	(参考:15年度)
●ビジネスマッチングの成約案件	28.6千件	(6.2千件)
●経営改善支援取組み先のランクアップ率 (正常先除く)	11.5%	(16.0%)

## ③ 事業再生

→ 地域主力の温泉旅館グループに対し、プリパッケージ型事業再生(民事再生法等に基づく手続きの申立ての前に、主要関係者との間で再生計画の成立に向けて調整を進める再生手法)を実施。民事再生申立前に再生支援を行うスポンサー候補を選定し、その後民事再生申立を行うことにより、短期間で再生手続きが完了した。(銀行:東海財務局管内)

→ メイン先の親子企業に対し、整理回収機構や中小企業再生支援協議会等と連携を図り、親会社に対しては劣後ローンの実行(DDS)、子会社に対しては整理回収機構への債権譲渡(企業再生スキームの活用)を行い、親子企業一体の事業再生を実施した。(信用金庫:中国財務局管内)

→ 県、経済産業局、信用保証協会、中小企業再生支援協議会等の公的機関の支援の下、県内に本店を置く13金融機関が一致団結して、地域特化型の中小企業支援ファンドを設立した。(銀行・信用金庫・信用組合:東海財務局管内)

→ 信用組合業界専用の全国版企業再生ファンド「しんくみりカバリ」を設立し、傘下信用組合の取引先の事業再生支援に取り組んでいる。(全国信用協同組合連合会)

	19年度	(参考:15年度)
●中小企業再生支援協議会の再生計画策定先	319件 2,092億円	(201件 2,305億円)
●整理回収機構の支援決定先	35件 694億円	(3件 608億円)
●金融機関独自の再生計画策定先	8,495件 34,198億円	( - )
●企業再生ファンドへの出資	115億円	(109億円)

#### ④ 事業承継

→高い技術力を持ちながらも、本社の多角化経営の失敗により整理される予定であった事業部門について、当行は、同事業部門の責任者からの相談に対して、信用保証協会や公認会計士等と連携・協働して、EBO(従業員による事業部門買収)スキーム構築のアドバイスや金融面での支援を行った。(銀行:東北財務局管内)

19年度

●事業承継にかかるM&A支援実績

129件

#### (2) 事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底

→本部に船舶ファイナンス部を設置し、「船舶」を担保とした融資に注力しているほか、「米穀」、「鉄くず」、「電力設備」等を担保とする融資を実行するなど、動産担保融資を推進している。(銀行:近畿財務局管内)

→その他、次のような動産を担保としたABLが実施されている。

・ワイン、牛、馬、豚、加工水産物、胡蝶蘭、機械設備、車両等

→信用組合の取引先である零細個人事業者の資金需要に対応するため、ノンバンクと提携し、審査・保証等のノウハウ等を活用したミドルリスク・ミドルリターンの融資商品を傘下信用組合に提供。20年3月末時点で全国164信用組合のうち62信用組合で取扱いを開始している。(全国信用協同組合連合会)

19年度

(参考:15年度)

●財務制限条項を活用した商品による融資

4. 6千件 4, 858億円

(2. 1千件 339億円)

●動産・債権譲渡担保融資

13. 5千件 3, 133億円

(10. 0千件 1, 102億円)

うち動産担保融資

517件 1, 417億円

(27件 47億円)(※2)

(※2)17年度実績。

### (3) 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

- 温泉街唯一の源泉を保有する温泉供給会社の経営危機に対し、公共性の高い源泉の安定的確保のため、温泉旅館協同組合、地元有力旅館、金融機関等による再生協議会が発足。協議の結果、「会社分割と特別清算」手法を活用、新会社の旧会社営業権の買取資金融資を通じて再生スキームを支援。(銀行:東北財務局管内)
  - アグリクラスター構想(県の基幹産業である農業を中心に、関連産業まで含めた産業群の活性化を支援)に基づき、経営サポート、ビジネスマッチング及び資金供給面で支援。(銀行:九州財務局管内)
  - 全国的に注目されている商店街再生事業においてノンリコースローンで協力し、商店街再生事例として、地域活性化に参画している。(銀行:四国財務局管内)
  - 預金額の一定割合相当の温室効果ガスの排出権を銀行が購入し、これを国に無償譲渡する、環境問題に配慮した定期預金の取扱いを開始した。(銀行:近畿財務局管内)
  - 家庭における二酸化炭素削減を実現させる製品の普及を後押しできるよう、省エネ機器導入に用途を限定した、金利優遇ローンの取扱いを開始した。(銀行:近畿財務局管内)
- (注)上記2件を含む、当該2金融機関の環境問題に対する取組みは、環境省が進めている「エコファースト制度(企業が環境大臣に対して自らの環境保全に関する取組みを約束する制度)」の下での取組みとして、平成20年7月1日に認定。
- 企業内NPOとして、金庫内にNPO法人を設立、福祉活動への支援や植樹等の環境保護活動のほか、公共施設の清掃活動や地域のイベントへの協力など、職員が自主的・積極的に地域に根ざした多様な貢献活動を展開している。(信用金庫:北陸財務局管内)

## 〈参考〉最近の経済情勢を踏まえた地域金融機関の対応の一例

➤ 昨今の原油・原材料価格の高騰や建築基準法の改正等を背景に中小企業を取り巻く環境が厳しくなる中、各金融機関においては、セーフティネット保証や制度融資等を積極的に活用しているほか、独自の原油価格高騰対策融資商品や建築関連事業者向け融資商品等の取扱いを行っている。また、経営を取り巻く環境の変化を踏まえたきめ細かい支援にも取り組んでいる。

### a) 資金繰り等支援

➔ 建築基準法の改正等に伴い資金繰りが悪化し、売上が減少した中小事業者に対して、原則無担保で貸出金利を優遇した融資商品の取扱いを開始した。(銀行:中国財務局管内)

➔ 原油価格高騰対策として、仕入コスト上昇など一定条件を満たす企業に対して、貸出金利の優遇を実施した。(銀行:関東財務局管内)

➔ 原油等原材料費の上昇や改正建築基準法施行等による住宅着工の減少などにより資金繰りが圧迫している中小企業に対して、原則無担保・保証協会保証不要の固定金利型融資商品の取扱いを開始し、地域の資金需要に積極的に対応している。(信用金庫:関東財務局管内)

➔ 建築基準法の改正等に伴い資金繰りが悪化した建築関連事業者に対して、県及び市の保証協会と連携して、原則無担保、最長1年間返済を据え置く融資商品の取扱いを開始した。(信用金庫:東海財務局管内)

➔ 「営業車両」を担保とするABLの取扱いを開始し、ガソリン価格の高騰により業況の悪化が懸念されている運送業者を中心に新たな資金供給手段を提供している。(銀行:中国財務局管内)

### b) 業種の特性を踏まえた目利き機能の向上

➔ 建設業に関する業種別企業審査講習会を実施し、業種特性を理解のうえ、建設業特有の審査手法修得に努めた。(銀行:東北財務局管内)

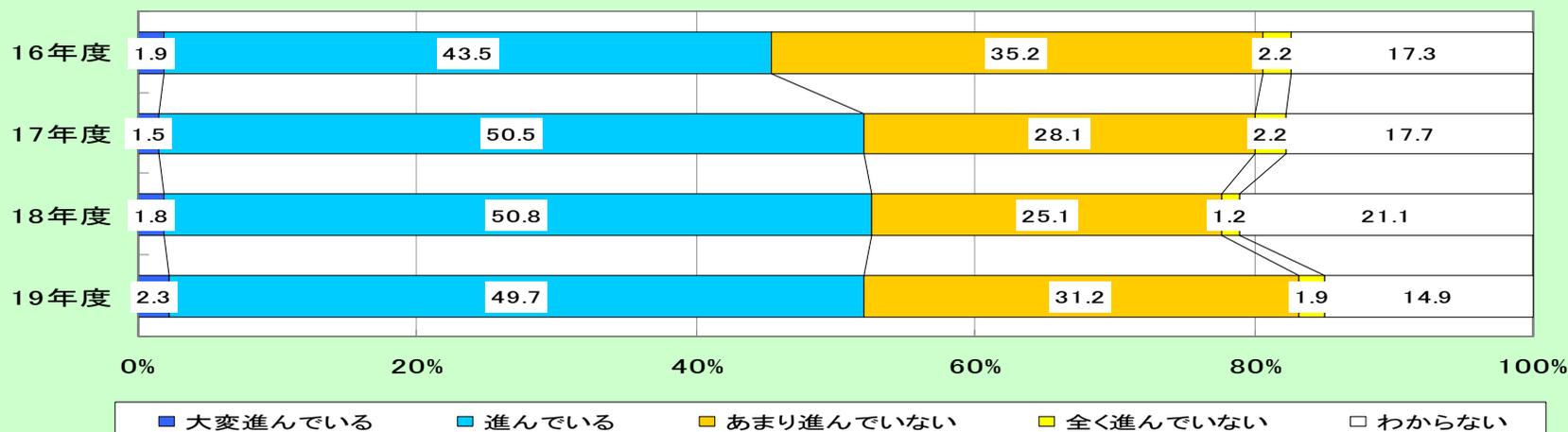
### c) 経営改善支援

➔ 経営改善支援には、効果的に企業を指導する態勢づくりが必要との認識から、当行本部内の専門部署から行員を企業へ派遣し、ハンズオン型(相手方企業の経営にかかわる)に近い形で経営指導を実施した。(銀行:関東財務局管内)

➔ 「経営改善計画書」の策定協力を軸に経営支援活動を強化。改善必要事項の洗い出しや改善方策を経営者と検討するなど、有効な計画書策定を指導した。(銀行:東海財務局管内)

## 2. 地域金融機関の取組みに対する利用者等の評価

○地域密着型金融の取組み全体に対する評価



(積極的評価)

- ◎貸付一辺倒の態度から、企業を育成・指導していくという姿勢が見られるようになった。
- ◎事業の成長性や新規性に着目して、企業へ融資しようとする姿勢が見られる。
- ◎環境保護活動や福祉活動に積極的に取り組むなど、地域と共存しようという姿勢が感じられる。

(消極的評価)

- ✖金融機関の業態によって取組み姿勢に温度差を感じる。
- ✖各業種の知識が浅いため、技術や製品を正當に評価できず、結局、売上高等の過去の数字にとらわれた評価しかしていない。
- ✖渉外職員の減少もあり、顧客とのコミュニケーションが十分図られていない。

(注) 中小・地域金融機関に対する利用者等の評価に関するアンケート(全国の財務局において本年2~4月に、各地域の利用者等(商工関係者、消費者、経営指導員等)を対象に、地域密着型金融の取組みに関する施策への評価等について聴き取り調査を実施)による。

これまでの中小企業金融に関する対応（金融監督庁設立以降）

- （ ●=金融（監督）庁としての対応      □=金融再生委員会としての対応  
☆=その他政府全体としての対応等 ）

- ☆10. 8. 28…「中小企業等貸し渋り対策大綱」閣議決定  
（信用保証協会の特別保証制度の創設等信用補完制度の拡充、政府系金融機関の融資制度の拡充など）
- 10. 9. 11… 金融監督庁、「金融機関に関する苦情相談窓口の周知等について発表
- 10. 10. 1… 金融監督庁及び中小企業庁「地域融資動向に関する情報交換会」の開催について都道府県へ通知
- ☆10. 10. 1… 「中小企業金融安定化特別保証制度」取扱開始
- ☆10. 10. 16… 「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」成立  
（公的資金による資本増強、10月23日施行）
- 10. 10. 22… 都銀1行に対して、債権管理態勢について不適切な内部文書を支店へ通知していたこと等から、業務改善命令を発出
- 10. 10. 27… 主要19行に対して、本年度下期の貸出計画のヒアリング等を実施することを発表
- ☆10. 11. 16… 緊急経済対策閣議決定  
（金融機関の業務再構築、中小企業等への信用供与の配慮等を内容とする基準に基づく資本増強制度の実効ある運用、早期是正措置の発動基準等の改正による検査監督行政の効果的な運用、日本開発銀行の融資制度の拡充等による信用収縮対策など）
- 10. 12. 1… 各金融関係団体に対して、中小企業金融安定化特別保証制度の運用にあたり万全を期すよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 10. 12. 7… 地銀、第二地銀に対して、本年度下期の貸出計画のヒアリング等を実施することを発表

- 10. 12. 22… 全銀協会長、地銀協会長、第二地銀協会長、全信協会長、全信組協会長に対し、「総理と中小企業団体との懇談会」において出された民間金融機関に対する意見を伝達するとともに、各金融機関の支店等の現場の融資担当者にまで金融の円滑の趣旨を徹底するよう伝達。
- ☆ 10. 12. 28… 総理→全銀協会長行、地銀協会長行、第二地銀協会長行、全信協副会長行、全信組協会長行、農中、政府系8庫に円滑な資金供給等を要請
- 11. 1. 14… 地銀4行、第二地銀行1行、信金1庫に対して、信用保証協会保証付融資又は債権管理態勢について不適切な内部文書を支店へ通知していたこと等から、業務改善命令を発出
- 11. 3. 5… 都銀3行、第二地銀行1行、信金3庫に対して、信用保証協会保証付融資又は債権管理態勢について不適切な内部文書を支店へ通知していたこと等から、業務改善命令を発出
- 11. 4. 28… 都銀1行、地銀4行、第二地銀行2行、信金7庫に対して、信用保証協会保証付融資又は債権管理態勢について不適切な内部文書を支店へ通知していたこと等から、業務改善命令を発出
- ● 11. 11. 9… 金融再生委員会・金融監督庁 → 資本増強行（都銀8行、長信銀1行、信託5行、地銀1行）に対し、経営健全化計画における中小企業向け貸出の目標を達成するよう、口頭で要請
- ☆ 11. 11. 11… 経済新生対策閣議決定  
(中小企業金融安定化特別保証を平成13年3月末まで1年間延長し、保証枠を10兆円追加)
- 11. 12. 3… 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 11. 12. 7… 経営健全化計画の履行状況において、資本増強行の中小企業向け貸出状況（9月末）等を公表、以降半期毎に公表（但し、12年3月期については、12年6月8日に別途公表）
- ● 11. 12. 7… 金融再生委員会・金融監督庁 → 9月末の貸出実績が3月末と比べ減少している資本増強行に対し、中小企業向け貸出の増加について、口頭で要請
- ● 11. 12. 16… 金融再生委員会委員長→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中の代表に円滑な資金供給等を要請

- ● 1 2. 3. 中旬… 金融再生委員会・金融監督庁 → 資本増強行（都銀 4 行、長信銀 1 行、信託 4 行、地銀 1 行）に対し、経営健全化計画における中小企業向け貸出の目標を達成するよう、口頭で要請
  
- ☆ 1 2. 5. 2 4… 協同組織金融機関に対する資本増強を容易にするため、早期健全化法等を改正（6 月 3 0 日施行）
  
- 1 2. 7. 2 1… 経営健全化計画の履行状況報告において、資本増強行の中小企業向け貸出計画（1 2 年度）を公表、以降、経営健全化計画の履行状況報告又は経営健全化計画の見直しにおいて毎期公表
  
- ☆ 1 2. 1 0. 1 9… 日本新生のための新発展政策閣議決定  
（中小企業金融安定化特別保証制度の終了をふまえ、一般信用保証制度の拡充やセーフティネットに係る対策の充実等を図る）
  
- ● 1 2. 1 2. 4… 金融再生委員会委員長→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
  
- 1 2. 1 2. 4… 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
  
- 1 3. 3. 9… 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
  
- 1 3. 3. 1 3… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
  
- ☆ 1 3. 3. 3 1… 「中小企業金融安定化特別保証制度」の取扱終了
  
- 1 3. 9. 2 8… 「改革先行プログラム」に沿って、金融担当大臣から主要行の頭取・社長に対し資金供給の円滑化を要請
  
- 1 3. 1 0. 4… 新生銀行に対して、中小企業向け貸出に係る業務改善命令を発出
  
- ☆ 1 3. 1 0. 2 6… 「改革先行プログラム」閣議決定  
（民間及び政府系の金融機関に対し、中小企業を含む健全な取引先に対する資金供給の一層の円滑化を努めるよう要請する等）

- 13. 12. 7… 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 13. 12. 10… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- ☆ 14. 2. 27… 「早急に取り組むべきデフレ対応策」を公表  
(不動産担保貸出を中心とする従来の融資に加え、無担保・無保証、迅速審査による事業者向け融資の創設等、これまでの金融機関にはない融資ノウハウを活用した新たな取組みを促進し、健全な中小企業に対する資金供給の一層の円滑化を図る等)
- 14. 3. 6… 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、また、売掛債権担保融資保証制度の利用が促進されるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 14. 3. 7… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- 14. 3. 27… 各金融関係団体に対して、中小企業金融安定化特別保証制度に係る既往債務の返済条件変更の一層の弾力化につき配慮されるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 14. 6. 28… 金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕を公表
- 14. 10. 18… UFJHD、あさひ銀行に対して、中小企業向け貸出に係る業務改善命令を発出
- 14. 10. 25… 「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」設置。電子メール、ファックスでの受付開始（財務局等においては14. 11. 1より受付開始）
- ☆ 14. 10. 30… 「改革加速のための総合対応策」を公表
- 14. 10. 30… 「金融再生プログラム」を公表  
(中小企業貸出に対する十分な配慮を図る等)
- ☆ 14. 11. 11… 「売掛債権担保融資保証制度」の拡充  
(中小企業者が保有している売掛債権を担保として金融機関から借入れを行う際、信用保証協会が債務保証を行う制度。契約が成立した段階から一定の範囲内で資金の借入ができるように拡充)

- 14. 12. 2… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- 14. 12. 5… 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 15. 1. 31… みずほHD に対して、中小企業向け貸出に係る業務改善命令を発出
- ☆ 15. 2. 10… 「資金繰り円滑化借換保証制度」取扱開始  
(信用保証協会保証付借入金の借換や複数の保証付借入金の債務の一本化等を促進し、中小企業の月々の返済額の軽減等を図る)
- 15. 2. 24… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- 15. 3. 3… 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 15. 3. 28… 「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」を策定、公表  
(中小企業の再生と地域経済の活性化を図る等)
- 15. 4. 21… 『「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」情報の受付・活用状況について』(第1回目)公表、以降四半期毎に公表
- 15. 5. 27… 「地域金融円滑化会議」の開催を財務局等へ指示
- 15. 7. 29… 「与信取引に関する顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能に関する事務ガイドライン」を策定
- 15. 10. 7… 「中小企業金融懇話会」の開催、「中小企業金融モニタリング」の実施を財務局等へ指示
- 15. 12. 3… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に金融の円滑を要請、特に足利銀行の営業地域における金融の円滑化に格別の配慮を要請
- 15. 12. 3… 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡

- 15. 12. 3… 金融庁から主要行に、関東財務局・東北財務局から各金融機関団体を通じ北関東及び福島県の地域金融機関に、足利銀行の営業地域における金融の円滑化を図るよう周知徹底方連絡
- 16. 2. 26… 金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕を改訂
- 16. 3. 1… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- 16. 3. 1… 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 16. 6. 18… UFJHD 及びUFJ銀行に対して、中小企業向け貸出に係る実態確認・計数管理等に関する業務改善命令を発出
- ☆ 16. 11. 25… 包括根保証契約の禁止等を内容とする「民法の一部を改正する法律」が成立（17年4月1日施行）
- 16. 12. 6… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- 16. 12. 6… 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 16. 12. 24… 「金融改革プログラム」を公表  
(地域の再生・活性化、中小企業金融の円滑化等)
- 17. 2. 28… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- 17. 2. 28… 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 17. 3. 9… 包括根保証契約の禁止等を内容とする「民法の一部を改正する法律」を受けて、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針を改正
- 17. 3. 29… 「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム（17～18年度）」を策定、公表  
(事業再生・中小企業金融の円滑化等)

- 17. 12. 13… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- 17. 12. 13… 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 18. 2. 27… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- 18. 2. 27… 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 18. 12. 11… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- 18. 12. 11… 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 19. 3. 5… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- 19. 3. 5… 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 19. 10. 10… 各金融関係団体に対して、信用保証協会の保証付き融資にかかる「責任共有制度」について、制度の趣旨を踏まえた円滑な運用に努めるよう要請
- 19. 10. 16… 各金融関係団体に対して、建築確認・建築着工減少の影響を受ける中小企業に対する金融の円滑化等を要請
- 19. 12. 10… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- 19. 12. 10… 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して年末における必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 20. 2. 21… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- 20. 2. 21… 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して年度末における必

要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡

- 20. 2. 27… 「年度末に向けた中小企業対策について（20年2月20日関係閣僚会合申し合せ）」を受け、年度末金融に関する相談窓口として「年度末金融円滑化ホットライン」を開設（同年3月31日まで）
- 20. 4. 30… 「成長力強化への早期実施策（20年4月4日経済対策閣僚会議決定）」に盛り込まれた施策を踏まえ、中小企業など借り手の声を電話により聴取する情報等の受付窓口として「金融円滑化ホットライン」を開設
- 20. 4～ 5… 「成長力強化への早期実施策（20年4月4日経済対策閣僚会議決定）」を受け、全国10箇所で開催（財務局主催）、各地域の金融関係団体及び政府系金融機関に円滑な資金供給等を要請
- 20. 6. 17… 各金融関係団体に対して、与信取引に関する顧客への説明において、金融庁の指導を口実とするといった事実と異なる不適切な説明がなされていないかなど、内部管理態勢についての自主点検を要請

# 中小企業金融の円滑化

～金融庁は全力で取り組んでいます～

私ども金融庁は、中小企業金融の円滑化に向けて様々な取組みを行っています。  
このパンフレットでは、こうした取組みの一端を紹介させていただきたいと思ひます。

1

中小企業に対する資金供給を円滑に行うよう、金融機関に対し繰り返し要請しています。

2

中小・地域金融機関について、地域密着型金融の一層の推進を図っています。

3

中小企業等の経営実態に即した金融検査を実施しています。

4

中小企業金融の実態把握のため、利用者の方々等から情報・意見等を聴取しています。

5

企業再生(地域再生)の一層の推進に向けた制度整備を進めています。



金融庁

<http://www.fsa.go.jp>

# 1

## 中小企業に対する資金供給を円滑に行うよう、金融機関に対し繰り返し要請しています。

中小企業に対し、適切なリスク管理の下、適切にリスクをとり、資金供給の一層の円滑化に努めることなどについて、金融機関に対し、繰り返し要請を行っています。

- (1) 金融担当大臣と民間金融機関等の代表者との中小企業金融の円滑化に関する意見交換会。
- (2) 財務局が主催する、各地域における中小企業金融の円滑化に関する意見交換会。
- (3) 金融庁幹部と金融関係団体との意見交換会（毎月）。
- (4) 責任共有制度の導入や改正建築基準法の影響に関する適切な対応を金融機関に要請。
- (5) 与信取引に関する顧客への説明態勢の整備を繰り返し金融機関に要請。
- (6) 主要行向けの総合的な監督指針及び中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針において、顧客への説明態勢の整備を主な着眼点とし、検証を実施。



\*なお、金融庁が金融機関に対し、特定業種への融資について、抑制的な指導をすることはありません。

# 2

## 中小・地域金融機関について、地域密着型金融の一層の推進を図っています。

『地域密着型金融』とは、金融機関が、長期的な取引関係により得られた情報を活用し、対面交渉を含む質の高いコミュニケーションを通じて融資先企業の経営状況等を的確に把握し、これにより中小企業等への金融仲介機能を強化するといった枠組みをいいます。

- 中小企業金融の円滑化にも資するよう、主たる顧客が中小企業である中小・地域金融機関には、地域密着型金融の本質に係わる以下の3項目について、取組みを求めています。

【具体的な取組み内容】

- ① ライフサイクルに応じた取引先企業の支援の一層の強化
- ② 事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底
- ③ 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

- 金融庁では、金融機関の取組みの中で、先進的な事例等を取りまとめた「地域密着型金融に関する取組み事例集」を公表いたしました。

この中で、例えば動産等を担保とした融資（ABL）等、ミドルリスク・ミドルリターン市場の開拓に資する事例も紹介しています。

今後とも、この事例集の周知・広報に努めることで、各金融機関の取組みを促してまいります。

# 3

## 中小企業等の経営実態に即した金融検査を実施しています。

(1) 中小企業等の財務状況や貸出状況を大企業と同じように評価せず、中小企業等の特性に留意し、柔軟に判断するための具体的なポイントを記載した「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」を用い、金融検査を実施しています。

### ○ 金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の主なポイント

- ①一時的な要因により赤字や債務超過になりやすいといった中小企業の特性に留意
- ②中小企業等とその代表者等との一体性（代表者からの借入金等）に着目
- ③数字には表れない企業の技術力、販売力、経営者の経営資質等の成長性に着目
- ④経営改善計画等の柔軟な評価

### <①の事例：水産加工業者A社のケース>

- ・地域の村おこしの一環として、地域の漁業者、水産業者が共同出資で、「浜辺の市」という地域の水産品を販売する施設を建設し、A社は信用金庫からの借入金2千万円と自己資金1千万円の合計3千万円を出資。
- ・台風上陸によって、「浜辺の市」は壊滅的な打撃を受け、このためA社の当年度の決算状況は、赤字計上を余儀なくされ、債務超過に陥った。
- ・しかしながら、A社自身は台風による影響をほとんど受けておらず、またA社の売上に占める「浜辺の市」の割合は数%に過ぎず、本業は順調に推移。

⇒・A社は赤字、債務超過の状況であるものの、原因は一時的かつ外部的な要因。  
・A社の業況は、変わりなく順調であり、回復が十分見込めるので、特段の問題のない貸出先と評価。

### <③の事例：タオル製造販売業者C社のケース>

- ・海外からの安価な製品の流入などによる取引先からの納入単価切下げにより、売上高は大幅に減少。3期連続赤字を計上し、前々期より債務超過に転落している。
- ・返済条件の緩和から遅延は発生していないが、主力商品の売上減少の影響が大きく、人員削減などによるコストダウンに努めているものの、その成果はなかなか現れていない。
- ・しかしながら、前期末に開発した試作商品が関係者間で好評であったことから、従来の販売ルートに向けて拡販の準備をしている。

⇒・業況は非常に厳しい状況にあるが、新商品による今後の収益改善が期待でき、注意は必要だが、経営破綻に陥る可能性は高くない貸出先と評価。

(2) 償還条件や金利等の貸出条件が資本に準じ、借り手企業の財務基盤の強化につながる借入金を、金融検査において資本とみなし、債務者区分の検討を行う旨、20年3月、金融検査マニュアルに記載しました。

### 【十分な資本的性質が認められる借入金の例】

(中小企業金融公庫の挑戦支援資本強化特例制度)

- ・償還条件について15年の一括返済となっており、金利については赤字の場合利子負担が生じない等配当に準じた金利設定となっている劣後ローン

# 4

## 中小企業金融の実態把握のため、利用者の方々等から情報・意見等を聴取しています。

(1) 金融行政に関するご意見・ご要望や貸し渋り・貸し剥がし等の各種情報提供を承るため、金融庁では、「金融サービス利用者相談室」において、情報を受け付けています。

寄せられた情報は、金融機関の検査・監督の実施に当たり、貴重な情報として活用しています。また、情報の受付・活用状況については、四半期ごとに公表しています。

- ▶お電話での受付 受付時間:平日 10:00~16:00 電話番号:03-5251-6811
- ▶ホームページでの受付 受付時間:24時間
- ▶金融サービス利用者相談室URL:<http://www.fsa.go.jp/receipt/soudansitu/>
- ▶FAXでの受付 受付時間:24時間 ファックス番号:03-3506-6699

(2) 金融の円滑化に関し、中小企業など借り手の方々的心声を電話によりお聞きする情報等の受付窓口として、「金融円滑化ホットライン」を以下のとおり、開設しています。

- ▶受付時間:平日 10:00~16:00 電話番号:03-5251-7755

(3) 金融機関に対する評価について、利用者の方々のご意見を伺うアンケート調査を実施しています。

(4) 金融庁幹部が地方の商工会議所を往訪し、意見交換を実施しています。(例年9月頃)

(5) 金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の説明会を実施しています。

借り手である中小企業が金融機関と融資の交渉を行う等の際に役立つ内容を記載したパンフレットを作成し、説明会を各地の商工会議所・法人会等にて開催しています。説明会の開催や講師派遣等を希望される際は、金融庁検査局又はお近くの財務局までお問い合わせ下さい。

<http://www.fsa.go.jp/policy/chusho/nattoku.pdf>



\*なお、貸出の判断は金融機関が自らの経営方針によって決定すべきことであり、金融検査が貸出判断に関与することはありません。

# 5

## 企業再生(地域再生)の一層の推進に向けた制度整備を進めています。

「金融商品取引法等の一部を改正する法律」の中で銀行法などを改正し、企業の事業再生への取組みに資するよう、銀行グループ等の議決権保有制限の例外となる対象に、従来からのベンチャービジネス会社に加え、事業再生を行う会社を追加することとしました。

(20年6月公布、公布後6月以内に施行)

これにより、企業再生の局面において、銀行グループ等が、負債に限らず、資本まで含めた総合的な企業ファイナンスに貢献していくことが期待されます。

\*なお、事業再生を行う会社の具体的な範囲は、今後、銀行法施行規則等で定めることとなります。



金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕がわかる

# 知ってナットク!

中小企業の資金調達に役立つ金融検査の知識



- ! 代表者の資産も考慮できます
- ! 回復が見込めれば評価されます
- ! 人材育成も評価されます

私が  
解説します

## 金融検査とは？



金融庁は、銀行、信用金庫、信用組合等の金融機関の業務の健全性及び適切性の確保のため、金融検査を行っています。金融検査では、金融機関の法令等遵守態勢や貸出金の返済についてのリスクを含めたリスク管理態勢等を検証し、その問題点を指摘すること等により、金融機関の業務の改善につなげることを目的としています。

### リスク管理とは

貸出には契約通りに返済されないリスクが伴います。リスク管理とは、危険や損失が生じる可能性（リスク）をなくすことではなく、リスクの大きさが、経営体力や収益目標に見合う水準になるようにコントロールすることです。

### 金融検査は金融機関が企業への資金供給という役割を適切に果たしているか検証しています

多くの方から預金等で資金を集め、これを資金を必要とする人に貸出すという金融機関の役割（金融仲介機能）は、経済活動の重要なインフラです。

#### 金融庁

金融機関が金融仲介機能という役割を適切に果たしているかについて検証しています。例えば、以下の点についてチェックをしています。

- 健全な中小企業に円滑な資金供給を行っているか。
- 融資先である中小企業の経営実態の把握に努め、きめ細やかな経営相談、経営指導等を通じて、積極的に企業・事業再生等に取り組んでいるか。
- 貸出金の安全性の自己評価が正確に行われているか。

### 金融検査を実施



#### 金融機関

- 貸出相手の経営状態や将来性の評価
- 貸出金毎にその安全性を自己評価（貸出相手が契約通りに返済できそうか）



貸出

中小企業

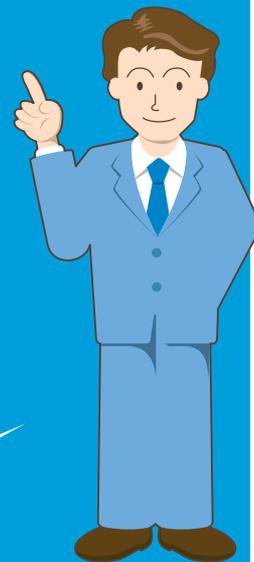
返済



## 金融機関が金融検査を理由に、 貸出を断ることはありません。

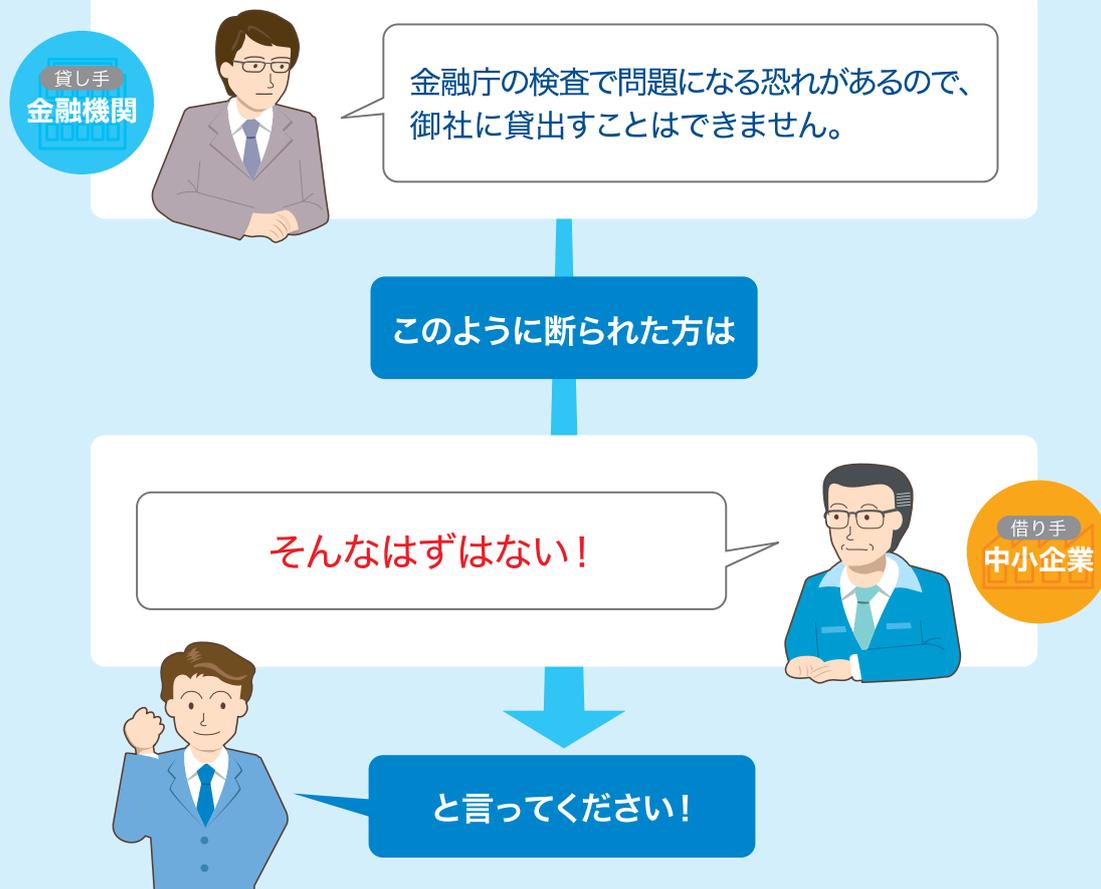
経営状態や将来性の評価が余り高くない企業への貸出は、金融機関にとってリスクが大きくなります。

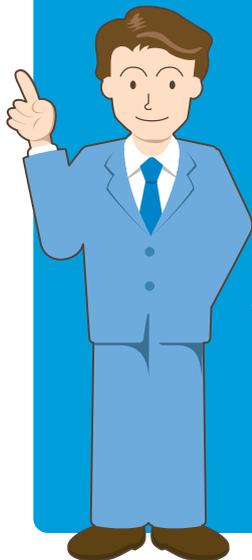
しかし、取引先企業の経営改善支援のため貸出を行う、或いはリスクに見合った利益が期待できるため貸出を行う等といった貸出の判断は金融機関が自らの経営方針によって決定すべきことであり、「この企業には貸出を行なってはいけない」などという判断や働きかけを金融検査が行うことはありません。



金融検査は、金融機関の貸出判断に関与しません。

金融機関が自らの判断で貸出の申込を断る等の際に、「金融検査を理由に、健全な事業を営む融資先に対する資金供給の拒否や資金回収を行うなどの不適切な取扱いを行っていないか」も、検査のチェック項目になっています。





## 金融検査マニュアルとは？

金融検査マニュアルとは、検査を行う際の具体的なチェックポイントなどを定めた検査官のための手引書です。

金融検査マニュアル別冊（中小企業融資編）は、中小企業の特性に留意しています。

金融機関もこのマニュアルを参考にして、貸出相手の経営状態や将来性を評価しているため、その内容は借り手企業の資金調達にも影響を与えます。

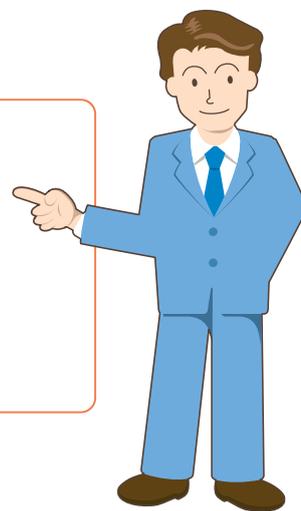
### 金融検査マニュアル別冊（中小企業融資編）の内容

中小企業の経営状態や将来性を評価するためには、財務状況だけではなく、幅広い情報を活用し、きめ細やかな実態把握に基づく柔軟な判断が必要です。中小企業の特性、経営状態や将来性を高く評価するための具体的な判断材料、運用例などが記載されています。



### つまり！中小企業が金融機関から高く評価されるためのヒントがあります！

金融検査マニュアル別冊（中小企業融資編）を知っていれば、企業の資金調達に役立ちます！



### 金融検査マニュアル別冊（中小企業融資編）のポイント

POINT 1

中小企業と大企業は異なる扱い

5ページから事例を掲載

P5  
参照

POINT 2

経営者と企業を一体として判断する

P6  
参照

# 金融機関にしっかりアピールしましょう！

金融機関からの働きかけを待つのではなく、中小企業側においても企業・事業再生などへの意欲を金融機関側に対してアピールし、協力を求めることが必要です。

金融庁は金融検査マニュアル別冊（中小企業融資編）を公表し、両者に密度の高いコミュニケーションを期待しています。  
金融検査マニュアル別冊（中小企業融資編）の重点の一つは、金融機関から中小企業への働きかけです。そのためには、借り手である中小企業の側も、このマニュアルの内容をよく知る必要があります。



## 金融庁が取り組む中小企業金融の円滑化



中小企業金融の円滑化に金融庁は全力で取り組んでいます。

POINT 3

技術力と販売力

P7  
参照

POINT 4

経営者と経営努力

P8  
参照

POINT 5

経営改善に向けた取組みを高く評価

P9  
参照



POINT 1

# 中小企業と大企業は異なる扱い

中小企業の財務状況や貸出状況を大企業と同じように評価せず、  
中小企業の特性に留意し、柔軟に判断します。

## 中小企業の特性

### 赤字になりやすい

景気の影響を受けやすく、  
一時的な収益の悪化により赤字になりやすい面がある。

### 債務超過になりやすい

自己資本が小さいため、  
一時的な要因により債務超過に陥りやすい面がある。

### 財務状況の回復に時間が必要

リストラの余地が小さく、  
黒字化や債務超過解消までに時間がかかることが多い。

### 貸出期間が短い

長期の返済が適当な設備投資の資金等についても契約上は短期の貸出とされ、  
返済期間が来ると再度貸出を行うケースが多い。



実情に即した柔軟な判断が必要です！  
では、事例を考えてみましょう！



## 事例 1 水産加工業者A社のケース

- 地域の村おこしの一環として、地域の漁業者、水産業者が共同出資で、「浜辺の市」という地域の水産品を販売する施設を建設した。
- 施設建設に際して、A社は、B信用金庫からの借入金2千万円と自己資金1千万円の計3千万円を出資した。

- ☹️ 台風上陸によって、「浜辺の市」は壊滅的な打撃を受けた。
- ☹️ A社は当該出資について、減損処理（「浜辺の市」への出資の帳簿価格を実態にあわせて減額）したため、当年度の決算状況は、赤字計上を余儀なくされ、債務超過に陥った。
- 😊 A社自身は台風による影響をほとんど受けておらず、またA社の売上に占める「浜辺の市」の割合は数%に過ぎず、本業は順調に推移している。

## 評価

- ☹️ A社は赤字、債務超過の状況
- 😊 原因は**一時的かつ外部的**な出資金の減損処理による
- 😊 A社の業況は、**変わりなく順調**

以上のことから、**回復が十分見込めるので、特段の問題のない貸出先**と評価されます。

POINT 2

# 経営者と企業を一体として判断する

社長の資産と企業の資産は別々ではない？

## 中小企業の特徴

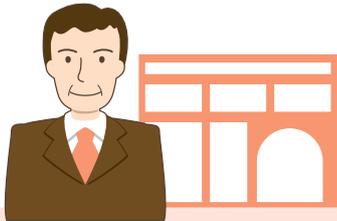
### 企業と代表者との財産や収入が一体

企業と代表者との財産や収入が一体となっている場合が多いことを踏まえて、経営状態を評価します。

例えば.....

- 代表者等からの借入金については、これを企業の負債ではなく、自己資本とみなすことができます。
- 代表者等への報酬や家賃の支払等により赤字になっており、借入金の返済資金を代表者等が出している場合もあるので、機械的に返済能力がない企業と判断せず、赤字の原因や返済財源等の実態把握を行います。

代表者等が企業を支援する意思がある場合には、代表者等の預金や不動産等の財産も、企業の返済能力に加えて判断を行います。では、事例を考えてみましょう！



### 事例 2 家電販売業者B社のケース

- ⚡ 近隣地区に大型量販店が進出した影響を受け、売上は徐々に減少しピーク時の2/3になっている。
- ⚡ 2期連続の赤字を計上し前期に債務超過となっている。
- ⚡ 連続赤字で債務超過にあるため、返済財源は捻出できていない。
- 😊 代表者が定期的に債務者に貸し付けることにより返済しており、遅延も発生していない。
- 😊 最近、同業他社との連携やアフターサービスに力を入れており、その効果から赤字は解消傾向にある。

### 評価

- 😊 代表者からの借入金をB社の自己資本とみなせば、**債務超過ではない**
- 😊 債務の返済につき**延滞が発生していない**

以上のことから、経営者と一体とみれば**特段の問題のない貸出先**と評価されます。

### POINT 3

## 技術力と販売力

将来性を評価するポイントとしての技術力と販売力を見逃してはいけません。

#### 中小企業の特徴

#### 企業の将来性に期待

技術力や販売力のある企業の将来性に期待し、現段階での決算等の数値のみにとらわれない柔軟な評価を行います。

例えば、このような技術力・販売力を証明する材料があります。

- 特許権、実用新案権等の知的財産権を背景とした新規受注契約の状況や見込み
- 新商品・サービスの開発や販売の状況を踏まえた今後の事業計画書等
- 取扱い商品・サービスの業界内での評判等を示すマスコミ記事等
- 今後の市場規模や業界内シェアの拡大動向等
- 販売先や仕入れ先の状況や評価、同業者との比較に基づく販売条件や仕入条件の優位性
- 企業の技術力、販売力に関する中小企業診断士等の評価

また、金融機関の企業訪問や経営指導等を通じて収集した情報に基づく評価を尊重します。  
では、事例を考えてみましょう!



事例  
3

#### タオル製造販売業者C社のケース

- ☹️ 海外からの安価な製品の流入などによる取引先からの納入単価切下げ要請に耐えきれず、このため、売上高は大幅に減少。3期連続赤字を計上し、前々期より債務超過に転落している。
- 😊 返済条件の緩和から遅延は発生していない。
- ☹️ C社は、人員削減などによるコストダウンに努めているものの、主力商品の売上減少の影響が大きく、その効果はなかなか現れていない。
- 😊 前期末に開発した試作商品が関係者間で好評であったことから、従来の販売ルートに向けて拡販の準備をしている。

評価

- ☹️ 業況は非常に厳しい状況にある
  - 😊 **新製品**による今後の**収益改善**が期待できる
- 以上のことから、注意は必要だが、**経営破綻に陥る可能性は高くない貸出先**と評価されます。

POINT 4

# 経営者と経営努力

努力する経営者を高く評価します。

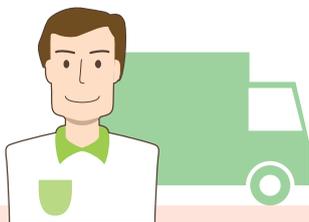
中小企業の特徴

## 経営者がしっかりしていることが特に重要

経営者がしっかりしている企業の将来性に期待し、現段階での決算等の数字のみにとらわれない柔軟な評価を行います。

例えば、このような点が重要です。

- 過去の返済状況等の取引実績
- 経営者の経営改善に対する取組み姿勢
- 財務諸表などの質の向上への取組み状況
- ISO等の資格取得状況
- 人材育成への取組み姿勢
- 後継者の存在
- 経営者の資質に関する中小企業診断士等の評価



また、金融機関の企業訪問や経営指導等を通じて収集した情報に基づく評価を尊重します。  
では、事例を考えてみましょう！

事例  
4

### トラック運送業者D社のケース

- 地場企業の製品配送が売上の大部分を占める。
- 丁寧な仕事ぶりが買われ、一定の売上、利益を確保してきた。

- ☹️ 昨年より、代表者の健康状態が思わしくなく、業務に携われる時間が限られたため、ピーク時に比べ大幅な減収・減益となっている。
- ☹️ 返済は半年前より1～2カ月分滞りがちになっている。事務所・車庫兼自宅の他に  
見るべき資産はない。
- 😊 代表者の業務復帰への意欲は強く、健康状態も回復に向かっている。また、代表者の長男も後継者として事業に励み、業況改善に努めたいとしている。

評価

- ☹️ 業況が未だ不安定で、返済にも遅延が生じている
- 😊 代表者の業務復帰への強い意欲がある
- 😊 長男も当該事業に従事し、後継の意思もある

以上のことから、注意は必要だが、経営破綻に陥る可能性は高い貸出先と評価されます。

## POINT 5

## 経営改善に向けた取組みを高く評価



経営改善は、計画すること以上に具体的な実践も重要です。

## 中小企業の特徴

## 経営改善計画を大企業のように策定できない

中小企業は、大企業のような大部で精緻な経営改善計画を策定できない場合があります。経営改善計画を策定していない場合や経営改善計画を下回った場合でも、経営改善に向けた取組みが進んでいれば、これを高く評価しています。

## 具体的には・・・

- 今後の資産の売却予定、役員報酬や経費の削減予定、新製品の開発予定などに関する資料があれば、活用します。  
更に、企業の実態を踏まえて金融機関が作成・分析した経営改善のための資料についても、活用します。
- 経営改善計画を下回る場合であっても、計画を下回った要因（外部要因による一時的影響など）や今後の経営改善の見通しを加味して、経営改善計画の達成状況を考慮します。



事例を考えてみましょう！



事例  
5

## 飲食店E社のケース

- E社は、店舗の駐車場が手狭なことなどから近年売上が減少し、債務の返済が難しくなった。このため、F信用金庫に返済条件の緩和（3年間の返済猶予）を申し出た。
- F信用金庫はE社に今後の経営改善計画の提出を求め、E社の代表者は、不採算部門である飲食業からの撤退と仕出弁当への特化による黒字化を折り込んだ経営改善計画を提出した。

- ⚡ 連続して赤字を計上し、債務超過に陥っている。
- ⚡ 前々期の売上は計画の1/2、また利益についても黒字化できず、小額の赤字になっている。
- 😊 前期には、F信用金庫とE社が売上の未達成原因を分析し、その原因の解消に努めた結果、売上・利益ともに、計画比で7割程度の達成状況となっている。

評価

- ⚡ 前々期に作成した経営改善計画の達成は困難であり、更なる返済期間の延長が必要
- 😊 今後の事業展開は明確で、返済を再開することなど**経営改善への取組みが進行**以上のことから、注意が必要だが、**経営破綻に陥る可能性は高い貸出先**と評価されます。



## 中小企業金融の円滑化に 金融庁は全力で取り組んでいます

### 是非知ってもらいたい、金融庁の取組み

- 1 中小・地域金融機関について、地域密着型金融の機能強化の一層の推進を図っています。
- 2 中小企業等の経営実態に即したきめ細やかな金融検査を実施しています。
- 3 中小企業を含む健全な取引先に対する資金供給に努めるとともに、不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資を推進するよう、金融機関に対し繰り返し要請しています。
- 4 中小企業金融の実態把握のため、商工関係者等から意見を聴取しています。
- 5 「金融サービス利用者相談室」に寄せられた情報を、検査・監督に活用しています。  
※ 金融サービス利用者相談室の連絡先は、本パンフレット裏表紙をご覧ください。
- 6 公的資本増強を受けた金融機関による、中小企業向け貸出の増加に向けた取組みを推進しています。
- 7 金融機関に対し、与信取引に関する顧客への説明態勢の整備を要請しています。

1～7のより詳しい内容はこちらのURLから

<http://www.fsa.go.jp/policy/chusho/pamphlet.pdf>

### 金融機関に対するその他の取組み

- 8 金融検査の結果を4段階で評価する金融検査評価制度では、中小企業に向けた金融機関の取組みを高く評価しています。

#### 評価を行う上でのプラス要素の例

- 中小企業の経営実態の正確な把握に向けた取組み
- 中小企業再生に向けた取組み
- 中小企業の事業の将来性の判断に関し、「目利き能力」の向上に向けた取組み

- 9 金融機関の財務の健全性を示す指標である自己資本比率の算定において、中小企業に対する小口の貸出金は大企業向け貸出金よりもリスクが小さいとされています。(平成19年3月末から適用が開始)



## もっとよく知りたい方のために

金融検査マニュアル別冊（中小企業融資編）は、  
金融庁のホームページ

[http://www.fsa.go.jp/manual/manualj/manual\\_yokin/bessatu/y1-01.pdf](http://www.fsa.go.jp/manual/manualj/manual_yokin/bessatu/y1-01.pdf)  
に掲載されています。

### お問い合わせ先

■ 金融庁 検査局 総務課 TEL 03-3506-6000

■ 各財務(支)局の理財部検査総括課（沖縄総合事務局にあっては財務部検査課）

北海道財務局	011-709-2311	中国財務局	082-221-9221
東北財務局	022-263-1111	四国財務局	087-831-2131
関東財務局	048-600-1111	九州財務局	096-353-6351
北陸財務局	076-292-7860	福岡財務支局	092-411-7281
東海財務局	052-951-2474	沖縄総合事務局	098-866-0094
近畿財務局	06-6949-6350		

■ 金融サービス利用者相談室

金融行政に関するご意見・ご要望や貸し渋り・貸し剥がし、口座の不正利用等の  
各種情報提供についてはこちらまでお寄せください。

TEL 03-5251-6811（受付時間：平日10:00～16:00）

FAX 03-3506-6699

ホームページ <http://www.fsa.go.jp/receipt/soudansitu/index.html>

資料 8-8-4 **金融機関の貸出動向**

(特殊要因調整前)

[総貸出速報ベース:平残]

(単位:兆円)

	H14.3	H14.9	H15.3	H15.9	H16.3	H16.9	H17.3	H17.9	H18.3	H18.9	H19.3	H19.7	H19.8	H19.9	H19.10	H19.11	H19.12	H20.1	H20.2	H20.3	H20.4	H20.5
<b>銀行計</b>	437	421	417	400	397	387	385	380	386	386	390	386	387	388	388	386	391	393	392	395	393	392
対前年同月比	-4.7	-4.9	-4.6	-5.0	-4.8	-3.2	-3.0	-1.9	0.2	1.6	1.0	0.3	0.5	0.6	0.7	0.6	0.2	0.5	0.9	1.2	1.3	1.6
<b>都銀等</b>	260	247	242	227	223	216	211	206	209	207	209	205	205	206	205	204	206	207	207	208	207	206
対前年同月比	-6.6	-7.6	-7.1	-8.1	-7.7	-4.8	-5.2	-4.4	-1.4	0.4	0.1	-1.0	-0.8	-0.7	-0.7	-0.8	-1.7	-1.2	-0.5	-0.2	-0.2	0.2
<b>地方銀行</b>	133	131	133	132	133	130	135	134	137	138	141	140	141	142	141	141	143	143	143	145	145	144
対前年同月比	-0.8	-0.4	-0.0	0.6	-0.3	-1.1	1.4	2.8	2.0	3.0	2.4	2.2	2.5	2.6	2.5	2.5	2.5	2.5	2.6	2.9	3.0	3.3
<b>第二地銀</b>	44	43	43	41	42	41	39	40	40	41	41	41	41	41	41	41	42	42	42	42	42	42
対前年同月比	-4.4	-1.9	-3.0	-4.6	-2.7	-0.6	-5.1	-3.0	2.3	3.0	1.5	0.6	0.8	0.8	1.6	1.7	1.9	2.0	2.2	2.5	2.9	2.5

(特殊要因調整後)

※特殊要因((1)貸出債権流動化要因、(2)為替変動要因、(3)貸出債権償却要因)を調整した計数

[総貸出速報ベース:平残]

(単位:兆円)

	H14.3	H14.9	H15.3	H15.9	H16.3	H16.9	H17.3	H17.9	H18.3	H18.9	H19.3	H19.7	H19.8	H19.9	H19.10	H19.11	H19.12	H20.1	H20.2	H20.3	H20.4	H20.5
<b>銀行計</b>	447	431	427	413	410	395	394	389	391	389	394	389	390	391	390	389	394	395	394	397	395	394
対前年同月比	-2.6	-2.7	-2.3	-1.9	-1.7	-1.2	-0.9	0.4	1.4	2.3	2.1	1.1	1.3	1.4	1.3	1.3	0.8	1.1	1.4	1.7	1.7	2.0
<b>都銀等</b>	267	255	250	238	233	221	217	213	211	208	211	207	207	207	206	205	208	209	208	209	208	207
対前年同月比	-4.2	-4.5	-3.9	-3.7	-3.5	-2.6	-2.5	-1.4	-0.2	0.9	1.4	-0.1	0.1	0.1	0.0	-0.1	-1.0	-0.6	-0.0	0.3	0.3	0.8
<b>地方銀行</b>	134	132	134	133	135	132	136	136	139	139	142	141	142	142	142	142	144	144	144	145	145	145
対前年同月比	-0.1	0.2	0.5	1.5	1.3	0.4	2.7	4.1	3.3	3.9	3.1	2.7	3.0	3.1	3.0	2.9	2.9	3.0	3.1	3.3	3.3	3.6
<b>第二地銀</b>	46	44	43	42	42	42	40	40	41	41	41	41	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42
対前年同月比	-0.8	-0.6	-1.5	-2.6	-0.7	1.2	-3.5	-1.6	3.5	3.9	2.6	2.0	2.2	2.1	2.7	2.7	2.9	3.0	3.1	3.3	3.4	3.0

(注1) 都銀等の計数は、都銀、信託4行(三菱UFJ信託、みずほ信託、中央三井信託、住友信託、以下同じ)、埼玉りそな銀行、新生銀行、あおぞら銀行の合計。

(注2) 2006年1月に行われたりそな銀行と奈良銀行の合併に伴い、2006年1月以降の都銀等、地銀・地銀Ⅱおよび地銀Ⅲの計数は、2005年12月以前とは連続しない。2006年10月に行われた紀陽銀行と和歌山銀行の合併に伴い、2006年10月以降の地銀および地銀Ⅲの計数は、2006年9月以前とは連続しない。

(注3) (特殊要因調整後)の計数は、以下の各特殊要因を調整した貸出平残と各特殊要因を控除したベースの貸出残高の対前年同月比である。

(1) 貸出債権流動化要因: 貸出債権流動化残高前年差

(2) 為替変動要因: 外貨インバ貸平残(外貨建)を円・ドル為替相場の前年差で調整

(3) 貸出債権償却要因: 過去1年分の貸出金償却額、個別貸倒引当金目的取崩額、CCPC(2004年3月26日付で解散)への債権売却にかかる2次ロス、貸出債権売却損、その他債権放棄額、等の累計

出典: 日本銀行「貸出・資金吸収動向」

資料 8-8-5

日銀短観の資金繰り判断D. I. の推移

		新ベース(03/12~)																														
		98/6	98/12	99/6	99/12	00/6	00/12	01/6	01/12	02/6	02/12	03/6	03/12	03/12	04/3	04/6	04/9	04/12	05/3	05/6	05/9	05/12	06/03	06/06	06/09	06/12	07/03	07/06	07/09	07/12	08/3	08/6
全規模		▲15	▲20	▲12	▲9	▲4	▲5	▲6	▲10	▲10	▲9	▲6	▲4	▲4	▲1	2	3	3	3	6	6	6	7	8	7	8	6	8	6	6	2	2
大企業		1	▲6	7	9	16	13	12	8	8	8	11	13	12	15	18	20	18	20	22	20	21	22	22	21	21	21	22	21	20	18	18
中堅企業		▲11	▲17	▲12	▲8	▲4	▲4	▲3	▲8	▲7	▲8	▲6	▲3	▲2	1	5	5	6	6	9	8	9	9	9	11	9	11	9	8	7	7	
中小企業		▲22	▲25	▲18	▲16	▲11	▲11	▲13	▲17	▲17	▲16	▲13	▲10	▲13	▲11	▲8	▲6	▲5	▲5	▲4	▲3	▲2	▲1	0	▲2	▲1	▲2	0	▲1	▲3	▲7	▲8

(注1)D.I.＝「楽である」と回答した社数構成比－「苦しい」と回答した社数構成比

(注2)「新ベース(03/12~)」は、04/3の調査対象見直しにより企業規模別の区分基準を常用雇用者数から資本金へ変更、又、調査対象社数を増加している。

日銀短観の貸出態度判断D. I. の推移

		新ベース(03/12~)																														
		98/6	98/12	99/6	99/12	00/6	00/12	01/6	01/12	02/6	02/12	03/6	03/12	03/12	04/3	04/6	04/9	04/12	05/3	05/6	05/9	05/12	06/03	06/06	06/09	06/12	07/03	07/06	07/09	07/12	08/3	08/6
全規模		▲17	▲21	▲10	▲3	2	3	3	0	▲4	▲7	▲4	0	0	3	7	8	10	11	13	15	15	16	16	14	15	15	15	13	13	10	8
大企業		▲18	▲22	▲1	10	16	17	17	14	6	3	6	11	9	12	16	17	19	22	23	24	25	27	25	24	25	24	24	23	23	19	17
中堅企業		▲14	▲21	▲11	▲3	3	4	5	0	▲3	▲7	▲4	0	▲2	2	7	8	10	11	15	15	16	16	16	15	17	16	16	15	14	12	11
中小企業		▲19	▲22	▲12	▲7	▲3	▲3	▲2	▲6	▲9	▲10	▲8	▲4	▲4	▲2	2	3	5	7	8	9	11	12	11	9	10	9	9	8	7	5	2

(注1)D.I.＝「緩い」と回答した社数構成比－「厳しい」と回答した社数構成比

(注2)「新ベース(03/12~)」は、04/3の調査対象見直しにより企業規模別の区分基準を常用雇用者数から資本金へ変更、又、調査対象社数を増加している。

日銀短観の業況判断D. I. の推移

		新ベース(03/12~)																														
		98/6	98/12	99/6	99/12	00/6	00/12	01/6	01/12	02/6	02/12	03/6	03/12	03/12	04/3	04/6	04/9	04/12	05/3	05/6	05/9	05/12	06/03	06/06	06/09	06/12	07/03	07/06	07/09	07/12	08/3	08/6
全規模		▲42	▲49	▲37	▲26	▲18	▲14	▲27	▲40	▲32	▲28	▲26	▲15	▲11	▲5	0	2	1	▲2	1	2	5	5	6	6	8	8	7	4	2	▲4	▲7
大企業		▲34	▲47	▲33	▲18	▲4	2	▲14	▲31	▲17	▲11	▲9	1	4	9	16	19	16	13	16	17	19	20	20	22	23	23	22	21	17	12	7
中堅企業		▲42	▲48	▲35	▲24	▲14	▲11	▲24	▲37	▲27	▲24	▲24	▲14	▲8	▲2	3	5	2	0	4	2	5	7	8	9	10	10	10	7	6	1	▲4
中小企業		▲44	▲50	▲39	▲30	▲24	▲20	▲33	▲44	▲39	▲35	▲32	▲22	▲19	▲13	▲10	▲9	▲7	▲9	▲7	▲6	▲2	▲3	▲2	▲3	0	0	▲2	▲5	▲7	▲11	▲16

(注1)D.I.＝「良い」と回答した社数構成比－「悪い」と回答した社数構成比

(注2)「新ベース(03/12~)」は、04/3の調査対象見直しにより企業規模別の区分基準を常用雇用者数から資本金へ変更、又、調査対象社数を増加している。

# 不動産担保・個人保証に過度に依存しない資金調達

## 1. 主要行の取組

主要3行において、動産・債権譲渡担保融資が増加しているほか、中小企業向けの無担保・第三者保証不要の融資商品を設け、各商品での貸出を推進。

	平成17年度貸出残高	平成18年度貸出残高	平成19年度貸出残高
動産・債権譲渡担保融資	—	約2,105億円	約2,275億円
財務制限条項を活用した融資	—	約1兆2,864億円	約1兆1,779億円
スコアリングモデルを活用したビジネスローン (注)担保・保証を提供している先に対する貸出を一部含む。	約3兆4,800億円	約3兆6,500億円	約3兆1,600億円

## 2. 地域金融機関の取組

不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資については、財務制限条項を活用した商品による融資、動産・債権譲渡担保融資が大きく増加。特に動産担保融資については、実績が急増(ワイン・米・肉牛・機械車両等)。

	< 16年度 >	< 17年度 >	< 18年度 >	< 19年度 >
・財務制限条項を活用した商品による融資	3.6千件 954億円	⇒ 5.4千件 2,031億円	⇒ 4.5千件 2,385億円	⇒ 4.6千件 4,858億円
・動産・債権譲渡担保融資 (うち動産担保融資)	10.0千件 1,737億円	⇒ 19.0千件 1,998億円	⇒ 18.2千件 2,029億円	⇒ 13.5千件 3,133億円
	(個別に把握せず)	⇒ 27件 47億円	⇒ 153件 131億円	⇒ 517件 1,417億円

偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況について

偽造キャッシュカード犯罪、盗難キャッシュカード犯罪、盗難通帳犯罪及びインターネットバンキング犯罪による預金等の不正払戻し等の被害について、各金融機関からの報告を基に被害発生状況及び金融機関による補償状況を、[別紙 1～4](#)のとおり、取りまとめました。

**対象期間**

以下の期間に発生した被害について、犯罪類型ごとに集計しています。

- 偽造キャッシュカード犯罪：平成 12 年 4 月から平成 20 年 3 月
- 盗難キャッシュカード犯罪：平成 17 年 2 月から平成 20 年 3 月
- 盗難通帳犯罪：平成 15 年 4 月から平成 20 年 3 月
- インターネットバンキング犯罪：平成 17 年 2 月から平成 20 年 3 月

(注) 20 年 4 月 15 日までに当庁及び財務局に報告のあった被害発生件数等であり、特に 19 年度分については今後増加する可能性があります。

**概要****1. 被害発生状況**

## ○被害発生件数

(単位:件)

	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	計
偽造キャッシュカード	106	468	913	636	663	(注1)2,795
盗難キャッシュカード		(注2)463	6,121	6,867	4,955	18,406
盗難通帳	670	305	280	254	244	1,753
インターネットバンキング		(注2)1	49	100	231	381

## ○平均被害額

(単位:万円)

	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	計
偽造キャッシュカード	312	227	107	90	61	(注1)121
盗難キャッシュカード		(注2)109	70	46	40	54
盗難通帳	290	134	371	106	162	231
インターネットバンキング		(注2)0	214	109	82	106

(注 1) 偽造キャッシュカード被害発生件数及び平均被害額の合計には、12 年度 (1 件) 及び 14 年度 (8 件) の件数・金額を含みます。

(注 2) 16 年度の盗難キャッシュカード、インターネットバンキングの被害発生件数及び平均被害額は、17 年 2 月から 3 月までの計数です。

## 2. 金融機関による補償状況

(注1) 預貯金者保護法の施行は、18年2月10日です。

(注2) 補償件数は、金融機関が処理方針を決定した被害のうち、被害金額の全額または一部を補償した件数の合計です。

### ○偽造キャッシュカード

(単位:件)

年度	処理方針決定済				
		補償		補償しない	
12年度	1	1	(100.0%)	—	(—)
13年度	—	—	(—)	—	(—)
14年度	6	6	(100.0%)	—	(—)
15年度	97	93	(95.9%)	4	(4.1%)
16年度	450	433	(96.2%)	17	(3.8%)
17年度	852	842	(98.8%)	10	(1.2%)
18年度	574	560	(97.6%)	14	(2.4%)
19年度	579	563	(97.2%)	16	(2.8%)
計	2,559	2,498	(97.6%)	61	(2.4%)

(注) 金融機関が補償しないとした主な理由は、「預貯金者からの補償請求の取下げ等 (29件)」、「預貯金者に重大な過失がある (13件)」などでした。

### ○盗難キャッシュカード

(単位:件)

年度	処理方針決定済				
		補償		補償しない	
17年2月～3月	453	326	(72.0%)	127	(28.0%)
17年度	5,991	4,070	(67.9%)	1,921	(32.1%)
18年度	6,603	4,244	(64.3%)	2,359	(35.7%)
19年度	4,095	2,262	(55.2%)	1,833	(44.8%)
計	17,142	10,902	(63.6%)	6,240	(36.4%)

(注) 金融機関が補償しないとした主な理由は、「預貯金者からの補償請求の取下げ等 (1,917件)」、「遺失等による不正払戻し (1,233件)」、「預貯金者の配偶者等による払戻し (881件)」などでした。

### ○盗難通帳

(単位:件)

年度	処理方針決定済				
		補償		補償しない	
15年度	656	151	(23.0%)	505	(77.0%)
16年度	300	55	(18.3%)	245	(81.7%)
17年度	261	59	(22.6%)	202	(77.4%)
18年度	189	44	(23.3%)	145	(76.7%)
19年度	108	34	(31.5%)	74	(68.5%)

計	1,514	343	(22.7%)	1,171	(77.3%)
---	-------	-----	---------	-------	---------

○インターネットバンキング

(単位:件)

年度		処理方針決定済			
		補償		補償しない	
17年2月～3月	1	—	(—)	1	(100.0%)
17年度	47	38	(80.9%)	9	(19.1%)
18年度	93	68	(73.1%)	25	(26.9%)
19年度	103	88	(85.4%)	15	(14.6%)
計	244	194	(79.5%)	50	(20.5%)

**お問い合わせ先**

金融庁 Tel : 03-3506-6000(代表)  
 監督局銀行第1課 (内線 3322、3388)

[\(別紙1\) 偽造キャッシュカードによる預金等払戻し \(被害発生状況・補償状況\)](#)

[\(別紙2\) 盗難キャッシュカードによる預金等払戻し \(被害発生状況・補償状況\)](#)

[\(別紙3\) 盗難通帳による預金等払戻し \(被害発生状況・補償状況\)](#)

[\(別紙4\) インターネット・バンキングによる預金等不正払戻し \(被害発生状況・補償状況\)](#)

## 偽造キャッシュカードによる預金等払戻し(被害発生状況・補償状況)

(単位:件、百万円)

業態 時期	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況(件)			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額(万円)	計	補償	補償しない	調査・検討中等
12年度	-	-	1	18	-	-	-	-	1	18	1,857	1	1	-	-
13年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14年度	2	9	4	5	1	3	1	1	8	19	245	6	6	-	2
15年度	66	250	30	60	6	10	4	8	106	331	312	97	93	4	9
16年度	338	830	92	150	10	20	28	61	468	1,063	227	450	433	17	18
17年度	569	640	199	202	36	51	109	86	913	980	107	852	842	10	61
18年度	338	282	242	256	30	20	26	16	636	576	90	574	560	14	62
4月～6月	142	144	43	40	20	12	10	4	215	201	93	194	193	1	21
7月～9月	79	62	18	42	2	1	3	1	102	108	106	75	74	1	27
10月～12月	54	32	107	75	7	5	7	8	175	121	69	165	159	6	10
1月～3月	63	42	74	97	1	1	6	2	144	144	100	140	134	6	4
19年度	297	130	130	105	211	157	25	14	663	407	61	579	563	16	84
4月～6月	70	30	46	28	22	14	8	7	146	79	54	138	132	6	8
7月～9月	138	51	16	14	1	0	2	0	157	67	43	145	136	9	12
10月～12月	77	41	24	17	187	141	15	6	303	206	68	288	287	1	15
1月～3月	12	6	44	46	1	0	-	-	57	53	93	8	8	-	49
計	1,610	2,143	698	800	294	264	193	190	2,795	3,398	121	2,559	2,498	61	236
構成比	57.6%	63.1%	25.0%	23.5%	10.5%	7.8%	6.9%	5.6%	100.0%	100.0%		100.0%	97.6%	2.4%	

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

(注2)平成20年4月15日までに金融庁及び財務局に報告のあった被害を集計している。

(注3)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

## 盗難キャッシュカードによる預金等払戻し(被害発生状況・補償状況)

(単位: 件、百万円)

業態 時期	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況(件)				
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均 被害額 (万円)	計	処理方針決定済			調査・ 検討中等
													補償		補償 しない	
全額		75%又は 一部														
17年2月～3月	150	182	183	202	23	24	107	97	463	507	109	453	258	68	127	10
17年度	3,045	2,311	1,798	1,233	383	248	895	518	6,121	4,312	70	5,991	3,286	784	1,921	130
18年度	3,966	1,588	1,808	1,048	388	171	705	353	6,867	3,162	46	6,603	3,287	957	2,359	264
4月～6月	1,070	483	537	284	115	48	204	117	1,926	934	48	1,853	988	226	639	73
7月～9月	1,061	443	463	281	92	36	173	70	1,789	831	46	1,702	876	252	574	87
10月～12月	1,001	364	463	261	115	53	207	119	1,786	798	44	1,725	850	261	614	61
1月～3月	834	297	345	221	66	33	121	45	1,366	597	43	1,323	573	218	532	43
19年度	3,177	1,120	1,096	564	208	89	474	211	4,955	1,987	40	4,095	1,624	638	1,833	860
4月～6月	811	279	313	163	64	32	129	45	1,317	521	39	1,262	533	185	544	55
7月～9月	830	281	321	156	49	15	124	64	1,324	518	39	1,259	465	228	566	65
10月～12月	940	343	248	125	46	20	114	46	1,348	535	39	1,171	479	182	510	177
1月～3月	596	215	214	119	49	20	107	55	966	411	42	403	147	43	213	563
計	10,338	5,203	4,885	3,049	1,002	533	2,181	1,182	18,406	9,969	54	17,142	8,455	2,447	6,240	1,264
構成比	56.2%	52.2%	26.5%	30.6%	5.4%	5.4%	11.8%	11.9%	100.0%	100.0%		100.0%	49.3%	14.3%	36.4%	

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

(注2)平成20年4月15日までに金融庁及び財務局に報告のあった被害を集計している。

(注3)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

## 盗難通帳による預金等払戻し(被害発生状況・補償状況)

(単位:件、百万円)

業態 時期	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況(件)			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額(万円)	計	補償	補償しない	調査・検討中等
15年度	231	885	324	790	38	112	77	158	670	1,947	290	656	151	505	14
16年度	73	180	148	123	19	44	65	63	305	411	134	300	55	245	5
17年度	99	915	129	79	13	11	39	34	280	1,041	371	261	59	202	19
18年度	81	132	123	92	14	13	36	31	254	269	106	189	44	145	65
4月～6月	18	30	41	36	5	2	12	6	76	75	99	71	13	58	5
7月～9月	12	15	44	30	4	2	7	3	67	51	76	54	16	38	13
10月～12月	30	62	14	9	4	2	9	9	57	83	146	31	6	25	26
1月～3月	21	24	24	15	1	6	8	12	54	59	109	33	9	24	21
19年度	143	280	65	62	14	9	22	44	244	396	162	108	34	74	136
4月～6月	31	70	23	28	3	3	13	25	70	127	181	43	12	31	27
7月～9月	33	57	16	11	3	2	3	12	55	83	151	32	9	23	23
10月～12月	44	78	15	17	6	2	3	3	68	102	150	25	11	14	43
1月～3月	35	73	11	5	2	0	3	2	51	83	163	8	2	6	43
計	627	2,394	789	1,148	98	190	239	332	1,753	4,065	231	1,514	343	1,171	239
構成比	35.8%	58.9%	45.0%	28.3%	5.6%	4.7%	13.6%	8.2%	100.0%	100.0%		100.0%	22.7%	77.3%	

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

(注2)平成20年4月15日までに金融庁及び財務局に報告のあった被害を集計している。

(注3)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

## インターネット・バンキングによる預金等不正払戻し(被害発生状況・補償状況)

(単位:件、百万円)

業態 時期	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況(件)			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額(万円)	計	補償	補償しない	調査・検討中等
17年2月～3月	-	-	1	0	-	-	-	-	1	0	0	1	-	1	-
17年度	34	34	10	58	2	2	3	9	49	105	214	47	38	9	2
18年度	85	83	8	4	2	0	5	20	100	109	109	93	68	25	7
4月～6月	4	14	2	0	-	-	4	16	10	30	302	9	5	4	1
7月～9月	20	16	2	0	-	-	-	-	22	16	75	21	16	5	1
10月～12月	21	20	4	4	2	0	1	4	28	30	107	25	15	10	3
1月～3月	40	32	-	-	-	-	-	-	40	32	81	38	32	6	2
19年度	225	184	4	4	1	0	1	0	231	189	82	103	88	15	128
4月～6月	65	84	4	4	-	-	-	-	69	88	128	64	61	3	5
7月～9月	69	66	-	-	-	-	1	0	70	67	95	29	22	7	41
10月～12月	53	10	-	-	1	0	-	-	54	10	19	5	1	4	49
1月～3月	38	23	-	-	-	-	-	-	38	23	61	5	4	1	33
計	344	303	23	67	5	3	9	30	381	404	106	244	194	50	137
構成比	90.3%	75.0%	6.0%	16.8%	1.3%	0.8%	2.4%	7.5%	100.0%	100.0%		100.0%	79.5%	20.5%	

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

(注2)平成20年4月15日までに金融庁及び財務局に報告のあった被害を集計している。

(注3)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

## 偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況(平成20年3月末)

○ 本調査結果は各預金取扱金融機関の平成20年3月末時点でのATM及びインターネットバンキングにおける認証方法等の状況について、アンケート形式による調査を実施・集計し、その概要を公表するものである。

## [表に関する説明]

- ・主要行等とは、いわゆる主要行及び新生銀行、あおぞら銀行を指す。  
(注)三菱東京UFJ銀行については、調査時点において旧東京三菱及び旧UFJでのサービスを継続していることから、旧2行としてそれぞれ計上。
- ・埼玉りそな銀行については、地方銀行に含む。
- ・その他の銀行とは、主要行等、地方銀行及び第二地方銀行以外の銀行を指す。
- ・ATMとはATM、CD及びこれに類する機能を有する機器を指す。
- ・パーセントは小数第二位を四捨五入。

## [調査結果]

## 1. 基本情報

(単位:台、千枚)

業態	キャッシュカード発行金融機関数①	インターネットバンキング実施金融機関数②	ATM設置台数③	キャッシュカード発行枚数④
主要行等	12	9	24,719	118,836
地銀	65	65	39,946	110,899
第二地銀	45	44	13,690	30,393
その他の銀行	14	21	40,433	127,677
信用金庫	281	275	19,792	50,033
信用組合	142	53	2,315	5,409
労働金庫	13	13	2,092	7,609
計	572	480	142,987	450,856
農漁協等	1,039	1,040	12,781	18,458
総計	1,611	1,520	155,768	469,314

## 2. キャッシュカードに関すること

(ICキャッシュカードの導入状況等)

(単位:台、千枚)

業態	キャッシュカード発行金融機関数①	ICキャッシュカード導入済み金融機関数⑤		ICキャッシュカード対応ATM台数⑥		ICキャッシュカード発行枚数⑦	
		⑤/①		⑥/③		⑦/④	
主要行等	12	10	83.3%	19,382	78.4%	10,355	8.7%
地銀	65	58	89.2%	21,589	54.0%	4,836	4.4%
第二地銀	45	22	48.9%	4,250	31.0%	491	1.6%
その他の銀行	14	8	57.1%	33,258	82.3%	9,265	7.3%
信用金庫	281	122	43.4%	8,201	41.4%	1,123	2.2%
信用組合	142	16	11.3%	239	10.3%	40	0.7%
労働金庫	13	12	92.3%	1,055	50.4%	3	0.0%
計	572	248	43.4%	87,974	61.5%	26,113	5.8%
農漁協等	1,039	923	88.8%	11,555	90.4%	170	0.9%
総計	1,611	1,171	72.7%	99,529	63.9%	26,283	5.6%

## (生体認証機能付きICキャッシュカードの導入状況等)

(単位:台、千枚)

業態	キャッシュカード 発行金融 機関数①	生体認証キャッシュカード 導入済み金融機関数⑧		生体認証キャッシュカード 対応ATM台数⑨		生体認証キャッシュ カード発行枚数⑩	
			⑧/①		⑨/③		⑩/④
主要行等	12	9	75.0%	14,439	58.4%	5,451	4.6%
地方銀行	65	46	70.8%	12,391	31.0%	1,497	1.3%
第二地方銀行	45	8	17.8%	1,420	10.4%	19	0.1%
その他の銀行	14	2	14.3%	19,040	47.1%	7,420	5.8%
信用金庫	281	49	17.4%	2,562	12.9%	206	0.4%
信用組合	142	7	4.9%	118	5.1%	30	0.6%
労働金庫	13	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	572	121	21.2%	49,970	34.9%	14,623	3.2%
農漁協等	1,039	148	14.2%	1,803	14.1%	3	0.0%
総計	1,611	269	16.7%	51,773	33.2%	14,626	3.1%

## 3. インターネットバンキングに関すること

(取引時における本人認証の状況)

業態	インターネットバン キング実施金 融機関数②	複数認証の導入 金融機関数⑪		可変パスワードの導入金融機関数 (複数回答可)			
			⑪/②	パスワード生成機 方式⑫		その他⑬	
					⑫/②		⑬/②
主要行等	9	9	100.0%	2	22.2%	8	88.9%
地銀	65	65	100.0%	8	12.3%	33	50.8%
第二地銀	44	44	100.0%	2	4.5%	9	20.5%
その他の銀行	21	20	95.2%	5	23.8%	10	47.6%
信用金庫	275	275	100.0%	18	6.5%	190	69.1%
信用組合	53	50	94.3%	1	1.9%	4	7.5%
労働金庫	13	13	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	480	476	99.2%	36	7.5%	254	52.9%
農漁協等	1,040	1,040	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
総計	1,520	1,516	99.7%	36	2.4%	254	16.7%

## 信託会社等の新規参入状況

平成20年6月30日現在

	免許・登録件数											
	計	関東	近畿	北海道	東北	東海	北陸	中国	四国	九州	福岡	沖縄
運用型信託会社(免許制)	7	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
運用型外国信託会社(免許制)(注1)	0	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
管理型信託会社(登録制)	7	2	4	0	0	1	0	0	0	0	0	0
管理型外国信託会社(登録制)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
グループ企業内信託(届出制)(注2)	19	13	4	0	0	0	0	0	0	0	2	0
承認TLO(登録制)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
信託契約代理業者(登録制)	193	66	26	5	16	28	9	10	10	12	9	2
うち みなし信託契約代理業者	169	53	21	4	16	26	9	10	9	12	7	2

(注1) 運用型外国信託会社の免許は金融庁直轄

(注2) グループ企業内信託の件数は信託契約数、受託者総数は6社

# 平成 19 事務年度保険会社等向け監督方針について

## 金融規制の質的向上

### 金融行政を巡る局面のシフト

- これまでの利用者保護・利用者利便の向上に向けた取組みについて、一層の定着・深化を図っていく必要。
- 金融規制・監督の質が金融・資本市場の競争力を左右。我が国金融・資本市場の活性化・国際競争力強化が優先的政策課題。

### 監督の質的向上

- ① ルール準拠の監督とプリンシプル準拠の監督の最適な組合せ
- ② 行政資源の有効活用による優先課題への対応
- ③ 保険会社等のインセンティブ重視・自助努力の尊重
- ④ 行政対応の透明性・予測可能性の一層の向上

## 重点分野

### 1. 一層の業務改善に向けた保険会社等の組織一体的な取組の促進

保険会社等が業務の適切性を確保していくためには、適切な経営管理の下、自主的な業務改善に組織一体となって取り組むことが重要。

これを踏まえ、業務改善に向けた各社の自主的な努力を尊重しつつ、適切かつ自律的な業務改善プロセスが構築されているか検証し、必要に応じ改善を促していく。また、その際には、業務改善に向けたインセンティブも重視する。

- (1) 適切な保険金等支払管理態勢の構築 (2) 適切な保険募集態勢の確立 (3) 相談・苦情処理態勢の充実 (4) 契約者等の個人情報管理態勢の整備

### 2. 保険会社等の業務規模・態様に応じた監督対応

保険会社等の業務規模は、金融コングロマリットのような大規模のものから、少額短期保険業者のような総じて小規模のものまで多様。また、保険募集の形態も、募集人・代理店中心のもの、広告中心のものなど多様であり、各社によって重点の置き方に特色がある。

これを踏まえ、保険会社等の現状や課題について対話を通じて十分に把握し、業務規模・態様に応じた監督対応を行っていく。

- (1) 特定保険業者への対応 (2) 少額短期保険業者への対応 (3) 保険持株会社・コングロマリットへの対応 (4) 保険募集形態の特色に応じた対応

### 3. リスク管理の高度化の促進

消費者等のニーズの多様化・複雑化や市場環境の変動の中で、保険会社が様々なリスクを適切に把握し、契約者等に対する責任を的確に果たすためには、リスク管理の高度化等による財務健全性の確保や財務情報の適切な提供が必要。

これを踏まえ、リスク管理態勢については資産負債を一体として経済価値で評価する態勢を各社がとることを念頭に置いた監督を行う。その際には、各社の現状や課題について、対話を通じて十分に把握する。

- (1) 資産負債管理及びリスク管理の高度化 (2) 財務情報開示の充実 (3) 適正な責任準備金積立水準の確保 (4) 参考純率及び付加保険料の検証

### 4. 保険市場への参加者（ステークホルダー）との十分な意思疎通の確保

保険業務の健全かつ適切な運営及び保険募集の公正を確保し、保険契約者等の保護を図っていくためには、金融庁と保険会社、保険募集人、保険代理店、保険仲立人、消費者及びそれらの関係団体等が有する経験と知見を互いに十分共有することが重要である。

このため、監督当局としては、上記の保険会社、関係団体等をはじめとする保険市場への参加者（ステークホルダー）との意見交換を積極的かつ定期的に行い、経験・知見の共有と意思疎通の確保に努めていく。

**生命保険会社の平成19年度決算(速報)の概要**  
(かんぽ生命を除く40社ベース)

(単位:億円、%)

	17年度 (18年3月期)		18年度 (19年3月期)		19年度 (20年3月期)	
		増減率		増減率		増減率
基礎収益	382,124	10.3	357,411	▲ 6.5	348,805	▲ 2.4
保険料等収入	291,005	4.4	285,028	▲ 2.1	277,165	▲ 2.7
資産運用収益	69,051	54.0	56,507	▲ 18.2	49,656	▲ 12.1
基礎費用	355,423	10.4	328,480	▲ 7.6	323,248	▲ 1.5
保険金等支払金	203,362	▲ 4.7	189,774	▲ 6.7	201,279	6.0
資産運用費用	2,678	▲ 18.8	2,988	11.6	28,997	870.4
事業費	36,459	2.2	37,146	1.9	37,505	0.9
基礎利益	26,701	8.7	28,931	8.4	25,556	▲ 11.6
キャピタル損益	66	-	▲ 938	-	▲ 4,313	▲ 359.8
臨時損失	▲ 8,737	▲ 13.2	▲ 10,446	▲ 19.6	▲ 7,919	▲ 24.1
危険準備金繰入額	7,572	14.8	6,681	▲ 11.8	2,697	▲ 59.6
経常利益	18,029	13.2	17,546	▲ 2.7	13,323	▲ 24.0
特別損益	▲ 5,277	▲ 22.6	▲ 1,509	▲ 71.4	▲ 971	▲ 35.6
価格変動準備金繰入額	2,031	▲ 14.3	1,410	▲ 30.6	1,126	▲ 20.1
当期純剰余(当期純利益)	9,255	6.4	11,677	26.2	8,849	▲ 24.2
総資産	2,098,791	9.6	2,202,170	4.9	2,139,223	▲ 2.8
有価証券含み損益	159,560	75.5	182,855	14.6	87,565	▲ 52.1
公表逆ざや額	8,286	▲ 21.8	5,092	▲ 38.5	3,486	▲ 31.5

(単位:%、ポイント)

ソルベンシー・マージン比率	1,133.4	212.0	1,236.6	103.2	1,101.6	▲ 135.0
---------------	---------	-------	---------	-------	---------	---------

(注1)逆ざや額=(基礎利益上の運用収支等の利回りー平均予定利率)×一般勘定責任準備金残高

(注2)増減率が「-」の箇所は、前年同期が負値で当期が正值、あるいは前年同期が正值で当期が負値のもの。

(注3)ソルベンシー・マージン比率については、全社加重平均である。

## 【参考】[個人保険+個人年金ベース]

新契約高+転換純増(兆円)	89	▲ 9.4	76	▲ 14.0	66	▲ 13.1
解約失効高(兆円)	91	▲ 8.0	82	▲ 9.3	75	▲ 8.5
保有契約高(兆円)	1,150	▲ 3.0	1,112	▲ 3.4	1,067	▲ 4.0
年換算保険料(億円)						
新契約ベース (注4)	22,492	12.9	24,783	10.2	22,250	▲ 10.2
うち第三分野 (注5)	5,759	3.7	4,859	▲ 15.6	4,688	▲ 3.5
保有契約ベース (注6)	186,165	1.9	194,220	4.3	196,733	1.2
うち第三分野 (注7)	43,747	5.6	44,869	2.6	45,883	2.2

(注4)算出会社(平成17・18年度:38社、19年度:40社)の合計額。

(注5)算出会社(平成17・18年度:36社、19年度:40社)の合計額。

(注6)算出会社(平成17・18年度:38社、19年度:40社)の合計額。

(注7)算出会社(平成17・18年度:36社、19年度:40社)の合計額。

※対前年度増減率は、全年度算出会社に対する割合。

## 損害保険会社の平成19年度決算（速報）の概要

（単位：億円、％）

	17年度 (=18年3月期)		18年度 (=19年3月期)		19年度 (=20年3月期)	
		対前年 増減率		対前年 増減率		対前年 増減率
正味収入保険料	77,066	1.2	77,735	0.9	77,162	▲ 0.7
正味支払保険金	43,100	▲ 3.5	44,352	2.9	44,406	0.1
保険引受利益	144	—	▲ 1,180	▲ 919.4	▲ 689	41.6
資産運用粗利益	5,345	▲ 0.2	5,995	12.2	5,219	▲ 12.9
経常利益	4,793	18.6	4,046	▲ 15.6	3,746	▲ 7.4
当期利益	2,969	18.9	2,276	▲ 23.4	2,261	▲ 0.7
総資産	370,789	12.4	377,796	1.9	352,113	▲ 6.8
有価証券含み損益	90,132	71.0	94,506	4.9	55,467	▲ 41.3

注1) 17年度・18年度は48社ベース、19年度は52社ベース。

注2) 「資産運用粗利益」は、「資産運用収益」－「資産運用費用」により算出している。

## 生命保険会社一覧表

(平成20年6月30日現在 44社)

## 国内社40社

		会社名	
(18社)	相互会社 6社	日本生命保険相互会社	
		第一生命保険相互会社	
		明治安田生命保険相互会社	
		住友生命保険相互会社	
		朝日生命保険相互会社	
		富国生命保険相互会社	
		三井生命保険株式会社	
		太陽生命保険株式会社	
		大同生命保険株式会社	
		ソニー生命保険株式会社	
		T&Dフィナンシャル生命保険株式会社	
		オリックス生命保険株式会社	
		大和生命保険株式会社	
		第一フロンティア生命保険株式会社	
		株式会社かんぼ生命保険	
		フコクしんらい生命保険株式会社	
		SBIアクサ生命保険株式会社	
		ライフネット生命保険株式会社	
		外資系 (外資50%以上) (13社)	ジブラルタ生命保険株式会社
			AIGエジソン生命保険株式会社
エイアイジー・スター生命保険株式会社			
ブルデンシャル生命保険株式会社			
マニユライフ生命保険株式会社			
ハートフォード生命保険株式会社			
アイエヌジー生命保険株式会社			
アクサ生命保険株式会社			
マスマューチュアル生命保険株式会社			
アクサフィナンシャル生命保険株式会社			
ピーシーエー生命保険株式会社			
クレディ・アグリコル生命保険株式会社			
アリアンツ生命保険株式会社			
損保系子会社 (損保50%以上) (9社)	東京海上日動あんしん生命保険株式会社		
	損保ジャパンひまわり生命保険株式会社		
	三井住友海上きらめき生命保険株式会社		
	三井住友海上メットライフ生命保険株式会社		
	あいおい生命保険株式会社		
	日本興亜生命保険株式会社		
	東京海上日動フィナンシャル生命保険株式会社		
	富士生命保険株式会社		
損保ジャパン・ディー・アイ・ワイ生命保険株式会社			

## 外社 4社

支店形態 (4社)	アメリカンファミリーライフアシュアランスカンパニーオブコロラド
	アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー
	チューリッヒ・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド
	カーディフ・アシュアランス・ヴィ

## (参考)保険持株会社 4社

アクサジャパンホールディング株式会社(アクサ生命、アクサ損保)
株式会社T&Dホールディングス(太陽生命、大同生命、T&Dフィナンシャル生命)
ソニーフィナンシャルホールディング株式会社(ソニー生命、ソニー損保、ソニー銀行)
日本郵政株式会社(かんぼ生命、ゆうちょ銀行)

## 損害保険会社一覧表

(平成20年6月末現在 52社)

## 国内社30社

	会 社 名
(21社)	東京海上日動火災保険株式会社
	株式会社損害保険ジャパン
	三井住友海上火災保険株式会社
	日本興亜損害保険株式会社
	あいおい損害保険株式会社
	富士火災海上保険株式会社
	ニッセイ同和損害保険株式会社
	共栄火災海上保険株式会社
	日新火災海上保険株式会社
	朝日火災海上保険株式会社
	セコム損害保険株式会社
	大同火災海上保険株式会社
	セゾン自動車火災保険株式会社
	ソニー損害保険株式会社
	三井ダイレクト損害保険株式会社
	日立キャピタル損害保険株式会社
	そんぽ24損害保険株式会社
	エイチ・エス損害保険株式会社
	アニコム損害保険株式会社
	SBI損害保険株式会社
アドリック損害保険株式会社	
外資系 (外資50%以上) (4社)	ジェイアイ傷害火災保険株式会社
	アリアンツ火災海上保険株式会社
	エース損害保険株式会社
	アクサ損害保険株式会社
生保系子会社 (生保50%以上) (2社)	スミセイ損害保険株式会社
	明治安田損害保険株式会社
再保険専業社 (3社)	トーア再保険株式会社
	日本地震再保険株式会社
	大成再保険株式会社
保険持株会社 (3社)	株式会社ミレアホールディングス
	アニコムインターナショナル株式会社
	三井住友海上グループホールディングス株式会社

## 外国損害保険会社一覧表

(平成20年6月末現在)

## 外社(支店形態) 22社

国 籍	会 社 名
ア メ リ カ (7社)	アメリカン・ホーム・アシュアランス・カンパニー
	フェデラル・インシュアランス・カンパニー
	エイアイユー インシュアランス カンパニー
	トランスアトランティック リンシュアランス カンパニー
	アールジーイー・リンシュアランス・カンパニー
	ジェンワース・モーゲージ・インシュアランス・コーポレーション
	ファイナンシャル・セキュリティ・アシュアランス・インク
イ ギ リ ス (3社)	イーグル・スター・インシュアランス・カンパニー・リミテッド
	ザ・ブリタニヤ・スティーム・シップ・インシュアランス・アソシエーション・リミテッド
	ザ・ソサイエティー・オブ・ロイズ
フ ラ ンス (2社)	コンパニー・フランセーズ・ダシュランス・プール・ル・コムル・エクステリユール
	カーディフ・アシュアランス・リスク・ディヴェール
ス イ ス (2社)	チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー
	スイス・リンシュアランス・カンパニー・リミテッド
イ タ リ ア	アシキュラチオニ・ゼネラリ・エス・ピー・エイ
ノ ル ウ ェ ー	アシュアランスフォアニンゲン・ガード・イエンシディグ
イ ン ド	ザ・ニュー・インディア・アシュアランス・カンパニー・リミテッド
韓 国	現代海上火災保険株式会社
バ ミ ュ ー ダ	ジ・ユナイテッド・キングダム・ミューチュアル・スティーム・シップ・アシュアランス・アソシエーション(バミューダ)リミテッド
ド イ ツ (2社)	エイチディーアイ・ゲーリング・インドウストウリー・フェアジツヒヤルングス・アクツィーエンゲゼルシャフト
	ユーラー・ヘルメス・クレジットフェアズイヘルングス・アクティエンゲゼルシャフト
オ ラ ン ダ	アトラディウス・クレジット・インシュアランス・エヌ・ヴィ

## 生命保険会社の推移

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年6月現在
国内社 (法第3条免許)	38社	36社	35社	34社	34社	38社	40社
+ 免許 ▲ 廃止	+三井住友海上シテイ (14年9月) ※合併 +大和(14年4月) ▲大和 ▲あざみ +GEエジソン (14年10月) ▲セゾン ▲GEエジソン	※合併 +東海日動あんしん (15年10月) ▲東海あんしん ▲日動 +明治安田 (16年1月) ▲明治 ▲安田	※合併 +プルデンシャル (17年2月) ▲プルデンシャル ▲あおば	※合併 +アクサ (17年10月) ▲アクサ ▲アクサグループライフ		+クレディ・アグリコル (19年6月) +第一フロンティア (19年7月) +かんぽ生命 (19年10月) +アリアンツ (20年3月)	+SBIアクサ (20年4月) +ライフネット (20年4月)
外社 (法第185条免許)	4社	4社	4社	4社	4社	4社	4社
+ 免許 ▲ 廃止							
合計	42社	40社	39社	38社	38社	42社	44社

(注) 合併会社のうち、下線のある会社が存続会社。

## 損害保険会社の推移

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年6月現在
<b>国内社</b> (法第3条免許)	29社	28社	26社	26社	30社	30社
+ 免許 ▲ 廃止	▲三井ライフ損害 (15年11月)	※合併(16年10月) +東京海上日動火災 ▲東京海上火災 ▲日動火災	※合併(17年4月) +明治安田損害保険 ▲明治損害保険 ▲安田ライフ損害保険 ※合併(17年7月) +損保ジャパン ▲損保ジャパン ▲損保ジャパンFG		+エイチ・エス損害保険 (19年10月) +アニコム損害保険 (19年12月) +SBI損害保険 (19年12月) +アドリック損害保険 (20年3月)	
<b>外社</b> (法第185条免許)	24社	21社	22社	22社	22社	22社
+ 免許 ▲ 廃止	▲ウインタートウルスイス (15年10月) +RGA(15年11月) +スイス再保 (15年12月) ▲トラベラーズ (16年3月)	▲QBE(16年4月) ▲ランパーメンズ(16年7月) +アトラディウス(16年12月) ▲ザ・ロンドン・アッシュアランス (17年2月) ▲ロイヤル・アンド・サンアライ アンス(17年2月)	+GEモーゲージ(17年8月)	▲マラヤン(18年9月) +ファイナンシャル・セキュリティ・アシュア ランス・インク(18年11月)	+エイチディーアイ・インドゥストリー (19年9月) ※合併(19年9月) +エイチディーアイ・ケーリング・インドゥストリー ▲エイチディーアイ・インドゥストリー ▲ケーリング・アルゲマイネ	
	53社	49社	48社	48社	52社	52社

(注) 合併会社のうち、下線のある会社が存続会社。

## 少額短期保険業者向けの監督指針 (保険会社向けの総合的な監督指針【別冊】)

### I. 基本的考え

○少額短期保険業者監督の目的は、従来、特定の者を相手方として法律の根拠なく保険の引受けを行っていたいわゆる無認可共済について、保険業法の保険業に含め、規制の対象とすることで保険契約者等の保護を図ることにある。

○本監督指針は、少額短期保険業者の監督行政をどのような視点に立つて行うべきか、各種規制の基本的考え方、監督上の着眼点と留意すべき事項、具体的な監督手法について、保険会社向けの総合的な監督指針の別冊として位置付け、体系的に整備している。本指針に記載がない項目については、保険会社向けの総合的な監督指針を参照しつつ対応。

○少額短期保険業者は、取扱保険商品や会社の規模等が多種多様であると予想されるため、監督上の評価項目の全てを一律に求めることなく、特に体制面の着眼点においては、事業者の実情に応じて判断することが必要(機械的・画一的な運用に陥らないように配慮。)

### II. 監督上の評価項目

#### ○ 経営管理（ガバナンス） 少額短期保険業者の経営管理の有効性を検証

・少額短期保険業者の特性・規模に応じて、経営管理機能が発揮されているか、各種ヒアリング等により検証

・特定保険業者(※)が保険事業部分を子会社化して設立する場合も想定されるため、主要株主や持株会社等の関与状況にも留意

#### ○ 財務の健全性

##### 少額短期保険業者の財務の健全性確保のための管理態勢を検証

・少額短期保険業者に対して、保険会社と同様に、責任準備金等の適切な積立、通常の予測を超えて発生するリスクに対する対応力を示す基準である「ルベンシー・マージン」比率に基づく措置、再保険に関するリスク管理態勢の整備等を規定

##### <少額短期保険業者独自の着眼点>

・保険料及び責任準備金の積立等について、事後チェックの確認方法を記載

・保険業の継続可能性について、短期商品に配慮した事業継続の確認ポイントを設定

・預金・国債等安全資産に限定した運用が求められる点を踏まえた資産運用リスク管理態勢の整備

#### ○ 業務の適切性

##### 少額短期保険業者のコンプライアンス態勢等を検証

・保険会社の募集人等と同様、保険業法に基づく適切な保険募集態勢の確立が求められることから、保険契約の募集及び締結時に係る着眼点を規定

##### <少額短期保険募集人独自の着眼点>

①連鎖販売取引(いわゆるマルチ販売)による不適切な募集行為の防止

②保険金限度額内での募集のための適切な措置

##### <業務運営に関する少額短期保険業者独自の着眼点>

①自動更新契約の保険料等の見直しを書面で説明

②セーフティネットがないことを書面で説明

③保険金限度額等を書面で説明

④契約者から以上の説明を了した旨の署名、押印を得るための措置

### III. 事務処理上の留意点

○登録等の監督事務は原則として財務局となるため、財務局への内部委任事項を記載したほか、以下のような少額短期保険業者の監督に係る事務処理上の留意点を記載

・無登録等で保険業を行っている者への対応

・少額短期保険業の登録事務

①登録に際しての具体的な手続き、審査に当たっての着眼点(組織・体制・人員構成等)

②少額短期保険業者登録簿の取扱い等(公衆の縦覧に供する)

・少額短期保険募集人の登録事務

・少額短期保険業を開始する前の供託金等の確認方法

・オフサイトモニタリングの主な留意点(定期的なヒアリング等の実施)

### IV. 商品審査

少額短期保険業者から保険商品の創設もしくは既存商品の改定に係る届出が行われた場合の審査にあたっての着眼点を記載

・商品名称等が保険契約者に誤解されるおそれがないか

・普通保険約款の記載事項の明確性・平易性

・保障開始日の明確化

・保険契約の無効事由等の明確化

・免責事由の公平性、合理性

・支払い、請求手続き等の適切性

・保険計理人の意見書に係る留意点

### V. 経過措置期間の留意点

特定保険業者(※)についての留意点を記載

①特定保険業者の届出

②特定保険業者に対する保険募集規制・業務モニタリング

③特定保険業者に対する監督対応

④特定保険業者からの保険契約の移転

⑤引受限度額を超える保険の引受け

(※)特定保険業とは、平成18年4月1日に現に特定の者を相手に保険の引受けを行っている者をいう。

## 少額短期保険業者一覧

(平成20年6月30日現在)

所管財務局	商号	本店所在地
関東財務局	日本震災パートナーズ(株)	東京都千代田区九段南2-1-30
	ペット&ファミリー少額短期保険(株)	東京都文京区本郷3-34-3
	エクセルエイド少額短期保険(株)	東京都中央区銀座1-19-14
	リプラス少額短期保険(株)	東京都新宿区百人町2-27-7
	MC少額短期保険(株)	東京都港区赤坂5-5-12
	エテルナ少額短期保険(株)	東京都中央区新川2-1-5
	いきいき世代(株)	東京都新宿区神楽坂4-1-1
	ミレア日本厚生少額短期保険(株)	神奈川県横浜市西区みなとみらい2-2-1-1
	(株)アソシア	東京都千代田区九段北3-2-2
	(株)宅建ファミリー共済	東京都千代田区富士見2-11-11
	ぜんち共済(株)	東京都千代田区岩本町3-5-8
	ブロードマインド少額短期保険(株)	東京都港区虎ノ門一丁目22-16
	(株)全管協共済会	東京都中央区八重洲2-1-5
	リロ少額短期保険(株)	東京都新宿区新宿4-3-23
	(株)メモリード・ライフ	東京都文京区小石川1-2-4
	NP少額短期保険(株)	東京都千代田区神田富山町25
	(株)アイペット	東京都中央区銀座1-15-6
	富士少額短期保険(株)	山梨県甲府市丸の内1-17-10
	Aライフ(株)	東京都豊島区東池袋1-15-12
	エース賃貸少額短期保険(株)	東京都渋谷区東1-26-20
	ペットメディカルサポート(株)	東京都渋谷区東1-4-23
	もつとぎゅっと少額短期保険(株)	東京都港区新橋6-1-11
	レオパレス少額短期保険(株)	東京都中野区本町2-29-12
	ナミキちゃおちゃお共済(株)	東京都板橋区成増2-16-9
	ABC少額短期保険(株)	東京都千代田区丸の内3-3-1

所管財務局	商号	本店所在地
関東財務局	特定非営利活動法人アビリティクラブたすけあい	東京都新宿区歌舞伎町2-19-13
	(株)ジック少額短期保険	千葉県東金市川場1064-1
	クローバー少額短期保険(株)	東京都港区浜松町1-29-9
	ライズ少額短期保険(株)	東京都中央区京橋1-1-9
	ユニバーサル少額短期保険(株)	東京都文京区湯島2-32-3
近畿財務局	アクア少額短期保険(株)	大阪市淀川区東三国2-37-3
	エイ・ワン少額短期保険(株)	大阪府中央区久太郎町1-9-26
	日本住宅少額短期保険(株)	大阪府吹田市江の木町1-38
北海道財務局	常口セーフティ少額短期保険(株)	北海道札幌市中央区南9条西3-2-16
東北財務局	日本アニマル倶楽部(株)	宮城県仙台市青葉区一番町4-1-1
	フローラル共済(株)	宮城県仙台市青葉区水の森3-41-15
	東日本少額短期保険(株)	宮城県仙台市青葉区上杉3-3-9
東海財務局	(株)学校安全共済会	静岡県沼津市大塚141
	(株)エージー・メンバーズ	愛知県名古屋市中区栄3-13-6
中国財務局	エス・シー少額短期保険(株)	広島県呉市西中央2-2-12
福岡財務支局	ベル少額短期保険(株)	福岡県福岡市博多区博多駅前 3-2-1
福岡財務支局	フェニックス少額短期保険(株)	福岡県久留米市西町105-15
沖縄総合事務局	レキオス少額短期保険(株)	沖縄県那覇市おもろまち4-19-16

## 特定保険業者の移行見込み（6月30日現在での各業者の意向）

各業者の意向について各財務局において調査した結果を H20.6.30 時点で取りまとめたものであり、今後変更がありうる。

移 行 形 態	20 年 6 月 末
a. 保険会社へ移行	5 ( 1.2%)
b. 少額短期保険業者へ移行	58 (13.4%)
c. 保険業法の適用除外となって共済事業を継続(注1)	180 (41.8%)
d. 他の保険会社等との団体契約を締結し、契約者への保障を継続	115 (26.7%) *
e. 他の保険会社等へ共済契約を移転等する	22 ( 5.1%) *
<b>以上、契約者への保障が継続される移行形態 [A]</b> (a + b + c + d + e)	<b>380</b> <b>(88.2)</b>
<b>単純に廃業 [B]</b>	<b>51</b> <b>(11.8%) *</b>
<b>合 計 [A] + [B]</b>	<b>431</b> <b>(100.0%)</b>

(注1) 適用除外化の例

- ・ 慶弔見舞金として、社会通念上妥当な金額の範囲内の給付とする。
- ・ 契約者を1千人以下とする。
- ・ 一の職場内共済に運営を変更するなど、保険業法の適用除外規定に沿った形で運営する。

(注2) \* は、共済事業としては、廃業となる見込みのもの(合計188業者[43.6%])。

## ソルベンシー・マージン比率の見直しの骨子(案)

### 1. 健全性の基準に用いる資本金、基金、準備金等

#### (1) 繰延税金資産(規則第86条第1項第1号の一部)

- 繰延税金資産のうち、価格変動準備金、危険準備金、異常危険準備金、評価・換算差額に係るもの以外については、純資産及び各種準備金等(注1)の20%を限度として算入できるものとする。

(注1) 正確には、次の(ア)~(オ)の合計額とする。

(ア) 純資産(剰余金の処分として支出する額、評価・換算差額等及び繰延資産等を除く。)

(イ) 価格変動準備金

(ウ) 危険準備金及び異常危険準備金

(エ) 責任準備金のうち解約返戻金相当額を超える額及び契約者配当準備金の未割当額

(オ) 持込資本金等

#### (2) 将来利益(告示第1条第4号)

- 将来利益については、全額不算入とする。

#### (3) 税効果相当額(告示第1条第5号)

- 税効果相当額については、中核的支払余力(注2)を限度に算入できるものとする。

(注2) 中核的支払余力とは、(注1)の(ア)~(オ)の合計額から、(1)により算入できない繰延税金資産の額を控除した額をいう。

### 2. 通常の予測を超える危険に対応する額

#### (1) 一般保険リスク相当額(告示第2条第1項第1号、別表第3)

- 95%VaRの損害率と平均損害率の差を保険料基準のリスク係数とし、また、保険金基準のリスク係数は、保険料基準のリスク係数を平均損害率で除した率として、それぞれ直近10年間の実績データを基にリスク係数を改定する。
- 基礎データは、1997~2006年度における損害保険会社の損害率の実績をもとにした統計資料を使用する。

#### (2) 予定利率リスク相当額(告示第2条第2項、別表第6)

- 保険会社の一般的な資産ポートフォリオによる収益率が予定利率を下回り、逆ざやとなる金額の期待値をリスク量とするとの考え方で、直近10年間の実績データを基にリスク係数を改定する。
- 基礎データは、1997年4月~2007年3月における各種インデックスに基づく収益率の平均及び標準偏差と、2007年3月末における資産構成の実績を使用する。

#### (3) 最低保証リスク相当額(告示第2条第3項、別表第6の2)

- 価格変動等リスクで想定している資産価値の下落が生じた場合に、追加的に積立が

必要となる最低保証に係る保険料積立金の額を各社で算出し、リスク量とする。

- (4) 価格変動等リスク相当額(告示第2条第4項、別表第7)
- ・ 95%VaRの資産価格の年間最大下落幅をリスク量とするとの考え方で、最近までのできる限り長期間の実績データを基にリスク係数を改定する。
  - ・ 外貨建保険負債との対応関係が明確な外貨建資産に関しては、為替リスクを除いたリスク係数を設定する。
  - ・ 分散投資効果は、現行では一律に生命保険会社30%、損害保険会社20%としているのを改め、各社がそれぞれのポートフォリオに基づいて算出する。
  - ・ デリバティブ取引によりリスクヘッジを行っている場合には、価格変動等リスクの算出にあたり、当該デリバティブの取引高をリスク対象資産の額から控除する。
  - ・ 基礎データは、1975年4月～2007年3月のうち、できる限り長期における各種インデックスに基づく収益率の平均、標準偏差及び相関係数を使用する。
- (5) 子会社等リスク相当額(告示第2条第6項、別表第10)
- ・ 国内外の会社の株式や債券等のリスク係数については、価格変動等リスクの見直しに合わせて改定を行う。
- (6) デリバティブ取引リスク相当額(告示第2条第7項、別表第11、別表第12)
- ・ 先物取引リスク及びオプション取引リスクについて、価格変動等リスクの見直しに合わせて改定を行う。

---

※ 骨子(案)中、「規則」とあるのは、保険業法施行規則(平成8年大蔵省令第5号)を、「告示」とあるのは、「保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件」(平成8年大蔵省告示第50号)を指す。

## 保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令等について

### 1. 趣旨

保険会社等のディスクロージャーにおいて、ソルベンシー・マージン比率に関連のある項目の開示を拡充するほか、第三分野保険の責任準備金積立ルール等整備する。

### 2. 改正の概要

#### (1) 保険業法施行規則（平成8年大蔵省令第5号）の一部を改正する内閣府令

保険会社の支払能力（ソルベンシー）を理解する上で重要と考えられる情報について、保険会社が公衆縦覧に供する業務及び財産の状況に関する説明書類の開示項目に加える等の改正を行うほか、第三分野保険リスクの全ての移転を行う再保険であって、かつ、責任準備金の積立を再保険の引き受け手側で行う場合に負債十分性テスト等を適用するための改正を行った。

#### (2) 保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（平成8年大蔵省告示第50号）の一部改正

ソルベンシー・マージン比率にかかる基準の平明・簡素化を図るための改正を行った。

#### (3) 保険業法施行規則第80条及び第158条の規定に基づき金融庁長官が定める基準を定める件（平成12年金融監督庁・大蔵省告示第22号）の一部改正

第三分野保険の責任準備金積立ルールについて所要の整備を行った。

#### (4) 「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正等

保険監督者国際機構（IAIS）において2006年10月に「資産負債管理に関する基準」が採択されており、各国当局は、保険会社に対して

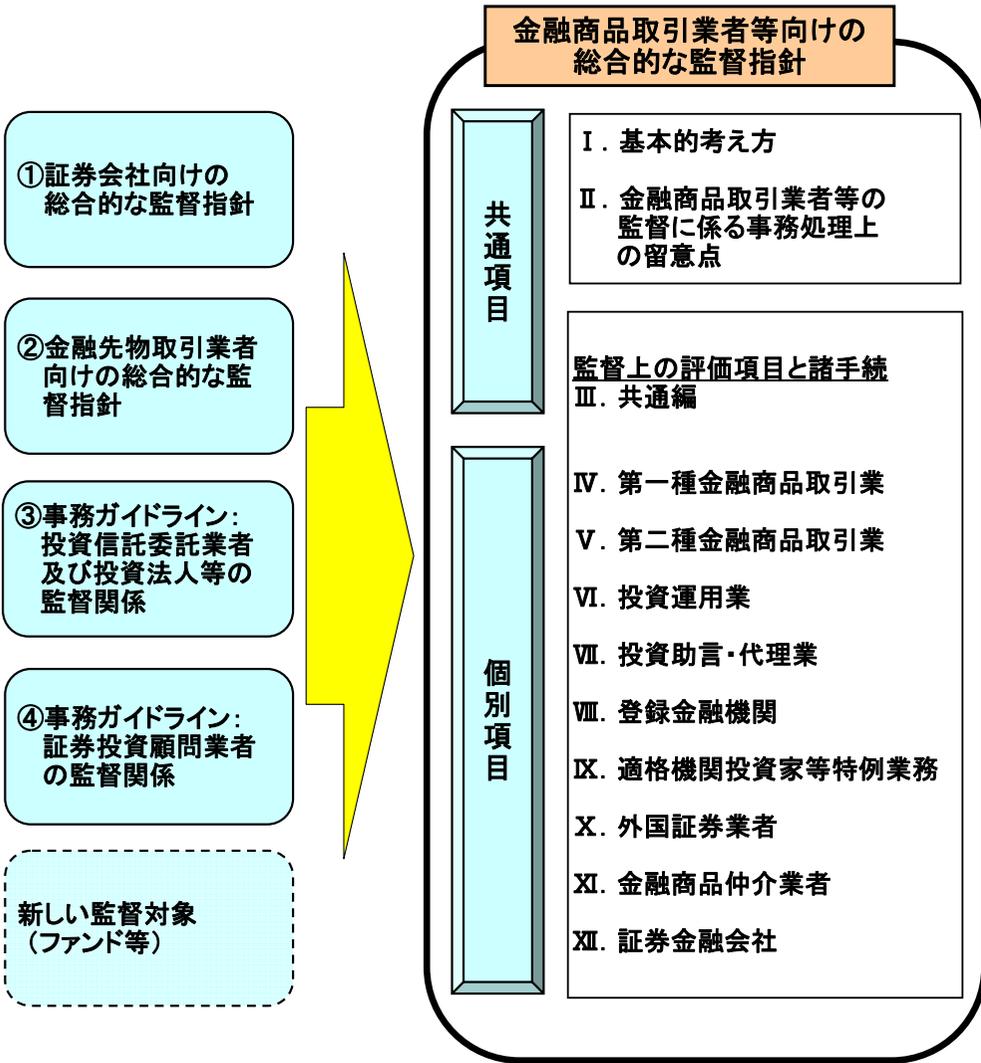
- イ) 資産と負債の総合的管理を行うための適切な手続きが構築されていること
  - ロ) 資産負債管理は、経済価値に基づき、全てのリスクを考慮したものであること
  - ハ) 資産負債管理の方針は、取締役会で承認され、定期的に再検討を行うこと
- 等を求めることが必要となっていることから、監督上の評価項目に「資産負債の総合的な管理」を加える等の改正を行った。

### 3. 施行期日

平成20年3月31日

# 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の概要

従来の業態別の監督指針から金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針へ



基本的考え方

目的	趣旨
<ul style="list-style-type: none"> <li>○金融商品取引業の健全・適切な業務運営確保</li> <li>○公正な金融商品等の取引や有価証券の円滑な流通等の確保</li> <li>○市場仲介機能等の適切な発揮を通じ、資本市場機能の十全な発揮・公正な価格形成等を確保</li> <li>○国民経済の健全な発展・投資者の保護</li> </ul>	<p>金融商品取引法制の下で、多様化している金商業者等に対し、監督上の対応を的確に行うことで「貯蓄から投資へ」の動きを加速し、以下の四つの効果を通じ、我が国金融システムの安定と、内外の市場参加者にとって魅力ある市場の実現、企業の成長、及び経済発展に資する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 強靱で高度なリスクシェアリング能力を有する金融システムの実現（間接金融中心の金融システムの脆弱性回避）</li> <li>2. リスクマネーの円滑な供給とイノベーションの促進</li> <li>3. 厚みのある市場の実現による資本の効率性・企業の収益性の向上</li> <li>4. 多様な運用手段の提供による多彩で豊かな社会の実現</li> </ol>

金融商品取引業者等に係る事務処理上の留意点

1. 一般的な監督事務
2. 監督部局間・検査部局との連携
3. 自主規制機関との連携  
⇒ 情報交換等を通じた問題意識等の共有  
金商業者からの暴力団等の排除に関する協力
4. 法令解釈等外部からの照会への対応
5. 行政処分を行う際の留意点  
⇒ 業務改善命令、停止命令等の処分を検討する際には、行為の重大性・悪質性、行為の背景となった経営管理態勢及び業務運営態勢の適切性を勘案すること

# 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の概要

## 監督上の評価項目と諸手続

### 共通項目

1. 法令遵守態勢
2. 勧誘・説明態勢
  - 広告等の規制
    - ・ 重要事項(手数料情報、リスク情報等)の明示
    - ・ 「リスクがある旨」などについて大きな字で明瞭・正確な表示
    - ・ 誇大広告(断定的判断や利回り・損失保証と誤解させる表示等)をしていないか
    - ・ 広告審査体制
  - 顧客に対する説明態勢(セミナー等での説明を含む)
    - ・ 適合性原則を踏まえた説明態勢の整備
3. 顧客情報の管理
4. 本人確認、疑わしい取引の届出義務
  - ・ 本人確認や「疑わしい取引の届出」を的確に実施するための態勢整備
5. 事務リスク管理態勢
6. システムリスク管理態勢
7. 危機管理態勢
8. 金融商品仲介業者の法令違反の防止措置
9. 反社会的勢力による被害の防止
10. 企業の社会的責任(CSR)についての情報開示等

### 第一種金融商品取引業

1. 経営管理
  - 役員の適格性、業務を適確に遂行する人的構成
  - ・ 役員についての欠格事由等
  - ・ 役員に関する知識・経験、暴力団との関係、禁錮以上の刑(詐欺罪等)を踏まえて、人的構成の適格性を検討

【Fit & Proper原則】
2. 財務の健全性等
  - 自己資本規制比率の正確性等
  - 早期警戒制度
3. 業務の適切性
  - 有価証券関連業及び店頭デリバティブ取引業に係る業務の適切性
4. 市場仲介機能等の適切な発揮
  - 市場仲介者のオペレーションの信頼性向上
  - 発行体・投資家へのチェック機能の発揮
  - 市場プレイヤーとしての自己規律の維持
5. 登録
  - 登録時の人的構成についての検証
6. 承認及び届出等

### 第二種金融商品取引業

1. 経営管理
 

【Fit & Proper原則】
2. 業務の適切性
  - ファンドに関する説明義務に係る留意事項
    - ・ ファンドに関するスキーム、事業の概要についての説明がなされているか(マルチ商法やねずみ講まがいに注意)
  - 市場デリバティブ取引業に係る業務の適切性
3. 登録
  - 登録時の人的構成についての検証

### 投資運用業

1. 経営管理
 

【Fit & Proper原則】
2. 業務の適切性
  - 投資一任業に係る業務の適切性
    - ・ 業務執行態勢
    - ・ 誇大広告の禁止等
  - 投信委託業等に係る業務の適切性
  - ファンド運用業に係る業務の適切性
  - 不動産ファンド運用業の特に留意すべき事項
    - ・ 不動産のデューデリジエンス態勢の適切性
    - ・ 利益相反防止態勢
  - 投資法人の業務の適切性
    - ・ 役員会が形骸化していないか等
3. 登録
  - 登録時の人的構成についての検証

### 投資助言・代理業

1. 経営管理
2. 業務の適切性
  - 誇大広告の禁止
  - クーリングオフ
  - 兼業業務に係る優越的地位の濫用防止
3. 登録

### 適格機関投資家等特例業務

- 業務の適切性
- 勧誘説明態勢
    - ・ 虚偽の表示・説明の禁止
  - ファンド運用業者へのモニタリング調査
    - ・ ファンド名
    - ・ ファンドの種類
    - ・ 運用財産総額

# 平成19事務年度金融商品取引業者等向け監督方針の概要

## 【現状認識】

「貯蓄から投資へ」の流れを加速させるとともに、我が国金融・資本市場の活性化・国際競争力の強化が必要。また、金融機関の自助努力の重要性が従来以上に高まっている。

「金融規制の質的向上」の実現

## 【金融規制の質的向上（ベター・レギュレーション）】

- (1) ルール・ベースとプリンシプル・ベースの監督の最適な組合せ
- (2) 行政資源の有効活用による優先課題への対応
- (3) 金融商品取引業者等のインセンティブの重視
- (4) 行政対応の透明性の向上

## 【重点事項】

### 金融商品取引業者の監督

1. 適正な業務運営態勢、人的構成の確保
  - 円滑かつ厳正な登録事務
    - ・人的構成のチェック
    - ・自主規制機関への加入の有無に関するチェック
  - 態勢整備等
    - ・常時適正な業務運営態勢、人的構成を自らの責任で確保すること
2. 高度で強固な法令等遵守態勢・リスク管理態勢の整備
  - 法令等遵守態勢
  - リスク管理態勢
  - 内部監査部門の検証
3. 利用者保護
  - 適切な勧誘・説明の確保
    - ・特定投資家と一般投資家の適切な審査、適合性原則
    - ・広告規制
  - 態勢整備等
    - ・特定投資家と一般投資家の審査態勢、事後的な検証態勢
    - ・適合性原則遵守のための顧客管理態勢、広告審査態勢、苦情処理態勢
    - ・自主的な取組みを尊重しつつ、態勢整備を検証
4. 顧客情報管理
  - 漏えい、滅失又はき損の発生の有無、不当な共有の有無
  - 顧客情報管理態勢等
5. 金融コングロマリットの経営管理

### 各業種における監督

1. 第一種金融商品取引業
  - 業務の適切性の確保
    - ・広告規制、不招請勧誘の禁止
    - ・自己資本比率の正確な計算
  - 態勢整備等
    - ・証券会社等の市場仲介機能等の適切な発揮
    - ・投資銀行業務、プリンシパル投資業務を行っている場合の利益相反防止
2. 第二種金融商品取引業
  - 集団投資スキーム(ファンド)に関する説明状況の検証
3. 投資運用業務
  - 業務執行体制
  - 広告規制
  - 不動産ファンド運用業者のデューデリジエンス態勢、利益相反防止態勢
    - ※ 適正な価格形成機能の発揮のための措置。個別不動産価格に影響を与えること等を企図しているものではない。
4. 投資助言・代理業
  - 広告規制等

### 登録金融機関の監督

1. 優越的地位の濫用防止
  - 優越的地位の濫用防止
  - 登録金融機関の態勢整備等
2. 投資信託等の販売における留意点
  - 預金等との誤認防止
  - 過誤があった場合の誠実かつ公正な顧客対応
3. 情報管理態勢
  - クレジットデリバティブ取扱い部門と融資部門との間の情報管理、利益相反防止態勢

### ファンドに関する留意点

ファンドは、我が国金融・資本市場の国際化への貢献が期待されるが、他方で、特定の潜在的なリスクを有すると考えられる。そのため、サミット等における議論も踏まえつつ、様々な運用形態に応じて、実態把握に努め、リスクの所在を迅速に見極め、監督上の資源を振り向ける必要。監督指針におけるモニタリング調査を通じて対話を促進、実態把握、調査分析を行う。

### 無登録・無届業者の対応

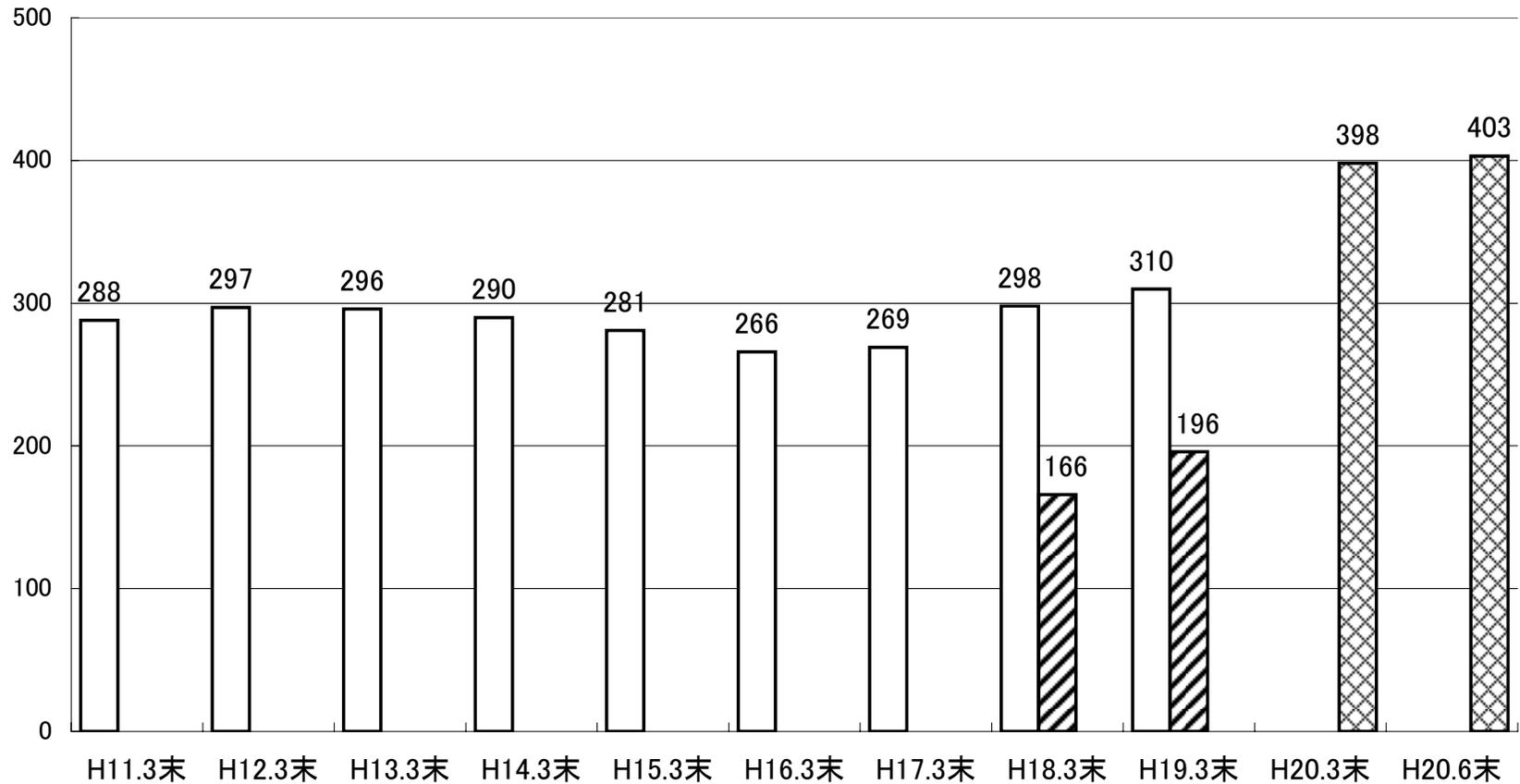
文書等で警告し登録・届出を促す。故意による場合等には捜査当局への連絡等を行い、被害の発生・拡大を防止。

## 【監督手法】

1. 検査・監視部局との適切な連携の確保
2. 自主規制機関等との連携
  - 「証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会 論点整理」のフォローアップと連携
  - 「金商業協会のあり方について(中間論点整理)」を踏まえた対応のフォローアップ
  - 暴力団等排除に関する証券保安連絡会を通じた連携、認定投資者保護団体の適切な認定
3. 金融商品取引業者等との関係
  - 積極的な対話の促進による当局対応の透明性・予測可能性向上
  - 必ずしも法令等違反でなくても公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認める場合には、業務の方法の変更等を命ずることが可能となるため、法令規制の背後にある原則的な考え方、規制の趣旨・目的を踏まえた上での適切な内部統制が必要。そのため、経営者との十分な意見交換を行う。
4. 海外監督当局等との連携強化

### 金融商品取引業者(第一種金融商品取引業)数の推移

(業者数)



□証券会社      ▣金融先物取引業者      ▤第一種金融商品取引業者

注:平成19年3月末までの数値は証券会社と改正金融先物取引法における金融先物取引業者の数。

## 国内証券会社の平成20年3月期決算概況

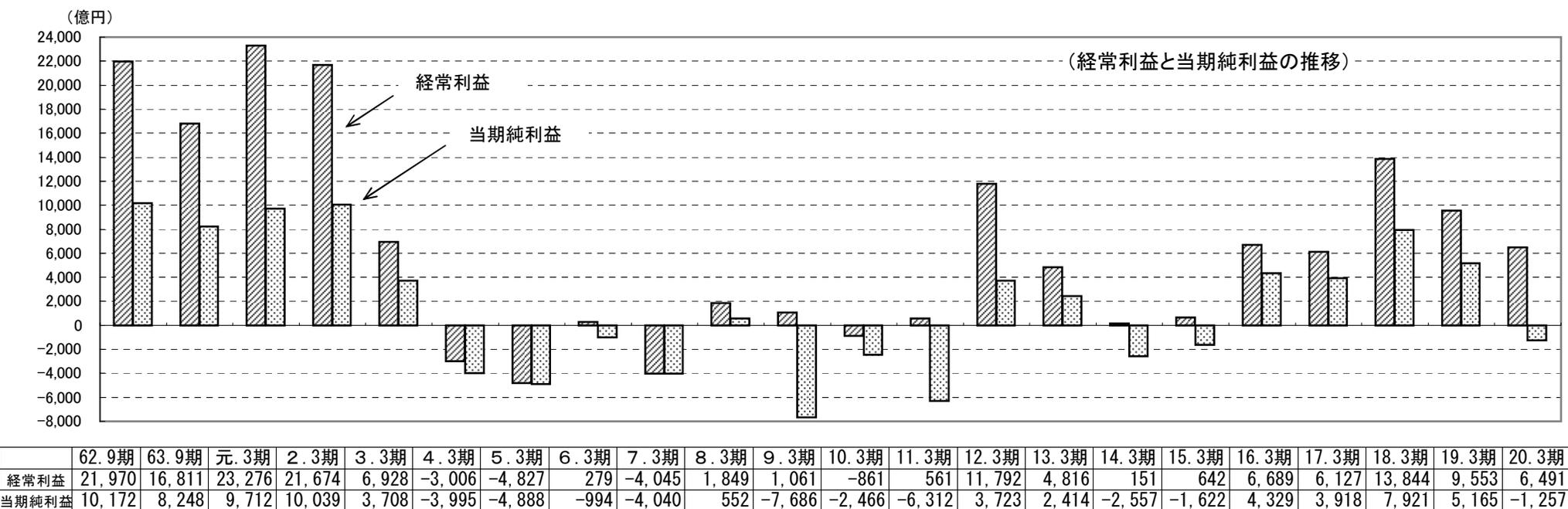
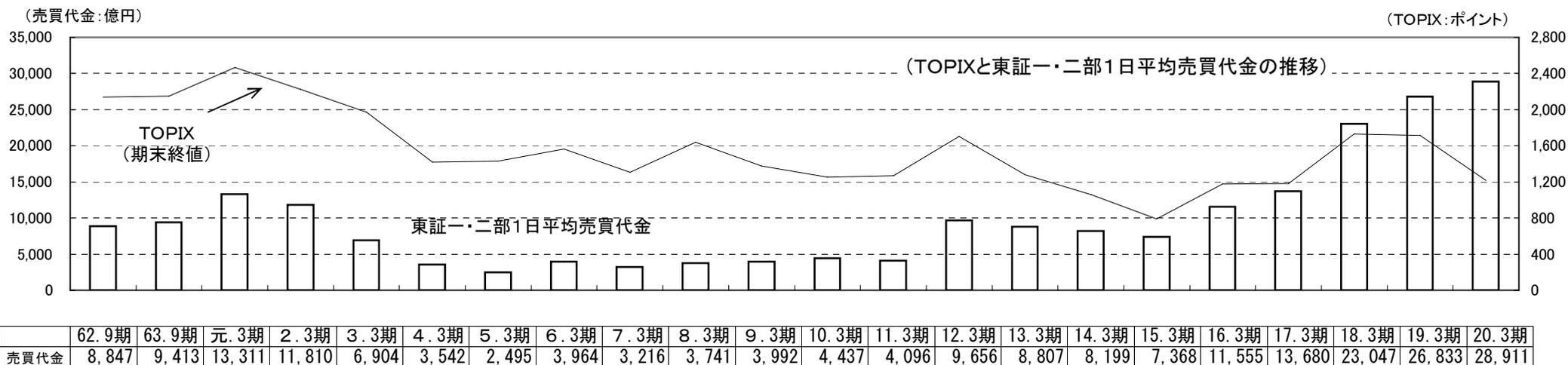
(単位:億円)

	20.3期(A)	19.3期(B)	(A)/(B)
会 社 数	280社	271社	—
営 業 収 益	41,073	40,990	100%
受 入 手 数 料	25,680	25,955	99%
委 託 手 数 料	8,328	9,515	88%
トレーディング損益	6,364	8,213	77%
販 売 費 ・ 一 般 管 理 費	28,551	26,759	107%
経 常 損 益	6,491	9,557	68%
当 期 純 損 益	▲ 1,257	5,175	—

(注)日本証券業協会調べ。

資料11-2-3

株式市況と証券会社の損益の推移



(注) 1. 日本証券業協会調べ。国内証券会社の合計。  
 2. 元年3月期は、決算期の変更に伴う半期決算のため、グラフでは実績を2倍した。

## 投資者保護基金の概要

名称	日本投資者保護基金
会員数	<p>会員証券会社数（平成20年6月30日現在）</p> <p>国内証券会社（291）社  <u>外国証券会社（31）社</u>  計（322）社</p>
役員	理事長 高橋 厚男
基金規模	平成20年6月30日現在 約 491億円
補償実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 南証券の破産に伴うもの（H12.3）－ 補償額 約59億円（うち破産管財人からの返還額 約24億円）</li> <li>・ ミナミ・ハイイールドボンド補償金請求訴訟敗訴に伴うもの  (H19.6)－ 補償額 約2億円  (H19.10)－ 補償額 約0.6億円</li> </ul>
参考	投資者保護基金は、国内系の日本投資者保護基金と外資系の証券投資者保護基金が平成14年7月1日に統合し一本化している。

# 証券会社の市場仲介機能等の充実・強化及び適切な発揮に向けた日証協等の取組み

## (主な取組み)

証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会  
論点整理 (18年6月) の項目

## 日証協等の取組み

### ① 市場仲介者としてのオペレーションの 信頼性向上

- ・ 誤発注の再発防止等

- ・ 取引所取引に係る約定取消しルールを制定

### ② 発行体に対する証券会社のチェック機能 の発揮

- ・ 引受け等の審査の強化等

- ・ MSCB等の取扱いをルール化
- ・ 有価証券の引受け等に関するルールを改正

### ③ 投資家に対する証券会社のチェック機能 の発揮

- ・ インサイダー取引のチェック等

- ・ 内部者登録制度に関するルールを改正
- ・ 「内部者情報システム」の構築を検討中

### ④ 市場プレイヤーとしての証券会社の自己 規律の維持

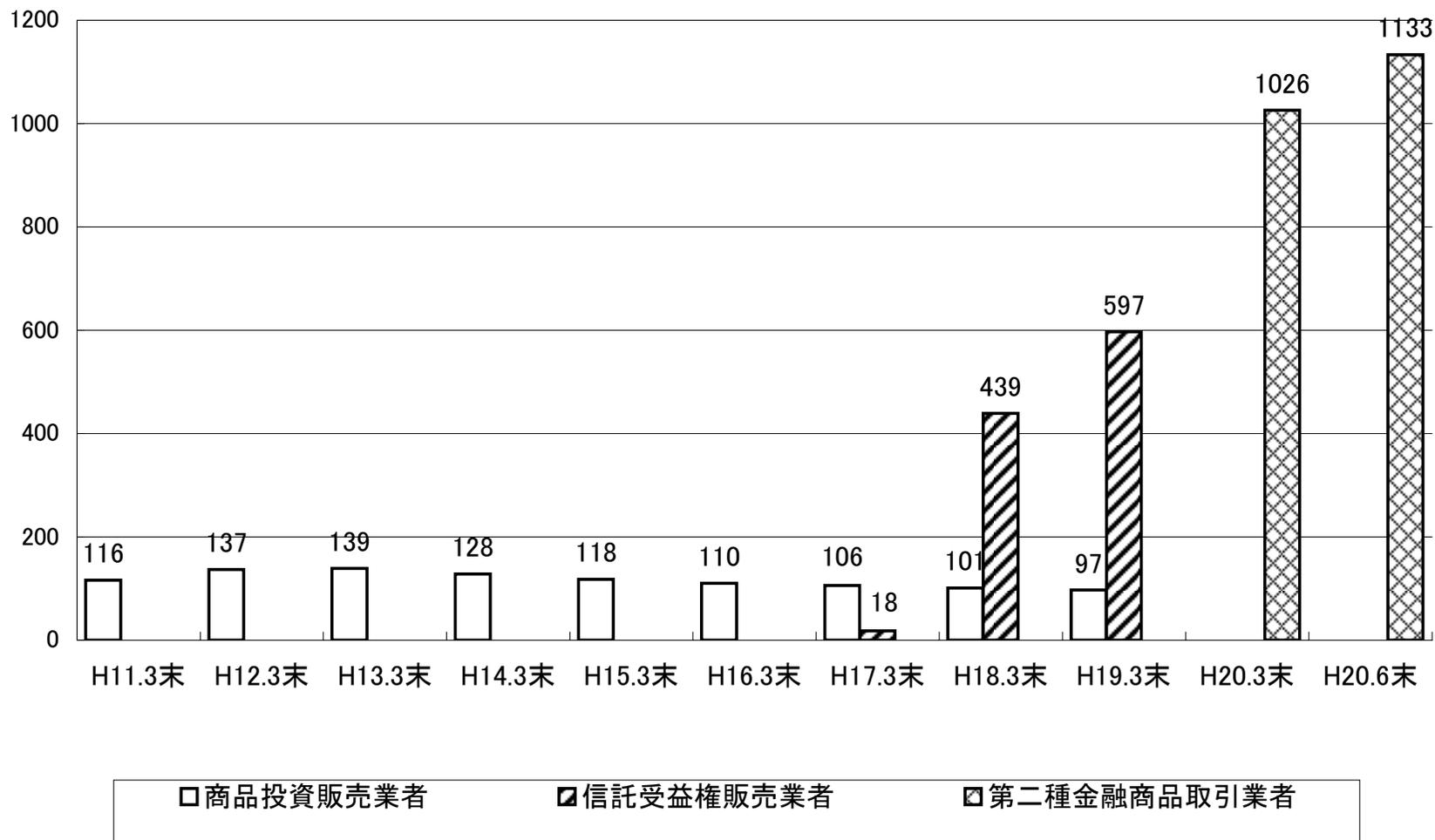
- ・ 倫理規定の整備等

- ・ 証券会社の倫理コードの保有を義務付ける自主ルールを制定

資料11-4-1

金融商品取引業者(第二種金融商品取引業)数の推移

(業者数)

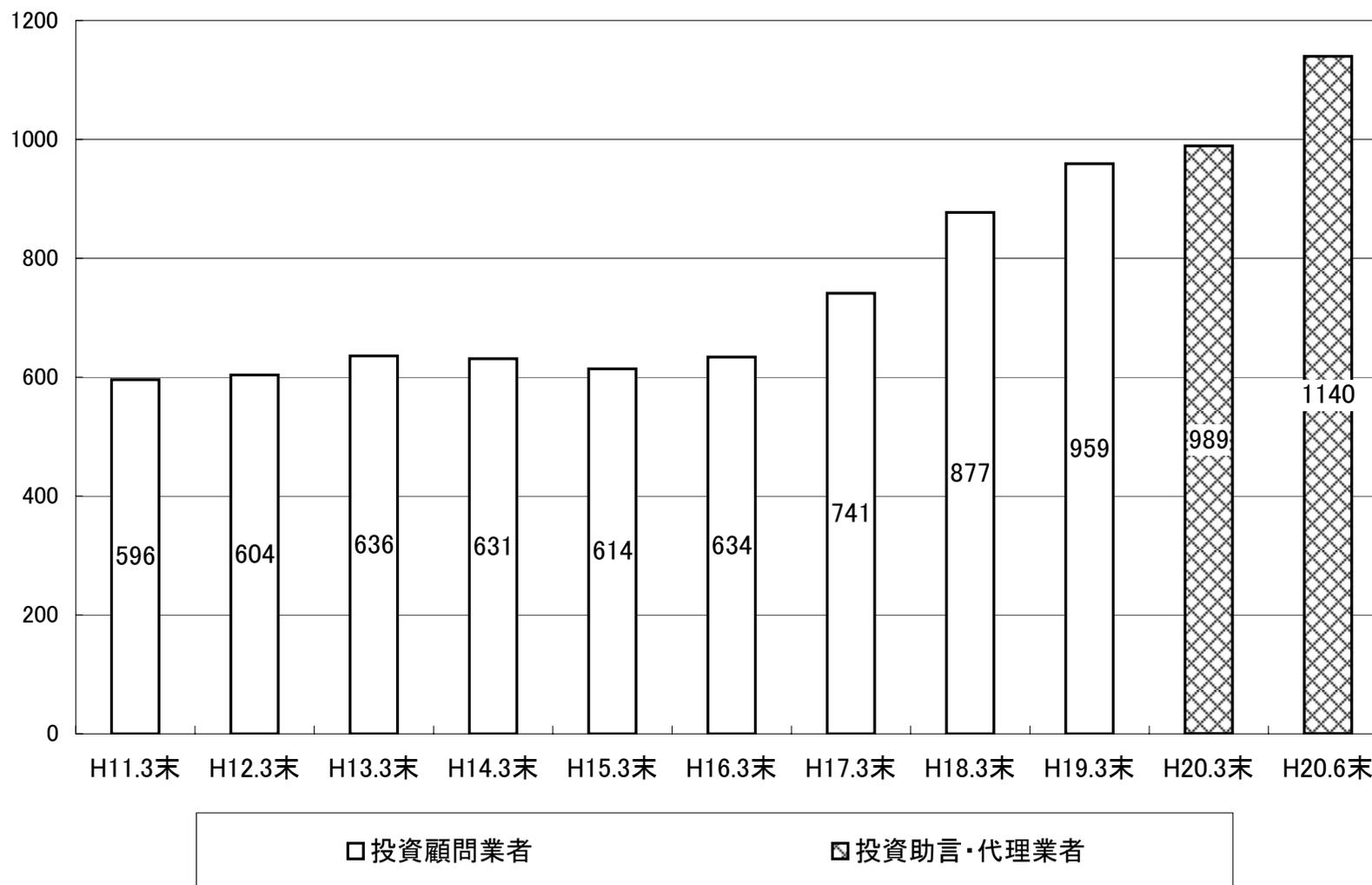


注:平成19年3月末までの数値は商品投資販売業者と信託受益権販売業者の数。

資料11-5-1

金融商品取引業者(投資助言・代理業)数の推移

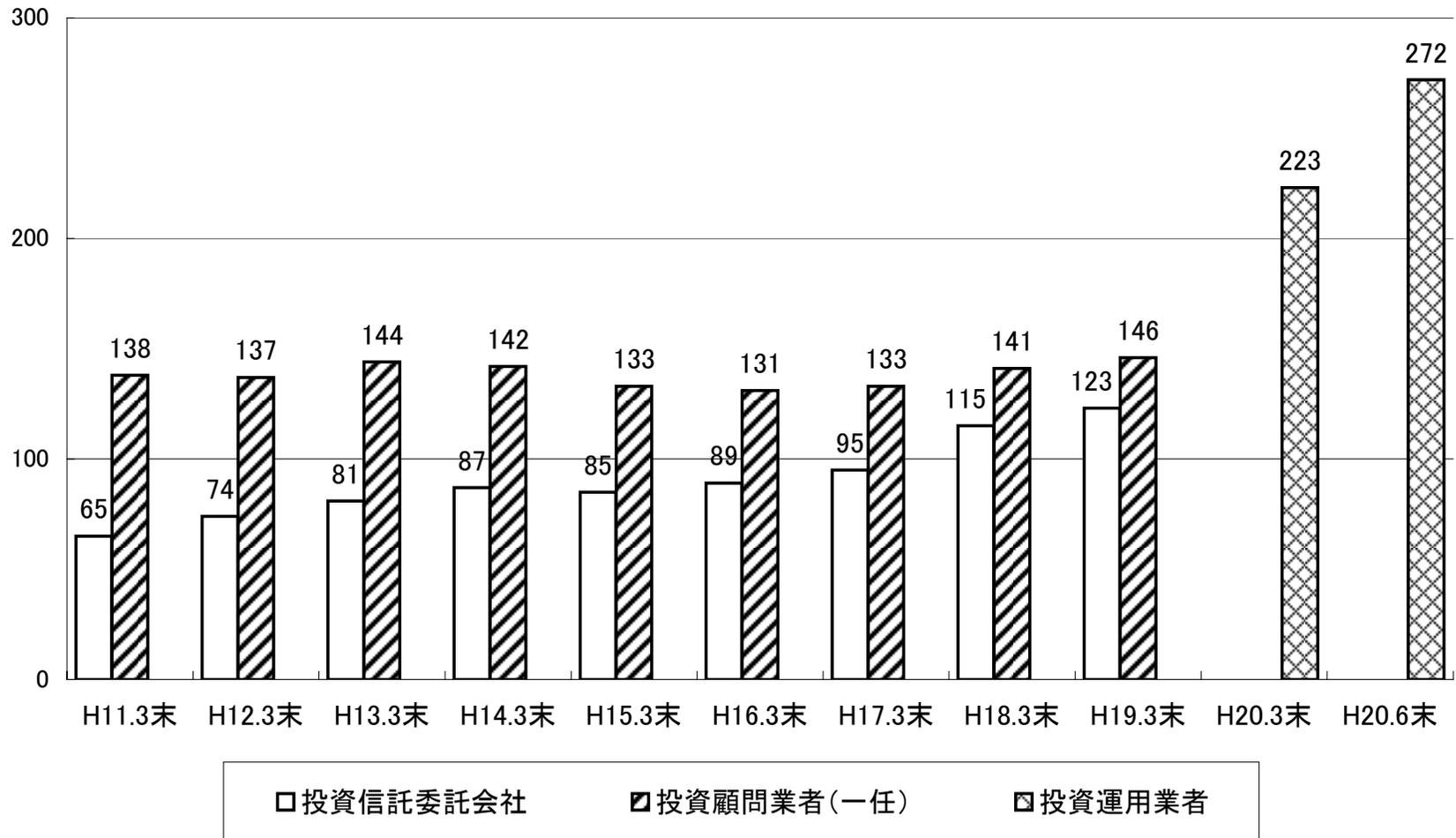
(業者数)



注:平成19年3月末までの数値は助言業のみを行う投資顧問業者の数。

### 金融商品取引業者(投資運用業)数の推移

(業者数)



注:平成19年3月末までの数値は投資信託委託会社と認可投資顧問業者の数。

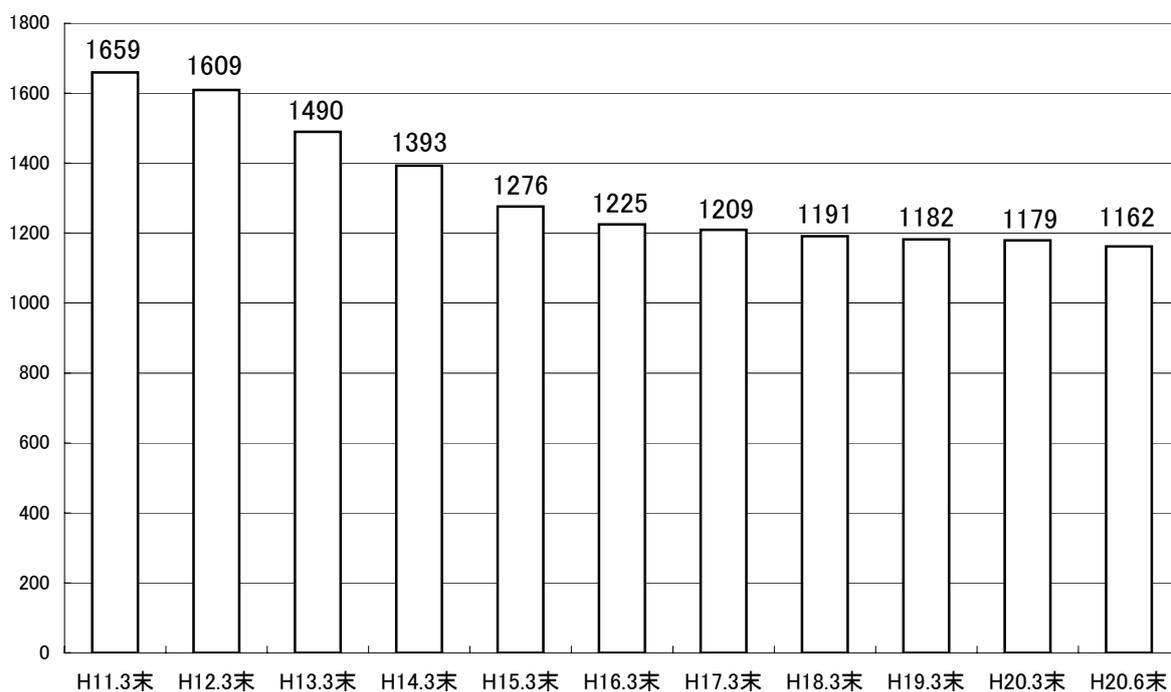
## 投資信託の純資産総額の推移

(単位:億円)

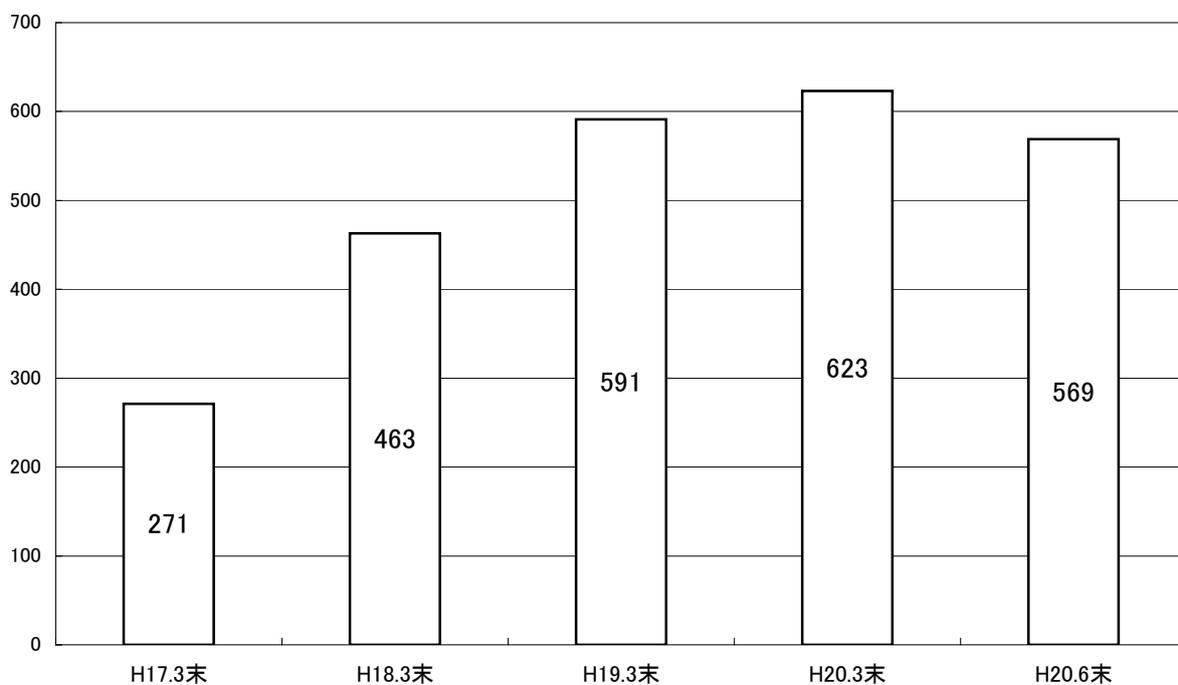
年(月)末	株式投信		公社債投信			合計	
		うち私募投信		うち私募投信	うちMMF		うち私募投信
昭和40年	9,082	—	2,275	—	—	11,357	—
45年	6,551	—	6,033	—	—	12,584	—
50年	19,345	—	14,280	—	—	33,625	—
55年	40,293	—	20,226	—	—	60,519	—
56年	40,063	—	32,231	—	—	72,294	—
57年	47,818	—	45,458	—	—	93,276	—
58年	61,513	—	79,372	—	—	140,885	—
59年	80,127	—	102,851	—	—	182,978	—
60年	103,787	—	95,936	—	—	199,722	—
61年	191,183	—	129,570	—	—	320,753	—
62年	306,143	—	123,001	—	—	429,144	—
63年	392,525	—	136,448	—	—	528,973	—
平成 元年	455,494	—	130,999	—	—	586,493	—
2年	350,722	—	109,218	—	—	459,940	—
3年	285,624	—	135,001	—	—	414,738	—
4年	211,031	—	221,975	—	54,137	433,006	—
5年	195,475	—	311,900	—	110,781	507,375	—
6年	174,515	—	259,568	—	91,731	434,083	—
7年	146,817	—	332,755	—	120,018	479,572	—
8年	127,798	—	358,883	—	142,191	486,681	—
9年	99,866	—	306,630	—	115,631	406,495	—
10年	114,961	—	312,432	—	142,799	427,393	—
11年	169,372	12,408	359,604	3,032	167,908	528,978	15,440
12年	177,962	31,856	352,960	5,073	109,710	530,922	36,929
13年	199,458	50,403	314,417	10,664	77,228	513,875	61,067
14年	228,422	64,693	205,551	9,119	55,215	433,973	73,812
15年	307,282	93,889	170,918	9,955	43,502	478,200	103,844
16年	420,817	146,464	145,113	9,498	36,062	565,930	155,962
17年	655,529	247,239	154,378	9,190	30,202	809,907	256,429
18年	878,447	321,869	140,700	8,002	26,931	1,019,147	329,871
19年	1,021,912	354,068	136,001	6,239	29,171	1,157,913	360,307
20年1月	939,248	332,119	133,811	6,175	28,906	1,073,059	338,294
2月	944,314	331,334	132,624	5,979	28,694	1,076,938	337,313
3月	892,512	315,018	126,027	5,657	27,964	1,018,539	320,675
4月	946,966	333,876	130,462	5,756	28,134	1,077,427	339,632
5月	966,468	340,143	131,080	6,027	28,051	1,077,426	346,171

出典:「投資信託」(投資信託協会発行)

(業者数) **登録金融機関数の推移**



(業者数) **金融商品仲介業者数の推移**



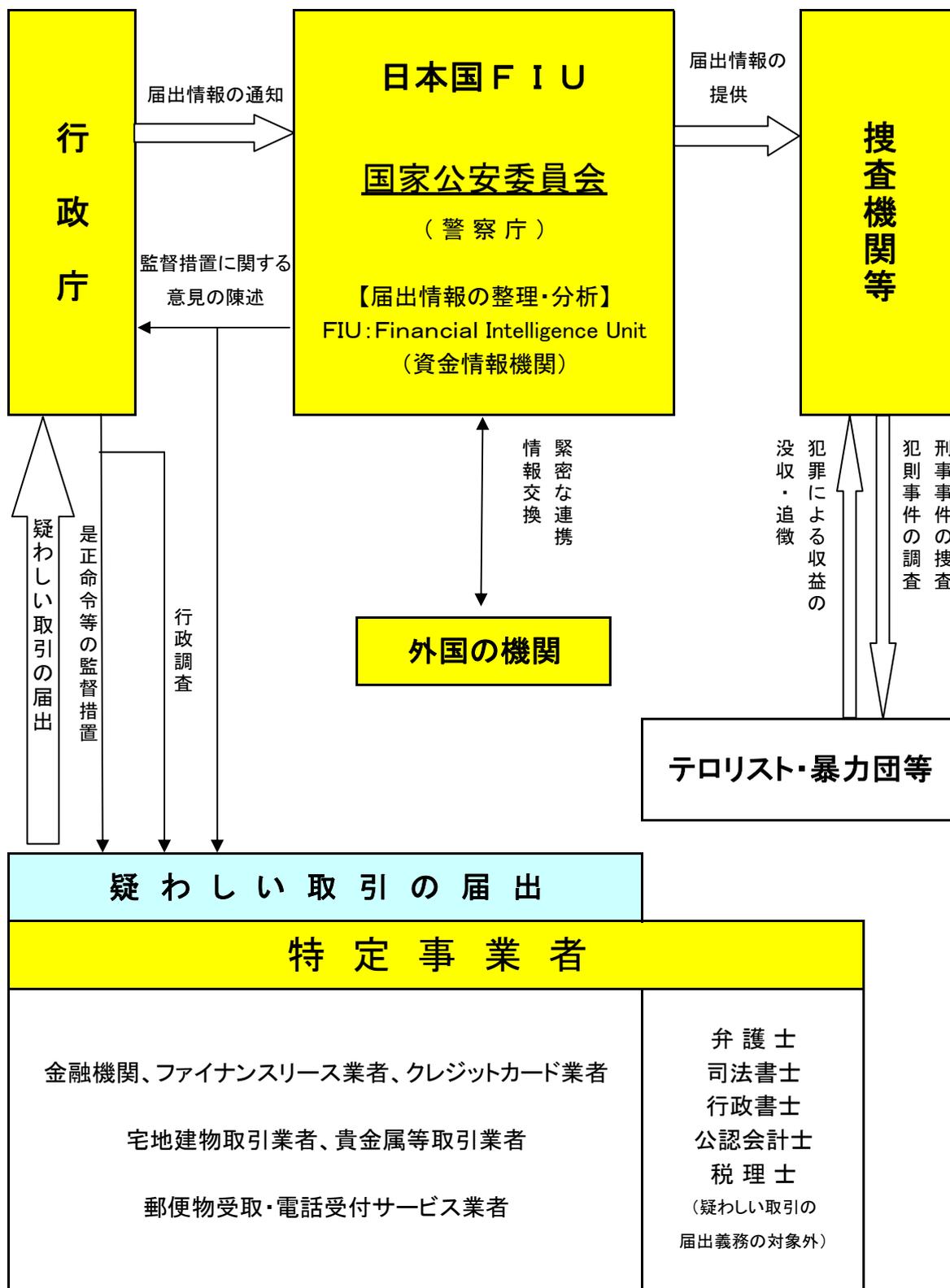
注:平成19年3月末までは証券仲介業者の数。

## 確定拠出年金運営管理機関登録数の推移

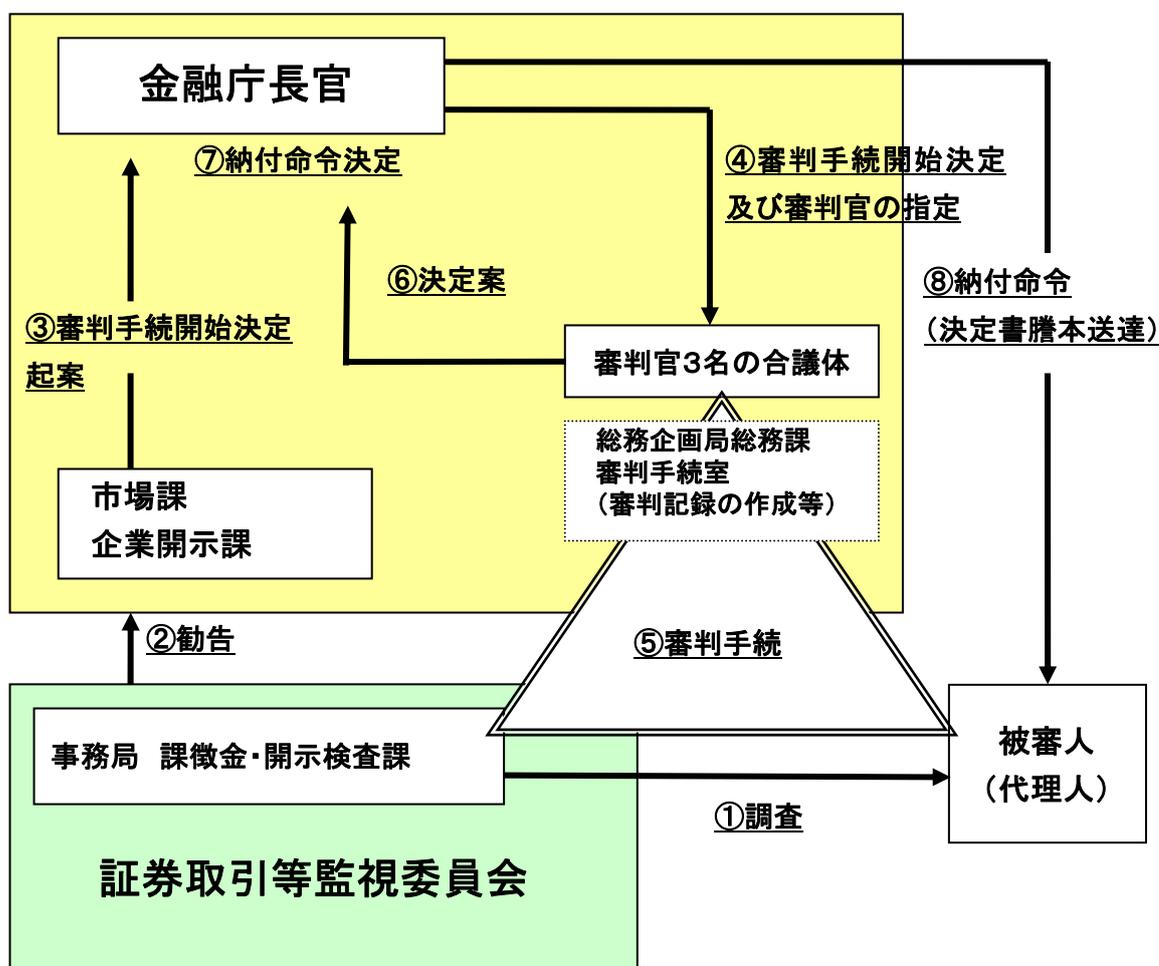
	会社数	うち				
		銀行	協同組織 金融機関 (※)	保険会社	証券会社	その他
2004年6月末	692	62	591	10	6	23
2005年6月末	688	70	580	11	5	22
2006年6月末	683	72	573	12	5	21
2007年6月末	670	72	561	12	5	20
2008年6月末	258	75	147	12	5	19

※信用金庫、信用組合、労働金庫、農協等

## 疑わしい取引の届出制度の概念図



## 金融商品取引法上の課徴金納付命令までの流れ



- ① 証券取引等監視委員会が調査
- ② その結果、課徴金の対象となる法令違反行為があると認める場合には、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し勧告
- ③・④ 勧告を受け、金融庁長官（内閣総理大臣から委任。以下同じ。）は審判手続開始決定及び審判官を指定
- ⑤ 審判官による審判手続
- ⑥ 審判手続を経たうえで、審判事件についての決定案を作成、金融庁長官に提出
- ⑦・⑧ 金融庁長官は、決定案に基づき、課徴金の納付を命ずる決定（課徴金納付命令）

## 課徴金納付命令の実績

(平成17事務年度)

No.	事 件 名	違反行為の態様	被 審 人	勧告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
1	㈱ガーラの株券に係る内部者取引 (平成17事務年度第1号)	重要事実(第三者割当増資及び業務提携)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた	㈱ガーラ社員 (営業等従事)	平成18年1月13日	平成18年2月8日	32万円
2	㈱ガーラの株券に係る内部者取引 (平成17事務年度第2号)	重要事実(第三者割当増資及び業務提携)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた	㈱ガーラ社員 (経理等従事)	平成18年1月13日	平成18年2月8日	31万円
3	㈱ガーラの株券に係る内部者取引 (平成17事務年度第3号)	重要事実(業務提携)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた	㈱ガーラ社員 (業務管理等従事)	平成18年1月13日	平成18年2月8日	31万円
4	利根地下技術㈱の株券に係る内部者取引 (平成17事務年度第4号)	重要事実(再生手続開始の申立て)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売り付けた	利根地下技術㈱社員 (業務執行統括等従事)	平成18年2月1日	平成18年2月15日	72万円
5	フジプレアム㈱の株券に係る内部者取引 (平成17事務年度第5号)	重要事実(株式分割)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた	フジプレアム㈱役員	平成18年4月17日	平成18年5月9日	213万円
6	フジプレアム㈱の株券に係る内部者取引 (平成17事務年度第6号)	同社の役員が、重要事実(株式分割)を、その職務に関して知り、会社の計算において、当該事実の公表前に買い付けた	フジプレアム㈱	平成18年4月17日	平成18年5月9日	42万円
7	㈱アイネスの株券に係る内部者取引 (平成17事務年度第7号)	重要事実(純利益及び配当予想値の下方修正)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売り付けた	㈱アイネス社員 (会社法務等従事)	平成18年5月11日	平成18年5月26日	5万円
8	日本プラスト㈱の株券に係る内部者取引 (平成17事務年度第8号)	重要事実(株式の発行)を、日本プラスト㈱との間の契約の履行に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた	日本プラスト㈱の 契約締結先社員	平成18年5月24日	平成18年6月9日	82万円
9	日本プラスト㈱の株券に係る内部者取引 (平成17事務年度第9号)	重要事実(株式の発行)を、日本プラスト㈱の契約締結先社員からの伝達によって知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた	日本プラスト㈱の 契約締結先社員からの 第一次情報受領者	平成18年5月24日	平成18年6月9日	46万円

(平成18事務年度)

No.	事 件 名	違反行為の態様	被 審 人	勧告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
1	㈱バオの株券に係る内部者取引 (平成18事務年度第1号)	重要事実(株式の発行)を、㈱バオとの間の契約の履行に関して知った契約締結先の役員が、会社の計算において、当該事実の公表前に買い付けた	㈱ジー・コミュニケーション	平成18年9月14日	平成18年10月2日	39万円
2	東日本ハウス㈱に係る虚偽の有価証券報告書の提出 (平成18事務年度第2号)	退職給与引当金を過少計上することにより、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書を提出した	東日本ハウス㈱	平成18年11月22日	平成18年12月6日	200万円
3	アロカ㈱の株券に係る内部者取引 (平成18事務年度第4号)	重要事実(純利益の下方修正)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売り付けた	アロカ㈱社員 (技術開発統括管理等従事)	平成18年12月8日	平成18年12月25日	17万円
4	アロカ㈱の株券に係る内部者取引 (平成18事務年度第5号)	重要事実(純利益の下方修正)を、アロカ㈱の役員からの伝達によって知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売り付けた	アロカ㈱役員からの 第一次情報受領者	平成18年12月8日	平成18年12月25日	16万円
5	アロカ㈱の株券に係る内部者取引 (平成18事務年度第6号)	重要事実(純利益の下方修正)を、アロカ㈱の役員からの伝達によって知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売り付けた	アロカ㈱役員からの 第一次情報受領者	平成18年12月8日	平成18年12月25日	73万円
6	㈱TTGホールディングス(旧商号㈱TTG)に係る虚偽の有価証券届出書の提出 (平成18事務年度第3号)	売上原価の付替え等により、重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させ、重要な事項につき虚偽の記載がある半期報告書を提出した	㈱TTG ホールディングス	平成18年12月6日	平成18年12月27日	1億 3,133万円
7	㈱日興コーディアルグループ発行登録追補書類の提出 (平成18事務年度第7号)	子会社が実質的に支配しており、本来連結対象とすべき会社を非連結にする等により、重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた	㈱日興コーディアル グループ	平成18年12月18日	平成19年1月5日	5億円
8	ジャパン建材㈱の株券に係る内部者取引 (平成18事務年度第8号)	重要事実(純利益の下方修正)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売り付けた	ジャパン建材㈱社員 (経理等従事)	平成19年2月6日	平成19年2月26日	4万円
9	㈱小松製作所の株券に係る内部者取引 (平成18事務年度第9号)	重要事実(子会社の解散)を、その職務に関して知った同社の執行役員が、会社の計算において、当該事実の公表前に買い付けた	㈱小松製作所	平成19年3月9日	平成19年3月30日	4,378万円
10	イー・アンド・アイシステム㈱に係る虚偽の半期報告書等の提出 (平成18事務年度第10号)	損失の繰延べにより、重要な事項につき虚偽の記載がある半期報告書を提出し、重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた	イー・アンド・ アイシステム㈱	平成19年4月17日	平成19年5月10日	2,259万円
11	㈱大塚家具の株券に係る内部者取引 (平成18事務年度第11号)	重要事実(配当予想値の上方修正)を、その職務に関して知った同社の役員が、会社の計算において、当該事実の公表前に買い付けた	㈱大塚家具	平成19年5月8日	平成19年5月29日	3,044万円
12	ダイヤモンドリース㈱の株券に係る内部者取引 (平成18事務年度第12号)	重要事実(合併)を、ダイヤモンドリース㈱との間の契約の締結及び交渉に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた	ダイヤモンド リース㈱の 契約締結先社員	平成19年6月15日	平成19年6月29日	20万円

13	ユーエフジェイ セントラルリース㈱の株券 に係る内部者取引 (平成18事務年度第13号)	重要事実(合併)を、ユーエフジェイセントラルリース㈱との間の契約の締結及び交渉に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた	ユーエフジェイセントラルリース㈱の契約締結先社員	平成19年6月15日	平成19年6月29日	42万円
----	---	--	--------------------------	------------	------------	------

(平成19事務年度)

No.	事 件 名	違反行為の態様	被 審 人	勧 告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
1	ネクストウェア㈱に係る虚偽の有価証券報告書等の提出 (平成18事務年度第14号)	架空売上の計上により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書及び半期報告書を提出し、当該半期報告書を組込情報とする有価証券届出書に基づく募集により有価証券を取得させた	ネクストウェア㈱	平成19年6月26日	平成19年7月13日	222万9999円
2	㈱倉元製作所の株券に係る内部者取引 (平成19事務年度第1号)	重要事実(業務提携)を、㈱倉元製作所との間の契約の履行に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた	㈱倉元製作所の契約締結先社員	平成19年7月3日	平成19年7月13日	15万円
3	㈱東日カーライフグループに係る虚偽の有価証券報告書等の提出 (平成19事務年度第2号)	売上原価の過少計上、販売費及び一般管理費の過少計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した	㈱東日カーライフグループ	平成19年7月18日	平成19年8月7日	600万円
4	泉州電業㈱の株券に係る内部者取引 (平成19事務年度第3号)	重要事実(転換社債型新株予約権付社債を引き受ける者の募集)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売り付けた	泉州電業㈱社員(業務管理等従事)	平成19年10月19日	平成19年11月8日	4万円
5	泉州電業㈱の株券に係る内部者取引 (平成19事務年度第4号)	重要事実(転換社債型新株予約権付社債を引き受ける者の募集)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売り付けた	泉州電業㈱社員(経理等従事)	平成19年10月19日	平成19年11月8日	58万円
6	カッパ・クリエイト㈱の株券に係る内部者取引 (平成19事務年度第5号)	重要事実(資本業務提携)を、カッパ・クリエイト㈱の契約締結交渉先の役員からの伝達によって知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた	発行体の契約締結交渉先の役員からの第一次情報受領者	平成19年11月2日	平成19年11月15日	44万円
7	日特建設㈱に係る虚偽の有価証券報告書等の提出 (平成19事務年度第6号)	有形固定資産等の過大計上により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した	日特建設㈱	平成19年11月20日	平成19年12月5日	349万9999円
8	㈱ベルックスの株券に係る内部者取引 (平成19事務年度第7号)	KYプランニング㈱が㈱ベルックスの株券を公開買付けすることについて、KYプランニング㈱の業務に従事していた者より伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた	KYプランニング㈱の業務に従事していた者からの第一次情報受領者	平成19年12月14日	平成20年1月11日	245万円
9	㈱WD Iの株券に係る内部者取引 (平成19事務年度第8号)	重要事実(当期純利益、連結経常利益及び連結当期純利益の予想値の下方修正)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売り付けた	㈱WD I社員(経理等従事)	平成19年12月14日	平成20年1月11日	9万円
10	㈱ネットマークスに係る虚偽の有価証券報告書等の提出 (平成19事務年度第9号)	架空売上及び架空仕入の計上により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した	㈱ネットマークス	平成19年12月21日	平成20年1月18日	300万円
11	三洋電機㈱に係る虚偽の半期報告書の提出 (平成19事務年度第10号)	関係会社株式の過大計上及び関係会社損失引当金の過少計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある半期報告書を提出した	三洋電機㈱	平成19年12月25日	平成20年1月18日	830万円
12	㈱サンシティの株券に係る内部者取引 (平成19事務年度第11号)	重要事実(転換社債型新株予約権付社債を引き受ける者の募集)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売り付けた	㈱サンシティ役員	平成20年1月22日	平成20年2月6日	53万円
13	テクノイト㈱ほか9社の株券に係る内部者取引 (平成19事務年度第12号)	オーツキ・ストラテジック・インベストメント㈱ほか9社がそれぞれテクノイト㈱ほか9社の株券を公開買付けすることについて、オーツキ・ストラテジック・インベストメント㈱ほか9社の契約締結先である宝印刷㈱社員より伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた	公開買付者の契約締結先である宝印刷㈱社員からの第一次情報受領者	平成20年1月25日	平成20年2月14日	167万円
14	㈱天辻鋼球製作所ほか2社の株券に係る内部者取引 (平成19事務年度第13号)	日本精工㈱ほか2社がそれぞれ㈱天辻鋼球製作所ほか2社の株券を公開買付けすることについて、日本精工㈱ほか2社の契約締結先である宝印刷㈱社員より伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた	公開買付者の契約締結先である宝印刷㈱社員からの第一次情報受領者	平成20年1月25日	平成20年2月14日	76万円
15	㈱アスキーソリューションズに係る虚偽の有価証券報告書等の提出 (平成19事務年度第14号)	売上の過大計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出し、当該有価証券報告書を組込情報とする等の有価証券届出書に基づく募集により有価証券を取得させた	㈱アスキーソリューションズ	平成20年2月1日	平成20年2月21日	1,957万円
16	カッパ・クリエイト㈱ほか1社の株券に係る内部者取引 (平成19事務年度第15号)	重要事実(資本業務提携)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた	日本放送協会職員(第一次情報受領者)	平成20年2月29日	平成20年3月19日	26万円
17	カッパ・クリエイト㈱の株券に係る内部者取引 (平成19事務年度第16号)	重要事実(資本業務提携)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた	日本放送協会職員(第一次情報受領者)	平成20年2月29日	平成20年3月19日	17万円
18	カッパ・クリエイト㈱の株券に係る内部者取引 (平成19事務年度第17号)	重要事実(資本業務提携)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた	日本放送協会職員(第一次情報受領者)	平成20年2月29日	平成20年3月19日	6万円
19	丸善㈱に係る虚偽の有価証券報告書等の提出 (平成19事務年度第18号事件)	売上の前倒し計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した	丸善㈱	平成20年3月14日	平成20年4月3日	165万9999円

20	㈱マーベラス エンターテイメントの株券 に係る内部者取引 (平成19事務年度第19号事件)	重要事実(経常利益、当期純利益、連結経常利益及び連結当期純利益の予想値の下方修正)を、㈱マーベラスエンターテイメントとの間の契約の履行に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売り付けた	新日本監査法人元職員 (㈱マーベラス エンターテイメントの 契約締結先職員・ 公認会計士)	平成20年3月18日	平成20年4月9日	134万円
21	ミサワホーム九州㈱に係る 虚偽の有価証券報告書の提出 (平成19事務年度第20号事件)	売上の前倒し計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した	ミサワホーム九州㈱	平成20年4月15日	平成20年5月9日	199万 9999円
22	㈱セタの株券 に係る内部者取引 (平成19事務年度第21号事件)	重要事実(業務提携)を、㈱セタとの間の契約の締結の交渉に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた	㈱セタの 契約締結先役員	平成20年4月22日	平成20年5月16日	104万円
23	㈱セタの株券 に係る内部者取引 (平成19事務年度第22号事件)	重要事実(業務提携)を、㈱セタとの間の契約の締結の交渉に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた	㈱セタの 契約締結交渉先役員	平成20年4月22日	平成20年5月16日	27万円
24	㈱セタの株券 に係る内部者取引 (平成19事務年度第23号事件)	重要事実(業務提携)を、㈱セタとの間の契約の締結の交渉に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた	㈱セタの 契約締結交渉先役員	平成20年4月22日	平成20年5月16日	22万円
25	㈱セタの株券 に係る内部者取引 (平成19事務年度第24号事件)	重要事実(業務提携)を、㈱セタとの間の契約の締結の交渉に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた	㈱セタの 契約締結先役員	平成20年4月22日	平成20年5月16日	23万円
26	㈱セタの株券に係る内部者取引 (平成19事務年度第25号事件)	重要事実(業務提携)を、㈱セタとの間の契約の締結の交渉に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた	㈱セタの 契約締結交渉先役員	平成20年4月22日	平成20年5月16日	16万円
27	㈱セタの株券 に係る内部者取引 (平成19事務年度第26号事件)	重要事実(業務提携)を、㈱セタとの間の契約の締結の交渉に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた	㈱セタの 契約締結交渉先役員	平成20年4月22日	平成20年5月16日	41万円
28	㈱セタの株券 に係る内部者取引 (平成19事務年度第27号事件)	重要事実(業務提携)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた	㈱セタの契約締結 交渉先の役員からの 第一次情報受領者	平成20年4月22日	平成20年5月16日	25万円
29	㈱セタに係る 虚偽の有価証券報告書の提出 (平成19事務年度第28号事件)	売上の前倒し計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した	㈱セタ	平成20年4月22日	平成20年5月16日	300万円
30	日本電子材料㈱の株券 に係る内部者取引 (平成19事務年度第29号事件)	重要事実(売上高予想値の下方修正)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売り付けた	日本電子材料㈱社員 (営業企画等従事)	平成20年4月25日	平成20年5月21日	94万円
31	㈱クリムゾンに係る 虚偽の有価証券報告書等の提出 (平成19事務年度第30号事件)	売上原価の過少計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した	㈱クリムゾン	平成20年6月3日	平成20年6月19日	500万円